

平成 28 年度

包括外部監査結果報告書

平成 29 年 1 月 13 日

神奈川県包括外部監査人

弁護士 湯 沢 誠

目 次

第1編	包括外部監査の概要	1
第1章	監査の種類	1
第2章	特定した事件（監査のテーマ）	1
第3章	監査対象年度	1
第4章	監査の実施期間	1
第5章	監査の実施者	1
第6章	特定の事件（監査のテーマ）を選定した理由	2
第7章	監査の視点	3
第8章	監査の範囲と方法	4
第9章	利害関係	5
第10章	報告書の記載について	5
第2編	総論	7
第1章	神奈川県における財政的援助団体等の概況	7
第2章	財政的援助団体等に関する神奈川県の取組	11
第3編	監査の結果	14
第1章	総論（財政的援助団体等の選択方法等）	14
第2章	株式会社湘南国際村協会	20
第3章	社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会	86
第4章	神奈川県道路公社	171
第5章	公益財団法人神奈川産業振興センター	219
第6章	財政的援助団体等全般について	262
第4編	包括外部監査結果の総括	280
第1章	指摘事項・意見の区別	280
第2章	指摘事項・意見の一覧表	280

第1編 包括外部監査の概要

第1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び4項の規定に基づく包括外部監査

第2 特定した事件（監査のテーマ）

- ・ 財政的援助団体等に関する財務事務の執行について
- ・ 株式会社湘南国際村協会（財政的援助団体等）
- ・ 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会（財政的援助団体等）
- ・ 神奈川県道路公社（財政的援助団体等）
- ・ 公益財団法人神奈川産業振興センター（財政的援助団体等）

第3 監査対象年度

平成27年度（ただし、必要な範囲で他の年度についても監査の対象とした。）

第4 監査の実施期間

平成28年5月17日～平成29年1月13日まで

第5 監査の実施者

包括外部監査人	湯沢誠	（弁護士）
同 補助者	稲村育雄	（弁護士）
同 補助者	長瀬陽朗	（弁護士）
同 補助者	新関拓也	（弁護士）
同 補助者	小池翼	（弁護士）
同 補助者	滝沢章	（弁護士）
同 補助者	元小出悟	（公認会計士）
同 補助者	兒玉洋貴	（公認会計士）

第6 特定の事件（監査のテーマ）を選定した理由

1 財政的援助団体等に関する県歳出等からの視点

- (1) 平成27年度の県の歳出決算額は、約1兆9648億円であるところ、平成27年5月県監査委員特定事務監査結果報告書「補助金の交付に係る事務手続について」によると、財政的援助団体等に対する平成25年度の補助金交付実績総額は約1272億円である（なお、平成27年度の実績総額を県に確認したが、県では集計しておらず不明とのことであった。）
- (2) また、「第三セクター白書～平成27年度～」（平成28年1月県総務局組織人材部行政管理課発行。以下「第三セクター白書」という。）によると、県が出資している第三セクターは平成27年7月1日現在で102法人（うち県主導第三セクターが16法人、その他の第三セクターが86法人）存在し、平成26年度決算における県主導第三セクターの資産合計は約2855億円、負債合計は約1832億円であり、また、県主導第三セクターに対する平成27年度の県財政的支援（補助金・貸付金・負担金）額合計（当初予算額合計）は約45億に及ぶ。
- (3) また、「第三セクター白書」によると、県が損失補償・債務保証を行っている法人（県主導第三セクター、その他第三セクター、第三セクター以外の法人）の平成27年度当初予算における当該年度以降の支出予定額は、7法人総合計で約1154億に及ぶ。
- (4) このように、財政的援助団体等に関する県歳出額や、県下の財政的援助団体等自体の資産・負債の状況は、県財政が厳しい中で、決して軽視することのできない金額である。

そこで、財政的援助団体等に関する財務事務の執行が、合規性を備えた上で、経済性、有効性、効率性をもって執行されているかどうかを監査することは、県財政の健全な運営を図る上で重要であると考えた。

図表1-1-1 財政的援助団体等に関する県歳出等

平成27年度県歳出決算額	約1兆9648億円
平成25年度補助金交付実績総額	約1272億円
県主導第三セクター資産合計額	約2855億円
県主導第三セクター負債合計額	約1832億円
平成27年度以降県損失補償・債務保証支出予定額	約1154億円

2 財政的援助団体等に関する県の取組からの視点

- (1) 県では、法人運営の効率化や、平成17年度以降は県主導第三セクター

の自立化にも取り組んでおり、「第三セクター白書」によれば、県主導第三セクターの今後のあり方等につき、例えば、株式会社湘南国際村協会については「早期の自立化に向けて、更なる経営改善に取り組む」とされ、また、公益財団法人神奈川産業振興センターや神奈川県道路公社については「経営改善目標を策定し、その目標の達成に向けて取組みを進めています」とされている。

- (2) また、県は、厳しい財政状況に対応すべく、平成 24 年 10 月、神奈川県緊急財政対策を取りまとめ、そこでは、「全ての補助金・負担金について、その必要性や内容の妥当性をゼロベースで検証し、『廃止』『削減』を含めた見直しを検討する。また、その内容や規模、実施時期についてのロードマップを明らかにする。」「見直しに際しては、団体や市町村への影響等を考慮し、必要に応じて経過措置を講じることなどについても検討する。」ことを基本的な考え方とし、これに基づき、補助金・負担金の見直しを推し進め、平成 26 年 2 月 7 日には緊急財政対策の取組結果を公表している。
- (3) このような財政的援助団体等に関する県の取組の流れの中で、財政的援助団体等に関する財務事務の執行を監査することは、県の取組や、その見直し実現のより一層の推進を図る上で、十分に意義があるものと考えた。

第7 監査の視点

監査のテーマを選定した上記の理由などから、監査の視点の大枠を次のように定めた。

- 1 出資、補助金、その他の財政的援助（貸付、債務保証、損失補償等）にまつわる適正性等
- 2 財政的援助団体等の目的、組織、事業計画の適正性等
- 3 財政的援助団体等における予算、決算、収支の適正性等
- 4 財政的援助団体等における人事・労務、人件費の適正性等
- 5 財政的援助団体等における資産・施設等の管理の適正性等
- 6 財政的援助団体等における委託・請負契約の適正性等
- 7 財政的援助団体等における債権管理の適正性等
- 8 財政的援助団体等に対するモニタリングの適正性等

第8 監査の範囲と方法

1 監査対象となる県部局及び財政的援助団体等

- (1) 監査委員が定めた選定方針により作成した「平成27年財政的援助団体等監査対象・実施団体一覧」の財政的援助団体等67団体の中から、これまでの包括外部監査の実施状況や、財政的援助等の内容や金額なども踏まえつつ、比較的財政規模が大きいと思慮される団体を中心に、四つの団体を任意選定した上で、選定した団体に関する財務事務の執行について可能な限り網羅的な監査を実施し、これにより当該団体の個別的な問題点を浮き上がらせるほか、これを通じて県の財政的援助団体等に関する財務事務の執行についての総括的・総論的な問題点をも浮き上がらせることとした。

なお、監査対象として選択した財政的援助団体等は、次に掲げる第3編第2章から第5章までの4団体である。

- ・第3編第2章 株式会社湘南国際村協会
- ・第3編第3章 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
- ・第3編第4章 神奈川県道路公社
- ・第3編第5章 公益財団法人神奈川産業振興センター

- (2) また、同時に、選択した団体を所管する県部局も監査対象部局として捉え、同県部局における同団体等に関する財務事務の執行についても必要に応じて監査対象とした。

2 監査の方法

(1) 書面による質問等

監査対象とした団体及び県所管部局に対し、適宜、文書にて質問を發出し、文書にて資料提供を求め、その回答・資料提供を受けた。

(2) 事業所等の現地調査、原簿の査閲等

各団体の事業所・事務所・その他施設をできる限り現状確認したほか、事業所・事務所に備え置かれている会計帳簿等の原資料の査閲をできる限り実施した。

また、事業所・事務所において、資産等の現物確認、預貯金・現金等の帳簿残高との突合、及び、システム監査などもできる限り実施した。

(3) ヒアリング

書面質問に対する回答、現地調査、原簿の査閲等を通じて生じた疑問点等につき、県所管部局や当該団体に対して改めて文書にて照会を行い、必要に応じてヒアリングを重ねた。

第9 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象事件について、地方自治法第252条の29が規定する利害関係はない。

第10 報告書の記載について

1 報告書の体系

(1) 本報告書においては、第2編「総論」で、神奈川県における財政的援助団体等の概況や、財政的援助団体等に関する県の近時の取組を通覧している。

(2) 第3編「監査の結果」では、監査対象とした四つの財政的援助団体等の選択方法等について触れた第1章のほか、選択した四つの財政的援助団体等ごとに固有のテーマを取り上げた各論部分の第2章～第5章と、その四つの財政的援助団体等の監査を通じて浮き上がってきた県下の財政的援助団体等全般に関わる総括的・総論的テーマを取り上げた総括部分の第6章がある。

なお、各論部分である第2章～第5章では、選択した団体ごとに、第1で法人の概要を記述し、第2で実施した監査を記述し、第3で監査によって発見した問題点とその意見等を記述している。

また、総括部分である第6章では、第1～第7までのテーマごとに1で同テーマ設定の背景となる財政的援助団体等の現況を記述し、2で問題点とその意見等を記述している。

(3) 第4編「包括外部監査結果の総括」において、第3編で記述した指摘事項と意見を総括し、一覧表としてこれを記載した。

2 監査の結果の表記について

本報告書で指摘事項とするものは、監査テーマの中で違法であるか著しく不当であって是正措置が必要と考える事項である。

意見とするものは、監査テーマの中で違法若しくは著しく不当とまでは考えないが、是正措置が望まれると考える事項である。

なお、読者の便宜のために、第3編の各章で監査の結果を記載するにあたり、冒頭の右隅に【指摘事項 No.】【意見 No.】を明示するとともに、指摘事項又は意見の要旨を冒頭の枠内に表記した。

また、【指摘事項 No.】及び【意見 No.】については、第3編の各章ごとに次のとおりとしており、各章ごとの通番となっている。

- ・第2章 株式会社湘南国際村協会
【指摘事項 No.湘】 【意見 No.湘】
- ・第3章 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
【指摘事項 No.社】 【意見 No.社】
- ・第4章 神奈川県道路公社
【指摘事項 No.道】 【意見 No.道】
- ・第5章 公益財団法人神奈川産業振興センター
【指摘事項 No.産】 【意見 No.産】
- ・第6章 財政的援助団体等全般について
【指摘事項 No.総】 【意見 No.総】

3 略語等について

本報告書では、原則として、神奈川県を指す場合、「神奈川県」ないしは単に「県」と表記している。ただし、前後の文脈から読者に分かりやすくするために、上記の表記準則によらないで記述している部分がある。

また、財政的援助団体等以外の委託先などの業者等の名称や、財政的援助団体等の職員等の名称については、便宜上、匿名で、A～のアルファベットで表記している。

第2編 総論

第1章 神奈川県における財政的援助団体等の概況

第1 財政的援助団体等について

1 財政的援助団体等とは

財政的援助団体等とは、県が、補助金や貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助、あるいは出資をしている団体等をいい、本報告書においてもそれと同一の意味で「財政的援助団体等」との語句を用いている。

2 県下の財政的援助団体等の団体数等

県下の財政的援助団体等の団体総数は不明であるが、監査委員が地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政的援助団体等を監査する場合の選定基準を定めた方針に基づき作成した「平成27年財政的援助団体等監査対象・実施団体一覧」によると、財政的援助団体等は67団体であり、その監査対象・実施団体には、県出資団体のほか、補助金・貸付金・損失補償等の財政的援助に係る団体及び指定管理者が存在する。

第2 県下の財政的援助団体等の現状

1 県出資等団体

- (1) 平成28年1月県総務局組織人材部行政管理課「神奈川県第三セクター白書～平成27年度～」によると、県が出資等している102法人のうち県主導第三セクター（県出資等比率が25%以上で、かつ、県出資等比率が最も大きい法人や、県行政と密接な関係を有する法人など、県が主体的に指導する必要があるものとして県が認定した第三セクター）は16法人であり、また、県主導第三セクターの出資等比率区分ごとの法人数は、図表2-1-1のとおりである。

図表 2 - 1 - 1 出資等比率区分ごとの県主導第三セクター法人数

出資等比率区分	法人数	本年度包括外部監査対象団体
100%	4 法人	公益財団法人神奈川産業振興センター、 神奈川県道路公社
50%以上 100%未満	7 法人	
25%以上 50%未満	3 法人	株式会社湘南国際村協会
25%未満	2 法人	

- (2) また、「第三セクター白書」によれば、県主導第三セクター（16 法人）の平成 26 年度決算において、黒字法人は 12 法人、赤字法人は 4 法人であり（当期正味財産増減額（又は当期損益）がプラスとなっている場合を黒字、マイナスとなっている場合を赤字としている）例えば、株式会社湘南国際村協会は、平成 26 年度決算の累積正味財産増減額（当期末処分損益）が 7 億 4543 万円（万円未満切捨て）と累積赤字の状態となっている。

また、「第三セクター白書」によれば、県主導第三セクター（16 法人）の資産合計は 2855 億 5374 万円（万円未満切捨て）、負債合計は 1832 億 5458 万円（同左）、正味財産等（正味財産又は純資産）合計は 1022 億 9915 万円（同左）となっている。

図表 2 - 1 - 2 県主導第三セクターの資産・負債・正味財産等合計

資産合計（16 法人合計）	2855 億 5374 万円
負債合計（同上）	1832 億 5458 万円
正味財産等合計（同上）	1022 億 9915 万円

正味資産等合計：正味資産又は純資産の合計

2 補助金交付団体

- (1) 平成 27 年 5 月県監査委員特定事務監査結果報告書「補助金の交付に係る事務手続について」によれば、県補助事業数は 484 事業存在し、平成 25 年度の補助金交付実績総額は 1272 億 0662 万 3066 円（監査事務局が予備調査で把握した 484 補助事業の交付実績額を集計したもの）である。
- (2) なお、包括外部監査人が平成 25 年度～平成 27 年度の補助事業数、補助金交付実績額及び補助金交付団体数につき確認したところ、補助事業数については下記図表 2 - 1 - 3 のとおりの回答があったが、県では補助金交付実績額及び補助金交付団体数を経年的に把握することはしていないようであり、補助金交付実績額、補助金交付団体数は不明との回答

であった。

なお、図表 2 - 1 - 3 のとおり、補助事業数は減少傾向にある。

図表 2 - 1 - 3 平成 25 年度～平成 27 年度の補助事業数

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
486 件	481 件	451 件

当初予算ベース

3 損失補償団体・債務保証団体

- (1) 包括外部監査人が平成 25 年度～平成 27 年度の損失補償事業数、損失補償実績額及び損失補償団体数につき、県に文書にて照会したところ、損失補償事業数については次の図表 2 - 1 - 4 のとおり回答があったが、県では損失補償実績額及び損失補償団体数を経年的に把握することはしておらず、損失補償実績額、損失補償団体数は不明との回答であった。

図表 2 - 1 - 4 平成 25 年度～平成 27 年度の損失補償事業数

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
13 件	13 件	12 件

- (2) また、包括外部監査人が平成 25 年度～平成 27 年度の債務保証事業数、債務保証実績額及び債務保証団体数につき、県に文書にて照会したところ、債務保証事業数については次の図表 2 - 1 - 5 のとおり回答があったが、県では債務保証実績数及び債務保証団体数を経年的に把握することはしておらず、債務保証実績数、債務保証団体数は不明との回答であった。また、県では、保証債務履行事業数、保証債務履行実績額、保証債務履行団体数、求償権行使 / 放棄事業数、求償権行使 / 放棄実績額、求償権行使 / 放棄団体数も特に把握はしていないとのことであった。

図表 2 - 1 - 5 平成 25 年度～平成 27 年度の債務保証事業数

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
4 件	4 件	4 件

- (3) なお、「第三セクター白書」によれば、県が損失補償・債務保証を行っている法人（県主導第三セクター、その他第三セクター、第三セクター以外の法人）の平成 27 年度当初予算における当該年度以降の支出予定額は 7 法人総合計 1154 億 6922 万 1000 円であり、例えば、公益財団法人神

奈川産業振興センターは5億2142万5000円、社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会は52億2266万3000円となっている。

4 負担金負担団体

包括外部監査人が平成25年度～平成27年度の負担金負担事業数、負担金負担実績額及び負担金負担団体数につき、県に文書にて照会したところ、負担金負担事業数については次の図表2-1-6のとおり回答があったが、県では負担金負担実績額及び負担金負担団体数を経年的に把握することはしておらず、負担金負担実績額、負担金負担団体数は不明との回答であった。

図表2-1-6 平成25年度～平成27年度の負担金負担事業数

平成25年度	平成26年度	平成27年度
179件	170件	173件

当初予算ベース

5 貸付団体

包括外部監査人が平成25年度～平成27年度の貸付事業数、貸付実績額及び貸付団体数につき、県に文書にて照会したところ、貸付実績額については次の図表2-1-7のとおり回答があったが、県では貸付事業数及び貸付団体数を経年的に把握することはしておらず、貸付実績額、貸付団体数は不明との回答であった。

図表2-1-7 平成25年度～平成27年度の貸付実績額(単位:千円)

平成25年度	平成26年度	平成27年度
9,228,340	10,149,662	未集計

第2章 財政的援助団体等に関する神奈川県の実施

第1 補助金・負担金の削減に向けた県の取組

- 1 県は、厳しい財政状況に対応すべく、平成24年10月、神奈川県緊急財政対策を取りまとめ、そこでは、「全ての補助金・負担金について、その必要性や内容の妥当性をゼロベースで検証し、『廃止』『削減』を含めた見直しを検討する。また、その内容や規模、実施時期についてのロードマップを明らかにする。」「見直しに際しては、団体や市町村への影響等を考慮し、必要に応じて経過措置を講じることなどについても検討する。」ことを基本的な考え方とした。

そして、特に重点的に見直しを検討する補助金として、「運営費補助金」（社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会運営費補助金等）、「少額補助金」、「多年にわたり交付されている補助金」などをあげ、また、個別的観点から見直しを検討する補助金として、「同一団体に対する補助金」（同協議会、公益財団法人神奈川産業振興センター等）、「国補助金への上乗せ・横出し補助金」、「高率補助金（同協議会運営費補助金等）などをあげた。

県は、これに基づき、補助金・負担金の見直しを推し進め、平成26年2月7日には緊急財政対策の取組結果を公表している。

なお、同取組結果では、次の図表2-2-1のとおり、平成25年度からの県単独補助金の見直し効果額は、平成26年度の時点で累計75億円に及ぶとしている。

図表2-2-1 県単独補助金の見直し効果額と見直しの経過

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
見直し効果額	30億円	44億円	63億円
効果額累計	30億円	75億円	139億円

平成26年度の44億円は削減継続額30億円を含む。また、平成27年度の63億円は削減継続額44億円を含む。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
見直し累計	-	126件	140件	142件
廃止累計	-	42件	62件	76件

平成26年度までに、見直し対象の県単独補助金273件のうち、202件（7割強）を廃止・見直し。また、平成27年度までに、見直し対象の県単独補助金273件のうち、218件（8割弱）を廃止・見直し。

- 2 なお、緊急財政対策の取組結果では、今後、緊急財政対策で掲げた「県単独補助金」見直しのロードマップ等の実現などの中長期的課題は「行政改革推進本部」に引き継ぎ、不断の行政改革の中で着実な取組を進めていく、とされている。

第2 県主導第三セクターの自立化に向けた取組

- 1 県では、法人運営の効率化や、平成17年度以降は県主導第三セクターの自立化にも取り組んでおり、かかる取組の中で、平成15年度で35法人あった県主導第三セクターの法人数は、平成27年度で16法人となっている。

図表2-2-2 県主導第三セクターの法人数

年 度	法 人 数
平成5年度	45 法人
平成15年度	35 法人
平成20年度	24 法人
平成27年度	16 法人

平成23年度以降、法人数に変更なし。

なお、「第三セクター白書」によると、県主導第三セクターの今後のあり方等につき、例えば、株式会社湘南国際村協会については「早期の自立化に向けて、更なる経営改善に取り組む」とされ、公益財団法人神奈川産業振興センターや神奈川県道路公社については「経営改善目標を策定し、その目標の達成に向けて取組みを進めています」とされている。

図表2-2-3 県主導第三セクターの今後のあり方等

< 法人の自立化 >

法 人 名	今後のあり方
(株)湘南国際村協会	早期の自立化に向けて、更なる経営改善に取り組む。

< 法人運営の効率化 >

～引き続き県主導第三セクターとして更なる経営改善に取り組む法人～

法人名	取組みの内容
(公財) 神奈川科学技術アカデミー	経営改善目標を策定し、その目標の達成に向けて取組みを進めています。
(公財) 神奈川文学振興会	
(公財) 神奈川芸術文化財団	
(公財) かながわ国際交流財団	
(公財) 地球環境戦略研究機関	
(公財) かながわ海岸美化財団	
(公財) かながわトラストみどり財団	
(公社) 神奈川県農業公社	
(福) 神奈川県総合リハビリテーション事業団	
(公財) かながわ健康財団	
(公財) 神奈川産業振興センター	
神奈川県道路公社	
(公財) 神奈川県下水道公社	
神奈川県住宅供給公社	
(公財) 神奈川県暴力追放推進センター	

出典：「第三セクター白書」

- 2 県主導第三セクターは、見直しに向けた取組や法人運営の健全化・効率化に向けた取組を着実に進めるため、抜本的見直しを進める法人については「見直しの行程表」を、引き続き県主導第三セクターとして存続する法人については「経営改善目標」をそれぞれ策定しており、その取組状況については、毎年度、神奈川県行政改革推進協議会第三セクター等改革推進部会（大学教授、弁護士、公認会計士等の構成員が、行政改革の一環として、第三セクター等の抜本的な見直し等の取組を着実に進めるにあたり、専門的視点から意見を述べることを目的に設置）が評価を行い、その見直しの行程表、経営改善目標及びその取組状況、評価を県ホームページにて公表している。

第3編 監査の結果

第1章 総論（財政的援助団体等の選択方法等）

第1 財政的援助団体等の選択の方法と選択した団体について

1 監査対象とする財政的援助団体等の選択の方法

- (1) 監査委員が定めた方針により作成した「平成27年財政的援助団体等監査対象・実施団体一覧」記載の県監査対象・実施団体は67団体であるところ、そのうち総収入・総支出・総資産・総負債が公表されている団体について、総支出額が高額な順に40団体を挙げると、次の図表3-1-1のとおりとなる。

図表3-1-1 総支出額が高額な上位40団体 (単位:百万円)

順位	団体名	総収入	総支出	総資産	総負債
1	学校法人東海大学	203,424	203,424	337,180	74,927
2	学校法人北里研究所	145,921	145,921	278,352	48,197
3	(公財) 神奈川産業振興センター	127,241	127,293	9,981	5,423
4	(株) 東急コミュニティー・国際自然大学校グループ	118,348	109,127	103,204	57,519
5	(株) 東急コミュニティー	72,909	68,305	108,767	67,256
6	(地独) 神奈川県立病院機構	60,029	64,625	105,087	91,331
7	神奈川県住宅供給公社	16,001	13,522	201,152	147,257
8	(福) 神奈川県総合リハビリテーション事業団	13,357	13,333	7,143	6,160
9	神奈川県信用保証協会	12,670	8,661	1,062,825	995,519
10	(公財) 神奈川県下水道公社	8,076	8,074	1,455	1,318
11	(福) 神奈川県社会福祉協議会	16,221	8,055	24,153	5,072
12	(一社) かながわ土地建物保全協会	7,337	7,537	3,648	2,037
13	(福) かながわ共同会	5,541	5,302	4,225	782
14	(公財) 神奈川県私学退職基金財団	4,865	4,867	19,860	19,840
15	(公財) 横浜 YMCA	3,457	3,486	9,497	1,649
16	(公社) 青年海外協力協会・(株) 金港美装	3,345	3,435	1,610	505
17	(公財) 地球環境戦略研究機関	3,543	3,364	5,730	2,012
18	(株) 神奈川食肉センター	2,786	2,755	2,146	1,910
19	(公財) 神奈川芸術文化財団	2,597	2,671	1,625	536

順位	団体名	総収入	総支出	総資産	総負債
20	(福)清和会	2,506	2,472	4,042	933
21	神奈川県道路公社	2,731	2,430	39,495	18,517
22	(公財)神奈川県公園協会	2,127	2,056	1,488	362
23	(公財)神奈川県都市整備技術センター	2,048	2,026	1,659	463
24	(一財)神奈川県教育福祉振興会	1,644	1,941	18,330	17,587
25	(公財)神奈川県科学技術アカデミー	1,795	1,875	7,167	575
26	(一財)神奈川県厚生福利振興会	1,890	1,848	16,133	14,151
27	(福)東洋会	1,675	1,750	5,184	3,233
28	(公財)神奈川県私立幼稚園退職基金財団	1,732	1,696	7,341	7,326
29	(一社)神奈川県トラック協会	1,302	1,346	5,789	193
30	(公財)神奈川県市町村振興協会	1,208	1,222	51,693	891
31	(公財)神奈川県フィルム・ミュージック管弦財団	751	748	315	108
32	(株)湘南国際村協会	621	594	2,600	846
33	(公社)神奈川県農業公社	511	510	212	83
34	(公財)宮ヶ瀬ダム周辺振興財団	463	462	1,994	81
35	(公財)神奈川県文学振興会	446	449	450	296
36	(公財)神奈川県体育協会	401	421	404	94
37	神奈川県中小企業団体中央会	388	388	277	272
38	(一財)あしがら勤労者いこいの村	348	354	162	76
39	(公財)かながわ海岸美化財団	313	312	1,937	97
40	(公財)神奈川県栽培漁業協会	163	167	797	53

金額は平成 26 年度の決算ベース、また株式会社等の営利企業は総収入を売上高、総支出を売上原価と販売費及び一般管理費の合計、正味財産を純資産としている。

(2) 個別の財政的援助団体等に対するできる限り網羅的な監査を実施することを通じて、県下に存する多数の財政的援助団体等全体の問題として捉え得るような総括的・総論的な問題点を浮き上がらせるためには、財政規模が比較的大きく、かつ、財政的援助(補助金・負担金等)も比較的大きな団体を、いくつかサンプル的に監査対象とすることが効率的かつ有効であると考えられる。

そこで、包括外部監査人は、総支出額が高額な上記 40 団体の中から、これまで包括外部監査の対象となったことがあるか、財政的援助の規模が大きいか否か、どのような種類の財政的援助を受けているかなどといった要素をも勘案して、監査対象とする団体を次のとおり四つ選択する

こととした。

2 監査対象として選択した財政的援助団体等

(1) 選択した財政的援助団体等は、次に掲げる第3編第2章から第5章までの四つの団体である。

- ・第3編第2章 株式会社湘南国際村協会
- ・第3編第3章 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
- ・第3編第4章 神奈川県道路公社
- ・第3編第5章 公益財団法人神奈川県産業振興センター

(2) なお、上記4団体のそれぞれの財政的援助等の内容は、次のとおりである。

ア 株式会社湘南国際村協会

県が40%出資している団体（県主導第三セクター）であり、県からの補助金等の財政的援助は受けていない団体である。

但し、県と（株）湘南国際村協会が共有及び区分所有する湘南国際村センターの管理組合の負担金が県からも支払われている。

イ 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会

県から補助金、損失補償の財政的援助を受けている団体である。

ウ 神奈川県道路公社

県が100%出資している団体（県主導第三セクター）であり、かつ、県から貸付金、債務保証の財政的援助を受けている団体である。

エ 公益財団法人神奈川県産業振興センター

県が100%出資している団体（県主導第三セクター）であり、かつ、県から補助金、負担金、貸付金、損失補償の財政的援助を受けている団体である。

第2 選択した財政的援助団体等に対する監査の視点・手法

本報告書第1編の第6にて触れた監査テーマ選定理由などから、選択した四つの財政的援助団体等に対する具体的な監査の視点・手法を概ね次のように定めた。

1 監査の視点

具体的な監査の視点は、概ね、次のとおりである。

(1) 目的、組織、収支、事業計画

ア 設立目的に従った事業が実施されているか、事業が社会的必要性に合致しているか。

- イ 団体規模と組織体制のバランスは適正か。
- ウ 収支状況と財務状況は適正に表示されているか、事業別収支管理は適切に実施されているか。
- エ 事業計画は定量的かつ具体的な内容となっているか、中長期の事業計画を策定しているか、事業計画の進捗状況のモニタリングは適時適切に実施されているか。
- (2) 出資
 - 出資財産の使用・管理状況を定期的に確認しているか。
- (3) 予算・会計
 - ア 予算書と決算書の科目は同一か。
 - イ 会計処理は適切か。
 - ウ 納税は適時適切に行われているか。
- (4) 理事・役員・評議員
 - ア 理事等は会議に出席し、名義貸しの状態となっていないか。
 - イ 理事会と評議会など、別会議体が混同して実施されていないか。
 - ウ 外部人材を適度に登用しているか（過度に内部人材を登用していないか。）
 - エ 理事等の選定理由は明確か、理事等の選任は規則に則って実施されているか。
- (5) 補助金
 - ア 公益性は確保されているか。
 - イ 交付要綱は整備されているか。
 - ウ 交付目的・対象事業は明確か。
 - エ 補助金額の算出基準は明確か。
 - オ 交付時期・支払方法は妥当か。
 - カ 補助の効果を測定・確認しているか。
 - キ 補助金の統廃合の必要性はないか。
 - ク 補助金の窓口が過度に分散されていないか。
 - ケ 余剰資金がある団体への補助の必要性はあるか。
 - コ 交付要綱に則って使用されているか、交付目的以外に流用されていないか。
 - サ 精算申告は申請時の事業計画に基づき適正に行われているか、精算手続は妥当か（領収書等の信憑性等）。
- (6) 委託・請負
 - ア 随意契約の契約理由は明確かつ妥当か。
 - イ 入札の実効性は確保されているか。

- (7) 人事・労務・人件費
 - ア 給与支給事務（源泉徴収を含む。）は適正か。
 - イ 業務量に対して人員数は妥当か。
 - ウ 元県職員の受け入れ及び人件費は妥当か。
 - エ 残業手当等の手当の計算は規程に則って適切に実施されているか。

- (8) 資産管理
 - ア 余剰資金は効率的に運用されているか。
 - イ 小口現金管理は適切か。
 - ウ 不要な預金口座はないか。
 - エ 切手やはがきなど貯蔵品の管理は適切か。
 - オ 現物と帳簿は一致しているか。
 - カ 購入、廃棄、売却時の手続は規程に則って行われているか。
 - キ 管理番号の付与や定期的な実査等、適切な管理がされているか。
 - ク 遊休資産を保有していないか、使用見込みのない遊休資産は適時適切に処分されているか。
 - ケ 再リースを有効に活用しているか。
- (9) 施設関連
 - ア 施設稼働率向上のために適切な施策を実施しているか。
 - イ 改修・修繕等の計画は作成されているか。
- (10) 県からの貸付金、団体の債権管理
 - ア 貸付時の審査は貸付目的別（赤字補填、短期運転資金、設備資金など）に適切に行われているか。
 - イ 利率設定は適切か。
 - ウ 回収可能性の検討を適時適切に実施しているか、回収可能性の低い貸付先に対して返済スキームの見直しは行われているか。
 - エ 単年度貸付が行われていないか。
 - オ 遅延損害金を請求しているか。
 - カ 貸倒処理は適切に実施されているか。

2 監査の方法

(1) 書面による質問、資料提供の依頼、ヒアリング

選択した四つの財政的援助団体等に関する事業概要、事業計画書、決算書等を確認した上で、事業概要等につき、同各団体及び各県所管部局に対し照会文書を発出してその回答を受け、必要に応じて、資料の提供を受け、また、ヒアリングを実施するなどした。

(2) 事業所等の現地調査、会計帳簿等の査閲

各団体に関連する規程等を必要に応じて確認し、また、各団体の事業所・事務所・その他の施設などをできる限り現状確認したほか、事業所・事務所に備え置かれている営業日報・月報、会計伝票、支出伺い、財務諸表、資産・負債等台帳、各種議事録、各種契約書・協定書・覚書、修繕計画、補助金交付申請書等の補助金関係資料、時間外勤務命令簿等の労務関係資料、債権管理簿等の原簿の査閲をできる限り実施した。

また、事業所・事務所において、備品等の現物の確認、預貯金・現金等の帳簿残高との突合及びシステム監査等も可能な限り実施した。

(3) 上記(1)(2)を通じて生じた疑問点等につき、県所管部局や当該団体に対して改めて照会文書にて照会を行い、さらに必要に応じてヒアリングを重ねた。

第2章 株式会社湘南国際村協会

写真1 湘南国際村センター外観¹



第1 法人の概要

1 概要

(1) 目的及び所管課

ア 目的

経済、経営、科学、文化、スポーツ等に関する各種研修会の企画、誘致及び開催。国際、国内会議の企画、誘致及び開催。湘南国際村における建物、上下水道、公園、緑地等の管理等の受委託。宿泊施設の経営、食堂、喫茶店、貸席、貸店舗及び宴会場の経営等（定款第2条参照）。

イ 所管課

政策局 自治振興部 地域政策課

(2) 所在地

神奈川県三浦郡葉山町上山口 1560 - 39

湘南国際村センター

(3) 基本財産と県の出資

ア 資本金 25億円

（県の40%出資）

イ 主な株主構成

下記図表3 - 2 - 1のとおり。

¹（株）湘南国際村協会のホームページより引用

図表 3 - 2 - 1 (株)湘南国際村協会の主な株主構成

株主	出資額(百万円)	株数(株)	出資比率
神奈川県	1,000	20,000	40.00%
横須賀市	35.2	704	1.41%
葉山町	8.8	176	0.35%
(株)日本政策投資銀行	400	8,000	16.00%
三井不動産(株)	400	8,000	16.00%
その他	656	13,120	26.24%
合計	2,500	50,000	100.00%

(4) 開設年月及び沿革

昭和 60 年 3 月	県による湘南国際村基本構想策定
昭和 63 年 5 月	県による湘南国際村基本計画策定
平成元年 10 月	(株)湘南国際村協会設立
平成 6 年 5 月	湘南国際村センター営業開始
平成 15 年 4 月	湘南国際村センターの研究棟及び共用部持分を財団法人かながわ学術研究交流財団へ譲渡
平成 17 年	湘南国際村センター竣工 10 年目修繕
平成 18 年 10 月	県による湘南国際村改訂基本計画策定
平成 19 年 7 月	県が、財団法人かながわ学術研究財団から湘南国際村センターの研究棟及び共用部分持分を譲り受け、県と(株)湘南国際村協会にて湘南国際村センターの管理組合が構成される
平成 22 年	湘南国際村センター竣工 15 年目修繕
平成 27 年	湘南国際村センター竣工 20 年目修繕

(5) 県との財政的な関係

ア 出資金

上記(3)のとおり、県は株主として10億円(2万株)の出資をしている。

イ 負担金・補助金

県から(株)湘南国際村協会に対する負担金・補助金はない。
但し、県と(株)湘南国際村協会が共有及び区分所有する湘南国際村

センターの管理組合への負担金が県からも支払われており、平成 27 年度は約 2 億 5000 万円の支出がされている²。

ウ 貸付金
なし。

エ 損失補償
なし。

オ 委託
平成 27 年度における県から（株）湘南国際村協会への委託事業及び契約金額は下記図表 3 - 2 - 2 のとおり。

図表 3 - 2 - 2 平成 27 年度県委託事業一覧

事業名	契約金額(千円)
湘南国際村B・C地区維持点検業務委託	2,851

(6) 事業内容³

ア 施設の管理

湘南国際村の基幹施設である「湘南国際村センター」の管理・運営

イ 各種企画事業

研修事業、会議・イベント企画事業、情報サービス事業、調査研究事業など

ウ 旅行業法に基づく旅行業

(7) 組織体制

ア 役員

平成 28 年 4 月 1 日現在での役員構成は、代表取締役 1 名、常務取締役 1 名、取締役（非常勤）17 名、常勤監査役 1 名、非常勤監査役 3 名である。

任期は、取締役については選任後 2 年以内、監査役については選任後 4 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまで（定款

² 当該負担金は、県が湘南国際村センターを区分所有していることに基づき同センターの管理組合へ支払われるもので、（株）湘南国際村協会がいわゆる「財政的援助団体」となることを意味するものではない。

³ （株）湘南国際村協会ホームページの記載による

第 17 条) とされている。

イ 職員

平成 28 年 6 月 1 日現在での職員内訳は下記図表 3 - 2 - 3 のとおり。

図表 3 - 2 - 3 職員内訳

正社員	契約社員	派遣社員	合計
9 人	2 人	1 人	12 人



2 近年の実績等

(1) 収支の推移

平成 24 年度から平成 27 年度までの、(株)湘南国際村協会の損益の推移は下記図表 3 - 2 - 4 のとおり。

図表 3 - 2 - 4 損益計算書の推移

(単位:千円)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
売上高	616,599	617,671	619,385	591,066
宿泊収入	235,197	237,435	238,956	229,865
飲料収入	245,549	249,053	239,072	229,474
その他	135,853	131,182	141,355	131,726
売上原価	363,316	369,556	380,426	354,397
売上総利益	253,283	248,114	238,958	236,668
販売費及び一般管理費	218,818	214,320	205,635	253,782
営業利益	34,464	33,794	33,322	17,113
受取利息	23	19	19	29
雑収入	3,226	289	2,459	248
営業外収益	3,250	308	2,479	277
支払利息	8,534	8,502	8,449	8,008
雑損失	-	-	-	2
営業外費用	8,534	8,502	8,449	8,010

(単位:千円)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
経常利益	29,179	25,600	27,352	24,846
特別利益	-	-	-	-
固定資産除却損	7,376	258	12	14,186
特別損失	7,376	258	12	14,186
税引前当期純利益	21,802	25,341	27,339	39,032
法人税等	3,090	2,989	2,944	950
法人税等還付額	1,895	-	-	-
当期純利益	20,608	22,352	24,395	39,982

出典：税務申告書

(2) 財産状況の推移

平成 24 年度から平成 27 年度までの、(株)湘南国際村協会の財産状況の推移は下記図表 3 - 2 - 5 及び 6 のとおり。

図表 3 - 2 - 5 貸借対照表の推移(資産の部)

(単位:千円)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
流動資産	566,848	675,920	766,151	543,566
現金及び預金	526,585	632,973	712,105	477,061
売掛金	19,921	28,186	29,469	24,829
商品	298	376	385	382
貯蔵品	758	1,256	1,302	1,032
未収入金	13,418	6,252	4,797	11,754
前払費用	266	1,152	1,180	1,213
未収還付法人税等	2,614	-	-	13,800
その他	2,984	5,722	16,910	13,491
有形固定資産	1,959,100	1,880,902	1,815,252	1,904,280
建物	1,921,369	1,855,285	1,786,266	1,879,527
構築物	14,472	10,629	6,786	4,907
車両運搬具	1,696	1,154	613	275
什器器具備品	18,778	12,002	9,197	16,297
建設仮勘定	-	-	12,269	3,272
その他	2,784	1,829	119	-
無形固定資産	0	5,073	4,196	3,470
電話加入権	0	0	0	0
ソフトウェア	-	5,073	4,196	3,470

(単位:千円)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
投資その他の資産	18,558	13,635	15,282	19,132
修繕積立金	15,444	10,585	12,249	16,099
その他	3,113	3,049	3,033	3,033
総資産	2,544,507	2,575,531	2,600,883	2,470,449

出典：税務申告書

図表 3 - 2 - 6 貸借対照表の推移（負債・純資産の部）

(単位:千円)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
流動負債	54,407	61,744	139,265	124,635
1年内返済予定長期借入金	-	-	76,500	76,500
営業未払金	33,021	34,551	34,477	33,205
未払金	4,922	11,798	9,893	6,170
未払費用	2,771	1,289	1,315	1,190
リース債務	1,088	1,088	-	-
前受金	946	1,022	953	187
預り金	982	341	334	911
未払消費税	1,871	4,340	8,315	-
未払法人税等	6,047	4,501	4,405	3,974
賞与引当金	2,755	2,810	2,921	2,494
その他	-	-	148	-
固定負債	782,279	783,613	707,049	631,228
長期借入金	765,000	765,000	688,500	612,000
長期リース債務	2,177	1,088	-	-
退職給付引当金	15,102	17,525	18,549	19,228
負債合計	836,686	845,358	846,314	755,863
資本金	2,500,000	2,500,000	2,500,000	2,500,000
利益剰余金	792,179	769,826	745,431	785,413
純資産合計	1,707,820	1,730,173	1,754,568	1,714,586
負債純資産合計	2,544,507	2,575,531	2,600,883	2,470,449

出典：税務申告書

3 近年の取組み

平成 26 年 6 月に策定した改訂第三次経営計画に基づき、安定的な売上の確保、コスト管理の徹底、計画的な修繕の実施・新たな修繕計画の準備、湘南国際村基本計画を踏まえた事業の展開、累積損失の着実な縮減

(2) 湘南国際村センター

ア 湘南国際村基本計画に基づき、湘南国際村の中核施設として、国・県の民活補助金⁴等を資金に、(株)湘南国際村協会が整備した施設である。

A地区の中心部に位置し、開設以来、(株)湘南国際村協会によって運営されている。

イ 当初は(株)湘南国際村協会の単独所有であったが、平成15年に、(株)湘南国際村協会が、湘南国際村センターの一部(下記の共有持分及び区分所有権)を(財)かながわ学術研究交流財団に売却し、平成19年に同財団の解散に伴い、当該部分は神奈川県へ寄付されている。

現在の湘南国際村センターの区分所有及び共有関係は、下記図表3-2-8のとおりとなっている。

図表3-2-8 湘南国際村センター建物の所有区分について
(平成28年4月1日現在)

研究棟		宿泊棟	
協会事務室 (245.83 m ²)	(公財)かながわ国際 交流財団事務室 (416.50 m ²)	宿泊室 (1,461.26 m ²)	
研究室 (906.17 m ²)		宿泊室、レストラン等 (1,513.52 m ²)	
展示室 (543.90 m ²)	宿泊室 (368.80 m ²)	ロビー、フロント、イベントルーム、食堂 (3,095.15 m ²)	
駐車場、機械室 (4,001.00 m ²)		国際会議場、研修室等 (2,410.20 m ²)	
		機械室 (32.73 m ²)	

	協会専有部分
	県専有部分
	県と協会の共有部分

⁴ 民間能力活用特定施設緊急整備費補助金

< 所有面積割合 >

	専有部分	共有部分	計	持分割合
県	2,302.80 m ²	3,890.37 m ²	6,193.17 m ²	約 40.78%
協会	3,343.60 m ²	5,648.71 m ²	8,992.31 m ²	約 59.22%
計	5,646.40 m ²	9,539.08 m ²	15,185.48 m ²	

県専有部分の網掛部分の総面積(2,112.4 m²)に通路、トイレ、給湯室その他の研修室以外の場所の面積(190.4 m²)を加えたもの。

そして、平成 19 年 7 月より、区分所有者である県と(株)湘南国際村協会の 2 名による管理組合が構成され、共用部分及び共有部分を含めた湘南国際村センターの管理と使用に関する事項について管理規約が制定されている。

ウ (株)湘南国際村協会の専有部分には主に宿泊室とレストランがある。県専有部分は、1 階が展示室、2 階が研究室(主に研修・会議等で利用)、3 階は事務室として使用されており、3 階の事務室は(株)湘南国際村協会と(公財)かながわ国際交流財団が利用している。

エ 湘南国際村センターの利用状況は下記図表 3 - 2 - 9 のとおりとなっている。

図表 3 - 2 - 9 利用状況

項目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
全宿泊者数	32,899 人	33,743 人	33,742 人	32,677 人
定員稼働率	57.1%	57.9%	58.1%	57.7%
リピーター率	67.7%	68.9%	68.4%	67.1%
営業日数	358 日	362 日	361 日	353 日
国際会議回数	21 回	27 回	25 回	21 回
外国人	2,904 人	3,749 人	3,307 人	3,144 人
個人	5,521 人	6,742 人	7,045 人	8,890 人

5 本章における略語

以下、本章においては、下記図表 3 - 2 - 10 の略語を使用する。

図表 3 - 2 - 10 略語表

名称	略語
(株)湘南国際村協会	協会
湘南国際村センター管理組合	センター管理組合
建物としての湘南国際村センター	センター

第 2 監査の実施

- 1 協会及び県地域政策課に対する本年度の包括外部監査の概要
 - (1) 平成 28 年 6 月 20 日 協会にて初回概要ヒアリング
 平成 28 年 8 月 4 日 協会にて第 1 回現地調査
 平成 28 年 9 月 2 日 県庁にて第 2 回現地調査
 平成 28 年 9 月 5 日 協会にて第 3 回現地調査
 平成 28 年 11 月 7 日 県庁にて追加ヒアリング
 平成 28 年 11 月 29 日 県庁にて追加ヒアリング
 - (2) 以上の現地調査等に加え、書面による質問・回答の形式や電話による聴き取りを行った。
- 2 監査で確認した資料

監査で確認した資料は、次のとおりである。なお、確認した資料すべてをここに挙げることは紙面の都合上困難であることから代表的なものを例示列挙している。

 - (1) 関連法令・規程等
 定款、文書規程、決裁規程、個人情報保護規程、経理規程、契約規則、管理規約、事務処理細則等
 - (2) 団体の目的・組織・事業計画等に関するもの
 営業活動基本計画、経営計画、事業報告書、決算書、定期監査・決算審査説明書、株主総会議事録、取締役会議事録、管理組合総会議事録、管理組合理事会議事録
 - (3) 予算・会計に関するもの
 財務諸表、月次試算表、執行状況表、確定申告書、月間精算報告書、会計伝票等
 - (4) 資産・施設等の管理に関するもの
 預金通帳、固定資産台帳、備品管理台帳、目的外使用許可、賃貸借契約書、ファイル基準表、回議書等

- (5) 人事・労務、人件費に関するもの
業務組織図、賃金台帳、就業規則等
- (6) 委託に関するもの
業務委託契約書、プロポーザル関連資料等

第3 監査の結果

1 湘南国際村センターの在り方について

(1) 問題の所在

ア 協会の近年の経営成績及び財政状態については、上記図表3 - 2 - 4 ~ 6のとおりである。

協会の経営に関しては、上記第1の3でも記載したが、平成26年3月に策定した改訂第三次経営計画に基づき経営改善が図られているところである。もっとも、当該計画においても、また過去の実績に照らしても、中・長期的にはおよそ損益が拮抗する状態が続いており、約8億円の累積損失解消の具体的な目途はまだ立っていない。

イ また、県では「県主導第三セクターの見直し」に取り組んでおり、協会も県主導第三セクターとして見直しの対象となっている。

平成17年度の「今後のあり方を踏まえた県主導第三セクターの見直しについて」においては、協会は「早期の自立化に向けて、さらなる経営改善に取り組む。」ものとされており、「見直しの行程表」と「経営改善目標」が策定され、毎年、「抜本的見直しに向けた取組状況」が第三セクター等改革推進部会に報告され、同部会による評価を受けている。これらの評価は県のホームページ等から閲覧可能である。

その他、県議会に対しても事業計画や決算状況等の概要報告がなされている。

ウ 包括外部監査人としても、協会が真摯な経営努力に取り組み、県も協会の経営に対して一定の監督と評価を行っていることは否定しない。

しかしながら、協会が運営する「湘南国際村センター」について、県の共有・区分所有持分も含めた施設全体を俯瞰すると、協会単体の経営状態とはまた異なった側面が現れることになる。

エ 上記第1の4(2)でも述べたが、現在、協会は、センターの区分所有者・共有持分権者という立場にあり、上記図表3 - 2 - 8のように、センターは県との共有・区分所有建物となっている。

そして、県と協会とによって区分所有法⁵に基づく管理組合が構成され、施設全体の維持管理費・修繕費については、下記図表 3 - 2 - 11 のとおり、管理組合負担金として県と協会から毎年多額の支出がなされている。

図表 3 - 2 - 11 管理組合負担金の内訳 (単位：千円)

負担者	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
県	109,368	72,177	95,572	249,255
協会	171,116	110,160	144,220	349,182
合計	280,484	182,337	239,792	598,437

この支出は、表面上は、通常のマンション管理組合の管理費や修繕積立金と同様の性質のものである。

オ そして、センターの県専有部分には、県の施設としての独立した名称や人的組織はなく、センターの一部として、物的にも人的にも協会と一体となって管理運営されている。

そもそもセンターは湘南国際村の中核施設として協会が単独で所有し、その管理運営業務を行ってきたものであり、その一部を県が区分所有・共有した後も、センターの湘南国際村における施設としての役割は変わっていないため、引き続き、協会がセンターを一体的に管理運営すること自体は、合理的な方法の一つと思われる。

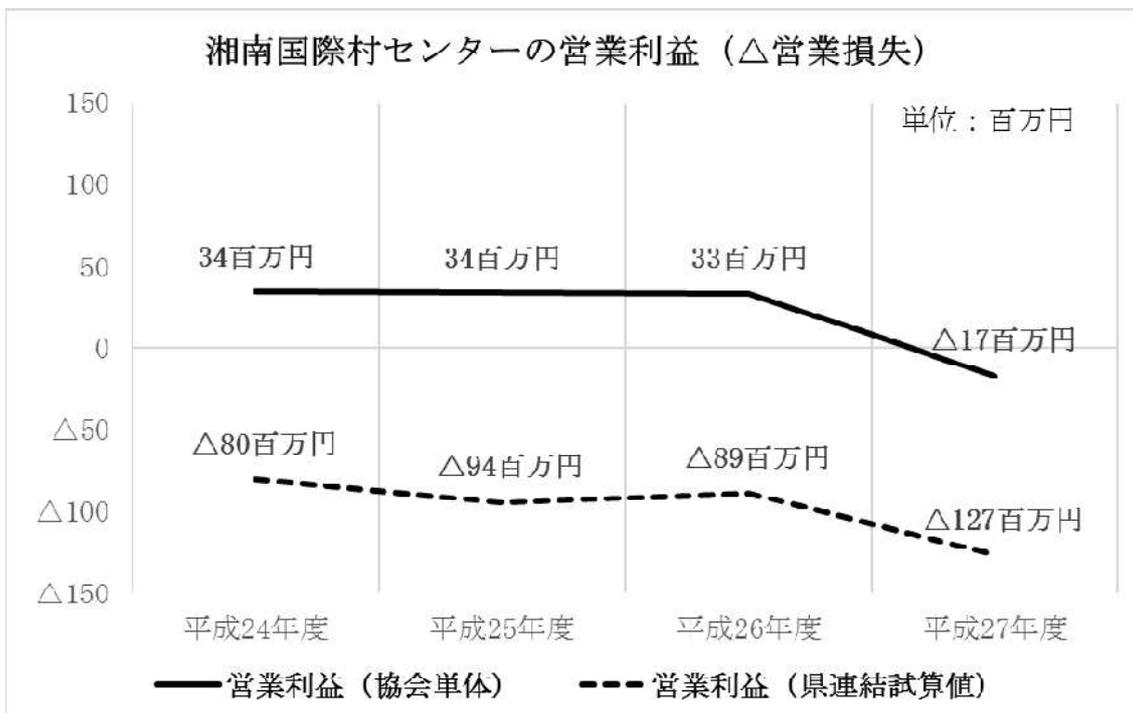
カ しかしながら、財政的には、県専有部分にかかるコストや共有持分に応じた管理費の負担が、協会の損益から分離された結果、施設としてのセンター全体の損益が、議会・県民から見ると、非常に見え難い状態となっている。

協会単体の損益は、あくまでも上記の図表 3 - 2 - 4 ~ 6 に記載の通りであるが、県と協会の 2 名が一つの施設を共有・区分所有して運営している状態において、施設全体を俯瞰する視点は不可欠である。

そこで、そのセンター全体の損益について、包括外部監査人にて試算した結果、下記図表 3 - 2 - 12、13 に記載のとおりとなった。

⁵ 建物の区分所有等に関する法律

図表 3 - 2 - 12



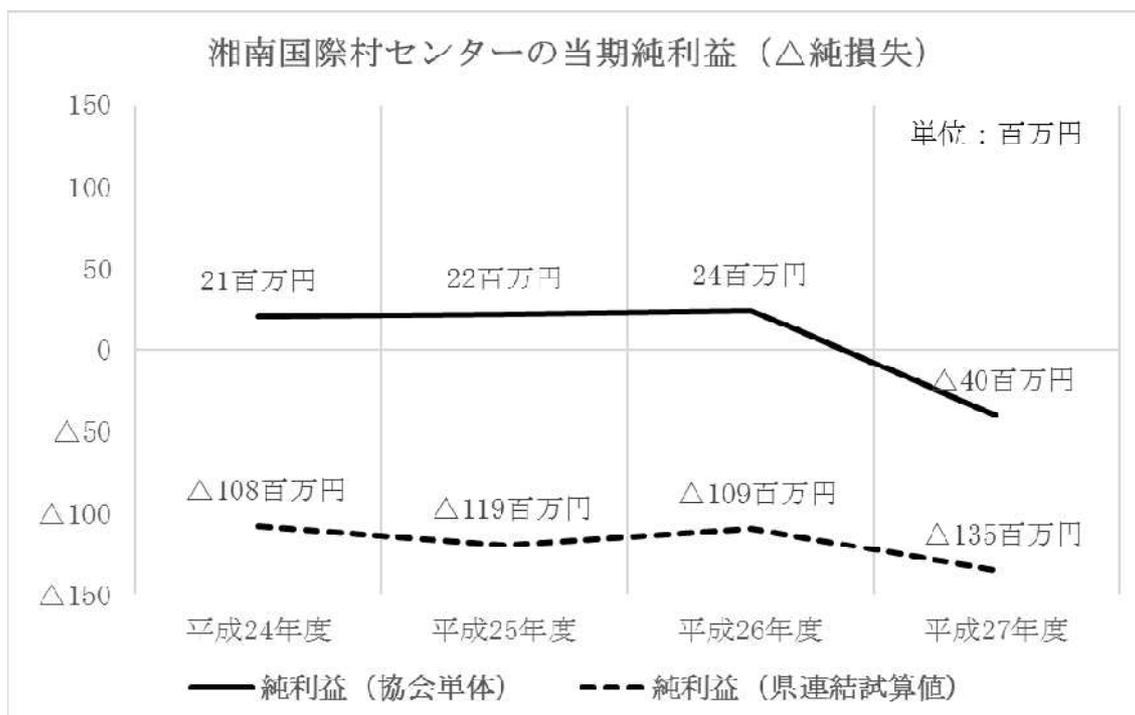
県連結試算値の前提条件や仮定、精算表による計算内容は本章末尾の図表 3 - 2 - 31 に記載している。なお、県連結試算値は、協会とセンター管理組合を県の連結子法人とみなした場合に県の連結財務諸表に計上されるべき金額⁶の試算値である。

平成 24 年度から平成 26 年度まで、協会の営業利益は 33 百万円から 34 百万円程度で安定している(平成 27 年度には大規模修繕により、修繕費が前年度より 57 百万円増加し、営業損失 17 百万円を計上している。)

県の連結上の営業利益を試算すると、平成 24 年度から平成 26 年度まで 80 百万円から 127 百万円の営業損失となっているものと算定される。

⁶ 更に言えば、仮に協会とセンター管理組合が合併し、支配株主である県からの負担金収入を資本取引と考えて損益計算書に計上しない場合に算定される営業利益と同額と言える。

図表 3 - 2 - 13



県連結試算値の前提条件や仮定、精算表による計算内容は本章末尾の図表 3 - 2 - 31 に記載している。なお、県連結試算値は、協会とセンター管理組合を県の連結子法人とみなした場合に県の連結財務諸表に計上されるべき金額⁷の試算値である。

営業利益から営業外損益と特別損益、法人税等を除いた当期純利益でみると、平成 26 年度までの 3 年間は 20 百万円程度の利益であり、平成 27 年度は前述の修繕費の影響で約 40 百万円の損失であった。

県の連結上の純利益を試算すると、平成 24 年度： 108 百万円～平成 27 年： 135 百万円程度の連結純損失を計上していたことが試算される。

キ 上記のとおり、県の共有・区分所有部分を含めたセンター全体としての損益は、県にとって大幅な赤字となっている。

もちろんセンターの県専有部分は公共目的のある行政財産であるから、一概に黒字化すべきであると述べることはできない。しかし、その専有部分も当初は協会の所有であったことは先に述べた通りであり、本来、センターは株式会社である協会によって黒字経営されることが想定されていた施設であったはずである。

湘南国際村基本計画が作成されたのが昭和 63 年、センターの営業開始は平成 6 年であるから、協会がバブル崩壊後の景気低迷に苦しんだこと

⁷ 県連結試算値からは少数株主利益（県以外の協会株主に帰属する税金等調整後当期利益）を控除して表示している。

は想像に難くない。平成 18 年には湘南国際村基本計画自体も大幅な見直しを余儀なくされ、協会が累積損失を抱える中で、平成 19 年に県がセンターの一部を共有・区分所有することになったのも、湘南国際村という構想の、ひとつの経済的な帰結であったと思われる⁸。

そして、センターから生ずる県財政に対する負荷が、今現在も継続していることは上記のとおりである。

したがって、センターの公共性を踏まえたとしても、現在において、県がセンターの一部を共有・区分所有する意義や、県主導第三セクターである協会の経営計画策定、湘南国際村全体に関する今後の政策決定の材料として、センター全体の損益を考える必要性は全く失われていないと包括外部監査人は考える。

ク しかし、センターの県専有部分やセンター全体の運営については、第三者の意見を聴取したり評価を得るといった機会が十分に設けられているとは言えない。

確かに、協会が、県主導第三セクターとして、抜本の見直しの対象となり、行程表に沿って経営改善に取り組んでおり、その進捗が第三セクター等改革推進部会や議会へ報告されているのは上記イでも述べたとおりであるが、それはあくまでも協会単独の経営と損益に関するものであり、センターという施設全体（そしてそこから生じる県の財政的負荷）という点から見れば、表層的とも言える議論をしているに過ぎない。第三セクター等改革推進部会や議会への報告資料においても、県の支出も踏まえたセンター全体の経営状況を俯瞰できる資料が添付されているとは言い難い⁹。

ケ さらに、平成 24 年度からの緊急財政対策においても、センターの県専有部分・共有部分は「県有施設の見直し」の対象として取り上げられていない。

県によると、その理由は、協会については、現在抜本的な見直しに向けて、具体的な経営改善目標を掲げ、行程表に沿って経営改善に取り組んでいること、県専有部分については、引き続き県が所有し、国際会議や国際交流イベントの誘致に活用するとともに、行政財産の目的外

⁸ 少なくとも、センターを協会が単独で経営していくという当初のプランは経済的に成立しなかった。

⁹ 第三セクター等改革推進部会における議論や議会への報告は、図表 3 - 2 - 4 ~ 6 に記載したような協会単体の経営内容を主なテーマとするものであり、図表 3 - 2 - 12、13 に記載したような、センター全体を俯瞰した視点は欠けていると言わざるを得ない。もっとも、そのこと自体は、制度的にやむを得ないものと思われる（あくまでも第三セクターである「協会」を対象とした制度であるから）。

使用許可や貸付けの制度を利用して、団体・法人に加え個人の利用も促進していくこと、の2点から、「現行維持」と評価したからであると言う。

コ しかしながら、¹⁰のような協会を対象とした抜本の見直し等が行われているとしても、上記クにも記載したように、「県有施設」たるセンターの県専有部分・共有部分を県が保有していることから生じるコストが正面から取り上げられているわけではないし、上記カで試算したようなセンター全体を俯瞰する視点がなければ、¹⁰についても、センターの県専有部分・共有部分を「県有施設の見直し」から外す理由としては不十分なものと言わざるを得ない。

サ また、緊急財政対策は、同本部の調査会による「県有施設の原則全廃」という意見を受けて、「聖域を設けずに、ゼロベースから徹底的な見直しを行う。」という方針のもとに進められたものであり、ほぼ全ての県有施設について何らかの運営の改善や、ロードマップに基づく取り組みの推進が図られ、「県民利用施設の見える化」により県民の利用状況、利用者一人当たりコスト等が公表されている。「現行運営の継続」となった施設についても、その結果は県民に公表されている。

シ その中において、上記の理由をもって、センターが見直し対象のリストから外され、「現行維持」という結論が県民に公表されていないという状況は特異に映る。

緊急財政対策での検討結果が「現行維持」になっていたとしても、少なくともその結論と理由を県民に公表するべきであった。県の負担するコストを踏まえたうえで、見直さないというのであれば、その結論は公表に値すべき重要なものである。

ス そして、緊急財政対策においては、「補助金・負担金の見直し」も重点的になされていたところ、県から支払われるセンター管理組合負担金は、やはりこの見直し対象に入っていない。

その理由について、県は「廃止・見直しをするとセンターの適切な維持管理が行われず、湘南国際村の中核施設としての役割及び国際交流施設として民活法¹⁰の施設目的に沿った運営に支障が生じることとなり、湘南国際村計画の推進にも影響が生じる」ことから、当該負担金を「維持する」と評価したことによると述べる。

セ しかし、緊急財政対策の補助金・負担金の見直しにおいては「全ての補助金・負担金について、その必要性や内容の妥当性をゼロベースで検証」することを基本的な考え方にしており、多数の補助金が「廃止」「見

¹⁰ 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法

直し」の対象となる中で、「維持する」との結論に至ったのであれば、やはりその結論と金額を県民に公表すべきであった。

また、以下に本報告書で述べるように、管理組合負担金には種々の問題があり、その見直しが不要とは到底思われない。

【意見 No. 湘 1】

(2) 意見（センター全体の経営に関する情報開示）

県がセンターの一部を共有・区分所有する意義や、県主導第三セクターである協会の経営計画策定、湘南国際村全体に関する今後の政策決定の材料として、協会だけではなく、施設としてのセンター全体の損益を踏まえた議論が必要であるところ、そのための情報が県民に適切な形で提供されているとは言い難い。

他の県有施設に比しても、センターについての県の情報開示方法は劣っていると看做されるを得ず、施設としてのセンター全体の「見える化」等、センターの現在の状況が容易に理解できるような方法による適切な情報提供が望まれる。

ア 湘南国際村が開村した当初、センターは、協会が単独で経営し、単独で黒字化を目指す施設であったはずである。

ところが、現状では、センターは毎年多額の赤字を出す施設となっている。センターが未だに協会の単独所有であったならば、それはそのまま協会の赤字となっていたはずである。

しかし、現在は、センターが県と共有・区分所有された結果、協会の損益は均衡する一方で、センター全体の赤字分は県に割り付けられるような形となってしまっている。

イ 包括外部監査人は、協会の経営努力や、センターに一定の公益性があることは否定しないが、協会のみでの損益を的にした議論は、県財政への負荷という面からは表層的な問題に過ぎない。

県がセンターの一部を共有・区分所有する意義や、県主導第三セクターである協会の経営計画策定、湘南国際村全体に関する今後の政策決定の材料としては、協会単独の運営だけではなく、施設としてのセンター全体の損益を踏まえた議論が必要であるところ、そのための情報が県民に適切な形で提供されているとは言い難い（なお維持・修繕費用の見える化については、下記「指摘事項 No. 湘 6」参照）。

ウ 毎年のセンターの運営のために費やされる県の予算は少なくない（上記図表 3 - 2 - 11 参照）。

他の県有施設に比しても、センターについての県の情報開示方法は劣っていると云わざるを得ず¹¹、施設としてのセンター全体の「見える化」等、現在の状況が容易に理解できるような方法による適切な情報提供が望まれる¹²。

【指摘事項 No. 湘 1】

(3) 指摘事項（センター全体の運営スキームの問題）

県からセンター管理組合への負担金の支払いは、財務規則等の統制や議会・県民による監視の目が届き難く、自己契約に近い性質を有するため、制度的に、財務上の潜在的なリスクが高い取引となっている。

県としては、このことに十分留意して、センター及びセンター管理組合の運営に携わる必要があるところ、現状は、その支出や運営についての疑義が多いと云わざるを得ない。

センター管理組合を通じた県の負担金は大きく、現行の運営スキーム見直しを含めた議論が行われるべきであり、これらの点が放置されている現状は、著しく不適切と云わざるを得ない。

ア 包括外部監査人としては、次項以下にて述べていくように、センター管理組合への負担金の支払いと、センター管理組合の運営には、多数の問題があると考えている。

具体的には、管理組合負担金における人件費の支出など、県と協会との契約関係や費用分担において不適切と云わざるを得ない点があり（下記「指摘事項 No. 湘 2～4」等参照）また、大規模修繕工事の予算計上（下記「指摘事項 No. 湘 5」参照）や、センター管理組合の税務申告（下記「指摘事項 No. 湘 7、8」等参照）や、内部統制（下記指摘事項「指摘事項 No. 湘 9」）等においても不適切な点があると云わざるを得ない。

これらの問題点は、県と協会がセンターを共有・区分所有するというスキームそのものにも、その遠因があると思われる¹³。

イ すなわち、センターが県の単独所有あるいは単なる共有物件であれば、

¹¹ 県公表の諸資料を拾い集めれば必要な情報は得られるかもしれないが、そもそもセンターの県専有・共有部分という「県有施設」が他の施設と並んでリストアップされていない時点で、情報開示として他施設に劣ると云わざるを得ない。

¹² なお、包括外部監査人は、「県民利用施設の見える化」と全く同じことをやれば足りると述べているわけではない。協会と県とセンター管理組合の関係や、3者間の金銭の取引関係も踏まえた、よりわかりやすい形の情報を県民に伝えることが望ましいと考えている。

¹³ 包括外部監査人は、県が第三者と建物の管理組合を構成すること自体を全て否定するものではなく、本項はあくまでもセンターに関しての指摘である。

その維持管理や運営に関する支出は、県と外部業者との直接契約となり、財務規則に則った競争入札や見積合せ等の競争的な随意契約といった形で、予算が執行されることになる。

また、県と外部業者との管理に関する委託契約などは通常は長期継続契約となり、原則3年ごとにその内容が見直されることになる¹⁴。

ところが、センターが区分所有建物になっているがゆえに、センターの維持管理や運営費は、センター管理組合という団体を通して契約されることになり、県においては、センター管理組合への「負担金」という義務的経費にまとめられて予算が執行されることになる。

ウ 具体的なセンター管理組合の平成27年度の予算執行状況は、図表3-2-14のとおりとなっている。

図表3-2-14 平成27年度執行状況表（他会計との繰入繰出前）

収入（千円）		県	協会	合計
管 理 費	受取負担金	72,046	113,257	185,303
	使用料	1,184	1,719	2,903
	預金利息	1	2	3
	立替金	2,127	500	2,628
	小計	75,359	115,479	190,838
修 繕 費	受取負担金	177,209	235,925	413,134
	繰越金	20,004	29,049	49,053
	諸収入	145	210	355
	小計	197,358	265,185	462,543
収入合計		272,717	380,664	653,382
支出（千円）		県	協会	合計
管 理 費	管理事務費	20,409	6,388	26,797
	管理運営費	55,057	108,841	163,898
	小計	75,466	115,229	190,695
修 繕 費	補修費	188,778	252,725	441,503
	計画修繕積立金	8,435	12,250	20,685
	小計	197,213	264,975	462,188
支出合計		272,678	380,204	652,883

¹⁴ 長期継続契約をすることができる契約を定める条例等による。

上記のように、平成 27 年度には、県から管理組合に対して、管理組合負担金として、管理費 7204 万円、修繕費 1 億 7720 万円の支払いがなされている。

そして、この支出には、共用部分の設備管理費のみならず、県専有部分の清掃費や、管理組合が協会に委託する事務局人件費なども含まれているが、これらは全て管理組合の負担金という形式で払われることから「負担金、補助及び交付金」という節にまとめられて執行されている。

そのため、仮に、県単独所有の施設であれば「需用費」「役務費」「委託料」「工事請負費」といった節にて執行されるべき費用についても、全てまとめて「負担金、補助及び交付金」として執行されてしまう。

また、財務規則に則った競争入札や見積合せ等の競争的な手続が必ずしも取られておらず、長期継続契約として契約内容についての定期的な見直しが行われる契機もない¹⁵。

その結果、その個々の内訳に対する予算統制や議会・県民からの監督の目が行き届きにくい状況にある。

エ また、通常、「負担金、補助及び交付金」の節として執行される支出は、主に「補助金等の交付に関する規則」による統制を受けた補助金・交付金や、県が加入する任意団体の必要経費的な会費の支出が想定されているものである。しかし、センター管理組合の負担金は「補助金等の交付に関する規則」の定める統制は受けていない¹⁶。

仮に、県が、特定の法人格ある団体に対して出資や出捐を行い、その団体にて特定の事業が行われている場合、通常それは第三セクターとして扱われる。そして、当該第三セクターの経営は第三セクター等改革推進部会等によって監督されることになり、また、当該団体に対する財政的援助は補助金等として統制されることになる。

しかし、センター管理組合は、センターの区分所有・共有持分からすれば県が約 40%の出資をしている社団と言い得る存在でありながら、いわゆる「権利能力なき社団」となるため法人格がなく、第三セクターとしては扱われず、また、センター管理組合に対する財政的支出も補助金とはならない。したがって、補助金の支出についてなされるような審査も行われず、第三セクターに対するような外部からの監督もないまま、毎年、多額の「負担金」がセンター管理組合に支払われる状態が継続している。

¹⁵ とりわけ、センター管理組合と協会との間の契約関係（主に事務局人件費）について、この問題点は顕著である。

¹⁶ 同規則の定める補助金・交付金・負担金には該当しないものとされている。

オ そして何よりも、県とセンター管理組合・協会とセンター管理組合との間の契約関係は、その持分等に照らし、自己契約に近い性質を有するものとなる。

すなわち、県は建物に多数ある区分所有権の1室のみを所有しているわけではなく、センター管理組合の構成員は県と協会の2名のみ（持分割合は協会が約60%、県が約40%）であるから、センター管理組合での決定事項は2当事者間での契約行為とほぼ等しいものになる。

そして施設としてのセンターについて、県持分は約40%、協会持分は約60%だが、その協会の株式の約40%を県が保有しているのであるから¹⁷、センター管理組合の潜在的な県の持分は、約40%+(約60%×約40%)=約64%となる。

したがって、県とセンター管理組合及び協会とセンター管理組合の契約関係において、またセンター管理組合内部の運営において、馴れ合い的な意思決定や運営がなされるリスクが高い状態となっている。

カ また、施設全体で、ホテル経営等の営利事業や公益事業を営んでいるため、通常のマンションの維持管理費とは異なり、事業に関連する支出や多額の人件費の支出を伴うものとなっており、会計処理も複雑である。

キ したがって、県としては、センター管理組合負担金の支払いそのものが、財務上のリスクが高い行為であることについて十分留意してセンター管理組合の運営に携わり、その支払い内容の妥当性や内部統制について監督する必要がある。

また、協会としても、県以外の株主に対する不利益となることのないように管理組合を運営する必要がある。

ク しかしながら、下記に述べていくような個々の問題が生じている現状に照らすと、全体としてリスクに対する自覚が乏しい運営がなされていると言わざるを得ない。そして、そもそも、センターの建物を共有・区分所有して管理組合が管理するという制度的な構造が、様々な問題の遠因になっていると言わざるを得ない¹⁸。

ケ センター管理組合に県及び協会が支払う負担金は大きく、その支出の内容についても疑義が多いことからすれば、センター管理組合の適切な

¹⁷ 県が筆頭株主であることについては上記図表3-2-1参照。

¹⁸ とりわけ、上記オで述べたような自己契約的な性質がある中で、管理組合運営の健全性を確保するための制度的な担保が乏しいと思われる。県は、センター管理組合が理事会や総会の適正な決議を経て予算を執行している旨や、管理規約に基づき管理組合の運営をしていることを度々強調する。しかし、現状のスキームでは、例えば人件費に関する指摘事項No.湘2~4等の問題が顕出されることは極めて難しかったのではないかと考えられる。また、県や協会からの管理組合に対する監査・監督も形骸化している節が伺える（指摘事項No.湘9等参照）。

運用と監督は必須である。また、場合によっては県の共有・区分所有そのものの見直しや、県や協会と利害関係のない第三者機関の設置といった手段も視野に入れて、現行の運営スキームの見直しを含めた議論が行われるべきであるところ、これらの点が放置されている現状は、著しく不適切と言わざるを得ない。

2 湘南国際村センター管理組合の事務局費について

(1) 問題の所在

ア センター管理組合の平成 27 年度予算は、管理費部分で約 1 億 9000 万円あり、そのうち約 1 億 6300 万円が管理運営費（光熱水費、清掃・設備管理の委託料等）、約 2662 万円が事務局費となっている。

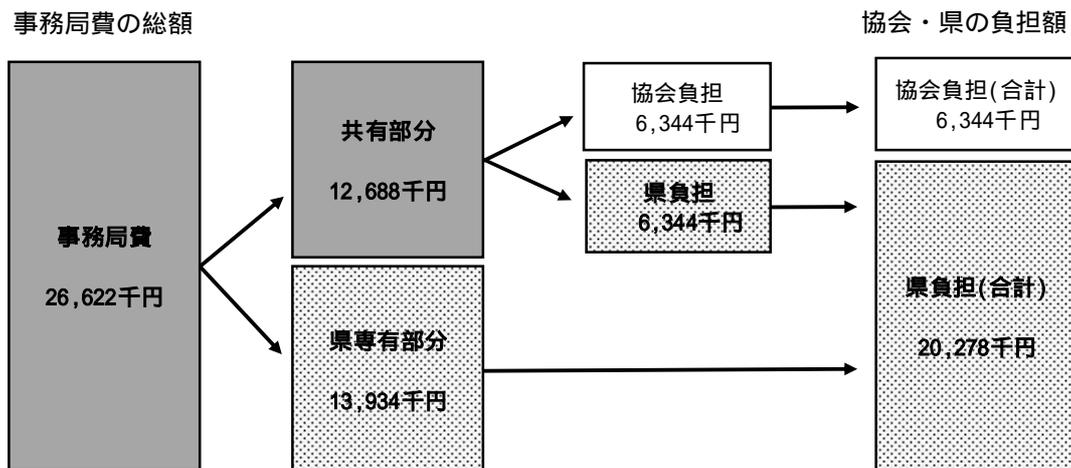
そして、センター管理組合では、自ら事務員を雇用しているわけではなく、実際の事務作業は全て協会の職員によって担われており、上記の約 2662 万円の事務局費は全て協会へと支払われている（協会の売上として計上されている）。

その内訳と金額は下記図表 3 - 2 - 15 のとおりとなっている。

センター管理組合から協会への事務局費の支払いについては、特に委託契約書等があるわけではなく、管理規約とセンター管理組合の総会及び理事会の議決に基づき執行されている。

図表 3 - 2 - 15 センター管理組合事務局費内訳 （単位：千円）

費目	合計	協会と県の負担関係		共有部分・県専有部分の内訳			
		協会負担計	県負担計	共有部分			県専有部分
				協会負担	県負担	県専有部分	
事務局人件費	25,248	6,000	19,248	12,000	6,000	6,000	13,248
旅費交通費	123	31	92	62	31	31	61
通信運搬費	424	106	318	212	106	106	212
消耗品費	827	207	620	414	207	207	413
合計	26,622	6,344	20,278	12,688	6,344	6,344	13,934



イ 事務局費については、上記図表 3 - 2 - 15 の内訳にて県と協会の負担割合が計算され、県及び協会は、センター管理組合に支払う管理費の一部として、上記の事務局費を負担している。

その負担額の計算方法は、協会がセンター管理組合事務局として 4 人の従業員に相当する人的資源を提供しているという考え方を前提として、およそ下記図表 3 - 2 - 16 の内容にて算定したものである。

図表 3 - 2 - 16 センター管理組合が支払う事務局費用の算定方法

費目	取扱い
事務局人件費	4 人分の給与手当相当額
旅費交通費	月額 1 万円（税別）を計上
通信費運搬費	基本料金は均等割り（協会と組合で 50 対 50）、使用料は使用場所に応じて、均等割り（50 対 50）又は職員の人数割り（4 名分相当を組合が負担）
消耗品費	複合機のリース料は均等割り（50 対 50）、複合機使用料は職員の人数割り、物品は組合が直接購入（協会の物とは区別されている）

ウ 上記の計算によって求められたセンター管理組合の負担額が図表 3 - 2 - 15 の「合計欄」の金額となる。

そして、さらにセンター管理組合の内部にて、センター管理組合が負担する事務局費（ ）を、共有部分に関するもの（図表 3 - 2 - 15 の ）と、県専有部分に関するもの（図表 3 - 2 - 15 の ）に分け、さらに共有部分に関するものをセンター管理組合負担部分（図表 3 - 2 - 15 の ）と県負担部分（図表 3 - 2 - 15 の ）とに分けて、最終的な県とセンタ

- 一管理組合の負担額（図表3 - 2 - 15の と ）を計算している。
この共有部分（ ）と県専有部分（ ）の負担配分は均等割り（1対1）とされ、共有部分での協会負担（ ）と県負担（ ）の負担配分も均等割り（1対1）とされている。
- エ 上記の方法で最終的に計算された県の負担額（ ）は、センター管理組合の理事会及び総会で議決され、センター管理組合負担金の一部として県から協会に支払われている。
- オ 上記のように、センター管理組合は独自の人的資源を持たず、その事務作業を全て協会に委託している。そして、協会がセンター管理組合に提供する人的資源は、職員4人分とされているようである。
しかしながら、センター管理組合と協会との間に、特段の業務委託契約書等は取り交わされていないし、「4人分」といった金額の算定根拠も明確ではない。
- カ 県と協会は、センターの成り立ちからして、協会が事務局を提供することを当然と考えていたと思われ、それゆえ管理規約においても、協会がセンター管理組合の事務を行うことは規約本文には明記されず、規約解説の備考欄に記載があるのみである。
- キ 協会がセンター管理組合の事務局業務を担うこと自体は一つの合理的な方法であるとは思われるが、あくまでも協会とセンター管理組合は別の団体であるから、センター管理組合が事務作業を協会に外注するのであれば、そこに業務委託契約を締結する必要がある。
センター管理組合は、清掃業務や設備管理について外部の業者に委託し、業務委託契約を締結しているが、センター管理組合から協会への事務局業務の委託も、法的には、それと同様のものと考えられる。
まして、年間の事務局費は約2662万円にも上るのであるから、センター管理組合から協会への業務委託関係と、その金額の根拠を明確にする必要性は極めて高い。

【指摘事項 No. 湘2】

(2) 指摘事項（センター管理組合の事務局費について）

センター管理組合から協会に支払う事務局費については、協会の担う具体的作業と工数が不明確な状態であり、業務委託に関する契約書すら作成されないまま、年間約2662万円が支出（うち人件費が約2500万円、さらにそのうち約1900万円が県の負担となっている）されており、著しく不適切と言わざるを得ない。

その支出の根拠を明確にするため、事務局費人件費が4人分とされて

いる点を始め、いずれの費目についてもその対価の妥当性を改めて客観的に検証するとともに、できるかぎり委託される個々の業務に対する工数と対価を明らかにすべきである。

また、その内容については、管理規約とは別に、センター管理組合と協会との間で業務委託契約書を作成すべきである。

- ア 事務局費約 2662 万円のうち、約 2500 万円は人件費であるが、センター管理組合が協会に委託している個々の具体的作業の対価が明文化されていないため、現状では、その委託費用の妥当性を十分に検証することもできない。
- イ 県は、事務局人件費が 4 人分とされている理由について、協会と県がそれぞれの専有・共有部分全体の人的業務量を 1（協会共有部）：3（県共有部 1 + 県専有部 2）と措置して負担することで「均等割 = 差の無いように負担を割り当て、安定的かつ簡素・効率的な業務遂行を図る」こととしたと述べるが、負担の割付け比率はともかく、なぜ全体として 4 人分が相当であるかについての根拠は不明瞭である¹⁹。
- ウ また、4 人の人件費の内訳については、3 名が年間 600 万円、1 名が年間 724 万 8000 円と算定されており、その理由について、協会は、組合設立時に事務局を引き受けた当時の協会職員の平均給与額や業務の安定的かつ簡素・効率的な継続を考慮して、日常の管理・運営等の事務に係る人件費を 600 万円、大規模修繕時の施設の長期修繕計画等の事務に係る人件費を 724 万 8000 万円として積算したと説明するが、やはり全体で 4 名分とした積算の内訳ははっきりしない。
- エ そして、上記のような、日常の管理・運営等の事務に係る人件費を 600 万円、大規模修繕時の施設の長期修繕計画等の事務に係る人件費を 724 万 8000 円とするといった計算方法も明文化されていない（なお、協会において管理組合業務に専従する従業員がいるわけではなく、また、長期修繕計画の事務に係る専従者や専門家がいるわけではない）。
- オ センターに関する協会の業務とセンター管理組合の業務は重なり合う部分も多いことから、対価の算定が客観的な根拠に基づかず恣意的になされるおそれが否定できない。そして、その委託費用は、県からセンター管理組合へ支払われる負担金の一部となるのであり、その取引がそも

¹⁹ 県からは、事務局人件費について、全体としては 7 人分の業務量があるところ、協会専有部分に係る費用として協会は 3 人分を自己負担しており、残りの 4 人分について、管理組合の会計内で上記の配分をしているとの説明もなされたが、やはり全体の業務量を 7 人分とする根拠は不明確であるし、明文化された取り決めも存在しない。

そも財務上のリスクが高いものであることは、上記第3の1(3)以下にて述べたとおりである。

また、県が直接契約する管理委託契約であれば、長期継続契約をすることができる契約を定める条例等により、原則として契約期間は3年となり、定期的に契約相手の見直しが行われるが、センター管理組合と協会との契約は相手方が固定されており、定期的な見直しの契機がないため、惰性的に契約が継続することになりかねない。

したがって、その支払いの法的根拠と金額の算定方法を明確にする必要性は極めて高い。

カ にもかかわらず、センター管理組合から協会に支払う事務局費について、協会の担う具体的作業と工数が不明確な状態で、業務委託に関する契約書すら作成されずに、年間約2500万円の人件費が支出されていることは、著しく不適切と言わざるを得ない(そのうち約1900万円が県の負担となっている)。

また、平成19年に県と協会とでセンター管理組合を構成して以来、金額の見直しも行われていない。

人件費だけでなく旅費交通費についても、毎月定額で1万円(税別)が計上されているが、営業活動等を行うわけではないセンター管理組合においてどのような旅費が必要になるのか、改めて検証する必要があると思われる。

キ 仮に、センター管理組合の支払う事務局費が過大であれば、県の税金の用途として不適切であることは言うまでもない。逆に事務局費が過少であれば、協会は県以外の少数株主に損害を与えていることになる。しかし、県も協会も、県民及び少数株主に対して、この事務局費が適正であることを説明できる十分な資料を保有していない²⁰(この点は、下記の「指摘事項 湘 No3」及び「指摘事項 湘 No4」に関するも同様である)。

ケ したがって、事務局費については、その支出の根拠を明確にするため、事務局費人件費が4人分とされている点を始め、いずれの費目についてもその対価の妥当性を改めて客観的に検証するとともに、できるかぎり委託される個々の業務に対する工数と対価を明らかにすべきである。

また、その内容については、センター管理組合と協会との間で業務委託契約書を作成すべきである(ただ契約書を作ればよいというわけでは

²⁰ 県とセンター管理組合の間の契約・協会とセンター管理組合の間の契約関係については、管理規約に基づき理事会及び総会で決議するという通常的意思決定のプロセスが、その内容の適切性の担保とならない(両者間での馴れ合いが生じ得るため)。このような場面で上記第3の1(3)オで述べたようなリスクが顕在化することになる。したがって、個別の問題点のみならず、全体のスキームから見直す視点を持つ必要が出てくるのである。

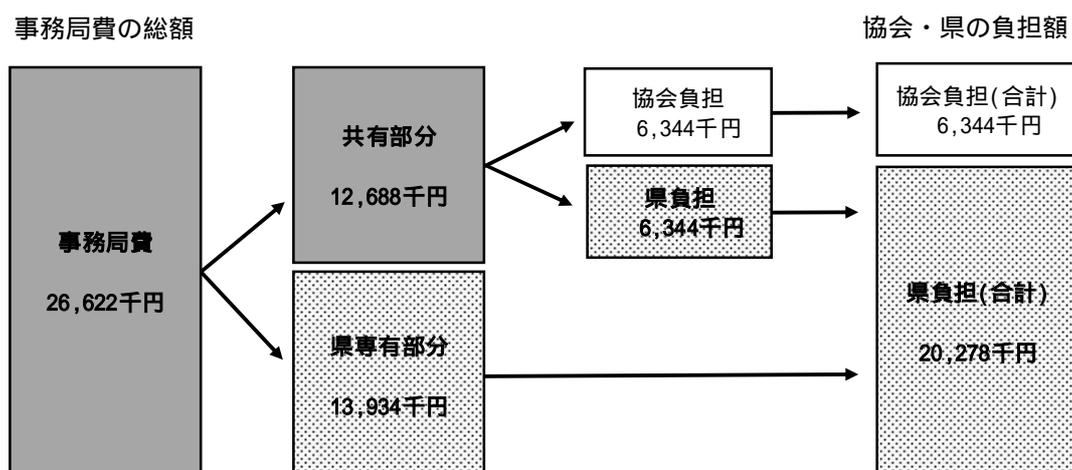
なく、契約内容の明確化と適正性の確保に指摘の主眼があることを念のため付言する。この点は、下記の「指摘事項 湘 No. 3」に関しても同様である。)

3 県専有部分の管理に関する事務局人件費について

(1) 問題の所在

ア 上記のように、センター管理組合の事務局費として4人分とされる人件費等が支出されているが、センターでは、共用・共有部分のみならず、県の専有部分についても、センター管理組合による管理がなされており、その事務局費について、さらに管理組合内部にて、共有部分（図表3 - 2 - 15の ）と県専有部分（図表3 - 2 - 15の ）とに負担の配分がなされている。

図表3 - 2 - 15 センター管理組合事務局費内訳（一部再掲）



その配分は、共用・共有部分と、県専有部分とで均等に割り付けられる形となっている。

県は、その理由について、事務局費の負担割合は管理規約の別表6により「均等割」とされており、協会と県がそれぞれの専有・共有部分全体の人的業務量を1（協会共有部）：3（県共有部1 + 県専有部2）と指定して負担することで「均等割 = 差の無いように負担を割り当て、安定的かつ簡素・効率的な業務遂行を図る」こととしたと述べる。

図表 3 - 2 - 17 管理規約別表 6 の抜粋

費目	費用の内容	共用部分及び共有部分の負担割合
事務局費	事務局人件費、旅費交通費、 通信運搬費、消耗品費	均等割
委託費	清掃委託費、 施設設備管理委託費等	持分割合
修繕費		持分割合
光熱水費	電気料、ガス料、上下水道、 その他	相互使用部分は使用実績、協会使用部分は協会、共用部分は持分割合

イ しかしながら、管理規約の別表 6 は上記図表 3 - 2 - 17 のとおり、あくまでも「共用部分及び共有部分の負担割合」について定めたもので、共有・共用部分と県専有部分の負担割合を定めたものではない。したがって、共用・共有部分と県専有部分とで負担を均等に割り付ける根拠とはならない。

また、管理規約において、管理組合の業務として「区分所有者としての維持管理・保全に関する業務（県又は協会の専有部分で、県又は協会が自ら実施するとした維持管理・保全に関する業務は除く）」と規定されているものの、あくまでも包括的な記載に留まり、その業務の具体的な内容やその単価は定められていない。

そして、他に、共用・共有部分と専有部分の負担割合に関する明文規定があるわけでもない。

ウ また、「均等割」といいながら、事務局人件費総額 2524 万円のうち、共用・共有部分について 1200 万円、県専有部分に 1324 万円の負担が割り付けられており、実際には「均等」にすらなっていない。

図表 3 - 2 - 18 管理組合事務局人件費の内訳

項目	金額	内訳
共有・共用部分	12,000 千円	日常の管理・運営等の事務に係る人件費 2 名分 = 600 万円 × 2 名
県専有部分	13,248 千円	日常の管理・運営等の事務に係る人件費 1 名分 + 大規模修繕等の施設の長期修繕計画等の事務に係る人件費 1 名分 = 600 万円 + 724 万円

- エ この理由について、県は、共用・共有部分については「日常の管理・運営等の事務に係る人件費」として1名あたり600万円の2名分である1200万円を割り当て、県専有部分については、「日常の管理・運営等の事務に係る人件費」1名分の600万円と、「大規模修繕等の施設の長期修繕計画等の事務に係る人件費」1名分の724万円の合計1324万円を割り当てているためとする。
- オ しかし、大規模修繕等の施設の長期修繕計画等の事務は、双方の区分所有権にまたがるセンター建物全体の問題であり、まさにセンター管理組合の本来業務である。この人件費を県専有部分にのみ割り当てるのは非合理的であり、この点ひとつからしても、センター管理組合から協会に支払われる人件費の根拠が乏しいことが伺える。
- カ センターの県専有部分に県の職員は配置されておらず、その管理のために何らかの人件費を要することは確かである。
- しかしながら、県専有部分を含めたセンターの設備管理についてはA社へ、清掃に関してはB社へ全面的に業務委託しており、その費用は、委託費として県が持分割合に応じて別途負担している。
- また、県専有部分についての一般客の利用に関しては、まず協会が行政財産の使用許可を県から取得し、協会が宿泊者等の利用者へ貸出し業務を行っている（協会が県へ払う使用料に一定の手数料を上乗せして貸出しがなされている。）。
- 県専有部分をB・C地区に関する森のボランティアなどが使用する際は、県が直接窓口となって施設利用の手配をしている。
- 上記以外の、県専有部分の管理に関する業務として、2人分の人件費（年間1324万円）を支出するだけの作業があるか否かは、明らかではない。
- キ また、さらに言えば、この県専有部分に関するセンター管理組合への管理の委託は、通常想定される区分所有法の管理組合の業務を超えるものである。
- すなわち、一般のマンション等においても、各区分所有者の専有部分が管理規約の適用範囲になること自体は一般的なものではある（例えばペット飼育を禁止するなど、専有部分に関することも管理規約で規定することはできる）。しかし、センターの県専有部分は、その維持管理と使用に関してほぼ全面的にセンター管理組合へ管理を委ねており、マンション等の一般的な区分所有建物で言えば、各区分所有者の居室内の清掃や賃貸業務までも管理組合に委ねている状態である。
- ク センターの共用・共有部分の管理業務について、管理組合の本来業務

務としてセンター管理組合によって業務が執行されることはやむを得ないとしても、県が単独所有する県専有部分の管理については、区分所有建物の管理組合の本来的な業務である共用・共有部分の管理に当然含まれるものではなく、そこに上乗せされた業務委託契約としてとらえるべき部分と考える。

【指摘事項 No. 湘 3】

(2) 指摘事項（県専有部分の管理に関する事務局人件費について）

センターの県専有部分の管理について、その具体的内容や工数、金額の根拠が不明確な状態で年間 1324 万円もの人件費が支出されていることは、県が管理組合負担金の名目で、センター管理組合を通じて協会の財政を支援しているかのような外観を呈するもので、著しく不適切と言わざるを得ない。

県は、県専有部分に要する事務局費人件費が 2 人分とされている点の妥当性等について改めて検証し、できるかぎり委託される個々の業務に対する工数と対価を明らかにすべきである。

また、県専有部分に関する管理委託契約については、区分所有建物の管理組合における本来的な業務である共用・共有部分の管理には含まれず、そこに上乗せされた業務委託契約としてとらえるべきであるから、管理規約から切り離し、財務規則における随意契約に必要なプロセスを経て、改めて、県とセンター管理組合との間にて業務委託契約を締結すべきである。

ア センターの床面積は、上記図表 3 - 2 - 8 のとおり、共有部分が 9539.08 m²、県専有部分は 2302.80 m²であり、その比率は約 4 対 1 となる。

区分所有建物の管理費用においては、各区分所有者の所有持分の床面積比（＝持分割合）に応じて経費を負担することが広く一般的に行われている。

仮に、センター管理組合が、共有・共用部分の管理に人件費 2 人分を費やすのが妥当であるとして（そもそも全体として 4 人分とする根拠が不明確であることは上記「指摘事項 No. 湘 2」にて記載のとおりだが）、センターの床面積比で言えば県専有部分の人件費はその 4 分の 1 である 0.5 人分となるはずである。

イ 床面積比（＝持分割合）という一定の合理性を持った数字をはるかに超えて、県専有部分に 2 人分という人件費が計上されるのであれば、そこには十分に説得的な根拠が示される必要がある。

にもかかわらず、センターの県専有部分の管理について、その具体的内容や工数、金額の根拠が不明確な状態で、年間 1324 万円もの人件費が支出されていることは、県が管理組合負担金の名目で、センター管理組合を通じて協会の財政を支援しているかのような外観を呈するもので、著しく不適切と言わざるを得ない。

ウ 県は、県専有部分に要する事務局人件費が 2 人分とされている点の妥当性について改めて検証するとともに、できるかぎり委託される個々の業務に対する工数と対価を明らかにされるべきである。

エ また、県が単独所有する県専有部分の管理については、区分所有建物の管理組合の本来的な業務である共用・共有部分の管理に当然含まれるものではなく、上乘せされた業務委託契約である。

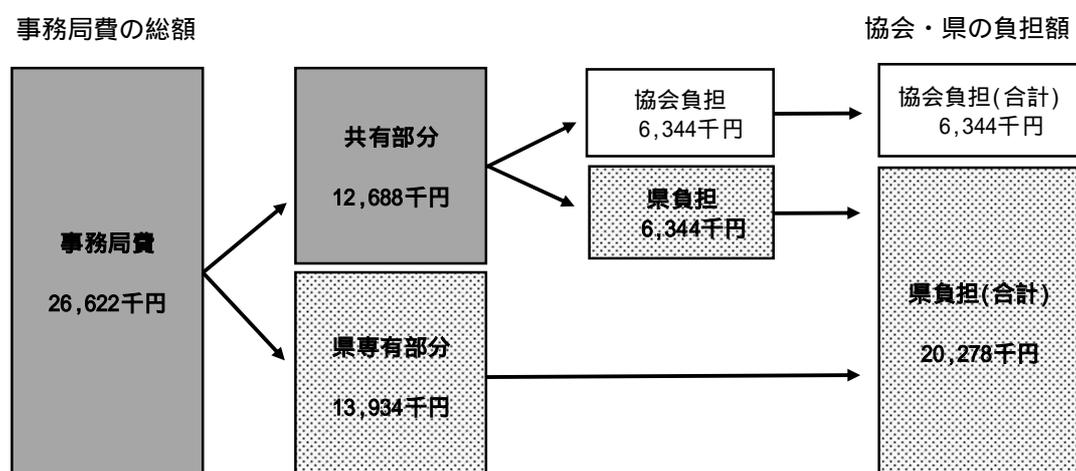
管理組合負担金の支払いは、上記の「指摘事項 No. 湘 1」でも述べたように財務上のリスクの高い取引であり、契約の締結において契約書の作成を求める財務規則第 23 条の趣旨に照らしても、県とセンター管理組合との個別の契約として処理できるものについては、できるかぎり管理規約と切り離して県の財務規則に則った契約プロセスに乗せ、その内容を明確化すべきであると考えます。

4 湘南国際村センターの共用・共有部分に関する事務局費について

(1) 問題の所在

ア 下記図表 3 - 2 - 15 のように、管理組合の共用・共有部分に充てられるとされる事務局人件費はさらに管理組合内部にて、協会（図表 3 - 2 - 15 の ）と県（図表 3 - 2 - 15 の ）とで均等に割り付けられている。

図表 3 - 2 - 15 センター管理組合事務局費内訳（一部再掲）



イ これは、下記図表 3 - 2 - 17 に記載した管理規約の別表 6 に基づくものである。

もっとも、事務局費以外の委託費や修繕費については、下記のとおり原則として持分割合や使用実績による割り付けがなされている。

図表 3 - 2 - 17 管理規約別表 6 の抜粋（再掲）

費目	費用の内容	共有部分及び共有部分の負担割合
事務局費	事務局人件費、旅費交通費、通信運搬費、消耗品費	均等割
委託費	清掃委託費、施設設備管理委託費等	持分割合
修繕費		持分割合
光熱水費	電気料、ガス料、上下水道、その他	相互使用部分は使用実績、協会使用部分は協会、共用部分は持分割合

ウ 区分所有建物の管理費については、持分割合に関わらず区分所有者の人数で均等に割るという考え方もできなくはない。しかし、一般的には、所有持分割合に応じた負担の配分がなされることが多く、個々の区分所有者の持分割合に差があるような場合には、この方法が合理的である。

エ センターにおいては、委託費や修繕費等は持分割合による負担がなされているところ、事務局費のみ協会と県で均等に負担するとされている。

しかし、上記「指摘事項 No. 湘 2」でも述べたように、管理組合から協会への事務局業務の委託も、法的には清掃業務や施設設備管理に関する他の業者への委託と同様のものと考えられるから、事務局費のみ均等割の処理をする合理的な理由はなく、持分割合によって負担を割り付けるのが公平である。

【指摘事項 No. 湘 4】

(2) 指摘事項（センターの共用・共有部分に関する事務局費について）

センター管理組合から協会に対する事務局業務の委託費用についても、清掃業務等の他の委託費用と同様に持分割合に応じた負担とするのが公平であり、これを均等割での負担とする現在のセンター管理組合の規約は改定されるべきである。

ア センター管理組合が業務委託する清掃業務や設備管理業務の委託費用については、県と協会の持分割合に応じた負担とされているが、協会へ委託する事務局業務についてのみ均等割の処理がなされることは合理的とは言えない。

共用・共有部分に関する事務局費は年間約 1269 万円であるから、その負担を均等割（1：1）にした場合と、持分割合（4：6）にした場合との差は無視できない金額となる。

にもかかわらず、協会へ支払う事務局費のみ均等割にて処理することは、県が協会に便宜を図っているかのような外観を作出するものであるから、著しく不適切なものと言わざるを得ない。

イ センター管理組合から協会に対する事務局業務の委託費用についても、清掃業務等の他の委託費用と同様に持分割合に応じた負担とするのが公平であり、これを均等割での負担とする現在のセンター管理組合の規約は改定されるべきである。

5 4か年計画の大規模修繕工事について

(1) 問題の所在

ア センター管理組合は、センターの竣工 20 年目を迎え、平成 27 年度から平成 30 年度にかけて、4 か年計画にてセンターの大規模修繕工事を実施することになっており、平成 27 年度においては、その 1 年目の工事として、管理組合と工事業者の間にて、4 億 1580 万円の工事請負契約が締結されている。

イ そして、センターの修繕費用については、センター管理組合において特別会計が設けられており、上記の大規模修繕工事に充てるために平成 27 年度の管理組合負担金として県が管理組合へ支払った金額は 1 億 7720 万円である（他に修繕積立金から繰越しの支出もしている）。

この支払についても、やはり通常の管理組合負担金と同様、「負担金、補助及び交付金」といった節にて、執行されている。

ウ センターの当該大規模修繕工事は、4 年で総額 10 億円となることが予定されており、工事全体に対する県の負担額は、約 4 億 2000 万円になることが想定されている。

また、工事業者の選定手続は平成 25 年度からセンター管理組合にて進められ、4 年に亘る工事全体について設計・施工一括のプロポーザル方式にて業者を選定している。

したがって、4 年のうちの 2 年目以降を別の業者に工事を依頼するということは事実上不可能である。

- エ　そして、県の会計においては、会計年度独立の原則が採られており、2会計年度以上にまたがる事業については、その経費の総額及び年割額を定めて継続費として予算計上する必要がある（あるいは複数年度分を一括契約し、債務負担行為として予算計上する必要がある）。
- オ　なお、センターの大規模修繕工事は、センター管理組合の名義で契約されており、県名義による契約ではない。
- もっとも、センター管理組合に法人格は無く、管理組合による契約の効力は各区分所有者に総有的に帰属するものである。しかも、県とセンター管理組合との関係は、一般的な区分所有者と管理組合の関係と同視できない²¹。センターの区分所有・共有者は2名しかおらず、センターの大規模修繕工事は、県と協会との共同事業に近いものでもあるから、県の事業と言える。
- カ　そしてその費用は、センターの県持分割合である約40%において、負担金という名目で直接的に県の財政支出へと反映されるものであり、これを継続費として計上する必要性は高い。

【指摘事項 No. 湘5】

(2) 指摘事項（複数年に亘る大規模修繕工事の予算計上について）

平成27年度から実施されているセンターの大規模修繕工事は、県の専有部分と共用部分を含めて、総額約10億円をかけて4年に亘って実施するものであり（うち県の負担額は約4億2000万円）、将来4年間の県の予算に負担を与えることが確定しているのであるから、県にとって2会計年度以上にまたがる事業にあたり、県はこれを継続費として予算計上すべきである。

- ア　県の保有する多数の施設の老朽化が問題となっている中で、その修繕の優先順位は極めて重要な政策課題である。
- イ　県の保有する施設であるセンターで、総額約10億円（うち県の負担額は約4億2000万円）をかけて4年に亘って修繕工事を実施することは、当該4年間において県の予算に一定の負担を与えることが確実なのであるから、県にとって2会計年度以上にまたがる事業として、これを継続

²¹ 仮に、県が通常のマンションの一室を保有しているだけならば、そのマンション管理組合が実施する大規模修繕工事を継続費として計上する必要は乏しいと思われる（そもそも通常の管理費・修繕積立金等に加えて、複数年に亘る追加負担を求められることは稀であろう）。

費として予算化すべきである（なお、センター管理組合において修繕費は特別会計になっており、他の管理費と混同することなく修繕工事費を切り分けて予算計上することは容易と思われる。）

6 修繕維持コストの「見える化」について

(1) 問題の所在

ア 県では、県有施設について、その半数以上が建築後 30 年以上を経過しており、今後の建替えや大規模改修にかかる費用の増大等が課題となっているところ、そうした課題を県民と共有し、今後の公共施設のあり方を考えていくための基礎資料として、平成 25 年に「県公共施設の見える化～修繕維持コストの現状と将来推計～」を作成している。

そこにおいては、県有施設のほぼ全てについて、平成 22 年から平成 24 年の維持修繕コスト実績が記載されているところ、センターの維持修繕コスト実績は下記図表 3 - 2 - 19 のとおり、0 円（千円未満）となっていた。

図表 3 - 2 - 19 県公共施設の見える化（抜粋）

施設名称	維持修繕コスト実績（千円）		
	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
湘南国際村センター （行政財産）（県専有部分）	0	0	0
湘南国際村センター （普通財産）（共有部分）	0	0	0

イ しかし、実際には、センターは平成 22 年度から平成 24 年度にかけて約 3 億 2000 万円の大規模修繕工事を実施しており、そのうち約 1 億 3000 万円が県の負担となっている。

したがって、上記期間のセンターの維持修繕コスト実績が 0 円（千円未満）ということはありません。

【指摘事項 No. 湘 6】

(2) 指摘事項(センターの修繕維持コストの「見える化」について)

平成 25 年に県が実施した「県公共施設の見える化」において、センターの維持修繕コスト実績が全く反映されておらず、県民に対する情報提供内容が著しく不適切である。県は、すみやかに当該情報の修正・補足等を実施すべきである。

ア 上記のように「県公共施設の見える化」は、県有施設の今後の建替えや大規模修繕にかかる費用の増大等の課題を県民と共有し、今後の公共施設のあり方を考えていくための資料として作成されたものであるところ、当該資料において、センターの大規模修繕工事が維持修繕コストに全く反映されていないことは大きな問題である。

イ なお、県としては、上記の「県公共施設の見える化」は県の現総務局財産経営部施設整備課において、「現総務局の工事費」と、「現県土整備局の依頼工事にかかる工事費」を計上したものであり、その数字自体に誤りはないとのことである。

しかし、現実に大規模修繕工事を実施しながら、維持修繕コストがゼロと記載され、その理由も記載されないままでは、県民の誤解を招く結果となり、県民との「課題の共有」など不可能であろう。

上記の計上方法は県民に対する情報開示として著しく不適切であるから、県は、すみやかに当該情報の修正・補足等を実施すべきである。

7 大規模修繕工事のプロポーザルについて

(1) 問題の所在

ア センター管理組合では、平成 22 年と平成 27 年に大規模修繕工事を実施し、いずれもプロポーザル方式にて契約相手を選定している。

しかしながら、プロポーザルの参加者は A 社のみであり、A 社が工事を受注している。

図表 3 - 2 - 20 大規模修繕工事プロポーザルの参加状況

工事年	金額	受注者	プロポーザル参加者数
平成 22 年	約 3 億円	A 社	A 社のみ
平成 27 年	約 10 億円	A 社	A 社のみ

イ センター管理組合としては、プロポーザル参加者が A 社以外にいない理由として、センターが A 社の施工により建設され、竣工以来の不具合

等にA社が対処してきたことから、施設・設備への理解度や下請業者の手配において他社より優位にあると述べる。

【意見 No. 湘 2】

(2) 意見(大規模修繕工事のプロポーザルについて)

大規模修繕工事の発注においては、適切な発注価格を実現するため、複数の契約候補者を募り、競争的な手続きを経ることが非常に重要である。引き続き、プロポーザルの参加者数を増加させ、価格競争を促す方法を検討されたい。

ア センター管理組合としても、平成27年大規模修繕工事のプロポーザルの際に、平成22年大規模修繕の工事の際に問い合わせがあったものの結局プロポーザルに参加しなかった別の業者に対して、改めて参加を呼びかけるなどしたようだが、結局、A社以外の参加はなされなかったようである。

イ 大規模修繕工事の発注においては、適切な発注価格を実現するため、複数の契約候補者を募り、競争的な手続きを経ることが非常に重要である。

センター管理組合の一定の努力はあるものの、プロポーザル参加者を増加させ、修繕工事の価格競争を促すことは今後の課題として残っており、引き続きその方法を検討されたい。

8 センター管理組合の税務申告について

(1) 問題の所在

ア 協会は、センターの区分所有者としてセンター管理組合にセンターの共用部・共有部にかかる管理費用を支払っているが、その一方で、センター管理組合の事務局費を業務受託収入として受け取っている(上記「指摘事項 No. 湘 3」参照)。

こうした取引を、協会では、下記図表3-2-21のように会計処理している。

図表3-2-21 協会の受領する事務局費の会計処理

タイミング	会計処理の要約			
負担金拠出 (期中会計処理)	(借) 管理組合負担金	104百万円	(貸) 普通貯金	113百万円
	仮払消費税等	9百万円		
業務受託収入	(借) 普通貯金	25百万円	(貸) 業務受託収入	23百万円

タイミング	会計処理の要約		
(期中会計処理)			仮受消費税等 2百万円
負担金精算 (決算会計処理)	(借) 水道光熱費	37百万円	(貸) 管理組合負担金 104百万円
	環境維持費	29百万円	
	その他の経費等	38百万円	

平成 27 年度の会計仕訳を包括外部監査人が集計したもの

イ 期中において協会は、センター管理組合に毎月 940 万円の管理組合負担金を支払っており、その額は平成 27 年度において約 1 億 1300 万円である。また、協会は同時に、センター管理組合で要する人件費相当額として月額 194 万 8000 円（年間約 2300 万円）の業務受託収入を受領している。なお、この業務受託収入は協会の損益計算書では売上高として表示される。

また、決算時において期中に処理された管理組合負担金を水道光熱費や環境維持費等の費目に配分して精算している。

ウ 協会では、センター管理組合とのこれらの取引をすべて消費税の課税取引として会計処理している。つまり、平成 27 年度に拠出した管理組合負担金 1 億 1300 円を課税仕入として処理することで、当該取引の内税となる約 840 万円を協会が支払う消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）から控除して税務申告している。

また、センター管理組合の人件費相当である業務受託収入や、アンテナ設置手数料等のその他の収入も消費税の課税取引として会計処理しており、協会の課税売上高として消費税等が課税されている。

【指摘事項 No. 湘 7】

(2) 指摘事項（消費税等申告について）

センター管理組合は、消費税法第 2 条第 1 項第 7 号に規定されている「法人でない社団」に該当する。また、課税資産の譲渡を行っている疑義があるから、消費税及び地方消費税の納税義務者となる可能性があるが、平成 19 年に県と協会によって構成されて以来、申告納税義務の有無を十分に検討して来なかった。

センター管理組合は、速やかに課税当局と協議を行い、その課税関係を明らかにする必要がある。

ア 消費税は、国内において事業者²²が事業として対価を得て行う取引を課税の対象としている。

イ センター管理組合は法人格を有していないが、消費税法第2条第1項第7号には、「法人でない社団」を「人格のない社団等」と定義しており、この「人格のない社団等」は同第3条において、法人とみなして消費税法の規定を適用するものとしている。

ここで、「法人でない社団」とは、多数の者が一定の目的を達成するために結合した団体のうち法人格を有しないもので、単なる個人の集合体ではなく、団体としての組織を有して統一された意識の下にその構成の個性を超越して活動を行うものをいう（消費税法基本通達1-2-1参照）。

そして、センター管理組合は、協会と県が、センターの共有部等を管理するという一定の目的のために結合した、区分所有法第3条によって規定される区分所有者の団体であり、また、単なる個人の集合体ではなく、区分所有法第30条に基づく管理規約を定め、総会や理事会といった会議体による意思決定や理事長による執行体制を整えて活動を行っているから、一般のマンション管理組合と同様に、いわゆる「権利能力なき社団」にあたり、消費税法上の「法人でない社団」に該当すると解される。

ウ 更に、消費税は対価を得て行う取引に対して課されることになるが、受取負担金については、現に、協会ではこれを課税仕入取引として処理していることから、管理サービスを提供して対価を受け取る取引として課税取引に該当する疑いがある。

その他の取引については、個々の取引が消費税法上の課税資産の譲渡等に該当するの否か調査が必要である。仮に、明らかに非課税仕入に該当する保険料以外の各経費が課税仕入に該当するものとした場合、下記の図表3-2-22に示したとおり、平成27年度において管理組合が納税すべき消費税等の額を試算した結果は単年で70万9000円となっている。

²² 「事業者」とは、個人事業者(事業を行う個人)と法人をいい、「事業」とは、同種の行為を反復、継続、独立して行うことをいう。(国税庁HP タックスアンサー、消費税 6109 参照)

図表 3 - 2 - 22 センター管理組合の納税すべき消費税等の推定
(平成 27 年度)

(単位：千円)	一般会計	修繕口	合計
受取負担金	185,303	413,134	598,437
諸収入	5,532	-	5,532
課税売上高	190,835	413,134	603,969
事務局費	26,623	-	26,623
物品費	4,546	-	4,546
光熱水費	53,026	-	53,026
賃借料	314	-	314
国際村管理運営組合負担金	2,255	-	2,255
管理運営委託費	84,944	-	84,944
雑費	490	-	490
修繕費	-	422,203	422,203
課税仕入高	172,198	422,203	594,401
課税売上高に対する消費税等	=	× 8% / 108%	44,738
課税仕入高に対する消費税等	=	× 8% / 108%	44,030
差引消費税額等の推定値	=		709

出典：管理組合決算書（平成 27 年度）

- エ センター管理組合は、センター管理組合が消費税法上の「法人でない社団」に該当することについて包括外部監査人が指摘するまで認識しておらず、平成 19 年に県と協会によって構成されて以来、申告納税の義務を十分に検討して来なかった。
- オ これに対して、協会側は現状の管理組合は協会と県の共同事業（ジョイントベンチャー）に該当するから、その損益が直接構成員に帰属するものとして考えており、消費税の納税義務者に当たらないという見解を包括外部監査人に示している。しかし、共同事業に係る消費税の納税義務について規定している消費税法基本通達 1 - 3 - 2 には、「共同事業（人格のない社団等又は匿名組合が行う事業を除く。）に属する資産の譲渡等又は課税仕入れ等については、当該共同事業の構成員が、当該共同事業の持分の割合又は利益の分配割合に対応する部分につき、それぞれ資産の譲渡等又は課税仕入れ等を行ったことになるのであるから留意する。」と記載がある。この中で、「人格のない社団等」が適用対象から除かれることには明文の規定があるのであり、当該見解は誤っている。
- カ 会計処理の面からも、現に協会は管理組合から受領する業務受託収入

に第三者に対する売上高として表示しているのであり、民法上の組合とは異なる処理をしている。また、協会は包括外部監査人との議論のなかで管理組合が人格のない社団に該当することについて異論がなく認めている以上は、センター管理組合は、消費税の納税義務者である前提に立ち、速やかに課税当局と協議を行い、その課税関係を明らかにする必要がある。

【指摘事項 No. 湘 8】

(3) 指摘事項（法人税等申告について）

センター管理組合は、法人税法第2条第1項第8号に規定されている「法人でない社団」に該当し、法人税の納税義務者となる。また、携帯電話基地局等の設置場所を貸付けている行為は課税対象となる法人税法上の収益事業に該当する。

なお、センター管理組合は平成19年に県と協会によって構成されて以来、申告納税の義務を十分に検討して来なかった。センター管理組合は、速やかに課税当局と協議を行い、その課税関係を明らかにする必要がある。

- ア 法人は法人税法の定めるところにより、法人税を納めなければならない。法人税の納税義務者は、法人であるが、人格のない社団等も法人とみなされる（法人税法第3条）。
- イ 消費税法と同様に、法人税法においても、法人でない社団で代表者等の定めのあるものを「人格のない社団等」と定義し、これを法人とみなして同法が適用されることとなっている。よって、消費税法と同様に法人税法上でもセンター管理組合は納税義務者となるものと解される。
- ただし、人格のない社団等に対しては、各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得以外の所得には法人税を課さないこととされている（法人税法第7条）。
- ウ 法人税法上の収益事業とは、販売業、製造業その他の一定の事業で、継続して事業場を設けて行われるものをいい、この一定の事業には不動産貸付業が含まれている。したがって、センター管理組合が賃貸借契約に基づいて建物の一部を他のものに使用させ、その対価を得た場合には、収益事業（不動産貸付業）に該当し、その収益事業から生じた所得に対して法人税が課されることとなる²³。

²³ なお、本論点は国税庁 HP における質疑応答事例「マンション管理組合が携帯電話基地局の設置場所を貸付けた場合の収益事業判定」を参考としている。

- エ センター管理組合は以下の図表 3 - 2 - 23 に示したとおり、携帯電話基地局等の設置場所を貸付けており、これらが収益事業に該当するから法人税の申告納税義務が生じる疑義がある。

図表 3 - 2 - 23 センター管理組合の使用料収入（平成 27 年度）

相手先と種別	平成 27 年度収受額
A 社 携帯電話アンテナ	825 千円
B 社 P H S アンテナ	153 千円
C 社 携帯電話アンテナ	518 千円
D 社 携帯電話アンテナ	363 千円
E 社 タクシー無線アンテナ	233 千円
その他	727 千円
合計	2,819 千円

出典：センター管理組合収支予算書（平成 27 年度実績）

- オ センター管理組合の携帯電話基地局等の使用料収入については、上記のほかに専有使用者が負担すべき光熱費を専有使用者負担金収入として 53 万 3000 円収受している。また、これらを収益事業の収益とした場合、直接経費となる項目は控除できる可能性はある。なお、仮に上記に対してすべて所得として法人税が課税された場合は 42 万円(281 万 9000 円×15%²⁴)となる。このほかに、法人事業税及び地方法人特別税、法人県民税、法人市民税の納付が必要となる。
- カ センター管理組合はセンター管理組合が法人税法上の「法人でない社団」に該当し、携帯電話基地局等の使用料収入を得ることが課税対象となる収益事業に該当することについて、包括外部監査人が指摘するまで認識しておらず、平成 19 年に県と協会によって構成されて以来、申告納税義務を十分に検討して来なかった。センター管理組合は、速やかに課税当局と協議を行い、その課税関係を明らかにする必要がある。

9 管理組合事務局費等の会計表示

(1) 問題の所在

- ア センター管理組合は、上記図表 3 - 2 - 21 に記載しているように管理組合とその負担金の拠出や、事務局費の収受について会計処理している。これらについては、個別注記表において協会の関連当事者に対する取引

²⁴ 年間所得 800 万円以上の場合の公益法人等の税率（平成 28 年 10 月現在）

としては開示されていない

- イ また、センター管理組合は、上記「指摘事項 No. 湘 2」にて記載のように、協会に事務局の運營業務を委託している。一方で、協会においては当該業務をセンター管理組合から業務受託しているという関係である。
- ウ 協会ではこれにより、事務局費に対応する 2700 万円（平成 27 年度の額）を収受しており、これを収益として会計処理し、損益計算書に売上高として表示している。また、事務局費に対応する原価である人件費や水道光熱費等は販売費及び一般管理費に計上されている。よって、この取引により協会の売上高と売上総利益が事務局費と同額だけ増加していることになる。
- エ 協会の定款には事業の目的として「湘南国際村における建物、上下水道、公園、緑地等の管理等の受委託」が含まれており、センター管理組合からの事務局運營業務の受託行為は定款所定の目的である営業行為と言える。
- オ しかし、我が国における会計慣行として定着している収益認識の基準である実現主義の定義においては、「企業外部の第三者に財貨又は役務を提供し、その対価として現金又は現金等価物を受領した時点で収益を認識する」とされている。また、企業会計原則第二損益計算書原則には「同一企業の各経営部門の間における商品等の移転によって発生した内部利益²⁵は、売上高及び売上原価を算定するに当たって除去しなければならない」と規定されている。この点、上記図表 3 - 2 - 15（センター管理組合事務局費内訳）で述べたとおり、事務局費には協会負担に帰すべき部分（平成 27 年度は 634 万 4000 円）が含まれているから、当該取引が収益認識の要件をみださず、売上高や売上原価から除去すべき内部取引に該当するかが問題となる。

【意見 No. 湘 3】

（ 2 ） 意見（協会が収受したセンター管理組合事務局費の会計表示）

協会がセンター管理組合から収受している事務局費については、内部取引が含まれているから、協会の損益計算書上で売上高として計上せず、販売費及び一般管理費の控除として処理することが望ましい。

なお、現行どおり売上高として会計処理する場合には、決算公告により開示される個別注記表において関連当事者との取引として記載され、負担金の収受も含むすべての取引の内容、金額、取引条件の決定条件な

²⁵ 内部利益とは、原則として、本店、支店、事業部等の企業内部における独立した会計単位相互間の内部取引から生じる未実現の利益をいう（企業会計原則注解 10）。

どが、利害関係者に示されるべきである。

ア センター管理組合は、区分所有法第3条によって規定される区分所有者の団体であり、その理事長（管理者）と区分所有者の関係は、民法の委任の関係として処理される。管理組合の理事長は、対外的には区分所有者を代理する権限を有し（区分所有法第26条第2項）対外的関係において法律行為をするときは、区分所有者の代理人としてこれを行うことになるから、その法律効果は、区分所有者である県と協会に直接帰属することになる。

イ こうしてセンター管理組合が、対外的関係において協会と法律行為をする場合は、その法律効果は区分所有者の協会に戻ることになる。つまり、協会はセンター管理組合に対する売上高として会計処理しているが、実際にはセンター管理組合は区分所有者の代理人であり、取引の相手先は区分所有者である神奈川県と協会そのものである。

そうすると、この取引のうち少なくとも協会負担に帰すべき部分は、協会の協会に対する内部取引となってしまうことになるから、当該収益は第三者との間で客観的に実現したものではない。このような関係の資金収受について、対外的な取引と考える売上高として表示すると、財務諸表利用者が売上高の規模や利益率の水準に対して誤認を招きかねない。

ウ 例えば、民法上の任意組合の場合、組合が対外的に行う法律行為の効果は当然に組合員に帰属することとなるから、会計上も出資者がその持分に応じて純額または総額で貸借対照表と損益計算書に計上することと実務上の指針が置かれている²⁶。

そして、協会は期中に管理組合負担金として会計処理している管理費の負担額を、決算時に損益計算書の各勘定科目や貸借対照表の出資金として振り替えていることから、管理組合負担金については民法上の任意組合に準じた会計処理を行っていると言える。こうした会計処理は管理組合負担金を巡る経済的実態を表していると包括外部監査人も考える。

エ そうすると、センター管理組合と協会の運営経費を巡る負担関係の会計処理の一部分として事務局費を考えた場合、管理組合負担金と同様に損益計算書において損益項目の持分相当額を計上する方法を採った方が経済的実態をより表すと考える。すなわち、事務局人件費、旅費交通費、通信運搬費、消耗品費等の費目に応じて、協会の損益計算書の販売費及び一般管理費から控除する会計処理が、管理組合を巡る負担関係の会計

²⁶ 金融商品会計に関する実務指針（会計制度委員会報告第14号）132項、308項

処理として首尾一貫している。

- オ なお、協会の経営者の主張によれば、個別取引ごとに計上することで収支が把握しやすくなり財務管理上得策と考えていること、および、同様に企業会計原則に記載がある「費用及び収益は、総額によって記載することを原則とし、費用の項目と収益の項目とを直接に相殺することによってその全部又は一部を損益計算書から除去してはならない。」とする総額主義をその会計処理の論拠にしている。

しかしながら、仮に、収支の把握が目的であればそれは管理会計上で適切に処理すれば足りることであるし、そもそも、総額主義の原則は未実現の内部取引に適用されるものではないと考える。

- カ 現行の会計処理の考え方は、管理組合の法的な解釈はともかく、管理組合が人格なき社団として機能していることから会計処理の面でその独立事業体としての実態を表していることとなる。仮にこの主張を協会の会計監査人が適正と判断したとしても、この場合、協会が過半を出資する上に役職員が兼務する管理組合は、明らかに協会の関連当事者の範囲に含まれることとなるはずである。よって、会社計算規則第 112 条により、会計監査人設置会社では、管理組合負担金の拠出も含む管理組合とのすべての取引が開示対象となる。しかし、現在は個別注記表においてこの注記もなされていない。引き続き、現行の会計処理を継続する場合には、個別注記表において関連当事者取引として財務諸表に注記されるべきである。

10 湘南国際村センター管理組合の監査体制について

(1) 問題の所在

- ア センター管理組合には、管理規約に基づき 2 名の監事が選任されている。管理規約と同時に作成されている管理規約解説によると、監事は、県と協会が各 1 名を指定するものとされており、近年は、県指定の監事は政策局自治振興部地域政策課副課長が、協会指定の監事は協会常勤監査役が選任されている。

県指定監事による監査は、年 4 回実施され、その都度、書面によるセンター管理組合への報告がなされている。協会指定監事による監査は、書面等による報告は残されていないが、随時、センター管理組合の会計処理等の助言を行っているようではある。

このように、センター管理組合では、監事による一定の監査業務はなされている。

- イ しかしながら、管理規約第 33 条第 1 項には、「監事は、管理組合の業

務の執行及び財産の状況を監査し、その結果を総会に報告しなければならない」とされているところ、総会の議事録によると、いずれの監事も出席しておらず、監査結果の報告がされた形跡もない²⁷。

また、同条第2項には「監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。」と記載され、管理規約解説には「監事は、…理事会において積極的に意見を述べる必要がある。」と記載されているが、理事会の議事録によると、いずれの監事も出席しておらず、意見を述べた形跡はない。

ウ センター管理組合は、組合員である区分所有者が県と協会の2名しかいないため、理事会や総会が形骸化する可能性が非常に高い。上記のように、監事が総会及び理事会に出席していないのも、形骸化の一端と思われる。

そして、監事は、組合の業務を監督する立場にある者であるから、兩名の監事が実際に監査業務を行ってはいるとしても、管理規約に反するような業務態様は避けるべきである。また、監事は、むしろ総会及び理事会の形骸化を防ぐような行動を取るべきであり、現状は是認し難い。

【指摘事項 No. 湘 9】

(2) 指摘事項（総会及び理事会への監事の出席等について）

センター管理組合の監事が総会に出席せず、総会で監査結果を報告していない点は、管理規約第33条第1項に違反している。また、監事が理事会にも出席せず、理事会で意見を述べていない点は、管理規約第33条第2項の趣旨に反する状態にある。これらの点について、管理規約に則った監査業務を実施すべきである。

また、より充実した監査体制の実現についても検討すべきである。

ア センター管理組合は管理費だけで約1億9000万円の予算があり、修繕費を合わせると、平成27年度の予算は約6億5000万円に上る。また、規約等に定められた県と協会との費用配分は極めて複雑である。このような規模の管理組合の監査は、現状の監査体制では不十分である。

²⁷ 県は、監査結果の報告は適正に書面でなされており、また、総会は「区分所有者で組織する」とされていることから、監事の出席義務はないので不当な点はない旨を述べる。しかし、例えば、総会に提出される計算書類の適正性についての監事のコメントは総会資料のどこにも残されていないし、総会とは別に作成されている年4回の報告書にも記載はない。また、総会の構成員が区分所有者のみであることと、監事の出席義務は無関係である。管理組合の「業務の執行及び財産の状況」という幅広い報告義務を定めた管理規約第33条の解釈としては、原則として監事は総会に出席すべきであるし、過去数年の資料を遡っても総会への監事の関与が全く確認できない現状が不当であることは明らかである。

上記「指摘事項 No.湘7、8」にて記載したような管理組合の税務申告についての検討も十分になされておらず、現状の監査体制を改める必要性は高い。

- イ センター管理組合の監事が総会に出席せず、総会で監査結果を報告していない点は、管理規約第33条第1項に違反している。また、監事が理事会にも出席せず、理事会で意見を述べていない点は、管理規約第33条第2項の趣旨に反する状態にある。これらの点について、管理規約に則った監査業務を実施すべきである。

また、より充実した監査体制の実現についても検討すべきである。

11 湘南国際村センター管理組合の役員選任について

(1) 問題の所在

- ア 管理規約第28条によると、理事及び監事は、県又は協会が指定する者から総会で選任され、理事長は、理事の互選により選任するとされている（いずれも任期は2年）。

この県と協会からの役員の指定は、個人名ではなく役職名宛になされており、役員選任の総会議事録においても、役職名のみが記載されている。

例えば、平成27年3月31日の総会においては、平成27年4月1日以降の役員について、「平成27年4月1日にこれらの職にある者」として、下記の職名宛の選任決議がなされている（個人名の記載はない）。

< 神奈川県が役員として指定した職 >

理事	神奈川県政策局自治振興部 地域政策課長
理事	神奈川県政策局自治振興部 地域政策課湘南国際村グループリーダー
監事	神奈川県政策局自治振興部 地域政策課副課長

< 協会が役員として指定した職 >

理事	(株)湘南国際村協会	常務取締役
理事	(株)湘南国際村協会	営業課長
監事	(株)湘南国際村協会	常勤監査役

理事会においても同様に、平成 27 年 3 月 31 日に「神奈川県政策局自治振興部地域政策課長の職にある者」を理事長として選任しており、やはり個人名の記載はない。

- イ センター管理組合は、県と協会の 2 名の組合員のみであるため、上記のような職名宛の選任決議によっても、当事者間では特に不都合はなく、人物の特定に欠けることもないと思われる。

しかし、総会や理事会の議事録は、事後的に第三者が見る可能性もある。特に理事長などは、議事録の作成者となるばかりか、管理組合の代表権を有し、対外的な契約書への押印なども行う立場であるため、その地位の根拠は明確であることが望ましい。

しかしながら、代表権の根拠となる総会議事録に職名宛の議決しか残されておらず、個人名が記載されていないため、当該議事録作成者の署名押印や、契約書の署名押印等の有効性の事後的な確認が速やかにできない状態にある。

- ウ 例えば、上記の平成 27 年 3 月 31 日に、当時の神奈川県政策局自治振興部地域政策課長が理事に選任され、同時期の理事会にて理事長にも選任されている。その前後の議事録等には議長として A 氏の署名押印があるため、どうやら A 氏が地域政策課長であり、理事長に重任されたことが伺える。

ところが、A 氏は平成 28 年 4 月 1 日の県内の人事異動で地域政策課長の役を離れたようであり、その後は B 氏が地域政策課長に就任している。しかし、B 氏個人宛の総会決議や理事会決議は存在しないまま、平成 28 年 4 月以降の議事録等には、議長（理事長）として B 氏の署名押印がなされている。

- エ センター管理組合の内部的には、B 氏が理事長となることに異議はないのであろうが、書類上は、なんら決議なく組合の理事長が A 氏から B 氏に入れ替わったことになるため、理事長の署名押印の正当性の確認がすぐにできないばかりか、そもそも理事長選任の決議がなされたと言えるのかどうかも疑義がある状態となっている。

【意見 No. 湘 4】

- (2) 意見（センター管理組合役員を選任決議について）

センター管理組合役員を選任に際しては、県及び協会の職名宛のみの選任決議がなされている。

しかし、その責任及び権限を明確にするため、職名のみならず、個人名も記載した選任決議を行うことが望ましい。

【意見 No. 湘 5】

(3) 意見(センター管理組合役員の選任決議について)

センター管理組合の役員において、従前就任していた者が、県や協会の人事異動等で担当者が交代した場合には、センター管理組合の総会及び理事会においても速やかに、前任者の退任と新任者の選任の決議を行うことが望ましい。

12 湘南国際村センター共有部分の無償利用について

(1) 問題の所在

ア センターの共有部分は普通財産とされており、その一部であるカフェテリア、フロントバックヤード、プール、倉庫などについて、管理規約によって、協会に無償で専用使用権が与えられている²⁸。

イ 共有部分について、共有持分権者が共有物の全部について利用をすることができるため、協会が県との合意(管理規約)に基づき、専用使用すること自体は問題ない。

もっとも、共有持分権者の一方が共有物の全部を使用する場合、他方の共有持分権者は、使用者に対して相当の対価(持分割合に応じた賃料相当額)を請求することができる(最高裁平成12年4月7日判決参照)。

県有財産においても、普通財産の貸付けは原則として有償であるから、県は本来、協会に対して、協会が専用使用するスペースに対して、県の基準による賃料相当額の持分割合を請求することができる。

ウ 他方で、県には「普通財産の無償貸付け及び減額貸付けに関する取扱基準」が定められているところ、同取扱基準によれば、「県の指導監督を受ける団体が県の事務又は事業の遂行上必要な公共・公益を目的とする事業の用に供するために使用するとき」であっても、「県が主として出資している団体」でなければ、5割を超える減額又は無償貸付けはできないものとされている。

²⁸ 地下1階の駐車場についても、駐車スペースの番号ごとに協会と県に専用使用権が設定されているが、割り振られた駐車スペースの数はおよそ6対4の持分割合になっており、駐車場全体としては県と協会の相互使用がなされているため、本件でとりあげるような問題は生じていないと考える。

図表 3 - 2 - 24 貸付料の無償及び減額基準（抜粋）

使用区分	ア 5割を超える減額又は無償の場合	イ 5割以内の減額の場合
3 県の指導監督を受ける団体が県の事務又は事業の遂行上必要な公共・公益を目的とする事業の用に供するために使用するとき。	(1) 県が主として出資している団体が県の事務又は事業を代行するとき。 (2) 以下略	(1) 県が補助又は出資している団体が県の事務又は事業を補佐する目的で使用するとき。 (2) 以下略

また、同取扱基準により「県が主として出資している団体」とは、団体の資本金又は基本財産のうち、県からの出資が5割以上を占める場合をいうと定められている。

そして、協会は県が40%出資している団体であるから、「県が主として出資している団体」には当たらない。

【指摘事項 No. 湘 10】

(2) 指摘事項（センター共有部分の無償貸付けについて）

普通財産であるセンター共有部分の一部について、県と協会が管理規約によって協会に無償の使用権を設定していることは、上記の「普通財産の無償貸付け及び減額貸付けに関する取扱基準」と抵触するものである。

協会及び県は管理規約を改定し、上記基準に則った使用料を設定すべきである。

ア 協会が、「普通財産の無償貸付け及び減額貸付けに関する取扱基準」における「県が主として出資している団体」に該当しないにも関わらず、普通財産であるセンター共有部分の一部について、管理規約によって、協会に無償の使用権が設定されていることは、この「普通財産の無償貸付け及び減額貸付けに関する取扱基準」と抵触するものである^{29 30}。

²⁹ 当事者間での契約に準ずる効力しかない管理規約と「普通財産の無償貸付け及び減額貸付けに関する取扱基準」が抵触する場面においては、同取扱基準が優先されるべきである。

³⁰ また、県からは、管理規約が同基準第1条の「別に定めるもの」に該当するとの説明もあったが、ここでいう「別に定めるもの」とは、同取扱基準と同様に県有財産規則第53条の規定に基づき財産経営部長が定めた通知か、県有財産規則の別の規定による授權に基づく通知、またはそれ以上の上位規範（規則・条例等）を指すものと解すべきであり、当事者間での契約に準ずる効力しかない管理規約はこれに該当しないと考えられる（管理規約が財産経営部長（当時は総

イ 共有物についての、一方の共有持分による利用であっても、他方共有持分権者からの賃料相当額の請求権は原則として存在するのであるから、県が協会にセンター共有部分を使用させる際には、県の持分割合に応じて、「普通財産の無償貸付け及び減額貸付けに関する取扱基準」に則った使用料を設定すべきである。

13 バルコニー隔板の修繕費について

(1) 問題の所在

ア センター管理組合では、平成 27 年 12 月に、協会の専有する宿泊棟（前記図表 3 - 2 - 8 参照）の複数のバルコニー隔板の修繕工事を約 145 万円で実施している。

バルコニー隔板とは、ホテル客室のバルコニー部分において、隣室同士のバルコニーの間を隔てる板で、非常時には人力で破ってバルコニーを避難通路とすることができるものである。

バルコニーは管理規約にて法定共用部分とされ、上記の修繕費用は県と協会にセンターの持分割合で割り付けられている。

もっとも、バルコニーとバルコニー隔板は協会専有の宿泊棟だけに存在し県専有の研究棟には存在しない。

イ 確かに、区分所有建物において、バルコニーは通常、法定共用部分とされている。それはバルコニーが区分所有法第 4 条にある「数個の専有部分に通ずる廊下又は階段室その他構造上区分所有者の全員又はその一部の共用に供されるべき建物の部分」にあたるかと解されるからである。

しかし、この解釈は、通常のマンションの様に 1 室ごとに区分所有者が異なることを前提としたものである。

1 室ごとに区分所有者が異なるのであれば、避難通路にもなるバルコニーは、廊下と同じく「数個の専有部分に通ずる」ものとなり、法定共用部分になると解されるのである。

ウ ところが、協会の専有する宿泊棟は、2 階以上を 1 棟まるごと協会が専有しており、客室 1 つ 1 つは区分所有の対象となっていない。

このような場合にまで、バルコニーが法定共用部分になるとは言い切れない。宿泊棟にて、廊下が共用部分ではなく協会専有部分となっているのと同様、バルコニーも専有部分と解する余地が十分ある。

エ そして、バルコニーの外壁部分やコンクリートスラブについては、建物の躯体として法定共用部分にあたるかと考えるとしても、スラブと切り離されるバルコニー隔板についてまでは、当然に共用部分として取り扱

務部長) の回議に付されていたとしてもそのことに変わりはないと考える。

うとことには問題がある。

【意見 No. 湘 6】

(2) 意見(バルコニー隔板の修繕費について)

センターにおいては、バルコニー隔板は、協会専有の宿泊棟にしかないものであるから、当該修繕工事は共用部分ではなく協会専有部分の修繕と考えるのが相当である。

そして、その費用は、持分割合ではなく協会が全額負担するものと扱うことを検討されたい。

その他の修理費用についても、一般的なマンション管理組合において用いられている解釈に頼ることなく、センター独自の状況に鑑みて、改めて負担方法を見直すことが望ましい。

ア バルコニー隔板が法定共用部分に当たらないとしても、規約で共用部分と定めることは可能である。

仮に、県専有の研究棟にも同様のバルコニー隔板があるのであれば、そのような定め方をしても問題ないと思われる。しかし県専有部分にはバルコニーもバルコニー隔板もない。

にもかかわらず、もっぱら協会専有の宿泊棟にあるバルコニー隔板について、共用部分とし、その修理費を持分割合にて県にも負担させることは、公平ではない。

イ センターは、通常のマンションとは異なり、県と協会の2名のみでの区分所有建物であり、県と協会はそれぞれ1棟を区分所有している。したがって、1室ごとを区分所有権の対象とするマンションを前提とした解釈がそのまま当てはまるとは限らない。

ウ センターにおいては、バルコニー隔板は、協会専有の宿泊棟にしかないものであるから、当該修繕工事は共用部分ではなく協会専有部分の修繕と考えるのが相当である。

そして、その費用は、持分割合ではなく協会が全額負担するものと扱うことを検討されたい。

エ センターの区分所有状況は通常のマンションと異なる特殊なものであるから、その他の修理費用についても、一般的なマンション管理組合において用いられている解釈に頼ることなく、センター独自の状況に鑑みて、改めて費用の負担方法を見直すことが望ましい。

14 駐車場のアンテナ設置賃料収入について

(1) 問題の所在

ア センターには地下1階部分に80台の駐車スペースがあり、そのうち協会が47台、県が33台の専用使用権を有している。この使用権の設定は、およそセンターの持分割合である6対4の比率となっているため問題はない。

イ 協会は、専用使用権の設定されている駐車スペースのうち3台分について、携帯電話会社であるA社と賃貸借契約を取り交わし、携帯電話アンテナ機器の設置場所として利用させ、月額13万4000円(税抜)の賃料収入を得ている。

管理規約によれば、専用使用権の設定されたスペースについて、第三者に有償で貸付けることができるとされており、また、その本来の用途以外(駐車場においては駐車スペースとしての用途以外)に使用することも許容されている。

また、その際の協会による使用は有償とされ、協会はセンター管理組合に年間約8万円の使用料を支払っている。

ウ ところが、A社による携帯電話アンテナ関連機器は、当該駐車場部分に留まる物ではなく、屋上に設置されたアンテナまで配線等により接続されて一体となって使用されているものである。

そして、協会に専用使用権のある駐車場以外のA社の使用部分(屋上等の共用部分)については、協会が受け取る上記の賃料13万4000円(税抜)のうちから、6万3679円(税抜)がセンター管理組合の収入として処理されている。

エ また、当該駐車スペースに設けられた携帯電話アンテナ機器の設置場所は、建物躯体の床と天井にコンクリートで打ち付けられ、当該スペースは駐車場としての機能を半永久的に喪失している。

なお、アンテナの設置は平成11年より継続しており、今後も契約が解除される見込みはない。

写真2 携帯電話アンテナ機器の設置場所



【意見 No. 湘7】

(2) 意見(駐車場のアンテナ設置賃料収入について)

協会がA社に賃貸している駐車場のスペースは、もはや「駐車場」とは言えず、A社はセンターの建物躯体そのものを一体として利用している状態にある。

このような共用部分である建物躯体そのものの賃貸借契約については、センター管理組合を契約当事者とし、その賃料についても全額をセンター管理組合の収入とすることが望ましい。

- ア 管理規約により駐車場の専用使用権が与えられており、本来の用法外の方法による使用も許されているとはいえ、床と天井の建物躯体部分にコンクリートで打ち付け、駐車場としての機能を半永久的に喪失させるような使用方法までが、管理規約で許容されているとは考え難い。
- イ 現状の携帯電話アンテナ機器の設置場所はもはや「駐車場」とは言い難い状態となっており、A社は、センター屋上のアンテナや途中の配線も含めて、建物の躯体そのものを一体として利用している状態である。
このような共用部分である建物躯体そのものの賃貸借契約については、センター管理組合を契約当事者とし、その賃料についても全額をセンター管理組合の収入とすることが望ましい(現在の契約名義が協会となっているのは、センターを協会が単独所有していた当時に締結した契約がそのまま更新されているからに過ぎないと思われる。)
- ウ そして、協会が専用使用権を有する駐車スペースが3台分減少している点については、県との駐車スペースの配分を見直すことで解決するこ

とが望ましいと考える。

15 セグメントごとの損益計算について

(1) 問題の所在

- ア 現在、協会では3か所のレストランと、宿泊施設、会議施設の運営を行っている。その各セグメント別の損益については、平成13年度の包括外部監査においても、以下のように意見が述べられていたところであった。
- イ 「会社は、現在、事業部門・セグメント(以下「セグメント」という)別の損益計算を行っていない。(中略)...会社が利益計画を立案し管理して行くため、経営管理組織が整備され適正に運用されていくことが必要であるが、そのためには、会社の利益構造を把握・分析し、管理できるような体制になっていることが重要である。今後は、管理資料の整備をより一層図り、管理に役立てるとともに、セグメント別の損益計算を行い、計画・管理の有効性を高めていく必要がある。」
- ウ そして、現在、協会においては、各セグメント別損益の集計をしてはいるものの、それは単に売上高と運営委託費を対比したものに過ぎず、中身についての分析が乏しく、その他の付随費用の考慮もされていないため、経営分析のための損益計算としては内容が不十分と言わざるを得ないものであった。
- エ そこで、一例として、包括外部監査人にてレストラン「ベラビスタ」についてセグメント別の損益を試算したところ、下記図表3-2-25の様な結果となった。

図表3-2-25 平成27年度におけるベラビスタの損益

勘定科目	式	金額(千円)
飲食収入		28,982
運營業務委託料		25,117
修繕費		247
消耗品費		9
水道光熱費		3,145
宣伝広告費		14
租税公課		18
賃借料		3,332
通信費		68
備品費		19

勘定科目	式	金額(千円)
保険料		80
減価償却費		543
営業費用		32,592
営業利益(損失)	= -	3,610

出典：飲食収入及び運營業務委託料は月間精算報告書、その他の勘定科目は会計仕訳を包括外部監査人が集計したもの

図表3 - 2 - 26 平成27年度におけるベラビスタに関する固定費

勘定科目	式	金額(千円)
運營業務委託料		
人件費		13,716
経費		133
その他		338
賃借料		3,332
水度光熱費		3,145
その他経費		455
減価償却費		543
合計		21,663

出典：運營業務委託料は月間精算報告書、その他の勘定科目は会計仕訳を包括外部監査人が集計したもの

図表3 - 2 - 27 ベラビスタの運営における契約上の貢献利益率

項目	式	B社(現行業者)	A社(前任業者)
原料費率	食事	30.50%	33.50%
	ドリンク	9.50%	9.50%
加重平均値	A	29.05%	31.85%
営業消耗品率	B	3.60%	4.40%
運営手数料	C	1.49%	1.30%
運營業務委託料 変動費率	D=A+B+C	34.14%	37.55%
貢献利益率	=100%-D	65.86%	62.45%

出典：運營業務委託料は月間精算報告書、その他の勘定科目は会計仕訳を包括外部監査人が集計したもの

原料費率の加重平均値は、平成27年度の売上高に占める食事・ドリンクのセールスマックスにより算定している。

図表 3 - 2 - 28 ベラビスタの損益分岐点売上高

<公式> 固定費 ÷ 貢献利益率 = 損益分岐点売上高
21,663 千円() ÷ 65.86%() = 32,893 千円(損益分岐点売上高)

エ 上記図表 3 - 2 - 25 のように、平成 27 年度のレストラン「ベラビスタ」損益は 361 万円の赤字となった。

当該レストランの営業について業務委託している B 社との契約によれば、売上高のおよそ 34.14% が運營業務委託料として請求されると試算され、売上連動の運營業務委託料は売上高に対する変動費なので、逆数が貢献利益率になる。この貢献利益率 65.86% と、固定費額により損益分岐点売上高を算定すると、3289 万 3000 円となった。

オ つまり、昨年 2898 万 2000 円の売上高に対して 113% の売上高、すなわち 1 割以上アップの経営成績が見込まれないと、再度赤字を計上することになる。売上アップに対する打ち手がないならば、経済合理性の観点からは「ベラビスタ」の撤退も視野に入るところである。

【意見 No. 湘 8】

(2) 意見(セグメントごとの損益計算について)

セグメント別の損益は経営分析の基礎資料として非常に有用なものであるから、協会においては、より内容の充実した営業セグメント別の損益を算出し、より有効な経営管理を進めることが望ましい。

ア 効率的な経営のため、会社の利益構造を把握・分析する必要があるところ、セグメント別の損益はその基礎資料として非常に有用なものである。この点は、平成 13 年度包括外部監査の報告書においても意見が出されていたところである。

イ 包括外部監査人が試算したのはレストラン「ベラビスタ」のみであるが、その他のセグメントについても損益を計算し、その結果を基礎資料として、より有効な経営管理を進めることが望ましい。

16 協会事務室の使用状況について

(1) 問題の所在

ア 協会は、従前より、行政財産の使用許可を受けて研究棟の 3 階部分を事務室として利用してきた。

ところが、平成 28 年 1 月以降は、事務室を 1 階のフロントバックヤード部分に移転しており、平成 28 年 8 月時点で研究棟の 3 階部分は使用さ

れていなかった。

写真3 研究棟3階の協会事務室



イ 県からの使用許可の期間は平成27年4月1日から平成28年3月31日までされていたところ、平成28年1月に事務室を1階に移転してから、同年3月31日までの間に、研究棟3階部分を明け渡すことも可能であったと思われる。

しかし、協会は平成28年4月1日から平成29年3月31日までの新たな使用許可を取得し、研究棟3階部分を県から借り続けている。

(2) 意見（協会事務室の使用状況について）

協会が平成 28 年 1 月まで事務所として使用していた研究棟 3 階部分は、仮に、事務所移転後にすみやかに事務室を明け渡せば、平成 28 年 4 月 1 日以降は使用許可を取得する必要はなく、年間使用料 147 万 7496 円を支払わずに済んだ可能性がある。

コスト削減と施設の効率的な利用という点に鑑み、平成 29 年 3 月 31 日以降は、研究棟 3 階部分の使用許可は取らずに事務室を明け渡すことを検討されたい。また、大規模修繕工事等でスペースが必要な場合は、当該期間の期間の使用料は、他の管理費と同様に県と分担することが望ましい。

ア 協会が使用していた研究棟 3 階部分の使用料は年間 147 万 7496 円であり、仮に、事務所移転後すみやかに事務室を明け渡せば、平成 28 年 4 月 1 日以降は使用許可を取得する必要はなく、当該使用料を支払わずに済んだ可能性がある。

イ なお、研究棟 3 階部分を、大規模修繕工事の際の機材置場として使用することもあるようだが、県からの使用許可においては使用の用途について「協会の事務室のために使用し、その他の用途に使用することは出来ない」と限定されており、大規模修繕工事のために研究棟 3 階部分を使用することはできない。

また、大規模修繕工事は協会だけの事業ではなく、県の持分も含めた工事であるから、控室が必要だとしても、その費用を全て協会が負担する根拠はない³¹。そして、工事は通年行われるわけではないから、必要な期間のみ許可をとれば済むと思われる。

ウ そして、大規模修繕工事の終了後は、再び協会において役員による会議室等として研究棟 3 階部分の使用を継続する予定もあるとのことであるが、少なくとも現状では使用せずに業務を継続できていることや、センターには多数の貸会議室があることからすれば、来年以降の使用の継続には慎重な検討が必要と思われる。

エ コスト削減と施設の効率的な利用という点に鑑み、平成 29 年 3 月 31 日以降は、研究棟 3 階部分の使用許可は取らずに事務室を明け渡すことを検討されたい。また、大規模修繕工事等でスペースが必要な場合は、当該期間の使用料は、他の管理費と同様に県と分担することが望ましい。

³¹ 協会としては、県に対して不要な便宜を図ることは株主平等の原則からしても望ましくない。

17 個人情報の管理について

(1) 問題の所在

ア 協会では、宿泊者等の個人情報について、個人情報保護規程を定めており、当該規程の別表「個人情報データ等一覧」にて書類やデータの種類に応じて、保管場所や保管期限、破棄方法などが定められている。一例として下記図表 3 - 2 - 29 のような定めがある。また、欄外には「退社時は、キャビネットに保管して施錠する。」との記載がある。

そして、個人情報保護規程第 11 条には「会社は、...保存する必要がなくなった個人データを...、確実に、かつ、速やかに廃棄するものとする。」と規定されている。

図表 3 - 2 - 29 個人情報データ等一覧（抄）

個人情報	取扱い場所	保管場所	保存期限
団体予約ファイル	協会事務所、 フロント	キャビネット	1 年
レジストレーション カード	協会事務所、 フロント	当月はキャビネット、 それ以外は地下倉庫	5 年
宿泊者名簿	協会事務所、 フロント	当月はキャビネット、 それ以外は地下倉庫	5 年

イ 包括外部監査人において、全ての個人情報の取扱いを確認したわけではないが、現地調査した範囲において、下記の点について、個人情報保護規程に反する取扱いがなされていた。

平成 28 年 8 月 4 日時点において、平成 28 年 4 月～7 月分のレジストレーションカード及び宿泊者名簿がフロントのキャビネットに保管されており、上記の個人情報保護規程に沿って地下倉庫に移動されていなかった。

地下倉庫に保管されている書類に、保存期限を過ぎているにも関わらず、破棄されていないものがあった。

団体予約ファイル等を保管する協会事務所のキャビネットについて、退社時に施錠する運用となっていなかった。

上記の問題点は、包括外部監査人が限られた時間で調査した範囲で確認されたものあり、上記以外の点についても、個人情報保護規程が厳密に守られていないことが懸念される。

【意見 No. 湘 10】

(2) 意見(個人情報の管理について)

個人情報の取扱い状況を再度確認し、個人情報保護規程に沿った個人情報の取扱いをすることが望ましい³²。

- ア センターには年間約3万人の宿泊客がおり、管理すべき個人情報は膨大な量になる。また、万が一、漏出等の事故が生じたときの被害も軽いものではない。
- イ 個人情報の取扱い状況を再度確認し、個人情報保護規程に沿った個人情報の取扱いをすることが望ましい。

18 備品管理について

(1) 問題の所在

- ア センター内の備品(テーブル・椅子や絵画等)は、県所有のものと協会所有のものがあり、いずれも管理規約にて、センター管理組合にて管理するものとされている。
これら備品のうち、県所有のものについては紙ベースでの備品台帳が整備され、そこに現品照合の結果が記録されている。
- イ ところが、協会所有の備品については、コンピューター上のデータベースとしての備品台帳はあるものの、紙ベースのものはなく、現品照合の結果はどこにも記録されていなかった。

【意見 No. 湘 11】

(2) 意見(備品管理について)

協会の所有する備品の適切な管理のため、定期的な現品照合の結果を記録しておくことが望ましい。

- ア センター内の備品は、県所有のものと協会所有のものがあり、両者が混在している。
そのいずれについても現品照合は実施しているとのことであったが、その結果が記録されていなければ、多数の備品を適切に管理することは困難である。
- イ 適切な備品管理のためには、県所有分のみならず、協会所有分につい

³² 協会の管理する個人情報には、県専有部分の利用者に関する情報も含まれていることから、県有財産の管理に関する事務の一部として包括外部監査の対象になる事項と考える。

でも県所有備品と同様に紙ベースでの備品台帳を整備するなどして、現品照合を実施した際にはその結果を記録することを検討されたい。

図表3 - 2 - 30 神奈川県に帰属する連結損益の算定表（平成27年度）

平成27年度 (単位:百万円)	国際村協会 損益計算書	管理組合			単純合算	消去項目			科目整理 管理人件費	県以外の株主 帰属利益控除	資本的支出 減額	減価償却費等 推定計上	県連結ベース の試算値
		一般会計	計画修繕口	修繕口		県負担金収入	内部取引	小計					
売上高	591	177	-	383	1,150	△231	△323	△554	△23	-	-	-	573
宿泊収入	230				230			-					230
飲料収入	229				229			-					229
負担金収入	-	172		383	554	△231	△323	△554					-
その他	132	5			137			-	△23				113
売上原価	354	-	-	391	745	-	-	-	-	-	△391	47	401
減価償却費	68				68							47	115
その他(資金支出あり)	286			391	677						△391		286
売上総利益	237	177	-	△8	405	△231	△323	△554	△23	-	391	△47	171
減価償却費	2				2			-				1	3
その他(資金支出あり)	252	163			414		△96	△96	△23				295
販売費及び一般管理費	254	163	-	-	416	-	△96	△96	△23	-	-	1	298
営業利益	△17	14	-	△8	△11	△231	△227	△458	-	-	391	△48	△127
受取利息	0	0	0	0	0			-					0
雑収入	0			0	1			-					1
営業外収益	0	0	0	0	1	-	-	-	-	-	-	-	1
支払利息	8				8			-					8
雑損失	0				0			-					0
営業外費用	8	-	-	-	8	-	-	-	-	-	-	-	8
経常利益	△25	14	0	△8	△19	△231	△227	△458	-	-	391	△48	△134
特別利益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
固定資産除却損	14				14			-				9	24
特別損失	14	-	-	-	14	-	-	-	-	-	-	9	24
税引前当期純利益	△39	14	0	△8	△33	△231	△227	△458	-	-	391	△58	△158
法人税等	1				1			-					1
法人税等還付額	-			-	-			-					-
少数株主損益										△24			△24
当期純利益	△40	14	0	△8	△34	△231	△227	△458	-	24	391	△58	△135

(注1) 管理組合の収支は税込経理で記帳されているため、上表では利息以外の収支を税抜(÷108%)して表示している。

(注2) 管理組合の負担金収入は資本取引とみなし損益取引からは消去する。また、協会と管理組合の取引は内部取引として消去する。

(注3) 湘南国際村協会の県以外の株主に帰属する利益は少数株主利益として控除して表示している。

(注4) 修繕口における共有部分・県専有部分に対する支出は資本的支出とみなしマイナス計上する。

(注5) 共有部分・県専有部分の減価償却費と除却損は、協会の計上額に所有面積割合を乗じて推定して試算した。(協会59.22%：県40.78%)

図表3 - 2 - 31 神奈川県に帰属する連結損益の算定表（平成24年度～26年度）
 平成24年度～26年度についても、平成27年度（注1）～（注5）と同様の仮定をしている。

平成24年度 (単位:百万円)	国際村協会 損益計算書	管理組合			単純合算	消去項目			小計	科目整理 管理人件費	県以外の株主 帰属利益控除	資本的支出 減額	減価償却費等 推定計上	県連結ベース の試算値
		一般会計	計画修繕口	修繕口		県負担金収入	内部取引							
売上高	617	162	-	102	880	△101	△158	△260	△25	-	-	-	596	
宿泊収入	235				235			-					235	
飲料収入	246				246			-					246	
負担金収入	-	158		102	260	△101	△158	△260					-	
その他	136	4			140			-	△25				115	
売上原価	363	-	-	108	471	-	-	-	-	-	△108	54	418	
減価償却費	79				79			-				54	133	
その他(資金支出あり)	285			108	392			-			△108		285	
売上総利益	252	162	-	△6	409	△101	△158	△260	△25	-	108	△54	178	
減価償却費	2				2			-				1	3	
その他(資金支出あり)	217	154			371		△91	△91	△25				255	
販売費及び一般管理費	219	154	-	-	373	-	△91	△91	△25	-	-	1	258	
営業利益	34	7	-	△6	36	△101	△67	△168	-	-	108	△56	△80	
受取利息	0	0	0	0	0			-					0	
雑収入	3			4	7			-					7	
営業外収益	3	0	0	4	7	-	-	-	-	-	-	-	7	
支払利息	9				9			-					9	
雑損失	-				-			-					-	
営業外費用	9	-	-	-	9	-	-	-	-	-	-	-	9	
経常利益	29	7	0	△2	34	△101	△67	△168	-	-	108	△56	△82	
特別利益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
固定資産除却損	7				7			-				5	12	
特別損失	7	-	-	-	7	-	-	-	-	-	-	5	12	
税引前当期純利益	22	7	0	△2	27	△101	△67	△168	-	-	108	△61	△94	
法人税等	3				3			-					3	
法人税等還付額	△2				△2			-					△2	
少数株主損益										12			12	
当期純利益	21	7	0	△2	26	△101	△67	△168	-	△12	108	△61	△108	

平成25年度 (単位:百万円)	国際村協会 損益計算書	管理組合			単純合算	消去項目		小計	科目整理 管理人件費	県以外の株主 帰属利益控除	資本的支出 減額	減価償却費等 推定計上	県連結ベース の試算値
		一般会計	計画修繕口	修繕口		県負担金収入	内部取引						
売上高	618	163	-	10	791	△67	△102	622	△25	-	-	-	597
宿泊収入	237				237			237					237
飲料収入	249				249			249					249
負担金収入	-	159		10	169	△67	△102	-					-
その他	131	4			135			135	△25				111
売上原価	370	-	8	5	383	-	-	383	-	-	△5	55	433
減価償却費	80				80			80				55	135
その他(資金支出あり)	289		8	5	303			303		△5			298
売上総利益	248	163	△8	4	407	△67	△102	238	△25	-	5	△55	164
減価償却費	3				3			3				2	5
その他(資金支出あり)	211	163			374		△96	278	△25				253
販売費及び一般管理費	214	163	-	-	377	-	△96	281	△25	-	-	2	258
営業利益	34	1	△8	4	30	△67	△6	△42	-	-	5	△57	△94
受取利息	0	0	0	0	0			0					0
雑収入	0			0	0			0					0
営業外収益	0	0	0	0	0	-	-	0	-	-	-	-	0
支払利息	9				9			9					9
雑損失	-				-			-					-
営業外費用	9	-	-	-	9	-	-	9	-	-	-	-	9
経常利益	26	1	△8	4	22	△67	△6	△50	-	-	5	△57	△102
特別利益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0
固定資産除却損	0				0			0				0	0
特別損失	0	-	-	-	0	-	-	0	-	-	-	0	0
税引前当期純利益	25	1	△8	4	22	△67	△6	△51	-	-	5	△57	△102
法人税等	3				3			3					3
法人税等還付額	-				-			-					-
少数株主損益										13			13
当期純利益	22	1	△8	4	19	△67	△6	△54	-	△13	5	△57	△119

平成26年度 (単位:百万円)	国際村協会 損益計算書	管理組合			単純合算	消去項目		小計	科目整理 管理人件費	県以外の株主 帰属利益控除	資本的支出 減額	減価償却費等 推定計上	県連結ベース の試算値
		一般会計	計画修繕口	修繕口		県負担金収入	内部取引						
売上高	619	176	-	51	847	△88	△134	△222	△25	-	-	-	600
宿泊収入	239				239			-					239
飲料収入	239				239			-					239
負担金収入	-	171		51	222	△88	△134	△222					-
その他	141	5			147			-	△25				122
売上原価	380	-	-	37	418	-	-	-	-	-	△37	55	436
減価償却費	80				80			-				55	135
その他(資金支出あり)	300		-	37	338			-		△37			300
売上総利益	239	176	-	14	429	△88	△134	△222	△25	-	37	△55	164
減価償却費	3				3			-				2	4
その他(資金支出あり)	203	172			375		△102	△102	△25				249
販売費及び一般管理費	206	172	-	-	378	-	△102	△102	△25	-	-	2	253
営業利益	33	4	-	14	51	△88	△32	△120	-	-	37	△57	△89
受取利息	0	0	0	0	0			-					0
雑収入	2			3	5			-					5
営業外収益	2	0	0	3	5	-	-	-	-	-	-	-	5
支払利息	8				8			-					8
雑損失	-				-			-					-
営業外費用	8	-	-	-	8	-	-	-	-	-	-	-	8
経常利益	27	4	0	17	48	△88	△32	△120	-	-	37	△57	△92
特別利益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
固定資産除却損	0				0			-				0	0
特別損失	0	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	0	0
税引前当期純利益	27	4	0	17	48	△88	△32	△120	-	-	37	△57	△92
法人税等	3				3			-					3
法人税等還付額	-				-			-					-
少数株主損益								-		15			15
当期純利益	24	4	0	17	45	△88	△32	△120	-	△15	37	△57	△109

第3章 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会

第1 法人の概要

1 概要

(1) 目的及び所管課

ア 目的

神奈川県における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、福祉サービスを必要とする者が、心身ともに健やかに育成され、又は社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢及び心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるよう、地域福祉の推進を図ること（定款第1条）。

イ 所管課

保健福祉局福祉部地域福祉課・生活援護課

保健福祉局保健医療部保健人材課

県民局次世代育成部次世代育成課

(2) 所在地

横浜市神奈川区沢渡4番地の2

(3) 開設年月日及び沿革

昭和27年4月8日	神奈川県社会福祉協議会設立
昭和30年12月17日	生活福祉資金及び生活福祉資金県単独資金の貸付事業開始
昭和38年7月1日	かながわボランティアセンター事業開始
昭和41年4月1日	図書等斡旋販売事業開始
昭和51年6月16日	駐車場運営事業開始
昭和56年4月1日	社会福社会館運営事業開始
平成3年6月17日	介護福祉士等修学資金貸付事業開始
平成10年4月1日	かながわ福祉人材研修センター運営事業開始
平成10年10月1日	高齢者・障がい者等の権利擁護事業開始
平成10年11月1日	自主監査事業開始
平成12年10月16日	福祉サービス苦情解決事業開始
平成14年4月1日	かながわともしびセンター事業開始

平成 15 年 4 月 1 日	福祉サービス第三者評価事業開始
平成 19 年 4 月 2 日	福祉サービス利用者意向調査推進事業開始
平成 22 年 4 月 1 日	かながわ成年後見推進センター事業開始
平成 25 年 8 月 6 日	かながわライフサポート事業開始
平成 26 年 9 月 6 日	成年後見人材育成事業開始
平成 28 年 6 月 30 日	介護福祉士等修学資金貸付事業開始 離職介護人材の再就職準備金貸付事業開始

(4) 県との財政的な関係

ア 補助金

平成 25 年度から平成 27 年度における県から社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会（以下「県社協」という）に対する補助金は、下記図表 3 - 3 - 1 のとおりである。

図表 3 - 3 - 1 各補助金事業と過年度の補助金額 (単位：千円)

事業名	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
神奈川県社会福祉協議会運営費	266,471	244,580	244,146	
かながわボランティアセンター事業費	2,610	2,300	2,204	
権利擁護対策事業費	13,711	13,711	9,379	
福祉サービス利用補助事業費	126,825	160,011	145,220	
社会福祉事業振興資金貸付事業費	0	0	0	
福祉サービス苦情解決事業費	16,926	24,560	22,857	
福祉サービス第三者評価推進事業費	13,322	13,322	11,248	
生活福祉資金貸付事業	原資	122,000	445,656	0
	事務費	228,523	241,893	55,686
生活福祉資金貸付利子補給事業	513	312	119	
母と子のつどい事業費	60	60	60	
関プロ乳児院協議会	0	10	0	
合計	790,961	1,146,415	490,919	

イ 損失補償

平成 27 年度において、県社協と県は、社会福祉事業振興資金事業について損失の補償契約を締結しており、その限度額は下記図表 3 - 3 - 2 のとおりである。

図表 3 - 3 - 2 損失補償の内容

(単位：千円)

事業名	補償期間	利率	借入限度額	備考
社会福祉事業	H27.3.27~H28.3.28	年0.29%	3,657,743	(株)黄兵衛銀行
振興資金	H27.4.1~H28.3.31	H27.4.1年0.29%	451,393	同上
損失補償	H27.4.2以降	年0.714%		
	H27.3.27~H28.3.28	年0.29%	793,993	同上
合計			4,903,129	

ウ 委託

平成 27 年度における県から県社協への委託事業及び契約金額は下記図表 3 - 3 - 3 のとおりである。

図表 3 - 3 - 3 受託事業と受託金額

(単位：千円)

事業名	契約金額
かながわ福祉人材研修センター運営事業	82,938
かながわ保育士・保育所支援センター事業	8,100
共同就業相談会事業	5,694
介護福祉士等修学資金貸付事業	1,080
介護支援専門員証交付事業	5,651
権利擁護ネットワーク形成支援事業	650
かながわ成年後見推進センター事業	22,504
成年後見人材育成事業	2,212
民生委員児童委員研修事業	1,728
生活困窮者自立相談支援事業	22,175
合計	152,732

(5) 事業内容

平成 27 年度における県社協の事業内容は以下のとおりである。

ア 社会福祉事業

(ア) 福祉サービス利用援助事業

(イ) 他の社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業

(ウ) 社会福祉法第 109 条第 1 項各号の事業であって各市町村を通ずる広域

的な見地から行うことが適切なもの

- (エ) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
- (オ) 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言
- (カ) 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整
- (キ) 福祉サービス利用援助事業を行う市町村社会福祉協議会その他の者と協力して都道府県の区域内においてあまねく福祉サービス利用援助事業を実施するために必要な事業

イ 公益事業

- (ア) 福祉サービス苦情解決事業
- (イ) 自主監査事業
- (ウ) 福祉サービス利用者意向調査推進事業
- (エ) 社会福社会館運営事業
- (オ) 介護福祉士等修学資金貸付事業
- (カ) 福祉サービス第三者評価推進事業
- (キ) かながわ成年後見推進センター事業

ウ 収益事業

- (ア) 駐車場の経営
- (イ) 図書等斡旋販売事業

エ その他の事業

- (ア) その他社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業及びこの法人の目的達成のために必要な事業

(6) 組織体制

ア 役員

平成 28 年 4 月 1 日現在の役員構成は、会長 1 名、副会長 3 名、常務理事 1 名、理事 12 名、監事 3 名である。

役員任期は、2 年であり（定款第 9 条第 1 項）、会長、副会長及び常務理事の任期は、役員である理事としての在任期間である（同条第 3 項）。

また、理事は、評議員会において選任し、会長が委嘱する（定款第 10 条第 1 項）。監事は、評議員会において選任する（同条第 2 項）。

役員選任母体は、以下のとおり。

- (ア) 社会福祉施設及び更生保護施設を経営する民間団体
 - 公私の社会福祉施設、更生保護施設及び老人保健施設
 - 民生委員児童委員協議会
 - 市町村社会福祉協議会
- (イ) 社会福祉を直接的に推進する全県的な団体

(ウ) 社会福祉を協同して推進する全県的な団体

(エ) 関係行政機関

学識経験者

イ 評議員

平成 28 年 4 月 1 日現在の評議員は、51 名である。

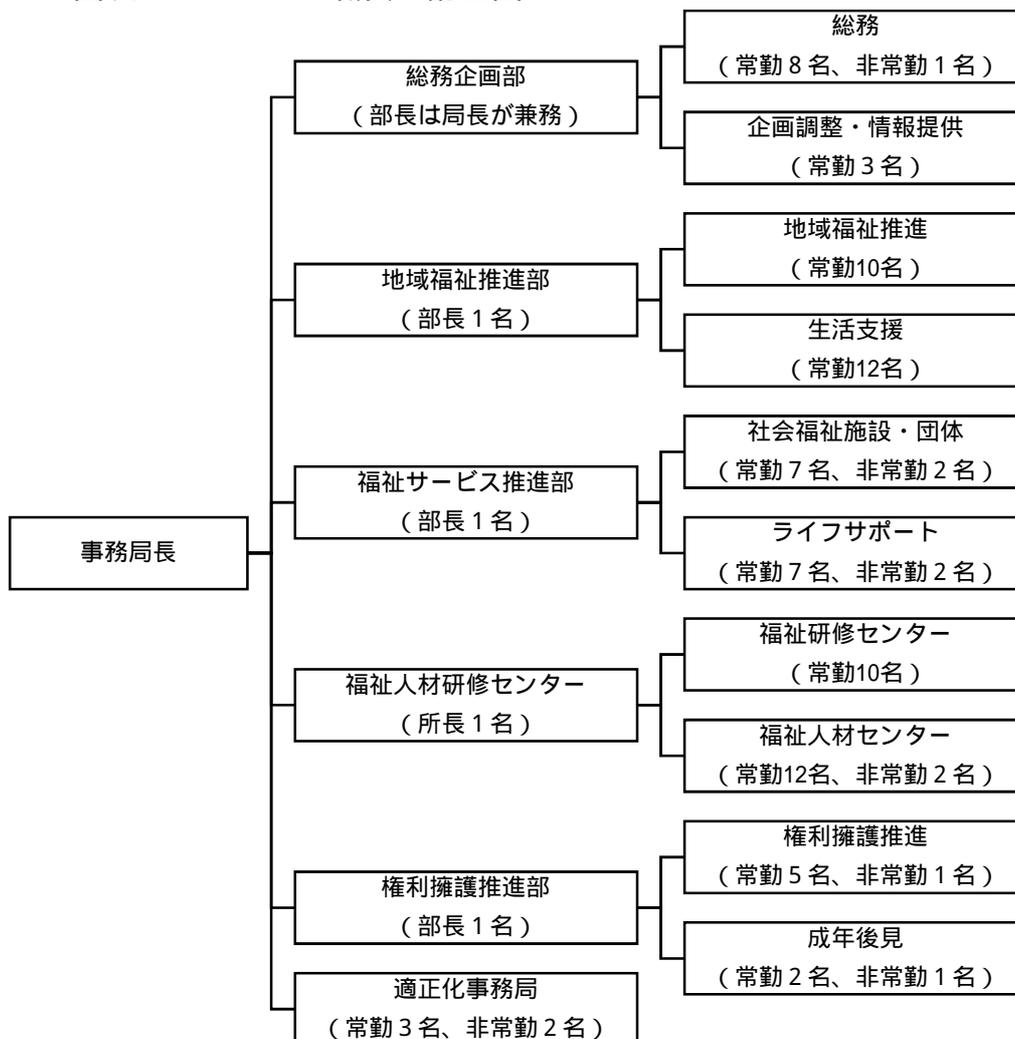
評議員の任期は、2 年である（定款第 18 条第 1 項）。

また、評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛同して協力する者の中から理事会の同意を得て、会長が委嘱する（定款第 17 条第 1 項）。

ウ 職員

平成 28 年 4 月 1 日現在の職員は、常勤 84 名、非常勤 11 名の合計 95 名であり、配置状況は下記図表 3 - 3 - 4 のとおりである。

図表 3 - 3 - 4 職員の配置図



(7) 財産の管理状況
ア 基本財産

図表 3 - 3 - 5 基本財産

	所在地	取得年月日	面積	評価額(千円)
土地	横浜市神奈川区桐畑14-4、14-5	昭和26年8月23日	2,341.90 m ²	2,125

イ 借用財産

図表 3 - 3 - 6 借用財産

	所在地	取得年月日	面積	貸主	借用料
土地	横浜市神奈川区沢渡4-2	昭和45年9月1日	2,849.24 m ²	神奈川県	無料
建物	同上	同上	6,717.62 m ²	同上	同上

2 近年の県社協の実績等

(1) 収支の推移

平成24年度から平成27年度までの、県社協の収支状況の推移は下記図表3-3-7のとおりである。

図表 3 - 3 - 7 平成24年度から平成27年度までの収支状況

(単位:百万円)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
(A) 収入	17,124	16,389	16,222	15,715
一般会計	9,250	8,537	7,873	7,344
社会福祉事業区分	8,760	8,161	7,514	7,028
公益事業区分	448	331	329	305
収益事業区分	41	45	56	56
生活福祉資金会計	7,874	7,852	8,348	8,371
生活福祉資金	7,388	7,342	7,787	7,815
県単生活福祉資金	13	10	8	6
生活福祉資金貸付事務費	321	331	358	317
不動産担保型生活資金	73	102	145	194
臨時特例つなぎ資金	79	66	51	38
(B) 支出	9,213	8,620	8,055	7,841
一般会計	8,342	7,822	7,288	6,924
社会福祉事業区分	7,965	7,558	7,034	6,701

(単位:百万円)		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	公益事業区分	356	244	248	235
	収益事業区分	21	20	32	33
	生活福祉資金会計	871	797	767	917
	生活福祉資金	577	496	446	609
	県単生活福祉資金	5	4	4	4
	生活福祉資金貸付事務費	246	250	265	249
	不動産担保型生活資金	28	30	38	47
	臨時特例つなぎ資金	14	17	14	9
	(C)=(A)-(B) 収支	7,910	7,769	8,167	7,873
	一般会計	907	715	585	420
	社会福祉事業区分	796	603	480	327
	公益事業区分	92	87	82	69
	収益事業区分	20	25	24	23
	生活福祉資金会計	7,003	7,054	7,581	7,454
	生活福祉資金	6,811	6,846	7,341	7,207
	県単生活福祉資金	7	5	4	2
	生活福祉資金貸付事務費	75	81	92	68
	不動産担保型生活資金	45	72	107	147
	臨時特例つなぎ資金	65	50	37	30

出典：総合資金収支計算書、なお、一般会計の収入・支出では事業区分間の内部取引を消去した額を計上しているため、社会福祉事業区分・公益事業区分・収益事業区分の収入・支出の合計額とは一致しない。

(2) 財産状態の推移

平成 26 年度から平成 27 年度までの県社協の財産状態の推移は下記図表 3 - 3 - 8 及び図表 3 - 3 - 9 のとおり。

図表 3 - 3 - 8 総合貸借対照表 資産の部の推移

(単位:百万円)	平成 26 年度	平成 27 年度
流動資産	8,687	8,439
現金及び預金	2,848	3,579
定期預金	5,340	4,300
事業未収金	77	119
未収補助金	-	31
未収収益	16	14
貯蔵品	0	0
その他の流動資産	8	7
1年以内回収予定振興資金長期貸付金	398	388
徴収不能引当金	0	0
基本財産	2	2
土地	2	2
その他の固定資産	15,464	15,899
建物	3	3
構築物	0	0
車両運搬具	0	0
器具及び備品	16	14
権利	0	0
ソフトウェア	9	13
長期貸付金	4,834	4,709
市町村社協送付金	101	113
貸付金	2,680	2,571
長期滞留債権	2,967	3,049
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	115	161
ともしび基金積立資産	2,315	2,318
民間社会福祉事業者福利厚生積立	100	100
萬谷児童福祉基金積立資産	268	268
福利協会共済年金積立資産	86	83
退職給付積立資産	264	264
運用財産積立資産	200	200

(単位:百万円)	平成 26 年度	平成 27 年度
会館建設積立資産	12	12
社会福祉事業振興資金特別積立資産	66	66
交通遺児援護基金積立資産	289	292
子ども福祉基金積立資産	77	77
社会福祉研修振興基金積立資産	86	84
介護支援専門員支援事業費積立資産	44	44
介護福祉士等修学資金積立資産	414	345
法人運営安定化資金積立資産	3	-
旧 欠損補てん積立特定資産	2	0
新 欠損補てん積立特定資産	1,250	1,245
つなぎ欠損補てん積立特定資産	0	0
リサイクル預託金	0	0
徴収不能引当金	737	132
資産合計	24,154	24,340

出典：総合貸借対照表、なお、平成 25 年度以前は、新社会福祉法人会計基準を適用していないことから、総合貸借対照表を作成していない。

図表 3 - 3 - 9 総合貸借対照表 負債・純資産の部の推移

(単位:百万円)	平成 26 年度	平成 27 年度
流動負債	4,592	4,284
事業未払金	99	158
その他の未払金	2	3
1年以内返済予定振興資金借入金	4,439	4,070
預り金	19	14
前受金	3	3
賞与引当金	30	36
固定負債	481	517
生活福祉資金特別会計長期借入金	115	161
退職給付引当金	366	357
負債合計	5,072	4,801
基本金	2	2
基金	2,683	2,687
ともしび基金	2,315	2,318
民間社会福祉事業従事者福利厚生基金	100	100
萬谷児童福祉基金	268	268

(単位:百万円)	平成 26 年度	平成 27 年度
国庫補助金等特別積立金	14,489	14,355
国庫補助金等特別積立金	14,489	14,355
その他の積立金	2,793	2,713
福利協会共済年金積立金	86	83
退職給付積立金	264	264
運用財産積立金	200	200
会館建設積立金	12	12
社会福祉事業振興資金特別積立金	66	66
交通遺児援護基金積立金	289	292
子ども福祉基金積立金	77	77
社会福祉研修振興積立金	86	86
介護支援専門員支援事業費積立金	44	44
介護福祉士等修学資金積立金	414	345
法人運営安定化資金積立金	3	-
旧 欠損補てん積立金	2	0
新 欠損補てん積立金	1,250	1,245
つなぎ欠損補てん積立金	0	0
次期繰越活動増減差額	(885)	(218)
純資産の部合計	19,082	19,539
負債・純資産合計	24,154	24,340

出典：総合貸借対照表、なお、平成 25 年度以前は、新社会福祉法人会計基準を適用していないことから、総合貸借対照表を作成していない。

3 近年の取組

(1) 多様な主体による地域福祉活動の推進

- ア ボランティア・市民活動の支援
- イ 民生委員児童委員活動との協働
- ウ 市町村社会福祉協議会との協働

(2) 自立した生活を地域で支える取組の支援

- ア 権利擁護の体制づくりの推進
- イ 生活困窮者を地域で支える取組の推進
- ウ 生活福祉資金貸付事業を通じた自立生活の支援

(3) 社会福祉事業の発展に向けた法人・施設の活動の支援

- ア 社会福祉法人・施設等の専門性を活かした活動の支援
- イ 福祉サービスの評価活動の推進

- ウ 福祉サービスの苦情解決の推進
- (4) 権利擁護と生活支援の取組の推進
 - ア 福祉サービスの苦情解決の推進
 - イ 権利擁護の体制づくりの推進
 - ウ 生活困窮者を地域で支える取組の推進
 - エ 生活福祉資金貸付事業を通じた自立生活の支援
- (5) 福祉・介護人材の確保に向けた取組の強化
 - ア 福祉人材センター機能の強化
 - イ 福祉・介護の仕事の理解促進に向けた取組の充実
- (6) 福祉・介護事業従事者等の育成・定着の取組の充実
 - ア 福祉人材育成研修の充実
 - イ 資格取得支援に向けた取組の実施
 - ウ 福祉・介護事業者等の人材養成の取組の支援
- (7) 共通課題の解決に向けた情報発信機能の発揮
 - ア 福祉関連団体等との協働の促進
 - イ 課題共有・情報発信機能の発揮
- (8) 県社協組織・活動基盤の整備
 - ア 組織・活動基盤の整備
 - イ 神奈川県社会福祉センター（仮称）の整備

第2 監査の実施

- 1 県社協及び所管課に対する本年度の包括外部監査の概要
 - (1) 平成28年5月17日 県民センター（かながわ福祉推進センター）にて初回概要ヒアリング
 - 平成28年7月4日 社会福祉会館にて第1回現地調査
 - 平成28年7月25日 社会福祉会館にて第2回現地調査
 - 平成28年8月16日 社会福祉会館にて第3回現地調査
 - 平成28年8月31日 社会福祉会館にて第4回現地調査
 - 平成28年9月13日 県庁にてヒアリング
 - 平成28年11月1日 県庁にてヒアリング
 - (2) 以上の現地調査等に加え、書面による質問・回答の形式や電話による聴き取り等を行った。

2 監査で確認した資料

監査で確認した資料は次のとおりである。なお、確認した資料すべてをここに挙げることは紙面の都合上困難であることから代表的なものを例示列挙している。

(1) 関係法令、規程等

社会福祉法、社会福祉法施行規則、例規規程、文書等管理規程、文書等管理規程施行細則、印章規程、個人情報保護規程、個人情報保護規程施行細則、情報公開規程、特定個人情報取扱規程等

(2) 団体の目的・組織・事業計画等に関するもの

定款、会員規程、役員・評議員選任規程、事務局の組織及び職制等に関する規程、職務権限規程、部会・連絡会規程、事業計画書、事業報告書、理事会議事録・出欠簿、評議員会議事録・出欠簿、県社協組織図、社会福祉法人現況報告書、定期監査・決算審査説明書等

(3) 補助金その他の財政的援助に関するもの

補助金の交付等に関する規則、各補助金事業の予算見積書、県からの各補助金の交付申請書・資金収支予算書・交付決定通知書・実施状況報告書・実績報告書等、県との間の各委託事業の業務委託契約書・実績報告書・資金収支計算書・仕様書等

(4) 予算・会計に関するもの

経理規程、経理規程細則、生活福祉資金会計準則、生活福祉資金貸付金償還状況表（会計年度別）、一般会計財務諸表、生活福祉資金会計財務諸表、財産目録、収支計算書・貸借対照表、各種会計伝票等

(5) 資産・施設等の管理に関するもの

社会福社会館管理規程、会館管理規程施行細則、固定資産台帳等

(6) 人事・労務、人件費に関するもの

事務局職員就業規程、常勤役員の給与等に関する規程、職員給与規程、職員旅費規程、職員退職手当規程、役員・評議員費用弁償規程、各種委員会委員等の報酬等に関する規程、補助・委託事業別人件費内訳、時間外勤務命令簿、時間外勤務手当支給一覧等

(7) 委託に関するもの

経理規程、経理規程細則、平成 27 年度神奈川県社会福社会館管理業務委託内容一覧・契約方法一覧、業務委託契約書、業務仕様書、その他入札関連資料等

(8) 債権管理に関するもの

生活福祉資金貸付規程、県単生活福祉資金貸付規程、生活福祉資金貸付事業要綱、生活福祉資金（総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、

不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金）運営要領、償還免除規程、生活福祉資金貸付審査等運営委員会資料、生活福祉資金貸付事業ハンドブック等

第3 監査の結果

1 生活福祉資金貸付制度の概要説明

(1) 制度概要

生活福祉資金貸付制度は、低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度である。

都道府県社会福祉協議会を実施主体として、県内の市区町村社会福祉協議会が窓口となって実施している。

県によれば、生活福祉資金の貸付原資は、県から県社協に対する補助金として交付されているものの、現在、当該補助金の財源は全て国であるとのことである。

ア 貸付対象

生活福祉資金の貸付けの対象となる世帯は、下記図表3 - 3 - 10 のとおりである。

図表3 - 3 - 10 生活福祉資金の貸付対象世帯

貸付対象	定義
低所得世帯	資金の貸付けにあわせて必要な支援を受けることにより独立自活できると認められる世帯であって、必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯(市町村民税非課税程度)
障害者世帯	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(現に障害者総合支援法によるサービスを利用している等これと同程度と認められる者を含む。)の属する世帯
高齢者世帯	65歳以上の高齢者の属する世帯(日常生活上療養または介護を要する高齢者等)

出典：社会福祉法人全国社会福祉協議会 社会福祉制度 生活福祉資金について

イ 資金種類・貸付条件

貸付資金は、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活支援資金の4種類である。

各資金の概要や貸付条件は、下記図表3 - 3 - 11 のとおりである。

図表 3 - 3 - 11 生活福祉資金の種類別の概要と貸付条件

総合支援資金		
生活支援費		
	資金の概要	生活再建までの間に必要な生活費用
貸付条件	貸付限度額	二人以上：月20万円以内、単身：月15万円以内 貸付期間：原則3か月（最長12か月）
	据置期間	最終貸付日から6か月以内
	償還期限	据置期間経過後10年以内
	貸付利子	連帯保証人あり 無利子、連帯保証人なし 年1.5%
	連帯保証人	原則必要。但し、連帯保証人なしでも貸付可
住宅入居費		
	資金の概要	敷金・礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用
貸付条件	貸付限度額	40万円以内
	据置期間	貸付日（生活支援費とあわせて貸し付けている場合は、生活支援費の最終貸付日）から6か月以内
	償還期限	据置期間経過後10年以内
	貸付利子	連帯保証人あり 無利子、連帯保証人なし 年1.5%
	連帯保証人	原則必要。但し、連帯保証人なしでも貸付可
一時生活再建費		
	資金の概要	生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用 ・就職・転職を前提とした技能習得に要する経費 ・滞納している公共料金等の立替費用 ・債務整理をするために必要な経費 等
貸付条件	貸付限度額	60万円以内
	据置期間	貸付日（生活支援費とあわせて貸し付けている場合は、生活支援費の最終貸付日）から6か月以内
	償還期限	据置期間経過後10年以内
	貸付利子	連帯保証人あり 無利子、連帯保証人なし 年1.5%
	連帯保証人	原則必要。但し、連帯保証人なしでも貸付可

福祉資金		
福祉費		
資金の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生業を営むために必要な経費 ・ 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・ 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲受けに必要な経費 ・ 福祉用具等の購入に必要な経費 ・ 障害者用の自動車の購入に必要な経費 ・ 中国在留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費 ・ 負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 ・ 介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・ 災害を受けたことにより脚絆に必要な経費 ・ 冠婚葬祭に必要な経費 ・ 住居の移築等、給排水設備等の設置に必要な経費 ・ 就職、技能習得等の支度に必要な経費 ・ その他日常生活上一時的に必要な経費 	
貸付条件	貸付限度額	580万円以内
	据置期間	貸付日（分割による交付の場合には最終貸付日）から6か月以内
	償還期限	据置期間経過後20年以内
	貸付利子	連帯保証人あり 無利子、連帯保証人なし 年1.5%
	連帯保証人	原則必要。但し、連帯保証人なしでも貸付可
緊急小口資金		
資金の概要	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	
貸付条件	貸付限度額	10万円以内
	据置期間	貸付日から2か月以内
	償還期限	据置期間経過後12か月以内
	貸付利子	無利子
	連帯保証人	不要

教育支援資金		
教育支援費		
資金の概要	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	
貸付条件	貸付限度額	高校：月3.5万円以内 高専・短大：月6万円以内 大学：月6.5万円以内
	据置期間	卒業後6か月以内
	償還期限	据置期間経過後20年以内
	貸付利率	無利率
	連帯保証人	原則不要。世帯内で連帯借受人が必要
就学支度費		
資金の概要	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	
貸付条件	貸付限度額	50万円以内
	据置期間	卒業後6か月以内
	償還期限	据置期間経過後20年以内
	貸付利率	無利率
	連帯保証人	原則不要。世帯内で連帯借受人が必要
不動産担保型生活支援資金		
不動産担保型生活資金		
資金の概要	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	
貸付条件	貸付限度額	土地の評価額の70%、月30万円以内、貸付期間：借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間
	据置期間	契約終了後3か月以内
	償還期限	据置期間終了時
	貸付利率	年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率
	連帯保証人	必要。推定相続人の中から選任
要保護世帯向け不動産担保型生活資金		
資金の概要	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	
貸付条件	貸付限度額	土地及び建物の評価額の70%（集合住宅の場合は50%）、生活扶助額の1.5倍以内、貸付期間：借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間
	据置期間	契約終了後3か月以内
	償還期限	据置期間終了時
	貸付利率	年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率
	連帯保証人	不要

出典：厚生労働省 生活福祉資金貸付条件等一覧

ウ 貸付状況について

平成 27 年度の県社協における生活福祉資金等の借入申込み及び貸付決定状況は、下記の図表 3 - 3 - 12 のとおりである。

図表 3 - 3 - 12 平成 27 年度の生活福祉資金等の借入申込み及び貸付決定状況

資金の種類		申込状況		貸付決定状況		申込に対する決定率	
		件数 (人)	金額 (千円)	件数 (人)	金額 (千円)	件数 (%)	金額 (%)
総 合 計 支 援 資 金	生活支援費	41	11,187	37	13,490	90.2	120.6
	住宅入居費	2	553	2	553	100.0	100.0
	一時生活再建費	16	1,969	13	1,517	81.3	77.0
	合計	59	13,709	52	15,560	88.1	113.5
福 祉 資 金	福祉費						
	生業経費	2	912	1	750	50.0	82.2
	技能習得経費	17	14,853	15	12,663	88.2	85.3
	住宅経費	1	1,519	1	1,519	100.0	100.0
	福祉用具等経費	0	0	0	0	0.0	0.0
	障害者用自動車購入経費	17	25,539	16	23,005	94.1	90.1
	中国在留邦人等国民年金給付経費	0	0	0	0	0.0	0.0
	療養経費	5	3,612	5	3,612	100.0	100.0
	介護サービス等経費	0	0	0	0	0.0	0.0
	災害経費	0	0	0	0	0.0	0.0
	冠婚葬祭経費	1	230	1	230	100.0	100.0
	住居修繕・給排水設備等経費	30	9,535	27	8,707	90.0	91.3
	就職・技能習得支度経費	12	3,702	9	2,652	75.0	71.6
	その他一時的に必要な経費	52	5,947	51	5,447	98.1	91.6
	一時生活支援費	0	0	0	0	0.0	0.0
	生活再建費	0	0	0	0	0.0	0.0
	住宅補修費	0	0	0	0	0.0	0.0
	小計	137	65,849	126	58,585	91.9	88.9
	緊急小口資金	171	15,673	147	13,533	86.0	86.3
合計	308	81,522	273	72,118	88.6	88.5	

資金の種類			申込状況		貸付決定状況		申込に対する決定率	
			件数 (人)	金額 (千円)	件数 (人)	金額 (千円)	件数 (%)	金額 (%)
教育支援資金	教育支援費	高校	249	28,591	246	27,532	98.8	96.3
		高専	14	3,595	13	3,354	92.9	93.3
		短大	74	19,765	69	18,880	93.2	95.5
		大学	146	40,353	131	36,307	89.7	90.0
		小計	483	92,304	459	86,073	95.0	93.2
	就学支度費	高校	302	118,501	299	116,532	99.0	98.3
		高専	12	4,677	11	4,487	91.7	95.9
		短大	76	28,495	71	26,475	93.4	92.9
		大学	142	54,589	127	48,233	89.4	88.4
		小計	532	206,262	508	195,727	95.5	94.9
合計			1,015	298,566	967	281,800	95.3	94.4
不動産担保型生活資金			9	168,310	9	168,310	100.0	100.0
要保護世帯向け不動産担保型生活資金			9	40,359	3	16,579	33.3	41.1
合計			1,400	602,466	1,304	554,367	93.1	92.0

出典：平成 27 年度「生活福祉資金」「要保護世帯向け不動産担保型生活資金」借入及び貸付決定状況表

2 生活福祉資金原資の保有（国庫補助金等特別積立金）について

(1) 問題の所在

ア 生活福祉資金原資の保有（国庫補助金等特別積立金）の位置付け

生活福祉資金会計準則（平成 22 年 3 月 12 日付け社援発 0312 第 4 号「生活福祉資金貸付金の会計について」別紙 1、平成 27 年 3 月 31 日改正、以下「会計準則」という）では、生活福祉資金貸付金について、以下のとおり規定している。

第 2 の 4 (1) 貸付金について

貸付制度に基づき資金の貸付を行った場合には、その全額を固定資産に計上する。

第 2 の 4 (4) 純資産の部について

純資産の部には、国庫補助金等特別積立金及び欠損補てん積立金を計上することとする。

国庫補助金等特別積立金積立事由

国庫補助金等特別積立金には、貸付資金に充てることを目的として都道府県、指定都市から拠出された交付金の額を計上するものとする。

国庫補助金等特別積立金取崩事由

生活福祉資金貸付制度要綱第 18 及び生活福祉資金(総合支援資金)運営要領第 9 の 3 の (3) に該当する場合には、当該金額に相当する国庫補助金等特別積立金を取崩すものとする。

ここでいう国庫補助金等特別積立金取崩事由の生活福祉資金貸付制度要綱(以下「貸付要綱」という)第 18 では、以下のとおり規定している。

第 18 その他

(1) この事業の実施のために、市町村社協等の体制整備を図るための経費については、当分の間、貸付原資の一部を取り崩して使用することを可能とする。

また、生活福祉資金(総合支援資金)運営要領(以下「総合支援資金運営要領」という)第 9 の 3 の (3) では、以下のとおり規定している。

第 9 の 3 (3)

県社協は、貸付金の償還免除等を行うに当たって欠損補てん積立金が不足する場合は、県知事に貸付資金(欠損補てん積立金から貸付資金に充当した額を含む。)の取崩しを協議し、県知事は貸付資金の取崩しについて厚生労働大臣の承認又は指示を受けた上で、県社協に対して承認又は指示を行うものとする。

イ 県社協の国庫補助金等特別積立金の状況

過年度の生活福祉資金原資の国庫補助金等特別積立金の推移は、下記図表 3 - 3 - 13 のとおりである。

図表 3 - 3 - 13 過年度の国庫補助金等特別積立金の状況(単位:百万円)

年度	国交付金	県補助金	期末残高	前年度からの増減
平成 18 年度	-	-	10,831	-
平成 19 年度	-	-	10,810	22
平成 20 年度	-	-	10,810	-
平成 21 年度	1,654	1,654	13,717	2,908
平成 22 年度	-	-	13,739	22
平成 23 年度	409	409	13,673	66
平成 24 年度	-	-	13,666	6
平成 25 年度	122	122	13,787	121
平成 26 年度	497	497	14,269	482
平成 27 年度	-	-	14,133	135

出典：生活福祉資金原資国庫補助金等特別積立金の動向

平成 18 年度以降の期末残高は、100 億円以上となっており、年々増額傾向にあり、平成 27 年度の期末残高は、約 141 億円となっている。そのような中でも、平成 21 年度、23 年度、25 年度、26 年度に亘って、県からは貸付原資を目的とした補助金が交付されている。

県は、国庫補助金等特別積立金が現在の金額となった理由について、「昭和 30 年度の制度発足以降、平成 15 年度までほぼ毎年原資補助金を積み立て、生活福祉資金制度の拡充を図ってきた。さらに、平成 21 年度以降の制度の抜本的な見直し以来、貸付件数の大幅な増加に伴い、いくつかの都道府県社協で貸付原資の不足、将来的な不良債権の増加が懸念されたことから、国庫全額での積み増しが行われた。このように、国が、生活福祉資金制度の長期的・安定的な運営を図るために、国庫補助金を積み増してきたものである。」と説明している。

ウ 県社協の国庫補助金等特別積立金の運用状況

総合支援資金運営要領によれば、生活福祉資金貸付金の管理等について、以下のとおり規定している。

第 9 の 5 資金の管理等

(1) 県社協会長及び市区町村社協会長は、資金を貸付けの目的以外に使用してはならない。

(2) 未貸付金は銀行への預金若しくは貯金又は、国債等元本が確実に保証される方法により保管する(円滑な貸付けに支障が生じない範囲の額に限る。)ものとする。

また、会計準則においても、資金の管理について、以下のとおり規定している。

第 3 の 1 資金の管理

(1) 資金を貸付けの目的以外に使用してはならない。

(2) 未貸付資金及び欠損補てん積立特定資産は、銀行への預金、郵便貯金及び国債等の元本が確実に保証される方法により管理しなければならない。

平成 27 年度の県社協における生活福祉資金原資の国庫補助金等特別積立金の主な運用資産の状況は、下記図表 3 - 3 - 14 のとおりである。

図表 3 - 3 - 14 平成 27 年度の国庫補助金等特別積立金の
主な運用資産の状況 (単位：千円)

	種類	銀行	期首残高	期末残高
			(平成27年4月1日)	(平成28年3月31日)
預貯金	普通預金 通常貯金	A銀行	819,846	834,765
		A銀行	23,449	25,262
		B銀行	480,364	1,405,800
		C銀行	98,142	36,707
		C銀行	79,370	970
		D銀行	469,381	509,453
		D銀行	58,162	65,007
		D銀行	430	430
	合計		2,029,147	2,878,397
	定期預金	A銀行	2,500,000	1,500,000
		B銀行	1,250,000	0
		D銀行	1,539,975	0
		E銀行	0	2,800,000
	合計		5,289,975	4,300,000
総合計		7,319,123	7,178,397	

出典：月次試算表・平成 28 年 3 月分

平成 27 年度期末残高において、普通預金が約 28 億円あり、定期預金が 43 億円の合計約 71 億円が流動資産として計上されている。

エ 平成 27 年度の国庫補助金等特別積立金の取崩し

上記アのとおり、貸付要綱において、「この事業の実施のために、市町村社協等の体制整備を図るための経費については、当分の間、貸付原資の一部を取り崩して使用することを可能とする。」(貸付要綱第 18(1))とされている。

平成 27 年 8 月 27 日、同年 3 月 26 日付で厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室により発出された「平成 27 年度における生活福祉資金貸付制度の体制強化を図るための貸付原資の取崩しに当たっての事務連絡について」に基づき、国と県が個別協議を進めた結果、県からの通知を受け、県社協は、同年 9 月 7 日開催の理事会にて補正予算の承認を得て、約 1 億 3528 万円(償還金収入の約 35%)の原資の取崩

しを行っている。

オ 他の都道府県の国庫補助金等特別積立金の状況

平成 26 年度末の他の都道府県における生活福祉資金原資の国庫補助金等特別積立金の状況は、下記図表 3 - 3 - 15 のとおりである。

図表 3 - 3 - 15 他の都道府県の国庫補助金等特別積立金の状況

(単位：百万円)

番号	都道府県	生活福祉資金原資の国庫補助金等特別積立金	番号	都道府県	生活福祉資金原資の国庫補助金等特別積立金
1	北海道	14,760	25	滋賀県	5,411
2	青森県	4,028	26	京都府	17,124
3	岩手県	8,848	27	大阪府	43,494
4	宮城県	11,564	28	兵庫県	20,102
5	秋田県	3,619	29	奈良県	3,795
6	山形県	4,617	30	和歌山県	2,169
7	福島県	19,359	31	鳥取県	1,378
8	茨城県	3,848	32	島根県	2,022
9	栃木県	3,268	33	岡山県	3,226
10	群馬県	2,717	34	広島県	5,034
11	埼玉県	10,961	35	山口県	3,514
12	千葉県	14,493	36	徳島県	3,943
13	東京都	32,633	37	香川県	3,001
14	神奈川県	14,269	38	愛媛県	5,407
15	新潟県	5,502	39	高知県	3,063
16	富山県	1,565	40	福岡県	13,683
17	石川県	3,849	41	佐賀県	2,844
18	福井県	1,565	42	長崎県	5,211
19	山梨県	1,464	43	熊本県	5,161
20	長野県	2,502	44	大分県	2,786
21	岐阜県	3,157	45	宮崎県	3,842
22	静岡県	7,186	46	鹿児島県	4,604
23	愛知県	8,899	47	沖縄県	6,212
24	三重県	3,229			
合計		354,928			

出典：平成 26 年度末 都道府県別原資保有状況（生活福祉資金会計分）より

他の都道府県においても、大阪府の約 434 億円、東京都の約 326 億円をはじめとして、生活福祉資金原資の余剰が発生しており、全国で合計約 3519 億円にも上っている。

カ 生活福祉資金県単独貸付金補助金の返還について

以前、県は、全国に先駆けて県単独生活福祉資金（以下「県単」という）の貸付けを行っていた。同貸付事業は、平成 21 年 10 月の制度改正以降に終了したが、既に貸し付けてある資金の償還が継続しており、余剰金（繰越金）が発生している。

そのため、生活福祉資金県単独貸付金補助金交付要綱第 5 条及び第 6 条に基づく協議により、下記図表 3 - 3 - 16 のとおり、県は、県社協に、補助金を返還させている。

図表 3 - 3 - 16 生活福祉資金県単独貸付金補助金の返還状況

年度	返還金(単位:千円)	年度	返還金(単位:千円)
平成9年度	120,000	平成19年度	15,000
平成10年度	27,000	平成20年度	5,000
平成11年度	23,000	平成21年度	8,000
平成12年度	21,000	平成22年度	4,000
平成13年度	19,000	平成23年度	4,000
平成14年度	19,000	平成24年度	4,000
平成15年度	24,000	平成25年度	3,800
平成16年度	10,000	平成26年度	3,236
平成17年度	10,000	平成27年度	3,000
平成18年度	0		
合計			323,036

出典：(県単)生活福祉資金貸付金所要(実績)額

県社協は、県に対し、平成 27 年度は、300 万円の補助金を返還しており、これまでの補助金の返還額の合計は、3 億 2303 万 6000 円となっている。

(2) 意見 (生活福祉資金貸付制度の周知促進)

県社協には、生活福祉資金貸付金の原資が国庫補助金等特別積立金として、平成 28 年 3 月時点で 143 億 5517 万円あり、そのうち約 28 億円が普通預金、43 億円が定期預金として運用されている。

県社協においては、貸付原資を有効に活用すべく、低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対して有効な広告媒体を活用するなど生活福祉資金貸付制度の周知のためのより一層の方策を採ることが望まれる。

ア 県社協には、生活福祉資金貸付金の原資に余剰が出ており、国庫補助金等特別積立金として、平成 27 年 3 月時点で、144 億 8917 万 7086 円が計上されていた。同年 8 月に、国と県との個別協議の結果、1 億 3528 万 2000 円 (償還金収入の約 35%) の原資の取崩しが行われているが、同年度にその他の多額の取崩しは行われておらず、平成 28 年 3 月時点で、国庫補助金等特別積立金は、未だ 143 億 5517 万 5738 円もある状態である。

イ 県社協が貸付原資の取崩しをするためには、県知事との協議、厚生労働大臣による承認又は指示が必要であり、県社協に取崩しの自由な裁量が認められていない上、上記手続を経て貸付原資の取崩しが行われたとしても、些少な金額にとどまっている (平成 27 年度は 1%未満)。その一方で、毎年度ではないものの、貸付原資の補助金が交付され続けており、貸付原資の余剰は増加傾向にある。

ウ この点、「生活福祉資金貸付原資に対する会計検査院からの指摘とその対応について」(全国社会福祉協議会、平成 28 年 10 月 19 日付・全社民発第 378 号)、「生活福祉資金貸付原資に対する会計検査院からの意見について」(平成 28 年 10 月 25 日付・全社民発第 385 号)において、会計検査院から、各都道府県社会福祉協議会の保有原資の残高について指摘があり、意見書が公表された。同意見書においては、近年の生活福祉資金貸付金の貸付実績は全国的に減少してきており、原資の多くが預貯金や有価証券等による「保有資金」として運用されていたこと、調査対象となった多くの都県において、現在保有している原資を保有し続ける必要性の低さについて指摘されている。

エ このような生活福祉資金貸付金の原資の余剰については、県単のように補助金を返還する等の処理も考えられるところであり、実際にも、上記会計検査院からの意見を受けて、全国社会福祉協議会では厚生労働省と協議の上、原資の保有基準を作成することとしており、今後、厚生労

働省で、貸付原資の返還等についても検討していくとのことである。

もっとも、直ちに貸付原資の返還等の措置が採られるわけではないと思われる一方で、生活福祉資金貸付金の貸付件数や貸付金額を増やす等により、貸付原資の余剰を積極的に活用する必要がある。全国の貸付原資の余剰が約 3519 億円にも上っているのは、生活福祉資金貸付制度があまり知られていないことが要因の一つとして考えられる。

そこで、県社協においては、貸付原資を有効に活用すべく、低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対して有効な広告媒体を活用するなど生活福祉資金貸付制度の周知のためのより一層の方策を採ることが望まれる。

3 国庫補助金等特別積立金明細書の作成について

(1) 問題の所在

社会福祉法人の会計についての基準である社会福祉法人会計基準（以下「会計基準」という）によれば、国庫補助金等特別積立金の積立て及び取崩しに当たっては、国庫補助金等特別積立金明細書を作成し、それらの内容を記載することとされている。

また、生活福祉資金の貸付に係る会計の取扱いを定めた会計準則及び生活福祉資金会計要領（以下「会計要領」という）によれば、生活福祉資金の貸付原資は、国庫補助金等特別積立金として計上するものとされている（会計準則第2の4（4））。

しかし、会計準則及び会計要領には、直接的に国庫補助金等特別積立金明細書を作成する旨の規定は置かれておらず、県社協においては、生活福祉資金の貸付原資としての国庫補助金等特別積立金について、国庫補助金等特別積立金明細書が作成されていない。この点、会計準則及び会計要領に記載がないからといって国庫補助金等特別積立金明細書の作成する必要はないのかが問題となる。

【指摘事項 No. 社 1】

(2) 指摘事項(国庫補助金等特別積立金明細書の不備)

県社協において、生活福祉資金の貸付原資としての国庫補助金等特別積立金について、社会福祉法人会計基準に定められた国庫補助金等特別積立金明細書が作成されていない。

生活福祉資金会計に関し、県社協の財務状況の透明性を確保し、その適法性・妥当性を適正に監視していくために、生活福祉資金の貸付原資としての国庫補助金等特別積立金についても、国庫補助金等特別積立金明細書が作成されなければならない。

ア 会計基準と会計準則の関係について

会計準則及び会計要領を含む「生活福祉資金貸付金の会計について」は、平成22年3月12日付の社援発0312第4号として、各都道府県知事宛に厚生労働省社会・援護局長より通知が行われている。一方で、平成23年7月23日には、社会福祉法人会計基準が改正されて新会計基準となっており、平成24年4月1日から適用されている。

会計基準は、社会福祉法人における会計処理について、同一の法人の中で様々な会計ルールが併存していること等により、様々な問題が指摘されていたことから改正が行われた。この会計基準の基本的な考え方としては、(1)社会福祉法人が行う全ての事業を適用対象とする、(2)法人全体の財務状況を明らかにし、経営分析を可能とするとともに、外部への情報公開に資するものとする点が掲げられている。

したがって、社会福祉法人の会計については、まず会計基準を参照するとともに、「会計基準に定めがない事項については、一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行をしん酌しなければならない。」(会計基準第1項(1))とされている。

すなわち、生活福祉資金会計については、会計準則及び会計要領に従っていれば適正であるわけではなく、会計基準に照らして妥当であるかどうかをまず先に検討されなければならない。その上で、会計基準に定めがない事項については、従来の会計慣行であり、一般に公正妥当と認められる会計公準³³や会計要領をしん酌³⁴することとなる。

イ 国庫補助金等特別積立金明細書の趣旨

会計基準において、国庫補助金等特別積立金につき、明細書の作成が

³³ 会計公準とは、会計に関する諸原則が成立するための基本的前提を示しているもの。

³⁴ なお、ここでは「適用」ではなく「しん酌」とされている点にも留意が必要である。すなわち、会計準則等を導入するにあたり、会計基準の趣旨やその一般原則等に反する結果とならないかはその「しん酌」において確かめることとなるはずである。

義務づけられているのは、年度内の積立て及び取崩しの推移を明らかにすることにより、財務状況の透明性を確保し、その適法性・妥当性を適正に監視する趣旨であると考えられる。生活福祉資金の貸付原資としての国庫補助金等特別積立金についても、その積立て及び取崩しに当たって、その透明性を確保し、適法性・妥当性を確保する必要がある、上記趣旨は妥当するから、国庫補助金等特別積立金明細書は作成されなければならない。

4 国庫補助金等特別積立金明細書の作成方法について

(1) 問題の所在

ア 会計基準によれば、国庫補助金等特別積立金には、施設及び設備の整備のために国又は地方公共団体等から受領した補助金、助成金及び交付金等の額を計上するものとされている。

また、会計基準適用上の留意事項（運用指針）（以下「会計基準留意事項」という）によれば、国庫補助金等とは、「社会福祉施設等施設整備費の国庫負担（補助）について」（平成17年10月5日付厚生労働省発社援第1005003号）に定める施設整備事業に対する補助金など、主として固定資産の取得に充てられることを目的として国及び地方公共団体等から受領した補助金、助成金及び交付金等をいうと解されている。

イ 他方で、上記第3の2(1)アのとおり、生活福祉資金の貸付原資も、国庫補助金等特別積立金として計上するものとされている。

すなわち、県社協における国庫補助金等特別積立金には、固定資産の取得を目的とする国庫補助金等特別積立金と生活福祉資金の貸付原資としての国庫補助金等特別積立金が含まれている。

ウ 現状、県社協においては、固定資産の取得を目的とする国庫補助金等特別積立金については、国庫補助金等特別積立金明細書が作成されているものの、生活福祉資金の貸付原資としての国庫補助金等特別積立金については、国庫補助金等特別積立金明細書が作成されていない。

【意見 No. 社2】

(2) 意見（国庫補助金等特別積立金明細書の適切な作成方法）

生活福祉資金の貸付原資としての国庫補助金等特別積立金と固定資産の取得を目的とする国庫補助金等特別積立金について国庫補助金等特別積立金明細書を作成する際には、両者を混同することがないように区別して計上することが望ましい。

上記3の指摘事項で述べたとおり、生活福祉資金の貸付原資としての国庫補助金等特別積立金について、国庫補助金等特別積立金明細書を作成すべきであるから、同明細書においては、固定資産の取得を目的とする国庫補助金等特別積立金と混同することがないように両者を区別して計上することが望ましい。

なお、県社協では、生活福祉資金の貸付原資としての国庫補助金等特別積立金は、「生活福祉資金特別会計」で、固定資産の取得を目的とする国庫補助金等特別積立金は、「生活福祉資金貸付事務費特別会計」でそれぞれ計上しており、会計単位での作成が求められる貸借対照表や事業活動計算書においては両者を区別された形で計上しているとのことである。

5 生活福祉資金貸付金の長期滞留債権と徴収不能引当金について

(1) 問題の所在

ア 健全債権と長期滞留債権について

会計準則によれば、県社協が貸付制度に基づいて貸付けを行った貸付金額のうち、下記図表3-3-17の各事実が発生した場合には、その事実が発生した事業年度末において当該貸付金の額を「長期滞留債権」に振替え、「健全な債権」(長期滞留債権以外の債権をいう。)と区別しなければならぬとされている。

図表3-3-17 長期滞留債権の分類と定義・判断基準

徴収不能のおそれのある債権	自己破産の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権をいう。この場合に、「債務の弁済に重大な問題が生じている」とは、債務の弁済がおおむね1年以上(償還実績のない貸付債権については償還開始予定日から、一部償還実績のある貸付債権については最終償還日から1年)延滞している場合等が考えられる。
徴収不能の可能性が極めて高い債権	償還免除には至っていないが、償還免除の適格要件に合致する等、貸付金の回収が極めて困難と認められる債権をいう。

イ 県社協の長期滞留債権の状況について

(ア)平成26年度及び平成27年度の生活福祉資金貸付金の長期滞留債権の内訳は、下記図表3-3-18のとおりであり、平成27年度末は平成26年度末に比べて総合支援資金を中心に約8169万円増加している。

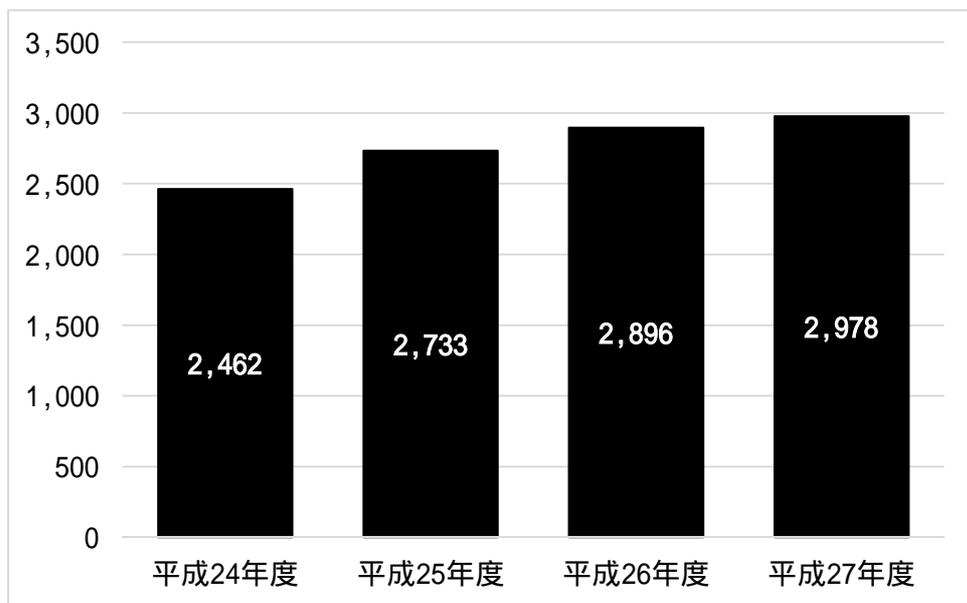
図表 3 - 3 - 18 平成 26 年度及び平成 27 年度の長期滞留債権の状況
(単位：千円)

資金名	平成 26 年度末	平成 27 年度末	増減
総合支援資金	1,301,092	1,347,609	46,517
教育支援資金	825,900	845,369	19,469
離職者支援資金	325,479	325,583	104
福祉資金	233,441	242,290	8,849
更生資金	63,018	64,333	1,315
緊急小口資金	58,265	61,460	3,195
(障害者)更生資金	31,530	32,315	784
療養・介護資金	29,866	29,902	35
生活資金	13,683	14,151	467
福祉資金(住宅)	12,053	11,053	999
生活復興支援資金	0	1,958	1,958
災害援護資金	1,732	1,730	2
合計	2,896,062	2,977,757	81,695

出典：生活福祉資金貸付残高調整表(平成 27 年度)

(イ) 過年度の生活福祉資金の長期滞留債権の推移は、下記図表 3 - 3 - 19 のとおりであり、過去 4 年間は毎年増加していることがわかる。

図表 3 - 3 - 19 生活福祉資金の長期滞留債権の推移(単位：百万円)



(単位：千円)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
期末残高	2,461,664	2,732,539	2,896,062	2,977,757

出典：生活福祉資金長期滞留債権の動向

- ウ 平成 27 年度の生活福祉資金貸付金の償還状況について
平成 27 年度の生活福祉資金貸付金の償還状況は、下記図表 3 - 3 - 20 のとおりである。

図表 3 - 3 - 20 生活福祉資金貸付金の償還状況 (単位：千円)

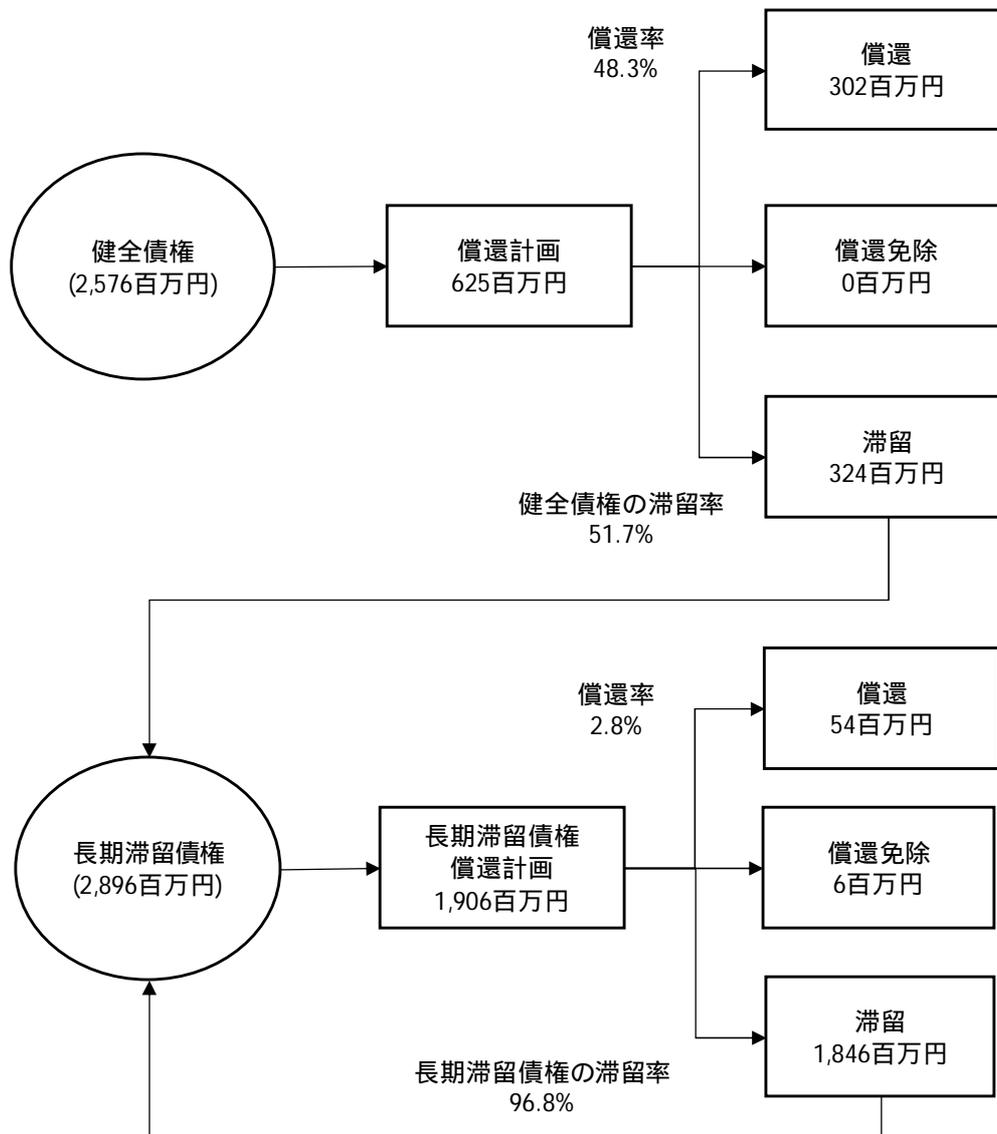
区分			償還計画	償還実績	償還率 (%)	償還免除	償還免
			(償還免除を含む)	(償還免除を除く)		元金	除率
			元金	元金		元金	(%)
健全債権	償還期限内	当年度	345,254	236,128	68.39	88	0.03
		過年度	117,964	39,519	33.50	16	0.01
	償還期限後		162,604	26,569	16.34	0	0.00
	小計		625,823	302,217	48.29	105	0.02
長期滞留債権	償還期限内	当年度	184,888	6,362	3.44	2,763	1.49
		過年度	648,916	23,182	3.57	1,933	0.30
	償還期限後		1,072,200	24,646	2.30	1,243	0.12
	小計		1,906,005	54,191	2.84	5,940	0.31
合計		2,531,829	356,409	14.08	6,045	0.24	

出典：生活福祉資金貸付金償還状況表（会計年度別）2016 年 7 月度

- エ 上記図表 3 - 3 - 20 より、平成 27 年度の償還状況を分析すると、健全債権については 6 億 2500 万円の元金を償還する計画としたが、償還実績は 3 億 0200 万円であり、償還率は約 48.3% である。このことから、償還計画通りに償還できず滞留するものが償還免除を除いても 3 億 2400 万円余になるということであり、その割合は 51.7% となる。

そして、長期滞留債権となっている債権については 19 億 0600 万円の元金について償還する計画としたが、償還実績は 5400 万円であり、その償還率は僅か 2.8% である。なお、償還免除となる 600 万円を除く 18 億 4600 万円は、引き続き長期滞留債権として計上され続けることになるが、その割合は償還計画の 96.8% に達する。この流れを図示すると下記の図表 3 - 3 - 21 のようになる。

図表 3 - 3 - 21 平成 27 年度の生活福祉資金貸付金のフローチャート



出典：平成 27 年度の生活福祉資金貸付金の償還状況。貸付金、長期滞留債権の（ ）内の金額は、平成 27 年度の期首残高（生活福祉資金会計、平成 27 年 4 月 1 日時点）を表している。

オ なお、平成 27 年度における償還免除・償還猶予・延滞利子免除の各件数、金額及び各免除・猶予の理由等の内訳は、下記図表 3 - 3 - 22、3 - 3 - 23、3 - 3 - 24 のとおりである。

図表 3 - 3 - 22 償還免除の理由別の件数及び金額 (単位:千円)

償還免除	件数	免除額
借受人死亡、相続人・連帯保証人が償還困難	13件	5,715
期限到来後2年以上経過、借受人所在不明	1件	98
生活状況・心身の状況等から償還困難	1件	207
免責処分となっている事案	4件	1,115
その他	1件	54
合計	20件	7,191

図表 3 - 3 - 23 延滞利子免除の理由別の件数及び金額 (単位:千円)

延滞利子免除	件数	免除額
連帯保証人が元利金を返済	4件	692
債務関係者が行方不明	2件	29
要援護状態であるもので低収入の場合	7件	3,385
その他運営委員会が適当と認めるもの	2件	34
合計	15件	4,142

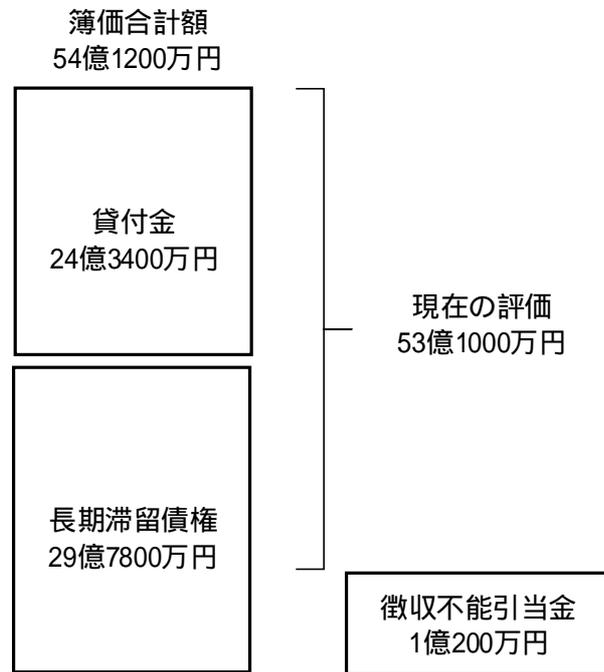
図表 3 - 3 - 24 償還猶予の理由別の件数

償還猶予	件数
疾病、失業等やむを得ない理由によるもの	19件
編入・浪人等による進学	14件
出産・入院等による償還困難	2件
収入減と生活費負担増	3件
大学及び専修学校に進学したもの(最終償還期限前に上級学校へ進学した場合)	31件
合計	50件

カ 平成 28 年 3 月 31 日の貸借対照表では、貸付金 24 億 3400 万円と長期滞留債権 29 億 7800 万円の資産に対して、その評価性引当金である徴収不能引当金 1 億 200 万円が控除された差額である 53 億 1000 万円が貸借対照表計上額となっている。

全体のおよそ 1.9%が徴収不能として引き当てられている計算となるが、これが平成 27 年度の償還実績と比べて妥当な引当てであるか否かが問題となる。

図表 3 - 3 - 25 平成 27 年度の貸借対照表上の評価額



出典：平成 27 年度の生活福祉資金貸付金の償還状況、貸借対照表（生活福祉資金会計、平成 28 年 3 月 31 日時点）

キ 徴収不能引当金の算定方法の会計基準と会計準則の取扱いの比較

会計基準によれば、徴収不能引当金の計上は、原則として、毎会計年度末において徴収することが不可能な債権を個別に判断し、当該債権を徴収不能引当金に計上する（会計基準別紙 2 参照）。それ以外の債権（以下「一般債権」という）については、過去の徴収不能額の発生割合に応じた金額を徴収不能引当金として計上するとされている（会計基準運用上の取扱 18（2）参照）。つまり、個別の債権についてそれぞれ徴収の可能性を評価する方法（以下「個別見積法」という）を原則としつつも、債権の回収可能性に疑義のない債権については過去の徴収不能額の発生割合（以下「徴収不能実績率」という）を用いる方法（以下、「徴収不能実績率」「徴収不能実績率による方法」という）が適用されることとなる。

これに対して、会計準則に定められた徴収不能引当金の算定方法は、下記図表 3 - 3 - 26 のとおりである。

図表 3 - 3 - 26 会計準則の徴収不能引当金の算定方法

<p>【徴収不能見込額の算定方法】</p> <p>健全な債権に係る徴収不能見込額 (A ')</p> <p style="text-align: center;">+</p> <p>徴収不能のおそれのある債権に係る徴収不能見込額 (B ')</p> <p style="text-align: center;">+</p> <p>徴収不能の可能性が極めて高い債権に係る徴収不能見込額 (C ')</p> <p style="text-align: center;">=</p> <p>徴収不能見込額</p>
<p>【健全な債権に係る徴収不能見込額 (A ') の算定方法】</p> <p>健全な当年度末債権額 (A)</p> <p style="text-align: center;">×</p> <p>過去の徴収不能発生割合 (a)</p> <p>(= その会計年度開始の日前 3 年以内に開始した各会計年度の金銭債権の徴収不能額 ÷ その会計年度開始の日前 3 年以内に開始した各会計年度終了の時ににおける金銭債権の帳簿価額の合計額)</p> <p style="text-align: center;">=</p> <p>健全な債権に係る徴収不能見込額 (A ')</p>
<p>【徴収不能のおそれのある債権に係る徴収不能見込額 (B ') の算定方法】</p> <p>徴収不能のおそれのある当年度末債権額 (B)</p> <p style="text-align: center;">×</p> <p>過去の徴収不能発生割合 (b)</p> <p>(= その会計年度開始の日前 3 年以内に開始した各会計年度の金銭債権の徴収不能額 ÷ その会計年度開始の日前 3 年以内に開始した各会計年度終了の時ににおける金銭債権の帳簿価額の合計額)</p> <p style="text-align: center;">=</p> <p>徴収不能のおそれのある債権に係る徴収不能見込額 (B ')</p>
<p>【徴収不能の可能性が極めて高い債権に係る徴収不能見込額 (C ') の算定方法】</p> <p>徴収不能の可能性が極めて高い当年度末債権額 (C)</p> <p style="text-align: center;">-</p> <p>回収が確実に見込まれる額 (c)</p> <p style="text-align: center;">=</p> <p>徴収不能の可能性が極めて高い債権に係る徴収不能見込額 (C ')</p>

出典：徴収不能引当金の算定方法について

上記のうち、(C) 徴収不能の可能性が極めて高い債権は、個別見積

法となっており、(A)健全な債権と(B)徴収不能のおそれのある債権は、徴収不能実績率による方法が採用されている。

- ク 県社協における平成 27 年度の徴収不能引当金の内訳は、会計準則に従って計算されており、下記図表 3 - 3 - 27 のとおりである。これによると、個別見積法が採用された対象債権の総額は約 1 億 2100 万円であり、その徴収不能見込額は約 9100 万円である。そして、それ以外の債権は徴収不能実績率によっているが、その徴収不能実績率は健全な債権について 0.16%、徴収不能のおそれのある債権について 0.23%にすぎない。

図表 3 - 3 - 27 徴収不能引当金の内訳 (平成 27 年度)

<p>【徴収不能引当金の内訳】</p> <p>徴収不能引当金 101,693 千円 = 下記、(A')(B')(C')の合計</p>
<p>【健全な債権に係る徴収不能見込額(A')の算定内容】</p> <p>1,803,536 千円(A) × <u>0.16%</u> (a) = 3,013 千円(A')</p>
<p>【徴収不能のおそれのある債権に係る徴収不能見込額(B')の算定内容】</p> <p>2,855,993 千円(B) × <u>0.23%</u> (b) = 6,851 千円(B')</p>
<p>【徴収不能の可能性が極めて高い債権に係る徴収不能見込額(C')の算定方法】</p> <p>121,561 千円(C) - 29,733 千円(c) = 91,828 千円(C')</p>

平成 27 年度生活福祉資金徴収不能引当金の設定について

【指摘事項 No. 社 2】

- (2) 指摘事項(生活福祉資金貸付金の評価と徴収不能引当金の計上)

生活福祉資金貸付金の徴収不能引当金を考慮した後の貸借対照表計上額は 53 億円だが、これは包括外部監査人が貸付金債権の将来キャッシュフローから合理的に算定した価額である約 27 億円と比べて著しく乖離している。事業活動報告書において長年にわたり多額の損失計上が繰り返し延べられていることとなり、財務諸表利用者に生活福祉資金会計の正しい財政状態を開示しているとは到底言えず、不適正である。

現在の貸付金・長期滞留債権の中には引当不足の「徴収不能の可能性が極めて高い債権」が含まれているはずであるから、このような債権の評価を見直し、実態に即した評価額で計上すべきである。

また、その他の債権の徴収不能引当金の見積り根拠である徴収不能実績率もこのような実態に基づき修正されるべきである。

ア 長期滞留債権の理論的な評価額についての考察

上記図表 3 - 3 - 21 (平成 27 年度の生活福祉資金貸付金のフローチャート) に示したとおり、生活福祉資金貸付金は償還計画通りに弁済されない債権が多く、平成 27 年度の実績でも健全債権のうち 51.7% が滞留している。さらに、長期滞留債権となった場合には償還計画に従った元本の償還率は 2.8% 程度となり、償還免除を除く 96.8% が翌年以降も滞留を続けることとなる。

ここで、長期滞留債権の理論的な評価額の割合 $PV(\%)$ は、以下の数式で示すことができる。

$$PV = 2.8\% + \frac{96.8\% \times 2.8\%}{1+r} + \frac{96.8\%^2 \times 2.8\%}{(1+r)^2} + \frac{96.8\%^3 \times 2.8\%}{(1+r)^3} + \dots$$

この式で初項 2.8% は元本に対する償還率であり、長期滞留債権の初年度の償還割合を示している。また、第 2 項の分子にある 96.8% は、滞留率であり、それに償還率 2.8% を乗じたものは、初年度の長期滞留債権に対する翌年度の償還割合を示しているが、貨幣の時間的価値とリスクプレミアムを考慮するため割引率 r により現在価値に引き戻している。

さらに、第 3 項以下では翌々年度以降の償還割合の現在価値が続くことになり、 $PV(\%)$ はこれらの将来の弁済額の現在価値合計の割合³⁵となる。

³⁵ 後述する生活福祉資金会計準則では、長期滞留債権とされた貸付金に係る貸付金利子は未収計上を行わないものとされ、また、延滞利子の未収計上も行わないことになっているので、ここでは利息に関するキャッシュフローは生じる可能性が極めて低いとみなし、考慮しない。

PV (%) を表す式は以下のように整理して示すことができる。

両辺を 2.8% で割り、第 1 項を左辺に移動

$$\frac{PV}{2.8\%} - 1 = \frac{96.8\%}{1+r} + \frac{96.8\%^2}{(1+r)^2} + \frac{96.8\%^3}{(1+r)^3} + \dots$$

両辺に (1+r) を乗じ 96.8% で割る

$$\left(\frac{PV}{2.8\%} - 1\right) \times \frac{1+r}{96.8\%} = 1 + \frac{96.8\%}{1+r} + \frac{96.8\%^2}{(1+r)^2} + \frac{96.8\%^3}{(1+r)^3} + \dots$$

式から 式を引いて差分を求める

$$\left(\frac{PV}{2.8\%} - 1\right) - \left(\frac{PV}{2.8\%} - 1\right) \times \frac{1+r}{96.8\%} = -1$$

左辺を同類項で整理する

$$\left(\frac{PV}{2.8\%} - 1\right) \left(1 - \frac{1+r}{96.8\%}\right) = -1$$

PV を求める

$$PV = \left(\frac{96.8\%}{r + 3.2\%} + 1\right) \times 2.8\%$$

イ 理論的な評価に用いられるべき合理的な割引率について

上記アで算定した PV (%) を求めるためには、貸付金債権に適用される期待利回りを割引率 r に代入する必要があるが、生活福祉資金会計の保有する貸付金債権の期待利回りを客観的に示す活発な市場は我が国には存在しない。

しかし、将来キャッシュフローを生じる資産の期待利回りは、貨幣の時間的価値とリスクプレミアムの合算で求めることができる。

割引率 $r =$ 貨幣の時間的価値 $R_f +$ リスクプレミアム P_m

ここで、貨幣の時間的価値 R_f は、長期国債利回りを参考に 0.5% とし（平成 28 年 3 月 31 日時点の 25 年国債利回 0.526% 参考）、リスクプレミアムはジャンク債の活発な市場が成立している米国の指標と米国債との利回りの格差（スプレッド）を参考に 4.5% とおく（平成 28

年 9 月 23 日時点の米国ハイイールド債指数 4.76% 参考) ことで、割引率を少なくとも 5% と見積もることとした。

$$r = Rf(0.5\%) + Pm(4.5\%) \cong 5\%$$

なお、生活福祉資金会計の保有する長期滞留債権の償還率は米国で市場が成立しているハイイールド債に比べてよりリスクが高いと史料されるが、ここでは、あくまでもリスクプレミアムの下限としての水準として保守的に求めている。

ウ 貸付金債権の理論的な評価額の試算結果

割引率 5% を上記アの 式に代入すると以下となる。

$$PV = \left(\frac{96.8\%}{5\% + 3.2\%} + 1 \right) \times 2.8\% = 35.9\%$$

このとき、生活福祉資金会計の貸付金の合理的評価 V は以下で表せる。なお、貸付金簿価に乗ずる 48.3% は健全債権の償還率であり、51.7% は滞留率である。

$$\begin{aligned} V &= \text{貸付金簿価} \times 48.3\% + (\text{貸付金簿価} \times 51.7\% + \text{長期滞留債権簿価}) \\ &\quad \times 35.9\% \\ &= 24 \text{ 億 } 3400 \text{ 万円} \times 48.3\% + (24 \text{ 億 } 3400 \text{ 万円} \times 51.7\% + 29 \text{ 億 } 7800 \text{ 万円}) \\ &\quad \times 35.9\% \end{aligned}$$

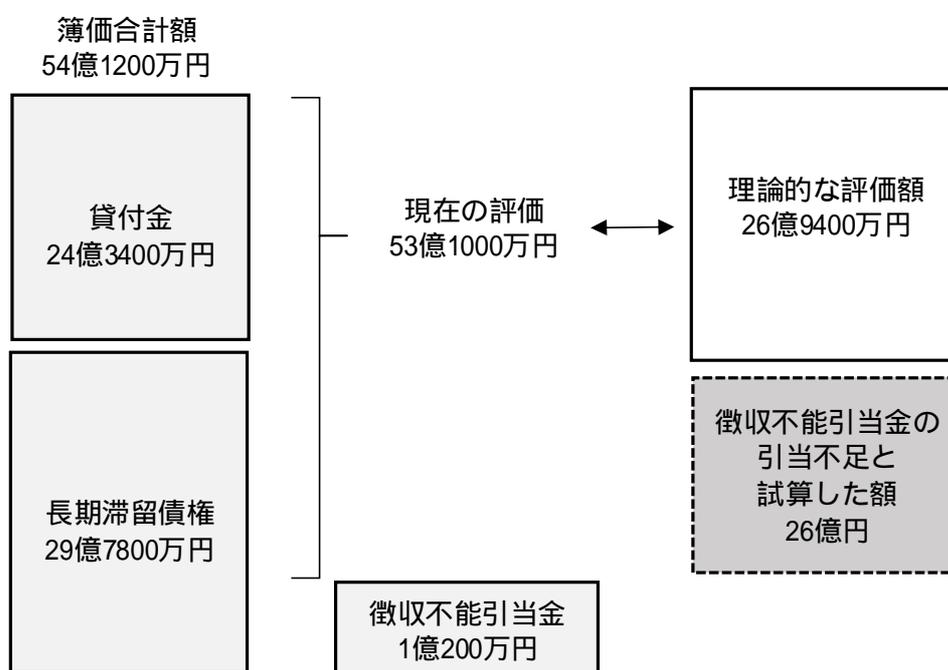
$$\underline{V = 26 \text{ 億 } 9448 \text{ 万円}}$$

エ 貸借対照表計上額との差額の分析

上記図表 3 - 3 - 25 (平成 27 年度の貸借対照表上の評価額) で示したとおり、生活福祉資金会計の貸借対照表上の貸付金債権の評価額は、貸付金 24 億 3400 万円と長期滞留債権 29 億 7800 万円の合計額 54 億 1200 万円から、評価性引当金である徴収不能引当金 1 億 0200 万円を控除した 53 億 1000 万円である。

一方で、上記ウで算出した貸付金債権の理論的な評価額は 26 億 9448 万円であり、差引 26 億円余 (53 億 1014 万円 - 26 億 9448 万円) が過大に計上されていると試算される。

図表 3 - 3 - 28 貸借対照表計上額と理論的な評価額との差額



図表 3 - 3 - 26 徴収不能引当金の算定方法に示したとおり、生活福祉資金特別会計の徴収不能引当金は、健全な債権に係る徴収不能見込額（A'）と、徴収不能のおそれのある債権に係る徴収不能見込額（B'）、徴収不能の可能性が極めて高い債権に係る徴収不能見込額（C'）の合計額である。

上記図表 3 - 3 - 27 の徴収不能引当金の実際の内訳をみると、健全な債権及び徴収不能のおそれのある債権の過去の徴収不能発生割合が僅か 0.16%、0.23%に過ぎないため、それぞれ 301 万円（A'）、685 万円（B'）と少額の引当額となっている。

これは生活福祉資金貸付金の償還免除実績が少ないため、いつまでも徴収不能にならずに文字通り長期に滞留して損失処理が先送りされている債権が計上され続けており、分子の徴収不能額の実績に反映されないことが原因である。

この点、分子に確定的な徴収不能額のみを計上し、実質的に回収不能な損失を考慮していない現状の徴収不能発生割合は実態と乖離していると言わざるを得ない。

また、こうした損失の計上が先送りされている債権は徴収不能の可能性が極めて高い債権に係る徴収不能見込額（C'）として個別に資

産価値の減損額が評価されるべきであるが、その金額も合計でも 9100 万円に過ぎない。

当該価額の適切性については個別債権の評価を厳密に行わない限り具体的には判明しないことではあるが、償還実績から鑑みて評価が甘い可能性が高く、貸付金債権の理論的な評価額とあまりにも乖離して計上されている実態は是正されて然るべきである。

オ 生活福祉資金会計準則の取扱いについて

生活福祉資金の貸付に係る会計の取扱いについては、会計準則及び会計要領に準拠している。県社協の生活福祉資金特別会計における会計処理も、当該会計準則に合致するように算定しているとのことであった。

この点、包括外部監査人が貸付債権の理論的な評価額の算定手法として用いた将来キャッシュフローの合理的な見積りによる評価モデル³⁶は、徴収不能引当金の具体的な見積り方法として規定されたものとは異なる点は留意が必要である。

ただし、社会福祉法人会計基準には一般原則として「財務諸表は、資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態に関する真実な内容を明瞭に表示するものでなければならない。」とする真実性の原則が掲げられているし、社会福祉法人会計基準に関する実務上の Q & A（日本公認会計士協会、非営利法人委員会研究資料 5 号）1．に記載があるとおり、金融商品の時価会計は社会福祉法人に導入されている。

そのため、県社協の会計実務上は、当該準則や会計基準の枠内でも、できるだけ理論的な評価額である時価に整合する価額で開示できるように徴収不能引当金の見積り方法（具体的には「徴収不能の可能性が極めて高い債権に係る徴収不能見込額（C'）」）の評価を見直すべきである。

なお、同様に広く貸付債権を保有する金融機関の実務の参考とされている「金融検査マニュアル」（預金等受入金融機関に係る検査マニュアル、平成 27 年 11 月）においては「貸倒実績率による方法を採用している場合は、貸倒損失額として、直接償却額、間接償却額、債権放棄額、債権売却損額等の全ての損失額が反映されているかを検証する。

36 本報告書において包括外部監査人が参考にした資産評価方法の考え方は、企業会計の金融商品会計において広く貸倒引当金の「キャッシュフロー・見積り法」として知れているものに類似した方法と言える。

(償却・引当(別表2)1.一般貸倒引当金内)」とされており、貸倒実績率の分子には直接償却額のほか間接的な損失も含まれる。そして、この場合には個別貸倒引当金への繰入額も間接的な損失に含まれる実務となっている。

こうした会計慣行を参考に、健全な債権に係る徴収不能見込額(A')と、徴収不能のおそれのある債権に係る徴収不能見込額(B')の算定上の徴収不能実績率も下記図表3-3-29のとおり見直すべきである。

図表3-3-29 徴収不能実績率の従来の方とあるべき方法

従来徴収不能実績率の算定方法	分子	徴収不能実績額(=償還免除の実績額)
	分母	債権簿価合計
包括外部監査人があるべきと考える方法	分子	徴収不能実績額(=償還免除の実績額) + 個別見積法による徴収不能見込額(C')として計上した実績額(=間接的な損失)
	分母	債権簿価合計

カ 一般に公正妥当と認められる会計基準適用の基本的な考え方

社会福祉法人の会計に限らず、広く「一般に公正妥当と認められる会計基準」の適用に当たっては、会計公準や一般原則とよばれる原理原則がもっとも上位の概念に置かれている。そして、具体的な会計手続を定めた適用指針やその他のガイドラインはその下位に位置することになる。この点、具体的な会計手続を示した規定である会計準則や要領に形式的に従ったとしても、実質的に一般原則に反するものであれば、一般に公正妥当と認められた会計基準に照らして適正でないと判断するのが会計理論の枠組みと言える。このことから、生活福祉資金の貸付金の貸借対照表価額は、たとえ形式的に会計準則に従っていても、会計基準の一般原則の中でも最も高位の概念である真実性の原則に反するものと言えるため、適正でない。

更に、財務諸表の作成責任は一義的には県社協の理事長にあることから指摘事項として述べることにした。

ただし、生活福祉資金の貸付金については全国の都道府県社会福祉協議会が統一された方法により会計処理を行っており、徴収不能引当金の計上不足に係る問題は、県社協のみの問題ではない。本論点を明らかにすることにより、全国社会福祉協議会による適切な会計のルールが整備されることを望みたい。

6 生活福祉資金貸付金の償還手続について

(1) 問題の所在

県社協は、生活福祉資金貸付金の督促に関して、毎年7月・12月の年2回、6回以上の滞納者を対象として、督促状による通知を実施している。平成27年度に発送した督促状は、延べ10,425通とのことである。

また、初期滞納督促として、償還開始初回から3回連続滞納者を対象として、通知文送付や市区町村社協と協力しての滞納世帯との懇談機会などを設けているとのことである。平成27年度に発送した通知文は、205通とのことである。

しかし、初期滞納督促は、担当の市区町村社協が対応するときには滞納が既に5回目に相当する月に該当してしまう問題点があった。そこで、平成27年度から、担当の市区町村社協による取組状況の把握・借受者の生活課題の早期把握・償還率の向上・滞納の長期化予防を目的として、初回滞納調査を開始したとのことである。平成27年度の調査件数は、283件である。

県社協によれば、この初回滞納調査により、「平成26年度の初期滞納率の平均率は29%であったが、...平成27年度は23%と微減...となっている。」とのことである。

【意見 No. 社3】

(2) 意見（生活福祉資金貸付金の督促方法の更なる検討）

生活福祉資金貸付金の低い償還率からして、現状の督促状況は十分とはいえない。

償還率を上げるためには、滞納に対する初期対応が重要であり、初回滞納調査や初回から3回連続滞納者に対する初期滞納督促だけでなく、初回から5回までの滞納者に対して、滞納の都度、県社協から督促状を送付するなどその他の督促方法の実施を検討されたい。

平成27年度から実施している初回滞納調査の有効性は一定程度認められるものの、貸付金の償還率を向上させるための方法としては十分とはいえない。

包括外部監査人が督促状況について実査したところ、初回から3回連続滞納者を対象とした初期滞納督促以外に、初回から5回までの滞納者を対象とする県社協からの督促状の送付は、積極的に行われていないように見受けられた。現状の督促状況によると、例えば、初回のみ支払い、

2回目以降支払っていない滞納者に対しては、6回以上の滞納者とならない限り、督促状が送付されないことになる。

貸付金の償還については、一度滞納が発生すると、その後も滞納が続く可能性が高く、その滞納が長期化すればするほど償還は困難な状況に陥るものである。

償還率を上げるためには、滞納に対する初期対応が大切であり、書面での督促には有用性が認められ、県社協の債権管理システム上、滞納回数別の滞納者を抽出し、その一覧を作成し、督促状等の書面に入力すること自体は困難なことではない。

したがって、初回滞納者に対する初回滞納調査は継続しつつ、初回から5回までの滞納者に対して、滞納の都度、県社協から督促状を送付するなど現状以上の督促方法の実施を検討されたい。

7 生活福祉資金貸付金の管理システムについて

(1) 問題の所在

ア 情報システムの必要性

生活福祉資金会計における貸付金債権は主に生活困窮者に対する資金の一時的な貸与等により生じているものであり、その内訳は小口で多数の項目となる。こうした多数の債権はその償還スケジュールや償還状況、債権金額等の項目を情報システムによりデータ保管や処理がなされ、効率的に管理されている。そして、小口債権の督促業務に用いる滞留債権のリストや、債権評価に必要となる長期滞留債権額等のデータは当該情報システムから求められる。当然、そうした業務は情報システムの正確性に依拠して行われていることになる。

イ 県社協の生活福祉資金での情報システムの構成

生活福祉資金会計の業務に関して用いられる情報システムの構成は下記図表3-3-30のとおりである。

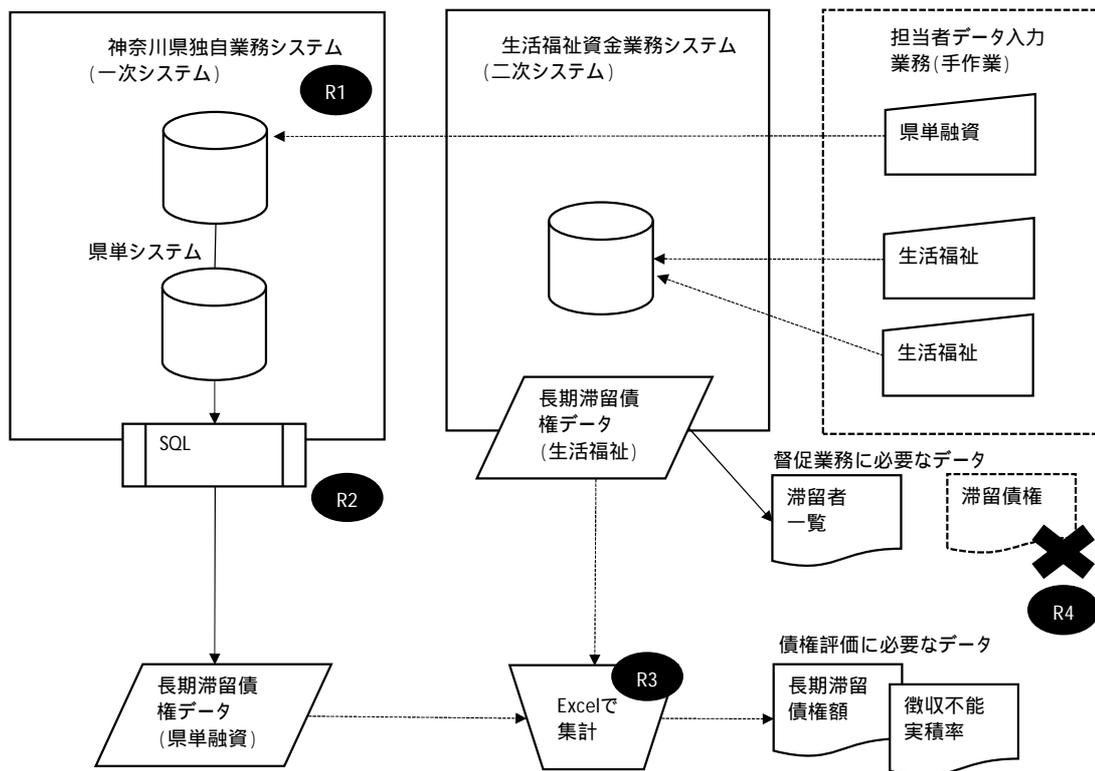
生活福祉資金会計での情報システムは、神奈川県独自業務のシステム(以下「一次システム」という)と、生活福祉資金業務システム(以下「二次システム」という)から構成されている。

一次システムは、神奈川県が行った県単生活福祉資金に関する債権情報に関するデータベース(以下「県単システム」という)を含んでいる。現在では、県単生活福祉資金を新たに貸付けていないため、業務担当者はこのシステムに過去に貸出した債権の償還状況を入力している。また、二次システムは、全国社会福祉協議会の傘下の他県の社会福祉協議会でも用いる共通のシステムであり、県単ではない生活福祉資金を管理して

いる。

情報システムとしてはそもそも一次システムが先に構築されていたが、二次システムが導入された際にデータの共通化が図られたわけではなく、依然として県単の貸付金が残留しているために、古い一次システムと新しい二次システムという、二つの資金管理システムが併存しているのが現状である。

図表 3 - 3 - 30 生活福祉資金会計システムに関するフローチャート



情報システムの視察及び担当者からのヒアリングにより包括外部監査人が作成。

ウ 一次システムについて

県単システムを含む一次システムは、現行サポートされているオペレーションシステム上では動作しない古いものである。そのため、旧オペレーションシステムを現行システム上でエミュレーション³⁷して実行している。また、二次システムとのデータベースの共通化は行われていない。

しかし、貸付金に関しては、適時適切に回収状況を把握して督促業務

³⁷ エミュレーションとは、特定のハードウェアやOS向けに開発されたソフトウェアを、本来の仕様とは異なる動作環境で疑似的に実行させることである。

を行うため、また、財務報告に関して必要な債権総額や徴収不能引当金の算定を適切に行うために、県単と生活福祉資金を併せたデータを生成する必要がある。そこで、現在は一次システムのデータベースからSQLデータ加工³⁸により必要なデータを抽出している。こうしたSQLプログラムの作成は外注業者により行われており、県社協ではSQLプログラムの正確性をチェックすることができない。

更に、SQLにより抽出されたデータは二次システムのデータと表計算ソフトを用いて合算している。

【意見 No. 社 4】

(2) 意見 (生活福祉資金貸付金の管理システムの脆弱性)

生活福祉資金貸付金の管理システムは、公表資料の全ての数値の基礎となるものであるから、その正確性を担保するためのシステム監査を実施することが望まれる。また、監事は、会計監査人による会計監査上、資金管理システムに係る監査手続が適切に行われているかについて報告を受け、評価することが望ましい。

ア 重要なシステム上のリスクと統制上の不備について

上記図表 3 - 3 - 30 のフローチャート上には、包括外部監査人が考える個々の重要なリスクポイント R 1 ~ R 4 を記載している。

(R 1) : まず、一次システムは現行サポートされていないオペレーションシステム上で動作しているものであり、最新のセキュリティー上の要請に適った堅牢性を満たしているか、また、データの完全性や正確性、さらにはデータベースの改ざんや消失リスクを防いでいるかといった多々の情報システムのリスクが定期的に評価・点検されている必要がある。

もちろんこれは二次システムについても同様であるが、全国的に採用されており、現在進行形で保守・開発が行われている最新バージョンである二次システムよりも、神奈川県単独である一次システムは相対的にリスクが高い。こうした点についての評価は行われていない。

(R 2) : 次に、一次システム内のデータベースからSQLにより取り出されるデータの正確性については内部で検証が加えられていない。少なくとも算定されているデータについて、県社協の内部でどのような加工が行われているのか理解し、元資料から再現できる必要性がある

³⁸ SQLは、データベース管理システムにおいて、データ操作・定義を行うコンピューター言語である。

が、ブラックボックス化しており誰も分からない。

外注業者により作成されているからといって、検収や評価を経ずに用いるべきではなく、可能であれば自らデータの正確性を検証するか、第三者により評価を行うことが必要である。

(R3)：三つ目に、取り出したデータを表計算により加工して財務報告用のデータを集計しているが、手作業が介在する場合には誤謬が生じているリスクが相対的に高い。データを加工するスプレッドシートは作成担当者の手により処理がブラックボックス化しており、共通文書化して管理されていない。

(R4)：そして、最後に、債権については年齢調べ³⁹の統制を敷くことが一般的に行われている有効な発見的統制活動と思われるが、こうした統制活動を可能とするための滞留債権年齢表⁴⁰が作成されていない。

イ システム監査の未実施について

生活福祉資金会計での種々の業務はこれらの債権管理システムの業務プロセスや、一次システムと二次システムの正確性に依存している。しかしながら、県社協の説明によれば、こうしたシステムに対してシステム監査を実施したことがないとのことである。内部監査の一環として実施することを検討されたい。

また、生活福祉資金会計における財務報告上の貸付金勘定の実在性や正確性を担保するための重要な内部統制の構成要素である当該システムについて、会計監査人からの定期的な監査手続の対応を受けている記録がない。財務報告上、重要な勘定科目となる貸付金・長期滞留債権の実在性に関して適切な内部統制に依拠した監査が行われているか、監事は会計監査人とコミュニケーションを図り評価することが望ましい。

8 生活福祉資金貸付補助事業に関する県社協による市区町村社協に対する監督について

(1) 問題の所在

ア 貸付事務の委託について

県社協は、生活福祉資金等の貸付事務の一部を市区町村社会福祉協議会(以下「市区町村社協」という)に委託しており(貸付事業要綱第2)、その範囲は、原則として下記図表3-3-31のとおりとされている(運営要領第1の2)。

³⁹ 年齢調べとは、債権残高をその発生の時期別に分類して債権の回収状況・滞留状況を調べること。異常債権を発見し、督促や担保保全あるいは償却処理状況を管理・判定する。

⁴⁰ 滞留債権年齢表とは、個々の債権が、発生後何か月経過しているかという情報を表にしたもの。

図表 3 - 3 - 31 市区町村社協別の委託業務の内容

市区町村社協	委託業務
市(横浜市及び川崎市を除く) 区町村社協	資金の広報業務 借入申込者に対する支援業務 借受人に対する支援業務 関係機関との連携、連絡、調整等業務 資金の貸付け及び償還に関する書類の交付、受付及び貸付並びに 県社協への送付業務 償還に関する協力業務 借入申込者及び借受人の属する世帯の調査に関する業務 その他必要と認められる業務
横浜市社協及び川崎市社協	資金の広報業務 当該市における生活福祉資金貸付事業の取組状況の把握及び各 区社協間・関係機関等との調整 その他必要と認められる業務

- イ 平成 27 年度の市区町村社協別事務委託費について
 平成 27 年度の市区町村社協別事務委託費の一覧は、下記図表 3 - 3 - 32 のとおりである。

図表 3 - 3 - 32 市区町村社協別事務委託費の状況 (単位：千円)

地域名	相談員 配置費	貸付事務費			合計
		研修旅費等	つなぎ	事務費	
横浜市 18 区計	51,106	825	1,620	4,894	58,444
川崎市 7 区計	19,874	330	630	2,138	22,973
県内他 17 市計	52,193	960	1,800	4,247	59,199
県内 14 町計	10,536	375	780	1,473	13,164
合計	133,709	2,490	4,830	12,752	153,781

出典：平成 27 年度相談員配置費・事務費等交付金額一覧

県社協から市区町村社協に対し、生活福祉資金貸付補助事業に関する貸付事務委託費用として、合計 1 億 5378 万円が支出されている。

- ウ 県社協による市区町村社協に対する監督について
 運営要領によれば、「県社協会長は、市区町村社協の関係者に対し、所要の事務指導を行い、資金の取扱いの適正を期することに努めなけれ

ばならない。」と規定されている（第10の1）。

「県知事は、県社協、市区町村社協及び民生委員に対し、その業務の実施状況に関し、報告を徴し、又は実施につき調査指導する等資金の適正、かつ、効果的な運営が行われるよう努めるものとする。」とされている（第10の2）。

エ 市区町村社協による事務委託の状況について

包括外部監査人が市区町村社協の事務委託状況につき、委託事務費交付申請書や事務費精算及び事業報告書をサンプル調査したところ、以下のとおり、不十分というべき処理が発見された。

（ア）平成27年3月25日付の川崎市幸区社会福祉協議会から県社協宛の平成26年度生活福祉資金貸付業務に係る委託費の交付申請書の交付申請額と内訳が一致していない誤記があった。県社協によれば、訂正は求めているとのことであった。

（イ）平塚市社会福祉協議会の貸付事業報告書によれば、貸付に関する調査委員会の開催回数は年1回のみであり、研修会は開催されておらず、償還に関する借受者懇談会の実施は年1回のみであり、借受者への訪問調査や来所による説明や文書による督促も未実施であった。

【意見 No. 社5】

（2） 意見（県社協の市区町村社協に対する指導・監督の徹底）

市区町村社協による事務委託の状況についてサンプル調査をしたところ、委託事務費交付申請書の誤記について訂正を求めているなかったり、貸付事業報告書における貸付・償還手続の実施状況について積極的に改善を求めているなかったりする例が見られた。

生活福祉資金の貸付けの実施主体は、あくまでも県社協であり、市区町村社協の事務処理に対する指導・監督は徹底されなければならない、具体的に、市区町村社協から委託事務費交付申請書や事務費精算及び事業報告書が提出された際には、その内容について精査し、必要に応じて訂正や改善を求めることが望まれる。

県社協は、生活福祉資金の借入申込者や借受人の貸付及び償還に関する事務を市区町村社協に委託しており、借入申込者や借受人の属する世帯との関わりや接触は、専ら市区町村社協に委ねられており、貸付審査や償還手続は、市区町村社協の処理によるところが大きい。

市区町村社協による事務委託の状況についてサンプル調査をしたところ、委託事務費交付申請書の誤記について訂正を求めているなかったり、

貸付事業報告書における貸付・償還手続の実施状況について積極的に改善を求めているいなかったりする例が見られたのであり、他の市区町村社協の委託事務処理に対する指導・監督も不十分であると疑われかねない。

生活福祉資金の貸付けの実施主体は、あくまでも県社協であり、市区町村社協の事務処理に対する指導・監督は徹底されなければならない、具体的に、市区町村社協から委託事務費交付申請書や事務費精算及び事業報告書が提出された際には、その内容について精査し、必要に応じて訂正や改善を求めることが望まれる。

9 職員の配置と活用について

(1) 問題の所在

ア 職員の配置と活用の現状について

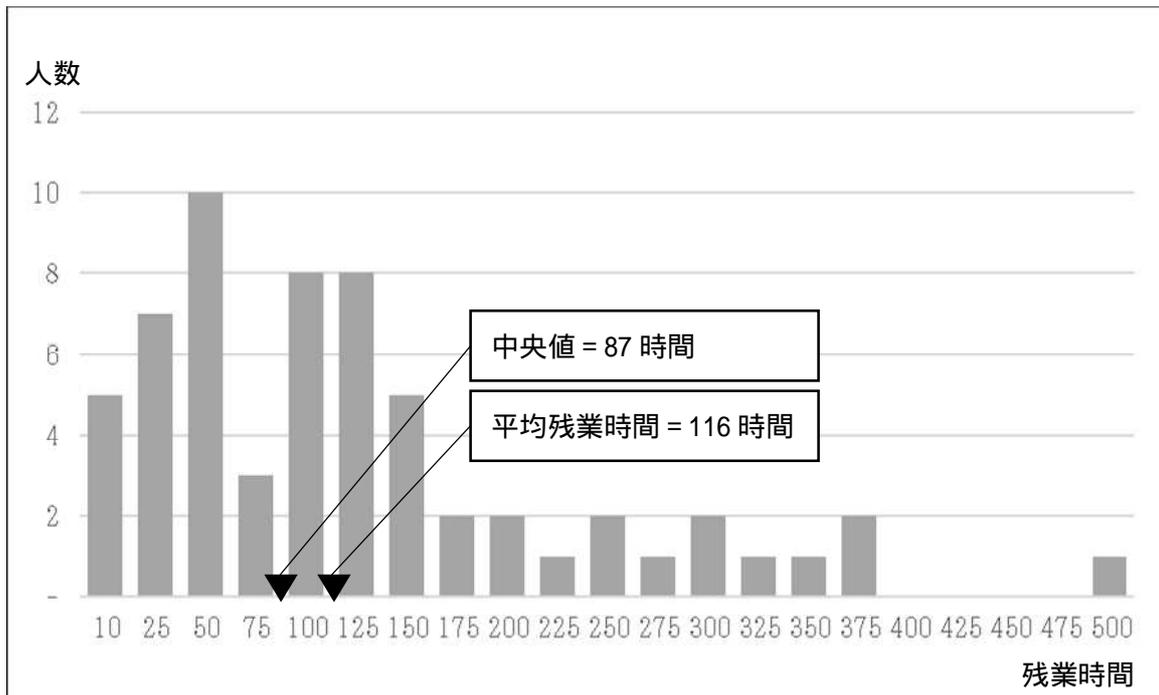
県社協の補助事業数は9件、受託事業数(県が県社協に委託している事業)は10件で、補助事業数・受託事業の合計は19件であるところ、県社協の各職員は、各補助事業・受託事業ごとに割り当てられており、原則として割り当てられた特定の補助金事業ないしは受託事業のみに従事することとされている。

また、県社協の各職員の人件費は、基本的に、当該職員が割り当てられた特定の補助事業ないしは受託事業に係る補助金ないしは委託料から支出されている(但し、補助事業間で補助金の繰り出し・繰り入れがある。)

イ 職員の残業時間について

平成27年度に残業をした職員の年間残業時間ごとの人数分布、平均年間残業時間(職員全体の年間残業時間の平均値)、年間残業時間の中央値(職員全体の年間残業時間の中央値)は、下記図表3-3-33のとおりである。

図表 3 - 3 - 33 職員の年間残業時間ごとの人数分布等



職員全体の年間残業時間の平均値は 116 時間であるが、他方で、職員全体の年間残業時間の中央値は同平均値の 116 時間を 29 時間下回る 87 時間であり、このことから、県社協には、年間残業時間の平均値を押し上げている職員が少数いることが分かり、つまりそれは、特定の少数の職員に残業が偏っている、更に言えば、特定の少数の職員に業務量が偏っている、という傾向があることを意味する。

そこで、県社協の補助事業・受託事業ごとの年間残業時間の総計、及びこれを当該事業の所属人員数で除した職員一人あたりの平均年間残業時間を集計・算出してみると、次の図表 3 - 3 - 34 のとおりとなり、事業ごとで職員一人あたりの平均年間残業時間に大きな偏りがあることが分かる。

図表 3 - 3 - 34 事業毎の平均残業時間

事業	年間残業時間	所属人数	年間平均残業時間
社会福祉事業振興資金貸付事業	290	1	290
かながわ保育士・保育所支援センター事業委託	236	1	236
生活福祉資金貸付補助事業	1,246	8	156
社会福祉協議会運営費補助事業	3,647	28	130
権利擁護相談補助事業	120	1	120
福祉サービス苦情解決事業	307	3	102
福祉サービス利用援助事業	288	3	96
かながわ福祉人材センター運營業務委託	718	9	80
福祉サービス第三者評価推進事業	134	2	67
臨時特例つなぎ資金	49	2	25
生活困窮者自立相談支援事業委託	66	3	22
合計	7,101	61	116

例えば、所属人員数が3名である生活困窮者自立相談支援事業委託は、所属職員一人あたりの平均年間残業時間が僅か22時間であるが、所属人員数が1名である社会福祉事業振興資金貸付事業及びかながわ保育士・保育所支援センター事業委託は、所属職員一人あたりの平均年間残業時間がそれぞれ290時間、236時間であり、生活困窮者自立相談支援事業委託に比べて、大幅に残業時間が多く、業務量が集中している。

ウ 職員の配置及び活用について

県社協では、各事業の人員費の財源別に、メインの担当者を設置した上で、副担もしくは共担を置き、複数の職員で担当している。また、日常業務以外にも、研修、会議等の人手が必要な当日もしくは準備期間中には、複数の職員で連携して対応しているとのことである。

しかし、前述のとおり合計19件の補助事業・受託事業を遂行している中で、実際に事業ごとで職員一人あたりの平均年間残業時間にこれほどまでの大きな偏りが生じていることからすれば、19件の複数事業に対する縦割り型の職員の配置と活用が念頭におかれていることが、その大きな偏りの一つの要因となっているのではないかと推測される。

(2) 意見(硬直化した職員の配置と柔軟な活用)

補助事業・受託事業ごとの適正な補助金額・委託料を算出するため、事業ごとに現実に要する人件費の詳細な把握に努めつつ、より効率的な事業遂行のためには、特定の事業に従事する特定の職員にのみ業務負担が集中することのないよう、事業ごとに職員を縛ることなく、より柔軟に、人員を配置し、また、人員を活用していくことが望まれる。

効率的かつ充実した事業遂行のためには、特定の補助事業・受託事業に従事する職員にのみ業務量が集中することは可能な限り避けるべきであり、事業ごとに職員を縛らず、複数事業を兼務させるなど、より柔軟な人員の配置とその活用方法を検討することが望まれる。

他方で、補助事業・受託事業ごとの適正な補助金額や委託料を算出するためには、事業ごとに現実に要する人件費の詳細な把握と、その補助金額や委託料への反映が必要不可欠であるから、職員に複数事業を兼務させるなど、より柔軟に人員を配置し、また、人員を活用するにあたっては、事業ごとの人件費の詳細な把握方法と、人件費の割り振りの方法を検討することが望まれる。

10 各種積立資産の運用について

(1) 問題の所在

ア 積立資産について

会計基準によれば、「当期末繰越活動増減差額にその他の積立金取崩額を加算した額に余剰が生じた場合には、その範囲内で将来の特定の目的のために積立金を積み立てることができるものとする。積立金を計上する際は、積立ての目的を示す名称を付し、同額の積立資産を積み立てるものとする。また、積立金に対応する積立資産を取崩す場合には、当該積立金を同額取崩すものとする。」(注解 20 積立金と積立資産の関係について)とされている。

イ 県社協の積立資産及び運用資産について

県社協では、各種の積立資産を積み立てている。平成 27 年度の各種積立資産及び運用財産は、下記図表 3 - 3 - 35 のとおりであり、平成 28 年 3 月時点の残高は約 41 億 5192 万円となっている。

図表 3 - 3 - 35 各種積立資産及び運用財産

(単位：千円)

積立資産	期末残高	運用財産
ともしび基金積立資産	2,318,377	有価証券、普通預金、通常貯金
介護福祉士等修学資産積立資産	344,622	普通預金、定期預金
交通遺児援護基金積立資産	291,963	有価証券、普通預金
萬谷児童福祉基金積立資産	268,270	有価証券、定期預金
退職給付積立資産	264,206	有価証券、普通預金、定期預金
運用財産積立資産	200,000	有価証券、定期預金
民間社会福祉従事者福利厚生基金積立資産	100,000	有価証券、普通預金
社会福祉研修振興基金積立資産	84,160	有価証券、普通預金
福利協会共済年金積立資産	82,135	共済預け金
子ども福祉基金積立資産	76,904	有価証券、普通預金
社会福祉事業振興資金特別積立資産	65,736	有価証券、普通預金、定期預金
介護支援専門員支援事業費積立資産	43,781	普通預金
会館建設積立資産	11,772	定期預金
法人運営安定化資産積立資産	0	普通預金
合計	4,151,926	

出典：平成 27 年度積立金・積立資産明細書

ウ 積立資産の有価証券による運用について

上記運用財産のうち、有価証券の内訳は、下記図表 3 - 3 - 36 のとおりである。

図表 3 - 3 - 36 各種積立資産の有価証券の内訳

(単位：千円)

積立資産	時価	有価証券
ともしび基金積立資産	2,255,604	神奈川県債14件、共同発行地方債6件、川崎市債1件、 かながわ県民債1件、東京都債2件、埼玉県債1件
交通遺児援護基金積立資産	287,109	神奈川県債6件、広島市債1件
萬谷児童福祉基金積立資産	275,600	共同発行地方債1件
退職給付積立資産	44,950	横浜市債1件
運用財産積立資産	212,440	国債1件
民間社会福祉従事者福利厚生基金積立資産	102,066	神奈川県債3件
社会福祉事業振興資金特別積立資産	21,524	神奈川県債2件
子ども福祉基金積立資産	56,280	神奈川県債2件、広島市債1件

積立資産	時価	有価証券
社会福祉研究振興基金積立資産	42,197	かながわ県民債1件、横浜市債1件、川崎市債1件
合計	3,297,770	

出典：平成 27 年度財務諸表に関する注記（一般会計）

各種積立資産の多くは、神奈川県債で運用されている。

なお、県社協によれば、神奈川県債以外の有価証券を購入できないとのルールはないが、慣例で、県への貢献になるとのことで、神奈川県債を購入し、満期まで保有している。平成 30 年には、過去の運用利回りがよいものが立て続けに満期となるとのことである。

エ 積立資産の運用規程について

経理規程では、「余裕資金の運用及び特定の目的のために行う資金の積み立てを有価証券により行う場合には、別に定める資金運用の規程に従って行わなければならない。」と定めているが（第 41 条第 2 項）、資金運用の規程は備え置かれていない。

【意見 No. 社 7】

(2) 意見（積立資産の有価証券の資金運用規程の不備）

県社協には、多額の積立資産があり、大半が神奈川県債で運用されているところ、その運用方法について、経理規程で別に定めると規定されているが、資金運用規程は作成されておらず、慣例で運用されている。

平成 30 年には満期となる神奈川県債が多数生じる見込みであり、その他の運用方法を検討する上でも、その指針となる資金運用規程が速やかに整備されることが望まれる。

県社協には、多額の積立資産があり、有価証券は、ほとんどが神奈川県債で運用されている。神奈川県債で運用すること自体は、直ちに合理性がないとはいえないが、その他の資金運用方法を検討する上でも、経理規程で資金運用の規程を別に定めると規定されている以上、その規程は作成されるべきである。

今後、平成 30 年には、過去の運用利回りがよい神奈川県債が満期となり、改めて資金運用の必要性が生じるのであるから、神奈川県債以外の資金運用方法を検討する上でも、その指針となる資金運用規程は速やかに整備されることが望まれる。

11 社会福社会館の業務委託契約について

(1) 問題の所在

ア 随意契約にできる場合

経理規程においては、「合理的な理由により、競争入札に付することが適当でないと認められる場合においては、随意契約によるものとする。なお、随意契約によることができる合理的な理由とは、次の各号に掲げる場合とする。」と規定されている（経理規程第72条）。

図表3 - 3 - 37 随意契約にできる場合

(1) 売買、賃貸借、請負その他の契約でその予定価格が下表に掲げられた契約の種類に応じ定められた額を超えない場合	
(2) 契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合	
(3) 緊急の必要により競争入札に付することができない場合	
(4) 競争入札に付することが不利と認められる場合	
(5) 時価に比して有利な価格等で契約を締結することができる見込みのある場合	
(6) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいない場合	
(7) 落札者が契約を締結しない場合	
契約の種類	金額
工事又は製造の請負	250万円
食料品・物品等の買入れ	160万円
前各号に掲げるもの以外	100万円

出典：経理規程

随意契約は、手続が簡便で早期に契約締結が可能であるというメリットがあるが、逆に、契約の相手方が固定化するなど公平性・透明性が確保されず、価格競争による価格低減効果が期待できないなどのデメリットがある。

イ 単独随意契約にできる場合

経理規程細則では、「随意契約による場合は、契約条件及びその他見積りに必要な事項を示して、なるべく2人以上から見積書を取らなければならない。」と規定されている（経理規程細則第25条第1項）。

また、「随意契約による場合において、次の場合には、1人からだけ見積書を取り、又は見積書を取らないこともできる。」と規定され、単独随意契約にできる場合を規定している（経理規程細則第25条第2項）。

図表 3 - 3 - 38 単独随意契約にできる場合

(1) 1人又は1会社の専有する物品を購入しようとするとき
(2) 急施を要し他の者から見積書を取る暇のないとき
(3) 見積書の提出を依頼しても他の提出者のいないとき
(4) 食料品を購入しようとするとき
(5) 予定価格が50万円未満の工事その他請負をさせるとき、又は予定価格が3万円未満の物品を購入しようとするとき
(6) 分解して検査しなければ見積もれない備品等の修繕を行うとき

出典：経理規程施行細則

ウ 神奈川県社会福祉会館の管理業務委託について

平成27年度の神奈川県社会福祉会館(以下「社会福祉会館」という)の各管理委託業務の内容一覧は、下記図表3-3-39のとおりである。

図表 3 - 3 - 39 社会福祉会館の管理委託業務の内容

委託業務	委託内容	法令根拠	契約方法
清掃業務委託	会館内外の日常清掃 定期清掃及びガラス清掃 玄関廻りステンレス清掃(年1回)を含む	ビル衛生管理 法	指名競争入 札
冷暖房空調設備等保守管 理委託	空調・冷熱源・給排水・電気・ホール設備等保 守管理	ビル衛生管 理法	指名競争入 札
受水槽・高置水槽清 掃委託	ビル衛生管理法に定められた1年以内ごとの清 掃	ビル衛生管 理法	
空調用フィルター清 掃委託	空調用ファインコイルフィルターの年2回の清 掃	ビル衛生管 理法	
冷却塔清掃委託	冷却塔の年2回の清掃	ビル衛生管 理法	
飲料水水質検査委託	ビル衛生管理法に定められた6か月ごとの検査	ビル衛生管 理法	
簡易専用水道検査委託	水道法に定められた年1回の検査	水道法	
レジオネラ菌検査委託	ビル衛生管理法に定められた冷却塔内水質検査	ビル衛生管 理法	
一般廃棄物並びに産業廃 棄物処理委託	会館内から出る一般廃棄物並びに産業廃棄物の 処理運搬	廃棄物処理 法	随意契約
昇降機保守管理委託	エレベーター設備の保守管理	建築基準法	単独随意契 約

委託業務	委託内容	法令根拠	契約方法
自動ドア保守管理委託	11 箇所の自動ドアの保守管理		単独任意契約
電気時計保守管理委託	電気時計装置の保守管理		単独任意契約
冷温水発生機保守整備委託	暖房前整備、試運転調整、巡回点検等		単独任意契約
自家用電気工作物保守管理委託	電気事業法による自家用電気設備の保守管理	電気事業法	単独任意契約
消防器具設備点検委託	消防法に定められた6か月に1回、1年に1回の点検	消防法	随意契約
害虫及びびねずみ生息調査委託	ビル衛生管理法に定められた6か月以内ごとの実施	ビル衛生管理法	単独任意契約
ばい煙濃度測定委託	大気汚染防止法に定められた年2回の測定	大気汚染防止法	単独任意契約
空気環境測定委託	ビル衛生管理法に定められた2か月ごとの測定	ビル衛生管理法	単独任意契約
汚水槽・雑排水槽清掃委託	ビル衛生管理法に定められた6か月ごとの清掃	ビル衛生管理法	単独任意契約
機械警備委託	休館日及び夜間の会館各種監視警備		単独任意契約
舞台吊物装置保守点検委託	ホール吊物装置の年2回の点検		単独任意契約
SCR調光装置保守管理委託	ホール照明装置の年1回の点検		単独任意契約
会館受付業務委託	会館利用者への案内等業務		単独任意契約

出典：平成 27 年度神奈川県社会福祉会館管理業務委託内容一覧

エ 指名競争入札について

清掃業務委託及び冷暖房空調設備等保守管理委託については、いずれも指名競争入札で業者が選定されているが、下記図表 3 - 3 - 40 のとおり、指名業者及び落札業者は重なっている。

図表 3 - 3 - 40 清掃業務委託及び冷暖房空調設備等保守管理委託

委託業務	指名競争入札の理由	指名業者	落札業者	契約金額 (千円)
清掃業務委託	社会福祉会館の衛生を維持・管理していく上で、ビル衛生管理法に定められた規則を遵守するため、会館内の清掃業務を委託するに当たっては、信頼並びに実績を積んだ業者に委託することが望ましい。			7,588
冷暖房空調設備等保守管理委託	社会福祉会館の設備の多くが40年以上経過している。社会福祉会館の設備を維持・管理していく上で、ビル衛生管理法に定められた規則を遵守するため、信頼並びに実績を積んだ業者に委託することが望ましい。	A社 B社 C社 D社 E社	A社	10,150
受水槽・高置水槽清掃委託	なお、冷暖房空調設備の保守・管理のほかの業務委託については、会館全体を維持・管理していく上で、付随する業務であるから、別々に業務委託するよりも1社に業務委託した方が経済的かつ効率的である。			
空調用フィルター清掃委託				
冷却塔清掃委託				
飲料水水質検査委託				
簡易専用水道検査委託				
レジオネラ菌検査委託				

出典：平成 27 年度神奈川県社会福祉会館管理業務委託契約方法一覧等

オ 単独随意契約について

平成 27 年度の神奈川県社会福祉会館管理業務委託のうち、単独随意契約の方法により業者を選定している業務委託及び理由は、下記図表 3 - 3 - 41 のとおりである。

図表 3 - 3 - 41 単独随意契約による委託業務と理由

委託業務	理由	根拠規程	契約金額
昇降機保守管理委託	故障等が発生した場合、他の業者では、設置業者から部品を取り寄せるなど、時間と費用がかかる。故障等が発生した場合に迅速に対応できることが重要であるから、設置業者と単独随意契約する。	経財課第72条第1項第2号 計財課第25条第2項第1号	1,035千円
自動ドア保守管理委託			784千円
冷温水発生機保守整備委託			901千円
機械警備委託	他の業者に警備を依頼した場合には、館内に設置してある機器の交換が必要となり、時間と費用がかかることから、警備機器の設置業者と単独随意契約する。	経財課第72条第1項第1号 計財課第25条第2項第1号	622千円
電気器具保守管理委託	定期点検や緊急時の対応も迅速に行っている。故障等が発生した場合、他の業者では部品を取り寄せるなど、時間と費用がかかる。	経財課第72条第1項第1号 計財課第25条第2項第5号	172千円
自家用電気工作物保守管理委託	毎年迅速に対応している。		432千円
害虫及びひねずみ生息調査委託			104千円
ばい煙濃度測定委託			136千円
空気環境測定委託			270千円
汚水槽・糞尿槽清掃委託			377千円
舞台吊物装置保守点検委託		毎年迅速に対応してもらっている。故障等が発生した場合、他の業者では部品を取り寄せるなど、時間と費用がかかる。	153千円
SCR調光装置保守管理委託	毎年迅速に対応してもらっている。故障等が発生した場合、他の業者では部品を取り寄せるなど、時間と費用がかかる。	158千円	
会館受付業務委託	「高齢者の雇用の安定等に関する法律」に基づく公益法人に委託することにより、高齢者の雇用拡大と、地域社会への参加を推進することになり、県社協の事業と関係が深い。同法人は近隣にあるため、交通費が節減できる。ただし、契約金額が100万円を超えていること、また、一般企業の高齢者の雇用促進も進んでいることを踏まえ、他社からも参考に見積を徴する（相見積り業者はA社）。	経財課第72条第1項第2号 計財課第25条第2項第1号	3,543千円

昇降機保守管理委託及び会館受付業務委託については、100 万円以上であるが、随意契約となっている。

また、昇降機保守管理委託、自動ドア保守管理委託、冷温水発生器保守整備委託及び機械警備委託は、50 万円以上であるが、単独随意契約となっている。その理由として、「設置業者であり、他の業者では部品を取り寄せるなど時間と費用がかかる。」といった定型的な理由を挙げるのみである。

【意見 No. 社 8】

(2) 意見 (指名競争入札の一本化の検討)

清掃業務委託及び冷暖房空調設備等保守管理委託については、いずれもビル衛生管理法に基づく清掃関連業務であり、指名業者は共通し、どの業者も総合ビル管理会社として各業務に係る作業は可能であることなどから、事務手続の簡便化及び委託金額の低下の観点から、1つの入札で実施することが望ましい。

ア 清掃業務委託及び冷暖房空調設備等保守管理委託については、いずれもビル衛生管理法に基づく清掃関連業務である。

イ 指名業者は、いずれも総合ビル管理会社であり、各業務の入札に際して A 社から E 社までの 5 社は全く共通しており、各業務の業務仕様書で指定された作業員の確保や作業内容については、いずれの業者も通常のビル管理業務として容易に対応可能であると思われる。

実際の入札に関しても、「入札の考え方について」は、共通の書式で説明しており、指名業者の要件も、「 県の指定事業者であること、横浜市内の業者 (支店所在を含む) であること、一定の資本金 (2 千万円以上) であること、一定の実績 (公的機関からの受託、創業から久しい) を有すること」と共通しており、実際の入札日時・場所等の執行も共通している。

なお、平成 12 年度～平成 16 年度は、入札額を抑制するため、清掃業務委託、冷暖房空調設備等保守管理委託及び会館受付業務委託を一括入札で行っていたようである。

ウ 以上の事情からすれば、清掃業務委託及び冷暖房空調設備等保守管理委託については、事務手続の簡便化及び委託金額の低下の観点から、1

つの入札で実施することが望ましい。

【意見 No. 社 9】

(3) 意見(単独随意契約の理由の検証と業者選定の競争性等の確保)

昇降機保守管理委託、自動ドア保守管理委託、冷温水発生器保守整備委託及び機械整備委託について、「設置業者であり、他の業者では部品を取り寄せるなど時間と費用がかかる。」といった定型的な理由のみでは、単独随意契約の理由としては必ずしも合理性があるとはいえない。

委託業者の選定に当たっては、各保守点検業務を履行する能力を有している者が他に存在しないかなどを検証し、原則どおり相見積りを実施するなど、十分な透明性、公平性及び競争性の確保が図られるよう努めることが望ましい。

ア 設置会社は、その他の会社と比較して、設置会社の技術・ノウハウの供与及び部品の調達の中で、競争上有利な立場にあることは否定できず、専門性の高い保守点検を実施するために随意契約とする一定の合理性はあると思われる。

しかし、設置会社という事実だけで、当該業務を履行する能力を有している者が他に存在しないと断定することはできない。一般的に、メーカー系以外に保守点検業務を専門に行う独立系保守点検業者も出現しているところである。

むしろ、設置会社を単独随意契約により選定し続けることにより、契約金額が固定化して高止まりし、新規業者の参入等の障壁となるおそれがある。

随意契約は、あくまでも例外であり、具体的な契約締結に当たっては、各保守点検業務を履行する能力を有している者が他に存在しないか否かなど随意契約とする理由を厳密に検証し、適時・適正に見直しがなされなければならない。

イ 「設置業者であり、他の業者では部品を取り寄せるなど時間と費用がかかる。」といった定型的な理由のみでは、単独随意契約の理由としては必ずしも合理性があるとはいえない。

委託業者の選定に当たっては、各保守点検業務を履行する能力を有している者が他に存在しないかなどを検証し、原則どおり相見積りを実施するなど、十分な透明性、公平性及び競争性の確保が図られるよう努めることが望ましい。

12 神奈川県社会福社会館及びかながわ県民センターの分担金の適正配分について

(1) 問題の所在

ア 共通支出及び費用の配分方法について

会計基準運用指針によれば、「共通支出及び費用の具体的な科目及び配分方法は別添1のとおりとするとされている。もっとも、これによりがたい場合は、実態に即した合理的な配分方法によることとして差し支えない。また、科目が別添1に示すものにならない場合は、適宜、類似の科目の考え方を基に配分して差し支えない。なお、どのような配分方法を用いたか分かるように記録しておくことが必要である。」とされている。

また、会計基準注解によれば、「資金収支計算及び事業活動計算を行うに当たって、人件費、水道光熱費、減価償却費等、事業区分又は拠点区分又はサービス区分に共通する支出及び費用については、合理的な基準に基づいて配分することになるが、その配分基準は、支出及び費用の項目ごとに、その発生に最も密接に関連する量的基準(例えば、人数、時間、面積等による基準、またはこれらの2つ以上の要素を合わせた複合基準)を選択して適用する。一度選択した配分基準は、状況の変化等により当該基準を適用することが不合理であると認められるようになった場合を除き、継続的に適用するものとする。なお、共通する収入及び収益がある場合には、同様の取扱いをするものとする。」とされている。

イ 神奈川県社会福社会館の分担金について

神奈川県社会福社会館(以下「県社会福社会館」という)の管理に係る各費用は、県社協及びその他の各入居団体(県協同募金会、県身体障害者連合会ほか12団体)において分担しているところ、各団体の分担金の計算方法は、下記図表3-3-42のとおりである。

図表3-3-42 社会福社会館の管理に係る各費用の分担金計算方法

内容	計算方法
電気料	$\{ \text{総支出額} - (\text{小メーター使用料} + \text{自動販売機電気料}) \} \div \text{電気対象面積} \times \text{貸付面積}$
ガス料	$\text{総支出額} \div \text{入館常勤職員数} \times \text{常勤職員数}$
水道料	$(\text{総支出額} - \text{小メーター使用料}) \div \text{入館常勤職員数} \times \text{常勤職員数}$
清掃料	$\text{総支出額} \div \text{清掃対象面積} \times \text{貸付面積}$
冷暖房空調設備保守等管理業務委託	$\{ (\text{総支出額} \times 4/7) \div \text{冷暖房対象面積} \times \text{貸付面積} \} + \{ (\text{総支出額} \times 4/7) \div \text{会館総面積} \times \text{各冷暖房対象面積} \}$

内容	計算方法
冷暖房空調用ガス料	総支出額÷冷暖房対象面積×各冷暖房対象面積
冷温水発生機保守管理料	
電話料	(総支出額-通話実績分)×負担率+通話実績分
汚水槽・雑排水槽清掃料	総支出額÷(入館常勤職員数+貸会議室等定員)×常勤職員数
昇降機保守管理料	
飲料水水质検査料	
簡易専用水道検査料	
冷却塔清掃料	
空調用ファンフィルター清掃料	
受水槽・高架水槽清掃料	
自動ドア保守管理料	
電話交換機リース料	
電気時計保守管理委託料	総支出額÷電気時計設置個数×設置個数
空気環境測定委託料	総支出額÷会館総面積×貸付面積
消防器具点検委託料	
害虫及びネズミ駆除委託料	
電気設備保守管理料	
電気設備年次点検料	
ばい煙濃度測定業務委託料	
機械警備委託料	
廃棄物処理委託料	総支出額÷入館常勤職員数×常勤職員数

出典：分担金算出方式一覧表

ウ かながわ県民センターの分担金について

県社協の一部の事業（かながわボランティアセンター、かながわともしびセンター、福祉人材センター、かながわ保育士・保育所支援センター、かながわ成年後見推進センター、かながわ福祉サービス運営適正化委員会事務局）は、かながわ県民センター内で実施されているところ、かながわ県民センター利用に係る費用（光熱費、清掃料等）については、同事業ごとに割り振って分担しており、各事業のその分担金の計算方法は、下記図表3-3-43のとおりである。

図表 3 - 3 - 43 かながわ県民センターの分担金の算出方法

内容	計算方法
電気料	$(\text{総支払額} - \text{特定の団体の電気料}) \div 16,463.32 \times \text{使用許可面積}$
水道料	$(\text{総支払額} - \text{特定の団体の水道料}) \div 1,356 \times \text{人数}$
ガス料	$\text{総支払額} \div 1,338 \times \text{人数}$
清掃料	$\text{月支払額} \div \text{清掃面積} \times \text{団体清掃面積}$
暖房料	$\text{総支払額} \div 1,439,790 \times \text{使用許可面積}$
冷暖房空調用ガス料	$\text{総支出額} \div \text{冷暖房対象面積} \times \text{各冷暖房対象面積}$

出典：県民センター分担金積算根拠

なお、事業ごとのかながわ県民センターにおける使用許可面積及び人員数は、図表 3 - 3 - 44 のとおりである。

図表 3 - 3 - 44 事業毎のかながわ県民センターの使用面積・人員数

センター名	使用許可面積	人員数
かながわボランティアセンター	312.87 m ²	6人
かながわともしびセンター	364.27 m ²	5人
福祉人材センター	205.90 m ²	17人
かながわ保育士・保育所支援センター	24.83 m ²	2人
かながわ成年後見推進センター	177.29 m ²	13人

出典：県民センター分担金積算根拠

そして、例えば、かながわ成年後見推進センター部分（使用許可面積：177.29 m²、人員数：13名）の分担金については、さらに、権利擁護相談センター事業（補助事業）、かながわ成年後見推進センター事業（受託事業）及び福祉サービス苦情解決事業（補助事業）の三つの事業でその負担を割り振っており、その三つの事業ごとの負担割合については、図表 3 - 3 - 45 のとおりである。

図表 3 - 3 - 45 成年後見推進センター部分の分担金の分担割合

事業名	分担割合
権利擁護相談センター事業（補助事業）	30%
かながわ成年後見推進センター事業（受託事業）	40%
福祉サービス苦情解決事業（補助事業）	30%

【意見 No. 社 10】

(2) 意見 (かながわ県民センターの分担金の適正な算出方法の検討)

かながわ県民センター利用に係る諸費用に関するかながわ成年後見推進センター部分の分担金について、光熱費や清掃料等の各諸費用に則した合理的かつ相当な基準により、各事業の分担割合を設定することが望まれる。

県社協では、会計上、かながわ県民センター利用に係る諸費用（光熱費、清掃料等）に関するかながわ成年後見推進センター部分の負担金について、権利擁護相談センター事業が 30%、かながわ成年後見推進センター事業が 40%、福祉サービス苦情解決事業が 30%の負担として計算しているところ、その分担割合を設定した際の基準が不明である。

上記各事業はいずれも補助事業ないしは受託事業であるところ、各補助事業・受託事業における補助金額・委託料を適正に算出するためには、事業ごとの実際の事業費を可能な限り厳密に算出すべきであり、そのためには、補助事業・受託事業ごとのかながわ県民センター利用に係る費用の分担割合は、合理的かつ相当な基準に基づき、設定する必要がある。

13 文書等の管理について

(1) 問題の所在

文書等管理規程では、「部長及び事業所長は、文書等の整理を促進し、その適正な保管及び保存をするため、ファイル基準表（第 1 号様式）を作成し、最新の状態に保たなければならない。」と定められている（第 4 条第 4 項）。

また、「部長及び事業所長は、ファイル基準表に基づき、系統的に文書等を分類し、検索を容易に行うことができるようにするとともに、文書等の整理及び保管を行わなければならない。」（第 8 条第 1 項）「文書等の保存期間は、ファイル基準表により、個別フォルダー単位に設定するものとする。」（同第 3 項）と定められている。

しかし、県社協においてファイル基準表は備え置かれていない。

(2) 意見(ファイル基準表の不備)

県社協では、文書等管理規程で義務付けられているファイル基準表が作成されていない。文書等の整理を促進し、その適正な保管及び保存をするため、ファイル基準表を作成し、最新の状態に保たれるよう措置を講じられたい。

ファイル基準表が作成されていない場合は、文書等の整理が不十分となり、文書等の適正な保管及び保存ができない可能性がある。

県社協においては、文書等管理規程に従い、ファイル基準表を作成し、常に最新の状態に保たなければならない。

14 福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)について

(1) 問題の所在

ア 日常生活自立支援事業の事務委託について

県社協は、補助金事業として、判断能力が十分でない高齢者や障害者などの権利を擁護することを目的とした福祉サービス利用援助や日常的金銭管理などを内容とする福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)を実施し、その事務を市町村社協に委託しており、市町村社協において、専門員による訪問調査活動及び福祉サービス利用支援・日常的金銭管理サービス等が行われている。

イ 市町村社協に対する委託費等について

市町村社協に対する委託費は、専門員設置費、事業運営費及び活動費の積算により算定されている。

専門員設置費は、利用者数に応じた基準額が定められ、それに利用人数配分額(1人につき78,200円)及び専門員訪問活動分(1件につき940円)が加算されて算定される。事業運営費は、契約締結審査会の実施回数に応じた基準額が定められている。活動費は、生活保護受給の利用者への支援等にかかる生活支援員手当であり、前年度の活動実績を参考に算定される。

平成27年度における県社協から市町村社協に対する委託費及び各市町村社協における実績は、下記図表3-3-46のとおりである。

図表 3 - 3 - 46 各市町村社協への委託費及び各市町村社協の実績

社協名	委託金額 (単位：千円)	平均月間利用者数 (H25.10~H26.9)	訪問調査回数	契約締結 審査会回数
横須賀市社会福祉協議会	7,399	38人	219回	6回
平塚市社会福祉協議会	10,901	70人	759回	6回
鎌倉市社会福祉協議会	3,130	14人	108回	4回
藤沢市社会福祉協議会	5,552	27人	322回	6回
小田原市社会福祉協議会	3,474	12人	212回	4回
茅ヶ崎市社会福祉協議会	5,950	24人	253回	5回
逗子市社会福祉協議会	7,483	44人	144回	4回
三浦市社会福祉協議会	2,910	12人	155回	4回
秦野市社会福祉協議会	7,270	45人	100回	6回
厚木市社会福祉協議会	4,365	23人	55回	4回
大和市社会福祉協議会	5,565	28人	417回	5回
伊勢原市社会福祉協議会	7,170	42人	190回	6回
海老名市社会福祉協議会	3,776	18人	75回	4回
座間市社会福祉協議会	6,929	37人	454回	5回
南足柄市社会福祉協議会	6,888	40人	287回	6回
綾瀬市社会福祉協議会	5,751	31人	138回	5回
愛川町社会福祉協議会	2,982	11人	85回	4回
清川町社会福祉協議会	1,568	2人	72回	3回
葉山町社会福祉協議会	3,736	15人	229回	4回
寒川町社会福祉協議会	3,637	19人	93回	4回
大磯町社会福祉協議会	2,618	10人	123回	3回
二宮町社会福祉協議会	2,343	9人	69回	2回
中井町社会福祉協議会	1,303	2人	2回	6回 (合同開催)
大井町社会福祉協議会	2,296	10人	72回	
松田町社会福祉協議会	2,441	10人	62回	
山北町社会福祉協議会	1,485	4人	18回	
開成町社会福祉協議会	2,133	9人	103回	
箱根町社会福祉協議会	3,234	16人	35回	
真鶴町社会福祉協議会	1,710	3人	38回	4回
湯河原町社会福祉協議会	1,628	2人	34回	4回
合計	127,643	627人	4,923回	118回

出典：平成 27 年度日常生活自立支援事業変更委託契約内容内訳一覧及び平成 28 年度・日常生活自立支援事業委託費積算資料

県社協から市町村社協に対し、日常生活自立支援事業に関する事務委託費用として、合計 1 億 2764 万 3000 円が支出されている。

ウ 県社協による巡回調査について

県社協は、市町村社協による日常生活自立支援事業の適正な運営を図る観点から、毎年、複数の調査先の市町村社協を選択し、巡回調査を実施している（各市区町村社協は、概ね 3 年に 1 度程度、巡回調査の対象となっている）。そして、巡回調査の結果、改善を要する点に関して、県社協は、各調査先の市町村社協に対し、調査結果に対する報告書の提出を求めている。

包括外部監査人において、平成 27 年度の日常生活自立支援事業の巡回調査結果をサンプル調査したところ、各調査先に市町村社協において、以下のような共通する問題点が確認された。

日常的金銭管理サービスで取り扱う通帳残高は上限 50 万円程度とするとされているが、市町村社協で保管する通帳及び利用者で保管する通帳において、50 万円を超える残高のものが複数確認された。

支援計画に 6 か月ごと又は年度末の契約更新時に定期的なモニタリングを実施するとされているが、定期的なモニタリングが実施されておらず、県社協指定のモニタリングシートも使用されていない例が複数確認された。

福祉サービス利用援助・日常的金銭管理サービス契約者に対してガイドラインによる契約締結能力の確認を年 1 回は実施することとされているが、契約締結時以外に支援計画の評価時や契約更新時等適切な時期に実施されていない例が複数確認された。

市町村社協内において、定期的なケースカンファレンスが実施されていない例が複数確認された。

【意見 No. 社 12】

(2) 意見（県社協の市町村社協に対する指導・監督の徹底）

県社協においては、市町村社協に対する毎年の巡回調査の調査先を増やし、各市町村社協が調査先となる頻度を高めるなど市町村社協の事務処理を監督する機会を増やし、また、調査先において発見された共通する問題点について、全ての市町村社協で共有する方策や仕組みを構築することが望まれる。

ア 県社協は、市町村社協による日常生活自立支援事業に関する事務委託状況に関し、毎年、複数の市町村社協を巡回調査しているが、同調査は、

サンプル調査であり、平成 27 年度は 30 の市町村社協のうち 8 の市町村社協を調査先としている。そして、各市町村社協が調査先となるのは、概ね 3 年に 1 度程度の頻度である。なお、かながわ福祉サービス運営適正化委員会において、年 6 か所（政令市含む）の調査を実施しているとのことである。

- イ また、巡回調査結果によれば、各調査先の市町村社協において、日常的金銭管理サービスで取り扱う上限を超える残高の通帳が保管されている、定期的なモニタリング・ガイドライン・ケースカンファレンスが実施されていない等の共通する問題点が確認されており、それらは調査先以外の市町村社協においても存在すると思われる問題点である。

これに対して、県社協は、各調査先の市町村社協に対し、調査結果に対する報告書の提出を求めており、市町村社協で共通する問題点については、調査先以外の市町村社協との間でも共有する場として、日常生活自立支援制度実施社協連絡会や管理・監督者向け研修等があるとのことであるが、前回の調査で改善を求められた点について今回も改善されていないという調査結果が示されている例もあったところであり、県社協による市町村社協に対する監督は不十分であると言わざるを得ない。

- ウ 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の事務は、専ら市町村社協に委ねられており、日常的な金銭管理サービスや書類等預かりサービス等での利用者との関わりや接触は、市町村社協の処理によるところが大きい。

もっとも、福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の実施主体は、あくまでも県社協であり、平成 27 年度の市町村社協に対する委託費用の合計額は、1 億 2764 万 3000 円と多額でもあり、市町村社協の事務処理に対する指導・監督は徹底されなければならない。

県社協においては、市町村社協に対する毎年の巡回調査の調査先を増やし、各市町村社協が調査先となる頻度を高めるなど市町村社協の事務処理を監督する機会を増やし、調査先において発見された共通する問題点について、全ての市町村社協で共有する方策や仕組みを構築することが望まれる。

15 委託事業の統合等の一体的な運営について

（１）問題の所在

- ア 県社協は、県からの受託事業として、かながわ福祉人材センター運営業務委託、かながわ保育士・保育所支援センター事業委託、共同就業相談会事業委託の各事業を実施している。

各委託事業の事業内容及び委託金額は、下記図表 3 - 3 - 47 のとおりである。

図表 3 - 3 - 47 委託事業の事業内容及び委託金額一覧

委託事業	事業内容	委託金額
かながわ福祉人材センター運営業務委託	福祉・介護の仕事に関する正しい理解の普及に向けて、介護福祉士等の各養成校や職能団体、経営者部会や各種別協議会、関係機関・団体と連携しながら、学生から社会人までのそれぞれの層を対象とした取組を推進する。	82,938 千円
かながわ保育士・保育所支援センター事業委託	また、中高年や子育てが一段落した女性など求職者層の広がりや働き方の多様化を踏まえ、個々の状況を丁寧に把握し、それぞれにあった求人を開拓して、マッチングする。 ・無料職業紹介事業の実施	8,100 千円
共同就業相談会事業委託	・しごとフェア等の実施 ・高校生等に向けた仕事理解の促進 ・教員免許取得にかかる介護等体験の調整 ・福祉人材の確保等に関する調査の実施	5,694 千円

出典：平成 28 年 5 月 17 日付け概要ヒアリング時の提供資料

かながわ福祉人材センターの主たる業務は、福祉人材の無料職業紹介や職場就業相談会等の実施である。

かながわ保育士・保育所支援センターの主たる業務は、保育に関する無料職業紹介や保育関係人材の就業相談、紹介、あっせん等や潜在保育士データベースの管理・運営の実施である。

共同就業相談会の主たる業務は、看護師等を募集している保健・医療・福祉施設の紹介、潜在看護職員を対象とした共同相談会の実施である。

かながわ保育士・保育所支援センターの設置場所は、かながわ県民センター13 階のかながわ福祉人材センターフロア内とされており、また、共同就業相談会もかながわ県民センターで実施されており、いずれの受託事業も設置場所や開催場所が共通している。

イ 県社協は、県からの受託事業として、権利擁護ネットワーク形成支援事業委託、かながわ成年後見推進センター事業委託及び成年後見人材育成事業委託の各事業を実施している。

各委託事業の事業内容及び委託金額は、下記図表 3 - 3 - 48 のとおりである。

図表 3 - 3 - 48 委託事業の事業内容及び委託金額一覧

委託事業	事業内容	委託金額
権利擁護ネットワーク形成支援事業委託	高齢者や障害者等がその人らしく地域で安心して生活できるように、権利擁護相談支援事業や日常生活自立支援事業、成年後見制度の推進等を通して、それぞれの地域の実情に応じた、早期発見から問題解決、さらには問題発生予防につながる権利擁護ネットワークづくりを推進する。	650 千円
かながわ成年後見推進センター事業委託	判断能力が十分でない障害者や高齢者等の権利を護り、地域で自立した生活を送るために、成年後見制度の利用推進を図るとともに、市町村社会福祉協議会等による法人後見の支援など、身近な地域における成年後見制度の利用を支援する仕組みづくりを推進する。	22,504 千円
成年後見人材育成事業委託		2,213 千円

出典：平成 28 年 5 月 17 日付け概要ヒアリング時の提供資料

いずれの委託事業も、高齢者や障害者等を対象とした成年後見制度の推進等を目的とした相談や研修・セミナーの実施である。

「権利擁護ネットワーク形成支援事業委託」は、平成 10 年度から行っていた権利擁護に関する相談を充実するため、平成 19 年度から実施している。一方、「かながわ成年後見推進センター事業委託」は、平成 22 年度に成年後見推進センターを設置したことにより、成年後見に特化した相談事業を開始した。権利擁護全般に関する相談と成年後見に特化した相談という違いがあるため、別の委託としている。

また、「成年後見人材育成事業委託」は、地域医療介護総合確保基金が拡充され対象事業となったことから、平成 27 年 6 月補正予算により予算を確保したものであり、委託先は県社協以外でも可能であることから、別契約として公募し、その結果県社協と契約したものである。

なお、平成 28 年度は「かながわ成年後見推進センター事業委託」と 1 本にまとめ契約している。

(2) 意見 (委託事業の統合等の一体的な運営の検討)

かながわ福祉人材センター運営業務委託とかながわ保育士・保育所支援センター事業委託と共同就業相談会事業委託については、事業内容が相当程度共通している。

また、権利擁護ネットワーク形成支援事業委託とかながわ成年後見推進センター事業委託と成年後見人材育成事業委託についても、事業内容が相当程度共通している。

県においては、委託金額の削減の観点から、多岐に亘る県社協に対する委託事業の内容を具体的に精査し、一部の委託事業については統合も含め一体的な運営が図られるよう整理をすることが望まれる。

ア かながわ福祉人材センター運営業務委託、かながわ保育士・保育所支援センター事業委託、共同就業相談会事業委託について

いずれの委託事業についても、事業内容は介護福祉士や保育士や看護師等の福祉分野を専門とする人材の無料職業紹介や就職相談会の実施であり共通しており、設置場所や相談会の開催場所も、かながわ県民センターで共通している。

県は、福祉人材センターと保育士・保育所支援センターは、国も別のセンター機能として位置づけがされていると説明するが、国では、介護・保育分野の人材不足を解消するため、高齢者介護・保育・障害者向け施設の統合や介護福祉士・保育士などの資格の一本化などの検討が進められているところであり、必ずしも現在の縦割りの上記位置づけに固執しなければならない理由はない。むしろ国には、介護・保育等の複数の福祉分野で対応できる人材を配置することで、限られた人材で福祉サービスを効率的に提供する狙いがあると思われ、将来的には、上記位置づけが見直される可能性すらある。今後、両センターの就職相談の内容や支援メニューが重なってくる可能性もある。

また、県は、保育士・保育所支援センターの所管域が政令指定都市や中核市を除いた部分であることや相談支援業務を保育士が務めていることなども理由とするが、いずれの理由も両センターを別事業として別の所管課が担当する縦割り構造から生じている事情を説明しているにすぎず、事業の統合など一体的な運営の障害となる合理的な理由とはいえない。

イ 権利擁護ネットワーク形成支援事業委託、かながわ成年後見推進センター事業委託、成年後見人材育成事業委託について

いずれの委託事業についても、事業内容は、高齢者や障害者等を対象とした成年後見制度の推進等を目的とした相談や研修・セミナーの実施であり、共通している。

県は、権利擁護ネットワーク形成支援事業委託とかながわ成年後見推進センター事業委託は、「権利擁護全般に関する相談と成年後見に特化した相談という違いがあるため、別の委託としている。」とのことであるが、一つの委託事業の中で上記2つの相談を実施することは可能であり、必ずしも別の委託事業とする必要まではないと考えられる。

なお、平成28年度は、成年後見人材育成事業とかながわ成年後見推進センター事業の委託事業は1本にまとめて契約しているとのことである。

ウ 委託事業の一体的な運営について

委託事業の統合を含め一体的な運営が図られることにより、人件費や事業費等の削減が可能となり、委託金額の低下を図ることも可能になると考えられる。

また、細分化された委託事業の統合を含め一体的な運営が図られることにより、事業内容が拡大し、縦割りであった事業が横断的に実施されたり、新たな事業展開が模索される可能性も出てくる。例えば、介護福祉士や保育士や看護師等の無料職業紹介や就職相談会などが一つの受託事業で実施できることになれば、介護福祉士や保育士が医療施設に、看護師が介護施設に就職する機会を提供できる可能性が出てくる。

県においては、多岐に亘る県社協に対する委託事業の内容を具体的に精査し、かながわ福祉人材センター運営業務委託とかながわ保育士・保育所支援センター事業委託と共同就業相談会事業委託、権利擁護ネットワーク形成支援事業委託とかながわ成年後見推進センター事業委託と成年後見人材育成事業委託といった事業内容が相当程度共通する委託事業については統合を含め一体的な運営が図られるよう整理をすることが望まれる。

16 生活困窮者自立相談支援事業について

(1) 問題の所在

ア 事業概要について

県社協は、県からの受託事業として、県内郡部（町村域）を直接支援の対象として、生活困窮者自立相談支援事業を実施している。

事業目的は、「生活困窮者自立支援法第2条第2項及び第3項の規定に基づき、生活上の困難に直面している生活困窮者（生活保護受給者は

除く)への包括的な相談を行うとともに、アセスメントの実施、支援計画の作成、支援サービスの提供、住居確保給付金の相談・受付及び面接等を行い、自立に向けた支援を実施する。」ことにある。

契約金額は、2217万5000円である。

県によれば、生活困窮者自立相談支援事業については、公募により受託者を募集し、県社協が選定されたとのことである。

イ 平成27年度の県社協による事業報告内容

(ア)平成27年度の事業報告に添付された「平成27年度 相談受付総数」と題する資料は、下記図表3-3-49のとおりである。

図表3-3-49 「平成27年度 相談受付総数」と題する資料

(単位：件)

月	支対象 件数	暫定支援・支援 実施・プラン	内訳		住居問合せ	住宅確保 給付金
			横浜受付	小田原受付		
4月	80	3	3	0	10	0
5月	20	8	4	4	3	0
6月	12	3	2	1	2	0
7月	14	8	4	4	2	0
8月	8	2	1	1	2	1
9月	16	6	4	2	5	0
10月	16	9	5	4	4	0
11月	8	3	2	1	0	0
12月	9	4	2	2	3	0
1月	10	5	2	3	2	1
2月	17	6	5	1	3	2
3月	19	7	3	4	2	1
合計	229	64	37	27	38	5

出典：平成27年度 生活困窮者自立相談支援事業 事業報告

(イ)平成27年度の事業報告に添付された「平成27年度 生活困窮者自立支援制度に関する支援状況」と題する資料は、下記図表3-3-50のとおりである。

図表 3 - 3 - 50 「平成 27 年度 生活困窮者自立支援制度に関する支援状況」と題する資料 (単位:件)

月	新規 相談 受付 件数	プラン 作成 件数	就労 支援 対象者 数	法に基づく事業等利用件数						その他	
				住宅 確保 給付 金	一時 生活 支援 事業	家計 相談 支援 事業	就労 準備 支援 事業	就労 訓練 事業	自立相 談支援 事業に よる就 労支援	生活 福祉 資金等 による 貸付	生活保護 受給者等 就労自立 促進事業
4月	80	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
5月	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6月	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7月	14	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0
8月	8	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
9月	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10月	16	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
11月	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12月	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1月	10	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
2月	17	1	1	1	0	0	0	0	0	1	0
3月	19	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
合計	229	6	3	4	0	0	0	0	1	3	0

出典：平成 27 年度 生活困窮者自立相談支援事業 事業報告

ウ 全国の生活困窮者自立支援制度支援状況調査の結果について

(ア) 厚生労働省が公表している全国の平成 27 年度の生活困窮者自立支援制度における支援状況調査の集計結果は、下記図表 3 - 3 - 51 のとおりである。

図表 3 - 3 - 51 全国の支援状況調査の集計結果 (単位: 件、人)

	新規案件受付件数		プラン作成件数		就労支援対象者数	
		人口10万人当たり		人口10万人当たり		人口10万人当たり
都道府県	143,772	14.5	27,748	2.8	17,458	1.8
指定都市	54,333	16.6	21,450	6.6	7,087	2.2
中核市	28,306	12.9	6,372	2.9	3,662	1.7
合計	226,411	14.7	55,570	3.6	28,207	1.8

出典: 生活困窮者自立支援制度における支援状況調査 集計結果 (平成 27 年度)

(イ) 厚生労働省が公表している各都道府県別の平成 27 年度の生活困窮者自立支援制度における支援状況調査の集計結果のうち、関東地方の都県(1都6県)が実施主体のもの(政令指定都市及び中核市を除き、東京都は特別区を含む。)は、下記図表 3 - 3 - 52 のとおりである。

図表 3 - 3 - 52 関東地方の都県の支援状況調査の集計結果 (単位: 件、人)

	新規案件受付件数		プラン作成件数		就労支援対象者数	
		人口10万人当たり		人口10万人当たり		人口10万人当たり
東京都	25,203	16.6	6,062	4.0	4,435	2.9
埼玉県	8,977	14.0	1,560	2.4	1,020	1.6
千葉県	8,170	16.0	1,539	3.0	1,094	2.1
茨城県	3,480	9.7	317	0.9	273	0.8
神奈川県	3,889	11.5	414	1.2	269	0.8
栃木県	1,928	10.8	313	1.7	190	1.1
群馬県	1,327	8.5	221	1.4	195	1.2
合計	52,974		10,426		7,476	

出典: 平成 27 年度 生活困窮者自立支援制度における支援状況 集計

エ 県による委託業務の監督について

(ア) 契約書によれば、「受注者は、委託業務を完了したときは、完了届に成果物を添えて発注者に提出し、検査を受けなければならない。この場合において、発注者は完了届を受理後 10 日以内に受注者立ち会いのうえ検査しなければならない。」(第 2 条第 1 項)とされている。また、「受注者

は、発注者が業務の実施結果が不合格であると認めたときは、直ちに発注者の指示に従わなければならない。」(第2条第2項)とされている。

(イ) 契約書によれば、「発注者は、業務の委託契約期間中必要と認めた場合は、いつでも受注者に対して当該業務の履行状況について報告を求めることができる。」(第8条第1項)とされ、「…必要があると認めた場合は、発注者は、受注者の立会いのうえ検査を実施することができる。」(同条第2項)とされている。

また、「発注者が、この契約に係る発注者の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、発注者は、受注者に対し、受注者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。」(第14条第1項)とされている。

【意見 No. 社 14】

(2) 意見(生活困窮者自立相談支援事業の周知促進)

県社協による生活困窮者自立相談支援事業は、利用件数が低水準にとどまっている。県は、生活困窮者自立相談支援事業の利用件数を増やすための有効な広告媒体の活用などを検討し、生活困窮者自立相談支援事業の周知のためのより一層の方策を採ることが望まれる。

ア 県社協による生活困窮者自立相談支援事業は、平成27年度の事業報告によれば、上記図表3-3-49のとおり、新規相談受付件数は月平均19件(年間229件÷12か月)であり、暫定支援・支援実施・プラン策定件数は月平均5件程度(年間64件÷12か月)であり、上記図表3-3-50のとおり、実際のプラン作成件数は年間6件、法に基づく事業等利用件数の合計は年間5件のみである。同事業の利用件数は、低水準にとどまっていると言わざるを得ない。

他方で、県からの委託金額は2217万5000円であり、県社協の他の受託事業に比べて決して少なくない。平成27年度の新規相談受付件数の合計が229件であることからすると、新規相談1件当たり、約10万円(2217万5000円÷229件)のコストがかかっている計算であり、上記利用件数を軽視することはできない。

県は、同事業が平成27年度に開始されたばかりであること、事業対象地域は郡部(人口約29万人:県人口の3.2%)であり、アウトリーチ(家庭訪問等)が主体であること及び厚生労働省による全国郡部の平成27年度新規相談受付件数等のデータはなく、他県との比較はできないことなどを理由に、利用件数が低水準にとどまっているとの断定は適切でない

とする。

しかし、上記図表 3 - 3 - 51 のとおり、厚生労働省は全国の平成 27 年度新規相談受付件数等のデータを公表しているところ、全国の都道府県（政令指定都市及び中核市を除く市部及び郡部）の新規相談受付件数は人口 10 万人当たり 14.5 件、プラン作成件数は人口 10 万人当たり 2.8 件、就労支援対象者数は人口 10 万人当たり 1.8 人であるのに対し、上記図表 3 - 3 - 52 のとおり、神奈川県（政令指定都市及び中核市を除く市部及び郡部）の新規相談受付件数は人口 10 万人当たり 11.5 件、プラン作成件数は人口 10 万人当たり 1.2 件、就労支援対象者数は人口 10 万人当たり 0.8 人であり、全国平均よりも低い水準であり、関東地方の都県（1 都 6 県）と比べても、神奈川県の新規相談受付件数及びプラン作成件数は決して高い水準に位置付けられているとは到底いえない。

- イ 県において、生活困窮者自立相談支援事業の運営の見直しは必要であると思われ、上記のとおり、利用件数が低水準にとどまっているのは、同事業があまり知られていないことが要因の一つとして考えられる。

県によれば、平成 27 年度に創設された同制度の普及・定着に向け、平成 28 年度は県 HP ポータルサイトを開設したほか、ポスター・チラシの作成・掲示を行っているとのことであるが、その他にも生活困窮者に対して有効な広告媒体などを検討し、生活困窮者自立相談支援事業の周知のためのより一層の方策を採ることが望まれる。

【意見 No. 社 15】

- (3) 意見（生活困窮者自立相談支援事業についての県による適切な監督）

生活困窮者自立相談支援事業に関する県社協から県への事業報告の内容等は不十分と言わざるを得ない。県は同事業の発注者として、受注者である県社協から事業報告を受けた際は、詳細に内容を精査し、改善点等を指摘したり、場合によっては、中間報告や調査を求めるなど適切に監督することが望まれる。

- ア 県社協は、県に対し、平成 27 年度生活困窮者自立相談支援事業委託の業務完了届に事業報告書及び精算書を添付して提出しているが、事業報告書は、月別の相談受付件数や支援対象件数等の図表を添付し、その件数を表記するのみであり、具体的な事業の実施状況は不明であるし、精算書は、契約額・決算額・精算額を報告するのみであり、これからは支出の内訳は全く不明であり、事業報告として不十分と言わざるを得ない。

また、上記図表 3 - 3 - 49 のとおり、事業報告の添付資料 では、「暫定支援および支援実施・プラン策定件数」として合計数が表示され、上記図表 3 - 3 - 50 のとおり、事業報告の添付資料 では、実際の「プラン作成件数」「就労支援対象者数」等の各数値が表示されているが、資料 の各数値を足しても、資料 合計数にはならない。加えて、上記図表 3 - 3 - 52 のとおり、厚生労働省が公表している神奈川県（政令指定都市及び中核市を除く）の「新規受付相談件数」「プラン作成件数」「就労支援対象者数」の集計結果とも数値が一致していない。このように各資料で異なる指標で件数をカウントしており、その説明も付記されていないため、正確な利用件数が一見して把握できない。

さらに、県と県社協との間の契約書では、「受注者は、委託業務を完了したときは、完了届に成果物を添えて発注者に提出し、検査を受けなければならない。この場合において、発注者は完了届を受理後 10 日以内に受注者立ち会いのうえ検査しなければならない。」（第 2 条第 1 項）とされているが、平成 27 年度において県社協から完了届に成果物を添えて県に提出されておらず、完了届の受理後 10 日以内に県社協立会いのうえ検査を実施したことを裏付ける資料は確認できなかった。

この点、県は、「具体的な事業の実施状況や成果物」は、相談受付票、支援計画、申請書類が該当することとなるが、これらは個人情報のため添付は求めておらず、受注者が保管し、随時、発注者による閲覧が可能としていると説明するが、契約書の上記条項の趣旨は、発注者が実際に受注者から成果物を受領し、検査することにより、受注者の委託業務を事後的に監督し、その適正性を確保する点にあるのであり、個人情報を理由に成果物の添付を求めない県の上記取扱いは、上記条項に反するものと言わざるを得ない。

なお、県は、平成 28 年度の委託業務では、相談支援員向け研修事業、出張相談会など個人情報が含まれない事業が加わり、これらの事業の成果物の添付が見込まれると説明している。

イ 県と県社協との間の契約書では、「発注者は、業務の委託契約期間中必要と認めた場合は、いつでも受注者に対して当該業務の履行状況について報告を求めることができる。」（第 8 条第 1 項）とされ、「...必要があると認めた場合は、発注者は、受注者の立会いのうえ検査を実施することができる。」（同条第 2 項）とされている。また、「発注者が、この契約に係る発注者の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、発注者は、受注者に対し、受注者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。」（第 14 条第 1 項）とされてい

る。

しかし、平成 27 年度において、県が県社協に対し、上記各規定に係る措置を求めたことを確認できる資料はなかった。

この点、県は、第 8 条に関し、「中間報告や検査実施の必要があると認められなかったため、実施していない。」、第 14 条第 1 項に関し、「調査の必要が生じなかったため、協力要請していない。」と説明するが、県において、県社協による業務の履行状況等を検証し、上記各規定の必要性の有無を判断した過程を記録した資料は確認できず、上記アのとおり、事業報告やその添付資料からは、具体的な事業の実施状況や支出の内訳が不明であり、正確な利用件数が一見して把握できない状況からして、上記各規定に係る措置の必要性を直ちに否定することはできないものと言わざるを得ない。

- ウ 県においては、発注者として、受注者から成果物等の提供を受け、検査をし、業務の実施結果が不合格である場合には、指示をしなければならないのであるから（第 2 条）、県社協から提出された完了届に不明確で不十分な事業報告書や精算書が添付されている場合には、それを指摘し、改善を求めたり、場合によっては、中間報告や検査実施（第 8 条）、調査（第 14 条第 1 項）を求めるなど適切に監督することが望まれる。

17 介護支援専門員証交付事務委託の委託料の再検証について

（１）問題の所在

- ア 介護支援専門員証の交付事務については、県と県社協との間で随意契約により 1 年単位での事務委託契約が締結されており、平成 23 年度～27 年度のその委託単価は、いずれの年度も 1 件あたり 1136 円とされている。なお、県は、同契約に際し、毎年度、相見積りを取得していない。
- イ この点、平成 26 年度の介護支援専門員証交付事務委託料の予算額及び交付件数 1 件あたりの委託料単価の計算方法の詳細を確認したところ、下記図表 3 - 3 - 53 のとおりであった。

図表 3 - 3 - 53 平成 26 年度介護支援専門員証交付事務委託料予算額

区分	予算額	積算項目	内訳	
			計算方法	金額
人件費	3,754 千円	申請書受付・ラミネート加工・発送・手数料徴収管理・補正等対応	嘱託職員 1 名 × 12 か月	3,754 千円
需用費	418 千円	各種申請手引きの印刷製本費	50 円×6,000 部	300 千円
		その他印刷費	5 円×2,000 部	10 千円
		ラミネートフィルム	300 円×60 個	18 千円
		封筒	10 円×6,000 枚	60 千円
		トナー代	5,000 円× 2 個	10 千円
		その他消耗品費		20 千円
役務費	2,294 千円	介護支援専門員証郵送費	380 円×5,720 件	2,174 千円
		県への申請書送付費	500 円×80 件	40 千円
		その他郵送費	80 円×100 件	8 千円
		電話・FAX代(通話時間月30時間)	6,000 円×12 か月	72 千円
使用料及び手数料	32 千円	パソコンリース料	2,700 円×12 か月	32 千円
合計	6,498 千円			6,498 千円

出典：平成 26 年度介護支援専門員証交付事務委託料について

1 件当たりの委託料単価：手数料 6,497,920 円 ÷ 交付件数 5,720 件 = 1,136 円

また、平成 27 年度の介護支援専門員証交付事務委託料の予算額及び交付件数 1 件あたりの委託料単価の計算方法の詳細を確認したところ、下記図表 3 - 3 - 54 のとおりであった。

図表 3 - 3 - 54 平成 27 年度介護支援専門員証交付事務委託料予算額

区分	予算額	積算項目	内訳	
			計算方法	金額
人件費	3,348 千円	申請書受付・ラミネート加工・発送・手数料徴収管理・補正等対応	279,000 円×12 か月	3,348 千円
需用費	388 千円	各種申請手引きの印刷製本費	50 円×5,500 部	275 千円
		その他印刷費	5 円×2,000 部	10 千円
		ラミネートフィルム	300 円×60 個	18 千円
		封筒	10 円×5,500 枚	55 千円
		トナー代	5,000 円×2 個	10 千円
		その他消耗品費		20 千円
役務費	2,157 千円	介護支援専門員証郵送費	392 円×5,265 件	2,064 千円
		県への申請書送付費	510 円×75 件	38 千円
		その他郵送費	82 円×80 件	7 千円
		電話・FAX代	4,000 円×12 か月	48 千円
使用料及び手数料	31 千円	パソコンリース料	2,600 円×12 か月	31 千円
一般管理費	57 千円	一般管理費		57 千円
合計	5,981 千円			5,981 千円

出典：平成 27 年度介護支援専門員証交付事務委託料について

1 件当たりの委託料単価：手数料 5,981,040 円 ÷ 交付件数 5,265 件 = 1,136 円

ウ 上記の平成 26 年度と平成 27 年度の介護支援専門員証交付事務委託料を比べてみると、平成 27 年度では、平成 26 年度には存在しない「一般管理費」なるものが積算項目に付加されているなど、積算項目や計算方法が異なっているにもかかわらず、しかも、当該各年度において予想される専門員証交付数が大幅に異なるにもかかわらず、積算の結果、いずれの年も 1 件当たりの委託料単価が 1136 円と算出されている。

また、平成 27 年度の介護支援専門員証交付事務委託の随意契約を締結するに際して、県と県社協が委託料単価につき事前に協議した形跡はなく、また、県において委託料単価が適正かどうかその積算根拠を厳密に検証した形跡も窺えない。

(2) 意見 (介護支援専門員証交付業務委託の委託料の再検証)

事務委託料の適正性を確保すべく、県と県社協は、介護支援専門員証交付業務委託の委託料の単価について、毎年度、契約の際に協議し、積算根拠を再検証することが望まれる。

介護支援専門員証交付事務委託においては、単価契約であり、当該年度において予想される専門員証交付数いかににより、また、増税等の社会情勢の変化により、交付件数 1 件あたりの委託単価は、おのずと増減するはずであるが、当該年度において予想される専門員証交付数が異なるにもかかわらず、積算の結果、平成 23 年度～平成 27 年度の 5 年間に亘っていずれの年も 1 件当たりの委託料単価が 1136 円と算出されており、このような状態は、結論ありきの委託料単価の積算ではないかとの疑念を抱かれかねない。

同委託が一年単位の契約であることから、県と県社協は、毎年度、委託料単価を算出する際の積算項目と計算方法につき事前協議し、県は、委託料単価が適正かどうかその算出根拠を再検証することが望ましい。

18 版下保有を理由とした随意契約について

(1) 問題の所在

県社協では、介護支援専門員更新の手引きや封筒等の複数の印刷物を印刷会社に外注して作成しており、その外注件数は平成 27 年度だけでも 79 件である。そして、同 79 件のうち、印刷物の増刷であって、なおかつ、当該印刷物の当初印刷を受注した印刷会社はその版下を保有していることを理由として当該印刷会社に単独随意契約で再度外注している件数は 33 件である。

同 33 件の印刷物の増刷については、結局のところ、新刷を受注した印刷会社に印刷物の版下を保有されていることから、その増刷も当該印刷会社に外注せざるを得なくなっている。

【意見 No.社 17】

(2) 意見（印刷会社選定の際の透明性、公平性及び競争性の確保）

長期に亘って継続的に増刷が見込まれる印刷物については、単価契約を前提とした入札や相見積もりを実施することが望まれる。

また、版下を県社協が保有することを前提として契約をするなど、その後の増刷の際に版下保有を理由とした単独随意契約が継続することのないよう対処することが望まれる。

ア 介護支援専門員更新の手引きや封筒等の印刷物は、継続的に増刷が見込まれるものであるところ、その版下を当該印刷会社が保有するとなれば、当該印刷会社に増刷を外注（単独随意契約）せざるを得なくなり、増刷の際の業者選定の競争性は失われる。

特に長期に亘って継続的に増刷が見込まれる印刷物については、新刷分のみならず将来に亘る増刷分をも含めると、それ相応の費用になることが見込まれるのであるから、契約における経済合理性を確保する観点から、印刷物の新刷の際には、将来の増刷分に係る単価契約をも前提とした入札や相見積もりを実施することを検討することが望ましい。

イ また、印刷物の新刷に際して、版下を県社協が保有することを前提として契約をするなど、その後の増刷の際に版下保有を理由とした単独随意契約が継続することのないよう対処することが望まれる。

19 自主財源（会費収入等）の確保について

(1) 問題の所在

ア 県社協の自主財源について

県社協の自主財源は、主なものとして、一般会費収入 7800 万 9000 円、駐車場賃貸事業等の収益事業による事業収入 1337 万円（事業費、各種税金納付額等を差引いた繰入金支出額）、福祉研修センターで実施する福祉人材現任者研修の参加費収入 82 万 5000 円（開催諸経費等を差引いた繰入金支出額）、介護支援専門員実務研修の参加費収入 340 万円（事業費等を差引いた繰入金支出額）及び研修を受講するための研修受講試験料 320 万円（人件費、事業費を差引いた繰入金支出額）がある。

イ 県社協の会員及び会費収入について

県社協の会員に入会するメリットとしては、県社協が実施する研修を会員価格で受講できる（所属協議会が主催の研修は多くが無料）ほか、全社協や中央機関の発出する情報の提供、一部の参加枠が限られるイベントで会員の優先的な受付（高齢者施設職員による研究大会等）、本会

会長の功労顕彰対象となること等があるとのことである。

もともと、県内の社会福祉法人のうち約 200 法人が未加入の状態であり、県社協によれば、入会のデメリットは費用負担と思われ、会費の財源を確保するのが難しい事業規模の小さい社会福祉法人もあり、加入が進んでいないとのことである。

他方で、県外法人が県内都市部に参入して施設を開設するケースが近年増加しており、それらの法人・施設へのアプローチの検討が必要と考えているとのことである。

県社協によれば、既会員法人の理事長、施設長に地元の未加入法人・施設へ呼びかけてもらっているほか、新設法人・施設への入会案内を行うべく、行政や関係機関等からの情報の収集、整理を進めているとのことである。

【意見 No. 社 18】

(2) 意見（自主財源の増収のための更なる施策の検討）

県社協においては、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供し、地域福祉の推進を図るためにも、未加入法人や施設及び新設の法人や施設に対して入会案内を行うなど、自主財源の増収に向けて会員及び寄付拡大のための施策を検討することが望ましい。

年少人口の減少や新人の福祉人材の早期離職、団塊世代の大量退職という状況の中、県内の福祉人材不足を解消し、安定した地域福祉サービスを提供する必要があるのであり、今後、福祉人材の育成や確保のために、県内の社会福祉法人と県社協との連携を密にすることが重要であり、県社協に期待されている役割は大きいといえる。

県内の社会福祉法人のうち約 200 法人が未加入の状態であり、会員拡大のための方策次第で、会費収入が増える可能性があり、また、県外法人が県内に参入して施設を開設するケースが近年増えているとのことであり、それらの法人や施設が会員となったり、寄付をすることで、会費収入や寄付収入が増える可能性がある。

県社協においては、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供し、地域福祉の推進を図るためにも、未加入法人や施設及び新設の法人や施設に対して入会案内を行うなど、自主財源の増収に向けて会員及び寄付拡大のための施策を検討することが望ましい。

第4章 神奈川県道路公社

写真1 外観（逗葉新道管理事務所）



写真2 真鶴道路料金所



第1 法人の概要

1 概要

(1) 目的及び所管課

ア 目的

神奈川県のある区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行なうこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的とする（神奈川県道路公社定款（以下「定款」という）第1条）。

イ 所管課

県土整備局 道路部 道路企画課

(2) 所在地

横浜市中区山下町1番地

(3) 基本財産と県の出資

ア 基本財産 107億8100万円
（県の100%出資）

イ 出資の推移

図表 3 - 4 - 1 県出資の推移

出資財産の内容	出資期間	出資額(百万円)
設立出資金	昭和39年	1
本町山中有料道路建設事業費	昭和61年~平成3年	3,080
三浦縦貫道路建設事業費	平成7年~平成11年	7,700
合計		10,781

(4) 開設年月及び沿革

昭和 39 年 11 月	民法第 34 条に基づく公益法人として神奈川県知事の設立許可を受ける
昭和 43 年 4 月	湯河原新道供用開始(昭和 62 年 3 月 31 日湯河原町に譲渡)
昭和 45 年 4 月	逗葉新道供用開始
昭和 46 年 10 月	神奈川県道路公社の設立登記(地方道路公社法(昭和 45 年 5 月 20 日法律第 82 号)の施行により、以下の手続きを経て設立) 神奈川県知事より寄付行為の変更許可 神奈川県議会で財団法人神奈川県道路公社の組織変更を議決 建設大臣による財団法人神奈川県道路公社の組織変更の許可
昭和 47 年 12 月	中華街立体駐車場供用開始(昭和 55 年 6 月 30 日横浜中華街パーキング協同組合に譲渡)
昭和 48 年 1 月	元町立体駐車場供用開始(昭和 63 年 6 月 30 日協同組合元町 S S 会に譲渡)
昭和 55 年 8 月	土木試験業務を開始
昭和 61 年 2 月	吉浜橋駐車場供用開始
平成 4 年 3 月	本町山中有料道路供用開始
平成 12 年 3 月	三浦縦貫道路供用開始
平成 16 年 3 月	逗葉新道の一部区間を事業廃止(県に譲渡)
平成 17 年 3 月	土木試験業務を終了
平成 17 年 9 月	真鶴道路を日本道路公団から引き継ぎ
平成 17 年 10 月	由比ガ浜地下駐車場の指定管理者に指

	定
平成 20 年 9 月	真鶴道路料金徴収期間満了
平成 20 年 9 月	真鶴道路新道区間を維持管理有料制度により供用開始
平成 26 年 3 月	由比ガ浜地下駐車場の指定管理者の指定期間満了

(5) 県との財政的な関係

ア 出資金

県は、上記(3)のとおり、107億8100万円の出資をしている。

イ 負担金・補助金

県は、神奈川県道路公社(以下「公社」という)に対し、地方職員共済組合団体共済部の共済掛金における県負担分として、平成27年度に467万2318円を支出している。

ウ 貸付金

県貸付金の受払状況は下記図表3-4-2のとおり。

図表3-4-2 県貸付金の受払状況 (単位:百万円)

事業名	借入期間	平成27年度末 残高	平成27年度 利息支払額	備考
本町山中有料道路	平成13~32年度	2,000	20	据置期間14年

エ 債務保証・損失補償

平成27年度において、県は公社の資金借入れに伴う金融機関等に対する債務保証をしており、その限度額等は下記図表3-4-3のとおり。

図表3-4-3 県による債務保証 (単位:百万円)

債務保証の対象	保証期間	保証限度額	県の保証実績額	債権者
本町山中有料道路及び三浦縦貫道路整備事業資金借入元金及び利息	平成6~31年度	27,972	0	国土交通省
経営安定化資金借入元金及び利息	平成23~33年度	4,138	0	三菱東京UFJ銀行

オ 委託

平成 27 年度における県から公社への委託事業及び契約金額は下記図表 3 - 4 - 4 のとおり。

図表 3 - 4 - 4 委託事業の内容

受託内容	事業詳細	平成 27 年度収入額
大規模修繕事業	真鶴道路 (橋りょう耐震対策、トンネル補強対策、道路舗装更新等)	291,516 千円

(6) 事業概要

平成 27 年度における公社の事業概要は以下のとおり。

ア 有料道路事業

一般有料道路事業としての、三浦半島に位置する本町山中有料道路、三浦縦貫道路及び西湘地区に位置する真鶴道路の 3 路線、並びに一般自動車道としての逗葉新道の計 4 路線の管理運営

イ 有料駐車場事業

有料駐車場事業としての、県内各地の 19 か所の駐車場の管理運営

ウ 県からの受託業務

真鶴道路における、橋りょう耐震対策工事・トンネル補強対策工事・道路情報板更新工事

(7) 組織体制

ア 役員

平成 27 年 4 月 1 日現在での役員構成は、理事長 1 名、理事 2 名、監事 1 名である。

役員任期は 4 年とされている(定款第 9 条第 1 項)。

また、理事長及び監事は、神奈川県知事が任命し(定款第 8 条第 1 項)、副理事長及び理事は、理事長が神奈川県知事の認可を受けて任命する(同条第 2 項)。

イ 評議員

平成 27 年 4 月 1 日現在での評議員は 8 名である。

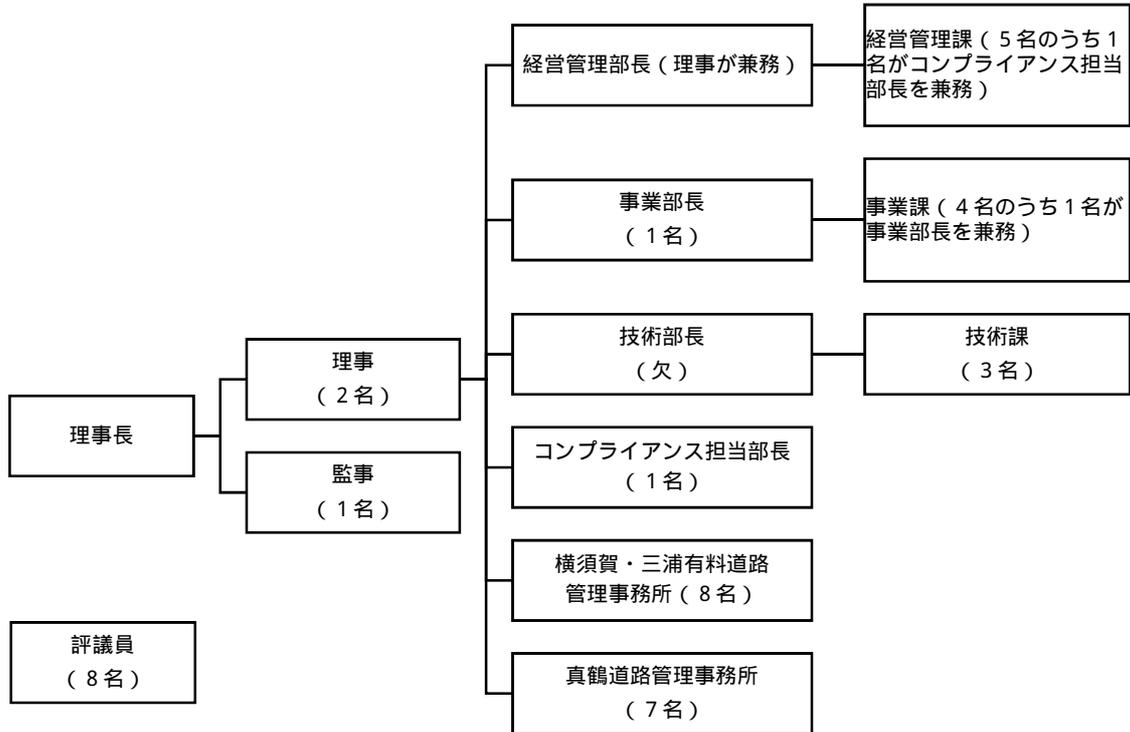
評議員会は、評議員 14 名以内で組織するとされ(定款第 13 条第 5 項)、評議員は、理事長が任命する(同第 14 条第 1 項)。

ウ 職員

平成 27 年 4 月 1 日現在、公社職員は 27 名であり、うち嘱託は 10 名である(嘱託のうち県 O B は 4 名である。)。公社機構及び職員の配置人数

は下記図表 3 - 4 - 5 のとおり。

図表 3 - 4 - 5 公社機構一覧



2 近年の公社の実績等

(1) 収支の推移

平成 25 年度から平成 28 年度（平成 25～27 年度は実績、平成 28 年度は予算）までの公社の収支の実績の推移は下記図表 3 - 4 - 6 のとおり。

図表 3 - 4 - 6 収支の推移

(単位：百万円)	平成 25 年度 (実績)	平成 26 年度 (実績)	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (予算)
(A) 収入	2,820	2,731	2,822	2,710
業務収入	2,751	2,689	2,757	2,665
本町山中有料道路	599	617	613	625
三浦縦貫道路	447	457	463	467
維持管理有料道路	703	680	692	678
一般自動車道	419	412	410	411
駐車場	270	274	283	287
業務雑収入	1	1	1	1
受託業務収入	308	246	291	192
業務外収入	68	41	64	44
(B) 支出	2,776	2,699	2,695	2,688
業務費	280	239	283	186
維持改良費	576	515	654	640
本町山中有料道路	98	111	87	40
三浦縦貫道路	51	31	50	60
維持管理有料道路	366	342	365	411
一般自動車道	53	24	145	122
駐車場	5	4	5	5
業務管理費	530	542	542	557
本町山中有料道路	75	81	78	85
三浦縦貫道路	75	77	77	76
維持管理有料道路	125	128	127	126
一般自動車道	109	110	111	112
駐車場	143	145	147	156
一般管理費	344	351	375	383
業務外支出	1,044	1,049	839	914
予備費	-	-	-	5
(A-B) 収支	43	32	126	21

(2) 財政状態の推移

平成 25 年度から平成 27 年度までの会社の財政状態の推移は下記図表 3 - 4 - 7 のとおり。

図表 3 - 4 - 7 財政状態の推移

(単位：百万円)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
資産	39,385	39,495	39,719
流動資産	1,482	988	1,419
現金預金	1,441	878	1,271
その他	40	110	147
固定資産	37,903	38,507	38,299
事業資産	37,534	37,527	37,521
道路	37,400	37,400	37,400
駐車場	134	127	121
有形固定資産	206	203	211
無形固定資産	1	1	1
投資その他の固定資産	162	775	565
長期性預金	-	600	400
その他	162	175	165
負債	18,708	18,517	18,548
流動負債	1,245	1,113	1,297
一年内返済予定長期借入金	985	779	856
その他	259	333	440
固定負債	6,709	5,943	5,076
長期借入金	6,545	5,766	4,909
その他	164	176	167
特別法上の引当金等	10,753	11,461	12,174
道路事業損失補てん引当金	2,030	2,129	2,229
償還準備金	7,525	8,041	8,562
特別道路管理準備金	1,198	1,289	1,381
資本	20,676	20,978	21,170
基本金	10,781	10,781	10,781
剰余金	9,895	10,197	10,389

3 会社の今後と近年の取組

- (1) 会社が管理運営する計4路線の道路のうち、道路整備特別措置法に基づく一般有料道路である真鶴道路、本町山中有料道路及び三浦縦貫道路は、各々、料金徴収期間が満了する際に(真鶴道路は平成40年9月3日、本町山中有料道路は平成34年3月20日、三浦縦貫道路は平成42年3月3日) 県に帰属することになる(道路整備特別措置法第52条)。

会社は、本町山中有料道路及び三浦縦貫道路の建設事業費として県より出資金を受けているところ、下記第3の1のとおり、両道路の料金徴収期間満了時における当該出資額に対する償還可能額の検討が、今後の課題となる。

- (2) 会社の経営については、現在の経済・社会情勢の影響による利用台数の減少や、施設の老朽化に伴う維持管理費の増大等、厳しい局面を迎える中、収入の確保、利用促進に努めるとともに、効率的な施設等の維持管理や事業を推進するにあたり一層のコスト削減に努め、安定的な経営を進める必要があることから、平成24年3月に平成24年度をスタートとする5か年の新たな「中期経営方針・経営改善プログラム」を策定している。

その後、同プログラムに沿って取組を進めているが、平成24年の笹子トンネル天井板落下事故に端を発した道路施設点検の法定義務化など公社を取り巻く状況が変化していることから、平成27年3月に同プログラムの改訂版を策定し、事業の安定的な経営を図ることとしている。

第2 監査の実施

1 会社及び所管課に対する本年度の包括外部監査の概要

- (1) 平成28年5月24日 県庁にて初回概要ヒアリング
平成28年7月8日 会社(本社)にて第1回現地調査
平成28年8月8日 会社(横須賀・三浦有料道路管理事務所)にて第2回現地調査
平成28年9月9日 会社(真鶴道路管理事務所)にて第3回現地調査
平成28年9月14日 会社(シルクセンター会議室)にてヒアリング
平成28年11月4日 包括外部監査人事務所にてヒアリング
平成28年11月21日 包括外部監査人事務所にてヒアリング
- (2) 以上の現地調査等に加え、書面による質問・回答の形式や電話による聴き取り等を行った。

2 監査で確認した資料

監査で確認した資料は、次のとおりである。なお、確認した資料すべてをここに挙げることは紙面の都合上困難であることから代表的なものを例示列挙している。

(1) 関連法令・規程等

地方道路公社法、道路運送法、道路法、道路整備特別措置法、定款、例規規程、資金運用管理規程・同基準・資金運用方針、文書等管理規程、就業規程、個人情報保護規程、会計規程等

(2) 団体の目的・組織・事業計画等に関するもの

事業概要、事業計画書、決算書、定期監査・決算審査説明書、経営会議・評議員会会議等各種議事録、中期経営方針・経営改善プログラム、道路維持管理計画、長寿命化修繕計画等

(3) 出資・補助金・その他の財政的援助に関するもの

借入金台帳等

(4) 予算・会計に関するもの

予算書、財務諸表、雑益明細表、業務管理費及び一般管理費の費目別明細表、営業日報・月報、収入調書、支出伺い、会計伝票、小口現金出納簿等

(5) 資産・施設等の管理に関するもの

預金通帳、自動車台帳、運転日報、有形固定資産台帳、固定資産管理簿、賃貸借契約書、ファイル基準表等

(6) 人事・労務、人件費に関するもの

理事名簿、評議員名簿・出欠状況表、使用者・労働者名簿、配置図、時間外勤務及び休日勤務命令簿、休暇等申請簿、旅行命令簿等

(7) 委託に関するもの

覚書、大規模修繕事業に係る協定、工事台帳、業務委託契約書、仕様書、その他入札関連資料等

(8) 債権管理に関するもの

未収入金一覧等

第3 監査の結果

1 県出資金の取扱い及び償還準備金等を充当した場合の不足見込額

(1) 問題の所在

ア 上記図表3-4-1のとおり、公社は、県から総額107億8100万円の出資を受けている（なお、逗葉新道は道路運送法第47条第1項に基づく

一般自動車道であり、真鶴道路は道路整備特別措置法第 50 条の定めに基づき、国土交通大臣の許可を受けて日本道路公団から引き継いだ道路であるところ、両道路（建設事業）に対する出資金はない。）

公社は、当該出資金については、地方道路公社法第 4 条第 2 項及び地方道路公社法施行通達に基づきいずれも「基本財産」として管理しており、公社定款第 18 条においても、「この道路公社の基本財産の額は、107 億 8100 万円とし、神奈川県が出資する。」と規定している。

イ 出資金の取扱いについて、県は、当該出資金を、地方自治法第 238 条第 1 項第 7 号に基づく「出資による権利」として管理している。

また、地方道路公社法では、解散に伴う清算に関して、「道路公社の債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを道路公社に出資した地方公共団体に、出資の額に応じて分配しなければならない。」と規定している（同法第 36 条）。

出資金や「出資による権利」の法的性質からは、直ちに公社が県に対して出資金を返還すべき義務が生じるものではない。なお、料金徴収期間満了時に出資金額に対する償還準備金による償還不能額が発生した場合の、他県道路公社の処理事例としては、県からの補助金により出資金を返還（相殺）した道路公社もあれば、出資金の返還対象からの除外等を行った道路公社もあるようである。

ウ 上記第 1 の 3（1）のとおり、公社が管理運営する計 4 路線の道路のうち、道路整備特別措置法に基づく道路である真鶴道路、本町山中有料道路及び三浦縦貫道路は、各々、料金徴収期間が満了する際に（真鶴道路は平成 40 年 9 月 3 日、本町山中有料道路は平成 34 年 3 月 20 日、三浦縦貫道路は平成 42 年 3 月 3 日）、県に帰属することになる（道路整備特別措置法第 52 条）。

上記アのとおり、真鶴道路については出資金はないが、本町山中有料道路及び三浦縦貫道路の有料道路建設事業費（以下「建設事業費」という）は、下記図表 3 - 4 - 8 のとおりであり、その一部について、公社は、県から出資金を受けている（本町山中有料道路及び三浦縦貫道路建設事業に対する出資金額は、上記図表 3 - 4 - 1 のとおり、総額 107 億 8000 万円である。）

図表 3 - 4 - 8 料金徴収期間満了日及び建設事業費

道路名	料金徴収期間満了日	建設事業費(百万円)
本町山中有料道路	平成34年3月20日	15,400
三浦縦貫道路	平成42年3月3日	22,000

本町山中有料道路及び三浦縦貫道路の料金徴収期間満了時における建設事業費（借入金・出資金）に対する償還可能額の検討が今後の課題となるところ、同建設事業費に対しては、まずは、該当道路の償還準備金（毎期の収支差を積み立てたもの）を充当することになる。

さらに、同償還準備金により当該道路に係る出資金全額を償還できない場合の対応としては、以下の方法が考えられる。

該当道路の損失補てん引当金（災害や経済事情の変動その他やむを得ない事由によって生じた損失を補てんするための引当金）を充てる
公社事業全体での調整（駐車場事業等による利益剰余金の充当など）
県との協議（補助金の導入、出資金の返還対象からの除外など）

エ 包括外部監査人において、平成 24～27 年度の該当道路（本町山中有料道路、三浦縦貫道路）の償還準備金及び損失補てん引当金（以下「償還準備金等」という）の平均積立額が毎年積み立てられると仮定して、本町山中道路および三浦縦貫道路の料金徴収期間満了時における、建設事業費に対して償還準備金等を充当した場合の不足見込額を試算したところ、下記図表 3 - 4 - 9 のとおり、本町山中道路に関する不足見込額は 64 億円、三浦縦貫道路に関する不足見込額は 139 億円となった。

なお、包括外部監査人による試算においては、将来の交通量の増減及びこれに伴う利益の増減等は考慮しておらず、単純に平成 27 年度末の償還準備金等残高と平成 24 年度～平成 27 年度までの償還準備金等の平均積立額から試算しているため、不足額については、包括外部監査人による試算から変動する可能性も十分考えられるが、不足金が発生する可能性は高いものといえる。

図表 3 - 4 - 9 建設事業費に対する償還準備金等の不足見込額

本町山中有料道路	
(単位：百万円)	
建設事業費（道路資産）(A)	15,400
償還準備金等積立不足額(A-B)	6,446
償還準備金等（平成33年度末）(B)	8,954
平成27年度末残高	6,754
平成28～33年度積立見込	2,200
三浦縦貫道路	
(単位：百万円)	
建設事業費（道路資産）(C)	22,000
償還準備金等積立不足額(C-D)	13,984
償還準備金等（平成41年度末）(D)	8,016
平成27年度末残高	4,037
平成28～41年度積立見込	3,979

出典：償還準備金等の平成28年度以降の積立見込は、平成24～27年度の平均積立額が毎年積み立てられると仮定して包括外部監査人にて試算した。建設事業費および償還準備金等平成27年度末残高は平成27年度財務諸表の数値を使用した。

オ また、建設事業費に対し償還準備金等の不足額が生ずる場合には、上記ウの公社事業全体での調整として、利益剰余金を充当することが考えられる。

そこで、包括外部監査人において、公社の平成24～27年度の当期利益の平均が毎年継続して発生すると仮定して、三浦縦貫料金徴収期間満了時（平成41年度末）までの利益剰余金見込額を試算したところ、下記図表3-4-10のとおり、同利益剰余金見込額は約144億円となった。そして、同利益剰余金見込額を、上記エの建設事業費に対する償還準備金等の不足額に充当した場合、不足額は約60億円となる。

なお、上記図表3-4-9と同様に、包括外部監査人の試算においては、将来の交通量の増減及びこれに伴う利益の増減等は考慮しておらず、単純に平成27年度末の利益剰余金残高と平成24年度～平成27年度の当期利益の平均額から試算しているため、利益剰余金充当後の不足額についても、包括外部監査人の試算から変動する可能性も十分考えられるが、不足金が発生する可能性は高いものといえる。

図表 3 - 4 - 10 利益剰余金見込額と不足見込額

		(単位：百万円)	
償還準備金等積立不足額(A)	20,430	利益剰余金不足額(A-B)	6,018
三浦縦貫	13,984		
本町山中	6,446		
		利益剰余金(平成41年度末)(B)	14,412
		平成27年度末残高	10,389
		平成28～41年度積立見込	4,023

出典：償還準備金等積立不足額は図表 3 - 4 - 9 を参照。利益剰余金の平成 28 年度以降の積立見込は、平成 24～27 年度の当期利益の平均が毎年継続して発生すると仮定して包括外部監査人にて試算した。利益剰余金平成 27 年度末残高は平成 27 年度財務諸表の数値を使用した。

カ 公社によれば、建設事業費（借入金・出資金）に対する償還準備金の充当不足額については、該当道路の損失補てん引当金の充当や公社事業全体での調整により賄うことになるが、これらにより、本町山中有料道路の料金徴収期間満了時には、償還準備金の不足額は補てんされる可能性があるとのことである。

他方で、三浦縦貫道路については、料金徴収期間満了時において、償還準備金を充当し、さらに損失補てん引当金を充当したり公社事業全体で調整をしても、補てんされない部分が、出資金額の範囲内で生じる可能性があるとのことである。

公社としては、不足見込額の減少に向け、経営改善に努めており、今後の対応については、料金徴収期間満了時に向け、県との調整を行っていくとのことである。

【意見 No. 道 1】

(2) 意見（建設事業費に対する償還準備金等の不足見込額への対応）

今後、建設事業費に対して、料金徴収期間満了時の償還準備金等の不足見込額が多くなればなるほど、当該道路が帰属することになる県にとって、補助金投入や出資金償還額の減少等の財政リスクが高まることになる。

公社においては、同不足見込額が小さくなるように、下記 2 以下に述べる外部委託の見直しによる経費の削減等、より一層、経営改善の方策につき検討されたい。

ア 上記(1)エ及びオのとおり、包括外部監査人の試算によると、三浦縦貫料金徴収期間満了時(平成41年度末)において、建設事業費に対し、償還準備金および損失補てん引当金に加え、利益剰余金を充当した場合でも、約60億円の不足が生じる見込みである(包括外部監査人の試算は、将来の交通量の増減及びこれに伴う利益の増減等は考慮しておらず、単純に平成27年度までの償還準備金等の積立額や利益剰余金額などから試算しているため、利益剰余金充当後の不足額は、包括外部監査人の試算から変動する可能性も十分考えられることは、上記(1)エ及びオのとおり。)

公社としては、かかる不足金が発生する場合、県との協議を行っていくとのことである。

イ 上記アの不足金の見込額である約60億円は、県の公社に対する出資金額107億8000万円(本町山中有料道路及び三浦縦貫道路建設事業に対する出資金額)の範囲内となっているところ、上記(1)ア及びイのとおり、出資金や「出資による権利」の法的性質からは、直ちに公社が県に対して出資金を返還すべき義務が生じるものではないとしても、今後、建設事業費に対する、料金徴収期間満了時の償還準備金等の不足見込額が多くなればなるほど、補助金投入や出資金償還額の減少等の財政リスクが高まることになる。

公社においては、同不足額が小さくなるように、下記2以下に述べる外部委託の見直しによる経費の削減等、より一層、経営改善の方策につき検討されたい。

2 外部委託について (駐車場管理業務等委託契約について)

(1) 問題の所在

ア 神奈川県道路公社会計規程(以下「公社会計規程」という)においては、「公社における契約は、競争入札に付し、理事長が当該契約の目的に従い、最高又は最低の価格による入札者と契約を締結する。ただし、公社の支払の原因となる契約のうちに別に定めるものについて契約の相手方となるべき者の入札価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当と認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札したその他の者のうち最低の価格をもって入札した者と契約を

締結することができるものとする。」としており、原則として、契約を締結する際には、競争入札に付すこととしている（公社会計規程第70条）。

競争入札の趣旨は、公平性・透明性を確保しつつ、価格競争による価格低減効果により、予算の効率的利用を図ることにある。このような競争入札による予算の効率的利用を実現するためには、入札にあたり、複数の入札者を募るべきである。

なお、神奈川県道路公社条件付き一般競争入札実施に関する要領において、「条件付き一般競争入札の対象は、原則として設計額が、5千万円以上の工事、1千万円以上の工事系委託及び一般委託とする。」とし（同要領第3条第1項）また、「前項の規定に関わらず、理事長が特に必要と認めるときは、指名競争入札によることができるものとする。」としている（同条第2項）。業務の質の担保等の点から一定の条件を満たす者に入札参加資格を認めるものであるが、入札契約制度の競争性・客観性および透明性を高めるため、業務概要等を公告し、広く入札参加者を募るものである。

- イ 会社は、19か所の駐車場の管理業務を行っているところ、平成27年度における管理業務等の委託状況は下記図表3-4-11のとおりである。

図表3-4-11 駐車場の管理業務等の委託状況

駐車場名	委託業者	委託料金 (千円)	委託期間	契約方法	随意契約とした理由
稲付カ崎	A	20,012	H27.4.1 ~ H28.3.31	随意契約	委託業務を良好に完了する見込みであるときは、審査のうえ、翌年度及び翌々年度については随意契約をすることができる、と入札公告に掲げていたことを理由としている
滑川					
大仏前					
材木座					
坂ノ下					
下浦海岸	A	16,048	H27.4.1 ~ H28.3.31	随意契約	
津久井					
下浦					
森崎大橋					
小矢部					
吉兵橋	A	10,245	H27.4.1 ~ H28.3.31	条件付一般競争入札 (入札者1者)	-
旭	A	14,246	H24.4.1 ~ H28.3.31	条件付一般競争入札 (入札者1者)	-

駐車場名	委託業者	委託料金 (千円)	委託期間	契約方法	随意契約とした理由
逗子海岸	B	7,236	H27.4.1 ~ H28.3.31	随意契約	H22.3に覚書を締結しているため
長者ヶ崎	C	4,968	H27.4.1 ~ H28.3.31	随意契約	会社法第72条第1項第1号 (契約の性質又は目的が競争入札に適さない)、地方自治法施行令167条の2第1項第3号)
汐見高架橋	D	522	H25.4.1 ~ H28.3.31	条件付き一般競争入札	-
林高架橋					
上の里高架橋					
西逸見					
寒川	なし(直営執行)				

Dには有料道路管理業務も合わせて委託しており、駐車場管理と合計で174,083千円の委託料を支払っている。

ウ 19か所の駐車場のうち、12か所の駐車場の管理業務は、Aに委託されている。Aへの委託契約自体は、条件付一般競争入札にて実施されているが(平成27年度は随意契約となっている駐車場についても、当初は入札により決定されている。)入札者は1者(A)のみであった。

なお、Aに管理業務等を委託している下記図表3-4-12の駐車場については、過去長期間にわたり、Aによる固定・独占状態が続いているところ、平成22年度から平成28年度までの契約方法等は下記図表3-4-12のとおりである。

図表3-4-12 Aとの駐車場管理業務等委託契約の方法

年度	稲村が崎等	下浦海岸等	吉浜橋
平成22年度	条件付き一般競争入札 (入札Aのみ)	条件付き一般競争入札 (入札Aのみ)	指名競争入札
平成23年度	随意契約	随意契約	指名競争入札
平成24年度	随意契約	随意契約	指名競争入札
平成25年度	条件付き一般競争入札 (入札Aのみ)	条件付き一般競争入札 (入札Aのみ)	条件付き一般競争入札 (入札Aのみ)

年度	稲村が崎等	下浦海岸等	吉浜橋
平成 26 年度	随意契約	随意契約	条件付き一般競争入札 (入札 A のみ)
平成 27 年度	随意契約	随意契約	条件付き一般競争入札 (入札 A のみ)
平成 28 年度 以降	条件付き一般競争入札 (3 年契約) (入札 A のみ)		

「稲村が崎等」は、上記図表 3 - 4 - 11 の稲村が崎、滑川、大仏前、材木座及び坂ノ下の駐車場

「下浦海岸等」は、上記図表 3 - 4 - 11 の下浦海岸、津久井、下浦、森崎大橋、小矢部の駐車場

上記図表 3 - 4 - 12 の各駐車場に関する管理業務委託契約については、競争入札に付した上で契約がなされているが（随意契約としている契約も、当初は競争入札が実施されていた。）稲村が崎等駐車場及び下浦海岸等駐車場に関しては、平成 22 年度以降、入札者は 1 者（上記図表 3 - 4 - 11 の A）のみであり、吉浜橋駐車場に関しても平成 25 年度以降の入札者は A のみとなっている。

なお、平成 28 年度から、上記図表 3 - 4 - 12 記載の稲村が崎等駐車場、下浦海岸等駐車場及び吉浜橋駐車場の管理委託契約を一括して競争入札に付しているが、入札は A のみとなっている。

エ 神奈川県道路公社条件付き一般競争入札実施に関する要領第 11 条によると、「遅くとも入札日から起算して 30 日前までに、掲示、公社ホームページへの掲載その他の方法により公告するものとする。」とされている。

しかしながら、平成 27 年度の吉浜橋駐車場の入札手続においては、入札公告日は平成 27 年 3 月 3 日であったのに対し、入札日は同月 20 日であり、入札日から起算して 30 日前までの公告がなされていなかった。

【意見 No. 道 2】

(2) 意見（競争入札の入札参加者の増加による業者選定の競争性の確保）

公社が管理している 19 か所の駐車場のうち 12 か所の駐車場の管理業務委託先は、競争入札が実施されているものの、多くの入札において 1 者しか参加しておらず、委託先が 1 者に固定されている状況である。

契約期間の長期化、各契約の対象駐車場数の減少（分割）参加資格要件の緩和等、入札者数を増やし、競争入札による競争性が確保されるような措置を検討されたい。

特に、入札日から起算して 30 日前までの公告がなされていなかった競争入札手続があるため、入札日までの期間の確保等、競争入札における

手続を適切に実施されたい。

ア 会社における契約は、公平性・透明性を確保し、契約の相手方を固定化せず、価格競争による価格低減効果を図るため、原則として、競争入札に付すこととされているところ、競争入札による価格競争を実現するためには、入札にあたり、複数の業者が参加するようにすべきである。

上記(1)ウのとおり、会社が管理している19か所の駐車場のうち12か所の駐車場の管理業務の委託契約については、競争入札が実施されているものの、多くの入札において1者(A)しか参加しておらず、結果として、委託先は1者に固定されている状況である。かかる入札状況においては、競争入札の趣旨である、価格競争による価格低減効果は到底期待できないものと言わざるを得ない。

加えて、委託先について、1者独占状態が続いていることから、業務報告の提出に遅延や数値の誤りが見られ、会社職員の負担が増加しているということが、会社内(平成27年度所属長会議)で報告されている。

イ 会社は、平成28年度から、3契約(上記図表3-4-12の稲村が崎等、下浦海岸等、吉浜橋の駐車場)に係る業務委託を一本化し一括して競争入札に付して債務負担行為による複数年(3年)契約にて執行し、委託契約を締結しているが、結局、入札者は従前と同じ業者1者のみとなっている。契約を一本化し一括競争入札としたことで、入札参加者が大規模な業者に限られてしまい、中小規模な業者は参加することができなくなっている可能性が考えられる。そのため、契約期間を延ばしたり、一つの契約で対象とする駐車場数を減らす(分割する)等を検討するなどし、入札者数を増やすことが求められる。

なお、会社においては、入札の指名及び参加資格要件としていた機械警備業務資格について、自ら当該資格を有さなくても再委託することを可能として参加資格要件を緩和したり、入札公告を早めを実施することなどを検討しているようである。

今後も、参加資格要件の見直しなど、入札者数を増やし、競争入札による競争性が確保されるような措置を検討されたい。

ウ 上記(1)エのとおり、条件付き一般競争入札実施に関する要領第11条によると、「遅くとも入札日から起算して30日前までに、掲示、会社ホームページへの掲載その他の方法により公告するものとする。」とされているにもかかわらず、平成27年度の吉浜橋駐車場の入札手続においては、入札公告日は平成27年3月3日であったのに対し、入札日は同月20日であり、入札日から起算して30日前までの公告がなされていなかった。

公社としては、当該時期は年度末で事務が錯綜していたこともあり、同要領第 23 条の規定（「特別の事情によりこの要領の規定によることができない場合又はこの要領の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、理事長は別段の取扱いをすることができる。」）に基づき、日程を短縮して実施したとのことであるが、年度末に事務が錯綜することは当初から想定しておくべきである。当該規定は例外規定であり、安易に適用すべきものではない。競争入札の手続が適切に実施されるように、事前に予定を組んでおく必要がある。

エ なお、旭駐車場の管理業務委託に関する条件付き一般競争入札についても、入札公告日は平成 24 年 2 月 23 日であったのに対し、入札日は同年 3 月 8 日であり、入札日から起算して 30 日前までの公告がなされていなかったものであるが、当時の「神奈川県道路公社条件付き一般競争入札実施要領」（平成 20 年 1 月 24 日施行）においては、上記第 11 条のような、入札から 30 日前までに公告をするという規定はなかったとのことである。

ただ、当該入札においても入札者は 1 者であったことからすれば、入札日までの日数が足らず、入札者が増えなかった可能性が考えられる。今後は、条件付き一般入札を実施するにあたっては、上記の現在の要領記載の入札手続の期間等に従い入札日までの期間を確保されたい。

3 外部委託について（逗子海岸駐車場管理業務等委託契約について）

（1）問題の所在

ア 上記 2（1）のとおり、公社会計規程においては、原則として、契約を締結する際には、競争入札に付すこととしているが（公社会計規程第 70 条）、「公社における契約が次の各号の一に該当する場合には、第 70 条の規定にかかわらず理事長は、随意契約の方法により契約を締結することができる。」と規定している（公社会計規程第 72 条第 1 項）。

図表 3 - 4 - 13 随意契約にできる場合

- | |
|--|
| <p>(1) 契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき。</p> <p>(2) 災害応急復旧等緊急を要する場合で競争入札に付する暇がないとき。</p> <p>(3) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(4) 売買、賃借、請負その他の契約で予定価格が以下の契約の種類に応じ定める額未満のとき。</p> <p>ア 工事又は製造の請負 250 万円</p> <p>イ 財産の買入れ 160 万円</p> |
|--|

- ウ 物件の借入れ 80 万円
 - エ 財産の売り払い 50 万円
 - オ 物件の貸付 30 万円
 - カ 前各号に掲げる以外のもの 100 万円
- (5) 前各号に規定するもののほか、理事長が特に必要があると認めるとき。

イ なお、随意契約による場合について、公社会計規程では、「前項の規定により随意契約を締結しようとするときは、なるべく2人以上から見積書をとらなければならない。ただし、5万円未満の物品を購入する場合は、この限りでない。」としている（公社会計規程第72条第2項）。

また、公社会計規程では、「前項の規定にかかわらず、新聞、雑誌、専売品等でいずれの業者から購入する場合であってもその価格に相違がないもの及び理事長が特に認めるものについては、見積書を省略することができる。」としている（公社会計規程第72条第3項）。

さらに、「調査意見書による工事及び委託の事務の取扱いについて」では、公社が管理する施設の維持及び修繕等(以下「維持等」という)のうち250万円未満の工事契約及び100万円未満の委託契約については、横須賀・三浦有料道路管理事務所、真鶴道路管理事務所が執行するとし、利用者等からの要望及び情報連絡並びに職員のパトロール等によって、補修必要箇所が発見されたときは現状を確認のうえ、調査意見書に基づき、予算の範囲内において速やかに行うとしているところ、当該維持等に係る工事契約及び委託契約の執行方法は随意契約とするとし、また、同随意契約について、見積合せを省略できる場合を、下記図表3-4-14のとおりとしている。

図表3-4-14 見積合せを省略できるとき

- ア 執行額が50万円未満のものは、見積合せを省略できるものとする。
 - イ 執行額が50万円以上250万円未満のものは、見積合せを必要とする。
- ただし、急施を要し、他の業者から見積書を取る暇のない緊急工事は、見積合せを省略できるものとする。

ウ 上記図表3-4-11のとおり、逗子海岸駐車場の管理委託については、随意契約により契約（逗子海岸ロードオアシス休憩施設サービス提供等業務委託契約）が締結されており、その理由としては、平成22年3月に逗子海岸ロードオアシス休憩施設の管理運営についての覚書がBらとの

間で締結されていることから、上記図表3 - 4 - 13(1)(公社会計規程第72条第1項第1号)に該当するとのことである。

公社からの説明によると、以前飲食店(立食店)があったが業績不振により撤退されてしまい、その後、地元からの強い要望により、地域の食材・物産等による「地産地消」や観光情報の提供など道の駅的な整備を行い、かつ、地域の観光などの情報発信の役割を担うため、平成22年8月1日に、逗子海岸ロードオアシス(有料駐車場・休憩施設(A棟・B棟))としてリニューアルオープンしたとのことである。そして、地域の観光等の情報発信をしているBを委託先として、逗子海岸ロードオアシス休憩施設サービス提供業務の基本的な内容のうち、料金収納、納付、清掃、巡回及び利用案内等の同類業務を一括で業務委託しているとのことである。

エ 逗子海岸ロードオアシス休憩施設A棟1階は食堂として、B棟1階は地場産品販売店として、A棟2階は、現在、観光パンフレットやポスター等を常置し、無料の休憩場所兼情報発信コーナー等としているが、包括外部監査人において現地に赴いたときは、A棟1階の食堂やB棟1階の地場産品販売店は利用者が多数いたものの、A棟2階の休憩所を利用している人はいなかった。

【意見 No. 道3】

(2) 意見(休憩施設の有効利用及び競争入札等の実施の検討)

逗子海岸駐車場(逗子海岸ロードオアシス)の管理業務委託については、平成22年8月の同施設開設以降、随意契約により契約(逗子海岸ロードオアシス休憩施設サービス提供等業務委託契約)が締結されている。

現在駐車場の収益が順調に推移しているとしても、入札によって参加者を募った場合、より収益・利益の増加が見込めるということも考えられるのであり、それこそが競争入札の趣旨なのであるから、今後も継続して、随意契約によりBと契約を締結する根拠としては乏しいものと考ええる。

そのため、競争入札で業者を選定すべきところを安易に随意契約によるべきではない。仮に、随意契約によるとしても、少なくとも、休憩施設の有効利用等について他の業者等とも協議ないしは見積合せを実施するのが望ましい。

また、公平性・透明性を確保するという観点から、駐車場と休憩施設に関する管理委託を一括して委託した場合と、分割して委託した場合についての見積合せをすることも検討されたい。

ア 随意契約は、手続きが簡便で早期に契約が可能であるというメリットがあるが、競争入札によった場合と異なり、契約の相手方が固定化し、公平性・透明性が確保されず、価格競争による価格低減効果が期待できないなどのデメリットがある。そのため、公社の契約につき、競争入札で業者を選定すべきところを安易に随意契約によるべきではない。

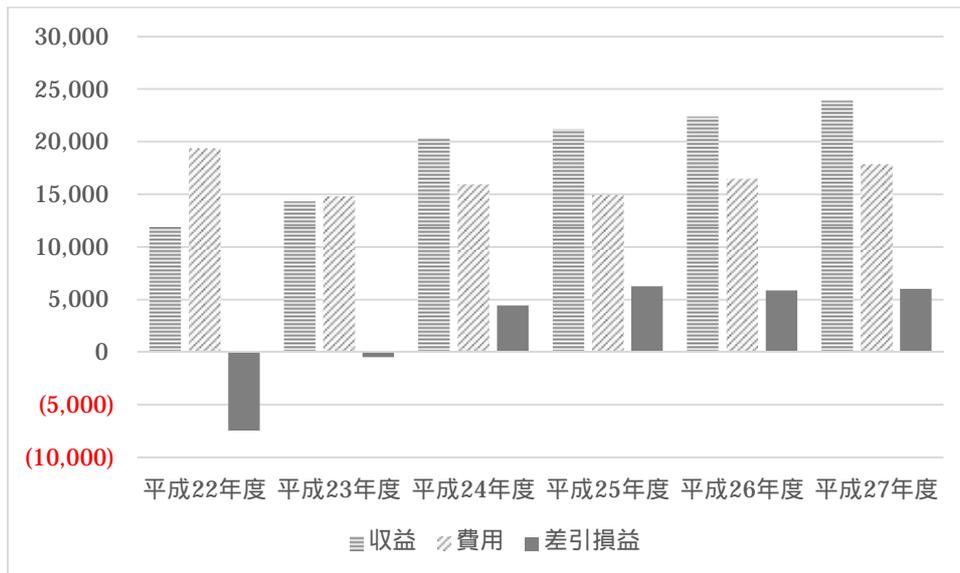
また、随意契約による場合に、見積合せも省略するとなると、競争入札に付した場合に比べて、尚更、公平性・透明性が確保されず、価格競争による価格低減効果が期待できないのであるから、あくまで例外とみるべきである。

イ 上記(1)ウのとおり、逗子海岸ロードオアシスについては、公社からの説明によると、以前飲食店(立食店)があったが業績不振により撤退されてしまい、その後、地元からの強い要望により、地域の食材・物産等による「地産地消」や観光情報の提供など道の駅のような整備を行い、かつ、地域の観光などの情報発信の役割を担うため、地域の観光等の情報発信をしているBに業務委託をしているとのことである。

公社としては、現在は収益が順調に推移していることから、当面はBへの委託を継続することを考えているようである。確かに、下記図表3-4-15のとおり、駐車場の収益は増加していると言える。

図表3-4-15 逗子海岸駐車場の損益の推移

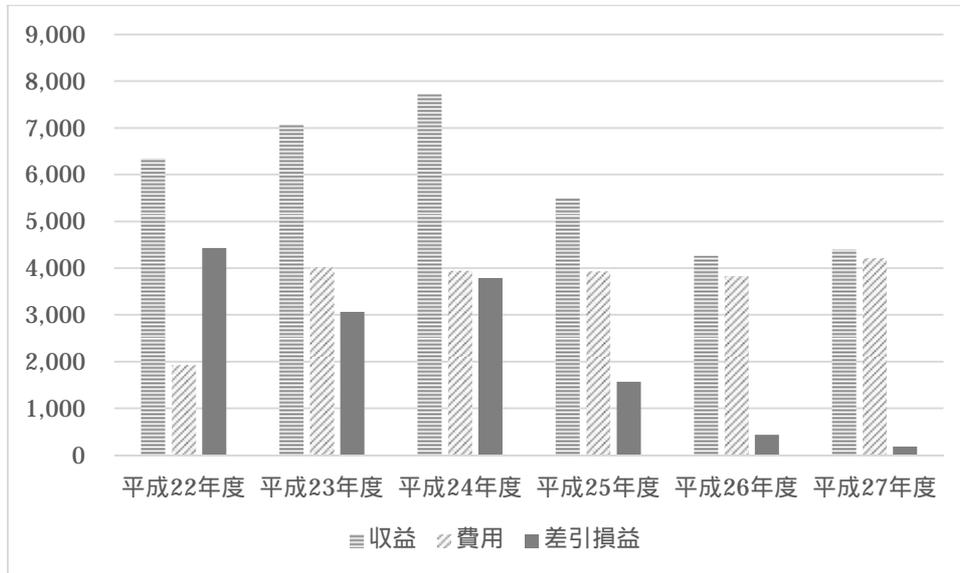
(単位:千円)



出典：有料駐車場の経営実績(中期経営方針・経営改善プログラム【改訂版】・参考資料)
 駐車場別損益明細表(平成26年度、平成27年度)

しかしながら、逗子海岸ロードオアシスの平成 22 年度から平成 27 年度までの収益等の推移は下記図表 3 - 4 - 16 のとおりであり、差引損益は減少傾向にある。

図表 3 - 4 - 16 逗子海岸ロードオアシスの損益の推移 (単位:千円)



出典：逗子海岸ロードオアシスに係る損益の推移について

収益は、自販機営業料、休憩所営業料、家賃収入、イベント収入である。

会社の説明によると、逗子海岸ロードオアシスの差引損益が減少傾向にあるのは、休憩施設（飲食店・販売店）からの営業料収入が減少したためであるとのことである。

ウ 上記図表 3 - 4 - 15、図表 3 - 4 - 16 のとおり、逗子海岸駐車場の収益は順調に推移しているとしても、逗子海岸ロードオアシス(休憩施設)の収益は減少している現状において、今後も継続して随意契約により B に対して業務委託をする必要性があるか疑問である。

さらに、現在逗子海岸駐車場の収益が順調に推移しているとしても、入札によって参加者を募った場合、経費削減により収益の増加が見込めるということも考えられるのであり、それこそが競争入札の趣旨なのであるから、現在、収益が順調に推移しているとしても、今後も継続して、随意契約により B と契約を締結する根拠としては乏しいものとする。

そのため、競争入札で業者を選定すべきところを安易に随意契約によるべきではない。仮に、随意契約によるとしても、少なくとも、休憩施設の有効利用について他の業者等とも協議ないしは見積合せを実施するのが望ましい。

エ また、公社によれば、駐車場と休憩施設を分割発注することは可能であるが、「逗子海岸ロードオアシス休憩施設サービス提供委託」業務の基本的な内容のうち、料金収納・納付・清掃・巡回・利用案内等の同類業務を一括して委託することで、合理的な管理が行え、コストが安くなるとのことである。公平性・透明性を確保するという観点からは、駐車場と休憩施設を一括して委託した場合と、分割して委託した場合についての見積合せを実施することが望ましい。

4 外部委託について（保守点検業務の業務委託について）

(1) 問題の所在

ア 公社は、下記図表3-4-17の各種保守点検業務について、単独随意契約により、業者を選定している（契約期間はいずれも平成27年4月1日～平成28年3月31日）。

図表3-4-17 保守点検業務一覧

（単位：千円）

業者	委託業務の内容	委託金額	随意契約の理由
E	真鶴道路施設保守点検業務委託	86,400	当該設備等の製造者、製造者の系列会社、設置会社等、当該設備・機器等を熟知している者でなければ、契約の目的を達成することのできない性質を有する業務の委託であり、また、当該設備等は、各種設備を包括した一つのシステムとして構築されていることから、設備ごとの点検業務を委託することは困難であるところ、Eはシステム内容を熟知し、技術・経験・知識等を有しているため。
F	逗葉新道・本町山中有料道路有人処理機保守点検業務委託契約・同有人処理機部品取替	2,516 1,080	他メーカーでは扱っていない部品を使用している機器であり、Fは本機器を製作した業者であるため。
G	トンネル非常警報装置保守点検業務委託	3,996	本装置の保守点検と故障時の原因究明、修理は迅速な対応を要するため、現場状況を十分把握し、毎年保守点検を行っているGに保守点検等を依頼することが得策であるため。
H	ラジオ再放送施設・監視カメラ保守点検業	2,473	本装置の保守点検と故障時の原因究明、修理は迅速な対応を要するため、本装置の製作及び保

業者	委託業務の内容	委託金額	随意契約の理由
	務委託		守点検を行うHに保守点検等を依頼することが得策であるため。
I	料金所ブースユニット保守点検業務委託	4,212	設備等の構造機能を熟知して、確実な点検・保守と故障時の原因究明、修理対応を迅速に行い、料金徴収員の安全及び健康を図ることが必要なため、毎年保守点検を行っている同社に保守点検業務を依頼することが得策であるため。
J	トンネルジェットファン保守点検業務委託	2,484	装置の構造機能を熟知して、確実な点検・保守と故障時の原因究明、修理対応を迅速に行い、トンネル内の安全な通行を確保し、環境保全を図るため、本装置を製造し、毎年保守点検を行い、機器の取り扱いを熟知している同社に保守点検等を依頼することが得策であるため。

イ 公社からの説明によると、Fに対する保守点検業務委託（逗葉新道・本町山中有料道路有人処理機保守点検業務委託契約・同有人処理機部品取替）に関しては、收受機械等を新規購入する際に、購入コストとランニングコストも含めて機種選定をしておき、契約をする際に保守まで契約するかという点については、保守までは契約しない方がコストは安くなるという考えで購入と保守を分けて契約しているとのことである。

他方で、上記図表3 - 4 - 17の他の保守点検業務委託に関しては、各保守点検に係る機種につき、選定時におけるランニングコストの比較はなされていないとのことである。

【意見 No.道4】

(2) 意見（単独随意契約の理由の再検討と業者選定の競争性の確保）

公社は、各保守点検業務につき、各設備の製作者又は各設備の保守専門会社による専門性の高い保守点検を実施するため、「契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき」（公社会計規程第72条第1項第1号）に該当するものとして、随意契約としているが、一般的に、メーカー系以外に保守点検業務を専門に行う独立系保守点検業者も出現しているところであるし、製作者等を単独随意契約により選定し続けることにより、契約金額が固定化して高止まりし、新規業者の参入等の障壁となるおそれがある。

そのため、各保守点検業務については、各設備の製作者であるから

という理由で安易に単独随意契約とすることなく、各保守点検業務を履行する能力を有している者が他に存在しないかなど随意契約とする理由を厳密に検証し、適時・適正に見直しをして、競争入札ないし見積合せの活用も検討されたい。

ア 各保守点検業務は、各設備の製作者（又は各設備の保守専門会社、以下「製作者等」という）による専門性の高い保守点検を実施するため、「契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき」（公社会計規程第72条第1項第1号）に該当するものとして、随意契約としているようである。

製作者等は、その他の会社と比較して、設置会社の技術・ノウハウの供与及び部品の調達で、競争上有利な立場にあることは否定できず、専門性の高い保守点検を実施するために随意契約とする一定の合理性はあると思われる。

しかし、製作者等という事実だけで、当該業務を履行する能力を有している者が他に存在しないと断定することはできない。一般的に、メーカー系以外に保守点検業務を専門に行う独立系保守点検業者も出現しているところである。

むしろ、製作者等を単独随意契約により選定し続けることにより、契約金額が固定化して高止まりし、新規業者の参入等の障壁となるおそれがある。

イ 競争入札が原則とされている理由は、機会の均等及び公正性の確保の趣旨のみならず、競争を通じて最も有利な条件の業者を選定できるため、予算の効率的利用の点で優れているからである。

単独随意契約はあくまでも例外であり、具体的な契約締結にあたっては、安易に随意契約によることなく、可能な限り、複数の参加者による競争入札の活用が検討されなければならないし、随意契約による場合でも、見積合せを実施するのが望ましい。

各保守点検業務を履行する能力を有している者が他に存在しないかなど随意契約とする理由を厳密に検証し、適時・適正に見直しがなされなければならない。

ウ 上記（1）イのとおり、公社においては、新規導入の段階で購入コストとランニングコストを含めて機種選定をしている保守点検業務があるとのことであるが、導入についての契約をする際に、保守まで契約をしないのであれば、別途保守契約を締結するときには、競争入札ないし見積合せを実施するのが望ましい。

5 外部委託について（真鶴道路遠方監視設備更新工事について）

(1) 問題の所在

ア 会社は、平成26年度真鶴道路遠方監視設備更新工事（当初契約期間は平成27年3月31日までとされていたが（請負契約金額8586万円）、同年7月31日まで繰越）について、条件付き一般競争入札を実施しているが、入札は1者（K）のみとのことである。

会社からの説明によると、Kに対する真鶴道路遠方監視設備更新工事の請負契約については、既設のプログラムを一部移植して行うという発注仕様書にしたが、それは、当初のプログラムはKが作成したものであることから、Kの見積りを精査したところ、移植の方が75%の金額で出来ると判断したため、かかる仕様としたとのことである。また、移植は既設プログラムの分析や新規にプログラムを組み直す等の作業が必要となるため、K以外の業者は敬遠し、入札者が出てこなかったのかもしれないとのことであった。

イ 会社は、真鶴道路遠方監視設備更新工事の請負契約の競争入札の参加資格者について、会社が同入札手続きに先立って実施した見積公募に応募し見積書を提出した者としていたところ、実際に見積書を提出したのは1者であり、当該見積公募により入札参加者が確定し、結果として、入札も同1者のみとなっている。

【意見 No.道5】

(2) 意見（請負契約の発注仕様内容の検討）

真鶴道路遠方監視設備更新工事の請負契約について、工事の請負契約を締結するにあたり、既設のプログラムを一部移植する仕様と、プログラムを全て変更とし新規にプログラムを組み直す仕様など、複数の仕様が考えられる場合、より予算の効率的利用を図るため、競争入札を実施するにあたっては、複数の業者から仕様ごとの見積りを取得するなどしたうえで仕様を定めたり、移植ないし新規開発の手法を限定しない仕様にて競争入札を実施するなど、複数の業者に入札等への参加の機会を与えるのが望ましい。

真鶴道路遠方監視設備更新工事の請負契約については、競争入札に付しているが、実質的にはK以外の入札参加は困難であったと見られ、競争入札の趣旨である、手続の公正・透明性が確保されていたと言えるか疑問がある。

既設のプログラムを一部移植する仕様と、プログラムを全て変更とし新規にプログラムを組み直す仕様など、複数の仕様が考えられる場合、より予算の効率的利用を図るため、競争入札を実施するにあたっては、複数の業者から仕様ごとの見積りを取得するなどしたうえで仕様を定めたり、移植ないし新規開発の手法を限定しない仕様にて競争入札を実施するなど、複数の業者に入札等への参加の機会を与えるのが望ましい。

【意見 No.道6】

(3) 意見（見積公募参加者が1者の場合の競争入札方法の検討）

競争入札の参加資格者を、見積公募に応募し見積書を提出した者とした場合でも、見積公募に参加した者が1者であるときは、再度見積公募を実施するなど、可能な限り、入札者が1者のみとならないような措置を検討されたい。

上記(1)イのとおり、公社は、真鶴道路遠方監視設備更新工事の請負契約の競争入札の参加資格者について、公社が同入札手続きに先立って実施した見積公募に応募し見積書を提出した者としていたところ、かかる見積公募に参加した者が1者であるときは、見積公募後に入札手続きを経たとしても、競争入札による価格低減効果を期待することはできない。

見積公募に参加した者が1者であるときは、再度見積公募を実施するなど、可能な限り、入札者が1者のみとならないような措置を検討されたい。

6 外部委託について（トンネル内装板・排水施設等清掃業務委託）

(1) 問題の所在

ア 平成27年度横須賀・三浦3路線（逗葉新道・本町山中有料道路・三浦縦貫道路）トンネル内装板・排水施設等清掃業務委託について、公社は、競争入札に付したうえ、最低の価格による入札者との間で、契約金額982万8000円にて、平成27年8月26日付委託契約を締結している。

イ ところが、同契約締結後、清掃を予定していた逗葉新道の逗葉トンネル内の側溝について、清掃作業に伴う調査を実施したところ、コンクリートの側溝蓋が開く場所が1か所も無く、側溝清掃車の噴射ノズル及び吸水パイプが入らないため、同側溝の清掃はできないことが判明した。逗葉トンネル内の側溝清掃を実施するには、側溝清掃車の噴射ノズル及び吸水パイプが入るよう、側溝蓋を開閉できる型式に変えるための改修

工事が必要であり、新たに予算計上する必要がある等の理由から、逗葉新道（逗葉トンネル）の側溝清掃等については廃工として、平成 27 年 12 月 8 日付委託変更契約を締結し、請負代金額は 385 万 5600 円が減額となっている。

【意見 No.道 7】

(2) 意見（競争入札に係る事前調査の徹底）

平成 27 年度横須賀・三浦 3 路線トンネル内装板・排水施設等清掃業務委託について、競争入札に付して契約（委託契約）を締結しているが、契約締結後の調査の結果、一部の清掃業務等ができないことが判明し、委託契約の変更を余儀なくされている。

競争入札に付して契約を締結するにあたっては、後に条件が変更されることのないよう、可能な限り、事前の調査を果たされたい。

競争入札の趣旨は、公平性・透明性を確保し、契約の相手方を固定化しないことで、価格競争による価格低減効果を期待することができる点にあるが、競争入札を実施のうえ委託契約を取り交わした後に条件が変更されることは、上記趣旨を没却することになりかねないと言える。すなわち、変更後の業務委託の内容については入札が実施されていないことになり、変更後の金額が相当なものと言えるか客観的な裏付けは無いものと言えるし、変更後の条件で当初から入札に付していれば、当該委託契約の受託者が落札できていたかも不明と言わざるを得ない。

そのため、競争入札に付して契約（委託契約）を締結するにあたり、後に条件が変更されることのないよう、可能な限り、事前の調査を果たされたい。

7 駐車場機器の選定について

(1) 問題の所在

ア 会社は、管理している各駐車場の駐車場機器（駐車場料金精算装置）について賃貸借契約を締結しており、同契約の締結にあたっては、指名競争入札が実施されているが、そもそも、同駐車場機器の導入物件については、L 製の機器に特定している。

イ 会社からの説明によると、L 製の駐車場機器は昭和 60 年頃から導入しているが、当初から、L 製の機器の選定にすること自体について入札等は実施しておらず、また、同機器を選定した後、同機器選定の妥当性・相当性について検討はしていないということである。

【意見 No.道 8】

(2) 意見(駐車場機器選定の妥当性・相当性の再検討)

公社においてはL製の駐車場機器を導入することを前提に、賃貸借契約の締結先を選定するにあたり入札を実施しているが、他社製の機器を導入した場合等のコストも含めて比較・検討するため、駐車場機器自体の選定についても、入札等を実施することによって、価格競争による価格低減効果を図っていくことを検討されたい。

公社においては、賃貸借契約の締結先を選定するにあたり、L製の駐車場機器を導入することを前提に、入札を実施しているが、他にも駐車場機器メーカーはあるのであるし、駐車場機器は駐車場ごとに連動しているものでもないのであるから、当然にL製の駐車場機器を導入すべき理由はないものと考えられる。

他社製の機器を導入した場合等のコストも含めて比較・検討するため、駐車場機器のメーカー自体についても、入札等を実施し、価格競争による価格低減効果を図っていくことを検討されたい。

8 利益率の低い駐車場(大仏前・下浦海岸)について

(1) 問題の所在

- ア 公社が管理・運営している駐車場のうち、大仏前駐車場及び下浦海岸(第一～第三)駐車場では、平成25年度から平成27年度において差引損が生じている年度がある。当該駐車場の損益等の状況は下記図表3-4-18、図表3-4-19のとおりである。

図表3-4-18 大仏前駐車場の損益等の状況 (単位:千円)

年度	収益合計 (a)	費用合計 (b)	差引損益 (c = a - b)	利益率 (c / a × 100)
平成21年度	14,814	19,232	4,418	29%
平成22年度	17,400	18,579	1,179	6%
平成23年度	17,825	17,947	122	0%
平成24年度	19,575	18,859	716	3%
平成25年度	20,693	18,874	1,818	8%
平成26年度	20,171	20,849	677	3%
平成27年度	19,966	19,542	423	2%

出典：有料駐車場の経営実績（中期経営方針・経営改善プログラム【改訂版】・参考資料）
 駐車場別損益明細表（平成 26 年度、平成 27 年度）

図表 3 - 4 - 19 下浦海岸駐車場の損益等の状況（単位：千円）

年度	収益合計 (a)	費用合計 (b)	差引損益 (c = a - b)	利益率 (c / a × 100)
平成 21 年度	38,117	36,237	1,880	4 %
平成 22 年度	35,944	32,358	3,586	9 %
平成 23 年度	25,841	30,538	4,697	18 %
平成 24 年度	29,479	30,859	1,380	4 %
平成 25 年度	29,683	30,299	615	2 %
平成 26 年度	27,822	25,930	1,892	6 %
平成 27 年度	28,622	28,792	170	0 %

出典：有料駐車場の経営実績（中期経営方針・経営改善プログラム【改訂版】・参考資料）
 駐車場別損益明細表（平成 26 年度、平成 27 年度）

平成 25 年度から平成 27 年度における、公社が管理する上記大仏前及び下浦海岸駐車場以外の駐車場の利益率（差引損益 / 収益合計）の平均は 44% であり、上記大仏前及び下浦海岸駐車場の利益率は平均を大きく下回っているものといえる。

イ 大仏前駐車場について、公社からの説明によると、鎌倉大仏殿高德院付近にある駐車場であり、観光バスが多く駐車するため、安全面を配慮する必要があることから、常時 3 人の従事者を配置しているため、人件費が嵩んでしまうということであった。

ただ、公社としては、地域への貢献というところもあり、多少の損が生じている状況であれば、維持する考えとのことであった。なお、大仏前駐車場に設置されているトイレについては公共のものということで、鎌倉市が維持管理費を負担している。

ウ 下浦海岸駐車場については、公社によると、自家用車による三浦海岸への来遊観光客数の減少に伴う駐車場利用の減少などにより赤字が生じているとのことである。

【意見 No.道9】

(2) 意見(利益率の低い駐車場の業績改善及び運営方法の検討)

平成25年度から平成27年度における、大仏前及び下浦海岸駐車場の利益率は低く、公社が管理する他の駐車場の利益率の平均を大きく下回っている。

大仏前駐車場について、周辺の寺院や鎌倉市等との間で、一部費用負担の在り方等について協議する等、利益率の低い駐車場の業績の改善方法を模索し、利益率が改善されないようであれば、当該駐車場の撤退・民間への委託も含めて、今後の運営方法を検討されたい。

- ア 公社の目的については、定款第1条において、「神奈川県のある区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行なうこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的とする。」とある。
- イ 上記(1)アのとおり、大仏前及び下浦海岸駐車場の利益率は他の駐車場と比して著しく低い。上記アのとおり、公社の主たる目的は道路の建設及び管理であり、駐車場経営は付随する業務に過ぎず、利益率が低いあるいは赤字の駐車場を公社が保有する意義は小さい。
- ウ 公社としては、対策として、利便性を向上させるため、Suica(スイカ)やPASMO(パスモ)の導入のほか、優待サービスの提供、また、三浦市等が近隣で行うイベント等に協力し、連携するなど利用者増を図っているとのことであるが、特に大仏前駐車場については、地域への貢献という観点から維持するといふのであれば、周辺の寺院や鎌倉市等との間で、一部費用負担の在り方等について協議する等、業績の改善方法を模索されたい。また、利益率が改善されないようであれば、当該駐車場の撤退・民間への委託も含めて、今後の運営方法を検討されたい。

9 不正通行について

(1) 問題の所在

- ア 公社が管理している有料道路において、料金収受は有人収受の方法によっていると、料金を支払わずに料金所を通過する不正通行が記録されており、平成27年度においては、多い月で、本町山中有料道路料金所では1か月16件の、三浦縦貫道路では1か月12件(いずれも平成27

年 9 月) の不正通行が記録されている。逗葉新道料金所にいたっては、1 か月 53 件(平成 27 年 8 月) の不正通行が記録されている月があった。

- イ 公社有料道路の料金徴収に関する規程によれば、詐欺その他不正の行為により、同第 5 条に規定する料金を免れた通行者から、その免れた料金のほか、その免れた額の 2 倍に相当する額を割増金として徴収するものとされている(同第 10 条)。

さらに、道路整備特別措置法第 59 条によれば、通行料金の支払いを不法に免れる不正通行をした自動車その他の車両の運転者は、刑事罰(三十万円以下の罰金)に処せられるとされており、本町山中有料道路、三浦縦貫道路及び真鶴道路において当該不正通行をした自動車等に対しては当該罰則が適用され得る。

- ウ かかる不正通行に対して、公社としては、不正通行車両の自動車登録番号、車種や車体の色等を記録し、不正通行を繰り返す車両の有無を確認し、また、料金所に監視カメラを設置する等の対策を講じているとのことである。

【意見 No. 道 10】

(2) 意見(有料道路の不正通行に対する措置の検討)

有料道路の不正通行を無くすべく、監視カメラが設置されていることや不正通行には法的措置をとる旨の警告板を設置すること等、更なる対策を検討されたい。

有料道路事業は公社の主たる事業なのであり、公社としては、不正通行が無くなるような措置を講ずるべきである。

公社によれば、監視カメラを設置したところ、不正通行が減ったとのことである。また、公社においては、不正通行車両の自動車登録番号、車種や車体の色等を記録して確認したところ、繰り返し不正通行を行う車両は無いとのことであるが、不正通行車両に対して、法的対策がとれないか検討しており、また、警察にも相談しているところ、人物と車両が特定できる場合には対応できるという回答を得ているとのことである。

公社としても、不正通行対策の措置を講じているようであるが、監視カメラが設置されていることや不正通行には法的措置をとる旨の警告板を設置すること等、更なる対策を検討されたい。

10 職員の時間外労働について

(1) 問題の所在

ア 会社は、職員の就業について神奈川県道路公社就業規程（以下「就業規程」という）を定めている。

就業規程によれば、「職員の月曜日から金曜日までの日における勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時までの間において7時間45分とする。」と規定されている（就業規程第10条第1項本文）。

また、「職員は、業務のため臨時の必要があるときは正規の勤務時間（第10条の規定による勤務時間をいう。）を超えて、又は週休日若しくは休日において勤務を命ぜられることがある。」と規定されている（就業規程第13条）。

そして、時間外労働、休日労働等に関して、公社と職員代表との間で時間外労働、休日労働に関する協定書（以下「協定書」という）を締結している。協定書によれば、時間外労働を行わせることができる場合について、下記図表3-4-20のとおり定めている（協定書第1条(1)）。

図表3-4-20 時間外労働を必要とする場合

時間外労働をさせる必要のある具体的事由	ア 予算、決算、評議員会等諸会議及び警戒配備等 イ 繁忙期の道路・駐車場管理業務及び警戒配備等 ウ 繁忙期の道路・駐車場の夜間工事及び警戒配備等 エ 繁忙期の道路・高架下駐車場の管理業務及び警戒配備等 オ 繁忙期の道路・高架下駐車場の夜間工事及び警戒配備等 カ 道路の監督管理業務及び警戒配備等 キ 繁忙期の道路の夜間工事及び警戒配備等
---------------------	--

業務の種類	ア 経営管理 イ 管理業務 ウ 技術管理 エ 道路管理等（事務職） オ 道路管理等（技術職） カ 道路管理等（事務職） キ 道路管理等（技術職）
従事する労働者数	ア 5人 イ 4人 ウ 3人 エ 3人 オ 4人 カ 4人 キ 2人
1日についての延長時間	15.50時間
一定期間についての延長時間 （法定労働時間を超えて延長することができる時間）	1か月45時間、1年360時間

なお、協定書では、「評議員会・監査・経営会議・予算決算・経営改善の企画調整・夜間工事・警戒配備等業務が集中し支障をきたす場合は、労使の協議を経て、1か月135時間まで延長することができる。この場合、延長時間をさらに延長する回数は、6回までとする。なお、1か月45時間を超えて60時間までの割増率は2割5分とし、1か月60時間を超える割増率は5割とする。」と定めている（以下「特別条項」という）。

イ 会社の職員の時間外労働の状況について調査したところ、下記図表3-4-21のとおり、会社の職員27名のうち4名について、平成27年度の時間外労働が年間で360時間を超えていた。

図表3-4-21 時間外労働の状況（年間360時間を超える者）

所属課	社員名	年間残業時間
経営管理課	A氏	416.33時間
経営管理課	B氏	399時間
技術課	C氏	387.25時間
技術課	D氏	513.5時間

【意見 No. 道 11】

(2) 意見 (特定の職員への時間外労働の偏りの改善)

時間外労働時間が 1 年で 360 時間を超え、また 1 か月で 100 時間を超える職員がいるなど、一部の職員に時間外労働が偏っている。慢性的に時間外労働の偏りが発生するようであれば、労働災害発生による不測の支出を回避すべく、適切な人員数の配置、人材の育成に加え、業務の内容も見直すのが望ましい。

ア 会社の職員の時間外労働については、特別条項の範囲内ではあるものの、上記図表 3 - 4 - 20 の「一定期間についての延長時間（法定労働時間を超えて延長することができる時間）」である 1 年で 360 時間を超えている職員がいる（上記図表 3 - 4 - 21）。

一部の職員に時間外労働が偏っているところ、会社からの説明によれば、精通している職員が限られているため、特定の職員の時間外労働が増えてしまっており、特に、夜間集中工事の関係で技術課の特定の職員に負担がかかっているとのことであった。

イ 労働基準監督署が、脳・心臓疾患について業務災害を認定する可能性の高い場合として、1 か月におおむね 100 時間を超えるか、直近 2 か月間から 6 か月間にわたって 1 か月あたりおおむね 80 時間を超える時間外労働をしている場合とされているところ（平成 22 年 5 月 7 日基発 0507 第 3 号）、上記図表 3 - 4 - 21 の、D 氏については 1 か月 124.75 時間の時間外労働をしている月が確認された。

これらのケースにおいては、労働災害（労災）が発生するリスクがあると言えるところ、仮に労災が発生すれば、職員や遺族から損害賠償請求がなされる等の可能性がある。

会社からの説明によれば、上記アのとおり、特に、工事の関係で技術の職員に負担がかかっているとのことであるが、慢性的に時間外労働の偏りが発生するようであれば、適切な人員数の配置、人材の育成に加え、業務の内容も見直すのが望ましい。

11 職員の年次有給休暇の取得について

(1) 問題の所在

就業規程によれば、「職員は毎年（1 月 1 日から 12 月 31 日までの間）20 日間の年次休暇を受けることができる。」と規定されている（就業規程第 19 条第 1 項本文）。

会社において、平成 27 年度に年間 20 日間の年次休暇のうち 10 日以上

取得していない職員は、下記図表 3 - 4 - 22 のとおりである。

図表 3 - 4 - 22 年次有給休暇の取得状況（年間 10 日未満の者）

所属課	社員名	年間取得日数
経営管理課	E 氏	1 日と 5 時間
技術課	F 氏	9 日と 4 時間
技術課	G 氏	6 日
横須賀・三浦有料道路管理事務所	H 氏	4 日
真鶴道路管理事務所	I 氏	9 日と 6 時間 15 分
真鶴道路管理事務所	J 氏	5 日と 4 時間

【意見 No.道 12】

(2) 意見（年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくり）

年次有給休暇の取得を促進することは、業務の効率化、人材の育成につながり、公社の管理運営に好影響をもたらすものであるから、公社は、職員の年次有給休暇が取得しやすいような職場環境づくりを行うのが望ましい。

ア 「経営を支える従業員の効率的、創造的な働き方を実現するためには、今まで以上に休暇の果たすべき役割が重要になります。新しい技術への対応や独創的な発想などはストレスの解消やリフレッシュがきちんとでき、生きがいのもてる生活、働きがいのある職場から生まれてくるものだからです。」と「有給休暇ハンドブック」には書かれている。

さらに、下記図表 3 - 4 - 23 のようにも記載されている。

図表 3 - 4 - 23 休暇取得の促進

休暇の促進は企業経営にとって様々な効果をもたらすものです。
 休暇を取得するには、その従業員の行っていた業務を代替りの従業員が引き継ぐこととなりますが、これは、

- 業務を円滑に引き継ぐためには、業務の内容、進め方などに関する棚卸しを行う必要がありますが、その過程で業務の非効率な部分をチェックすることができます
- 代替業務をこなすために従業員の多能化促進の機会となります
- 交替要員が代替業務をこなすことができるかどうかの能力測定の機会になります
- 交替要員への権限委譲の契機となり、従業員の育成につながります

休暇の有効活用により、休暇取得者のキャリアアップを図ることができますといった効果を生み出し、従業員の休暇の取得を経営改善の一環としての業務効率化に結びつけることが可能になるのです。

出典：『有給休暇ハンドブック』（厚生労働省・労働時間短縮支援センター・（社）全国労働基準関係団体連合会）

イ 以上のように、休暇の取得を促進することは、業務の効率化、人材の育成につながり、企業経営に好影響をもたらすものであり、特定の職員が十分年次休暇を取得できていない状況は問題視すべきである。

現在、労働基準法の改正が検討されており、年次の有給休暇の付与が10日以上の労働者を対象にして、付与した有給休暇日数のうち、年5日分については企業が1年以内に時期を定めることで与えなければならぬという方向で議論が進んでいる。

会社においては、休暇取得の必要性及び重要性に鑑み、職員が年次有給休暇を取得しやすくなるような職場環境づくりが求められる。

12 評議員会について

(1) 問題の所在

ア 定款によると、会社には評議員会を置くものとされ、評議員会は、理事長の諮問に応じ、この道路公社の業務の運営に関する重要事項を調査審議することができ、また、理事長に意見を述べることができるとされている（定款第13条）。

また、評議員会は、評議員14名以内で組織するとされているところ（定款第13条第5項）評議員に関する達第2条によると、評議員は下記図表3-4-24に掲げる者をもって構成するとされている。

図表3-4-24 評議員の構成

- (1) 神奈川県市長会の職員
- (2) 神奈川県町村会の職員
- (3) 神奈川県の地方道路交通行政に精通した市町村職員
- (4) その他の学識経験者

イ 平成22年度から平成27年度にかけて、評議員は8名であり、上記図表3-4-24記載の神奈川県市長会の職員および神奈川県町村会の職員のほか、横須賀市、逗子市、三浦市、葉山町、真鶴町および湯河原町の職員が1名ずつ任命されている。

同期間に実施された評議員会の出席者の人数は下記図表 3 - 4 - 25 のとおりである。

図表 3 - 4 - 25 評議員会の出席者の人数（評議員全 8 名）

開催日	出席者人数（代理を含む）
平成 22 年 6 月 24 日	6 名
平成 23 年 7 月 5 日	7 名
平成 24 年 3 月 21 日	6 名
平成 24 年 7 月 10 日	7 名
平成 25 年 3 月 25 日	6 名
平成 25 年 7 月 9 日	5 名
平成 26 年 3 月 28 日	8 名
平成 26 年 7 月 19 日	6 名
平成 27 年 3 月 27 日	6 名
平成 27 年 7 月 14 日	5 名
平成 28 年 3 月 28 日	6 名

【意見 No. 道 13】

(2) 意見（評議員会への出席の確保）

公社としては、市町の議会日程も調べ、開催日が決定次第なるべく早めに関催通知を発出するようにしているとのことであるが、評議員の欠席状況に鑑み、予め日程確認をしたうえで評議員会の日程を決定する等により、評議員の出席が確保されるような措置について、検討されたい。

ア 公社においては、評議員会は年 2 回程度実施されており、平成 22 年度から平成 27 年度においては、上記（ 1 ）イのとおり、評議員全員が出席したのは 1 回にとどまっている。

特に、特定の職名の評議員の欠席が多く、下記図表 3 - 4 - 26 のとおり、職名 A の評議員は 11 回中 5 回欠席し、職名 B の評議員に至っては 11 回中 8 回欠席しており、全く出席していない年度が 6 年度中 3 年度ある。

図表 3 - 4 - 26 特定の評議員の出欠席状況

開催日	A	B
平成 22 年 6 月 24 日	×	×
平成 23 年 7 月 5 日	×	

開催日	A	B
平成 24 年 3 月 21 日		×
平成 24 年 7 月 10 日		×
平成 25 年 3 月 25 日	×	×
平成 25 年 7 月 9 日		×
平成 26 年 3 月 28 日		
平成 26 年 7 月 19 日	×	×
平成 27 年 3 月 27 日		
平成 27 年 7 月 14 日	×	×
平成 28 年 3 月 28 日		×

イ 評議員会は、公社の業務の運営に関する重要事項を調査審議することができ、また、理事長に意見を述べるができる機関であるし、特に年度末（毎年 3 月）に実施される評議員会は、新年度予算説明を議題としているとのことであり、評議員会の役割は軽視することはできない。

公社としては、市町の議会日程も調べ、開催日が決定次第なるべく早めに開催通知を発出するようにしているとのことであるが、上記の評議員の欠席状況に鑑み、予め日程確認をしたうえで評議員会の日程を決定する等により、評議員の出席が確保されるような措置について、検討されたい。

13 リース資産の管理について

(1) 問題の所在

ア 公社では、道路パトロール車をはじめ様々な資産をリースにより調達しているが、いずれも賃貸借処理を行っており、月々のリース料が費用処理されている。

イ 企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」(以下「リース会計基準」という)では、経済的実態が、当該物件を売買した場合と同様の状態にあると考えられる取引については、原則として通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うことを求めている。公社では、監事の指摘により当会計基準の存在を認識しているものの、具体的な対応方法は検討していない。

ウ なお、形式的な取引形態がリースとなる取引のうち、リース期間中の支払総額が 300 万円超となるものについて提出を求めたところ、下記図表 3 - 4 - 27 のような取引が該当するとのことであった(リース会計基準ではリース料総額が 300 万円以下の取引については通常の賃貸借取引

に準じた処理が認められることから、公社におけるリース取引の重要性を確認するにあたり、300万円超の取引についての提出を求めた。)

図表3-4-27 リース料総額が300万円超のリース取引 (単位:千円)

リース資産の内容	リース期間	リース料総額
財務会計システムサーバ	平成26年4月～平成31年3月	5,180
駐車場料金精算装置	平成25年4月～平成31年3月	16,495
駐車場料金精算装置	平成26年4月～平成32年3月	15,793
駐車場料金精算装置	平成27年4月～平成33年3月	20,917
道路料金収受機	平成23年9月～平成29年8月	22,740
料金入金機	平成25年4月～平成31年3月	5,647
道路気象観測システム	平成26年7月～平成31年6月	5,631
車両	平成24年3月～平成29年2月	5,166
車両	平成25年4月～平成31年3月	5,366
車両	平成27年5月～平成32年4月	5,695
車両	平成27年10月～平成32年9月	5,378
合計		114,008

エ 上記のうち、車両については車両管理表によって一覧で管理されているものの、他の料金入金機などを管理する台帳などは存在しておらず、特段管理規程も設けられていない。

【意見 No.道14】

(2) 意見(管理規程・管理台帳によるリース資産管理の検討)

リースにより使用している資産についても、公社が維持管理すべき資産であるから、管理規程を策定のうえ管理台帳を作成し、他の資産と同様に台帳と実物の定期的な照合を行うことが望ましい。

リースにより使用している資産についてはいずれも公社の業務には欠かせない重要なものであり、管理すべき必要性は高い。また、契約上も公社が維持管理すべき資産であるから、管理規程を策定のうえ管理台帳を作成し、他の資産と同様に台帳と実物の定期的な照合を行うことが望ましい。

【意見 No.道 15】

(3) 意見(企業会計基準によるリース資産・負債の管理)

公社においてリース会計基準が必ずしも適用される必要はないが、同基準の趣旨を勘案した場合、一定のリース取引については同基準に従って通常の売買取引に準じた会計処理を行い、リース資産および負債を計上することが望ましい。

ア 上記図表3-4-27のリース料総額約1億1400万円は公社の貸借対照表に計上されている有形固定資産2億1100万円の50%超の金額となる。

イ 公社においてリース会計基準が必ずしも適用される必要はないが、同基準の趣旨や公社全体の有形固定資産に対するリース料総額の重要性を勘案した場合、一定のリース取引については同基準に従って通常の売買取引に準じた会計処理を行い、リース資産および負債を計上することが望ましい。

14 月次報告について

(1) 問題の所在

ア 公社会計規程第80条は、「経営管理課長は毎月、収入支出報告書、債務負担行為報告書及び試算表(以下「月次報告書」という)を作成し、明細書を添付して翌月10日までに理事長に提出しなければならない」と規定している。

しかしながら、公社の月次試算表については、理事長による確認が最大4か月後となっているものがあつた。

公社によると、経理部門は比較的専門性が高い部門で、精通した職員に限られているためどうしても一部の職員に事務が集中してしまう傾向があり、試算表の作成が遅れたとのことである。

イ 公社会計規程第81条は、「経営管理課長は月次報告書に関する証拠書類を別に定めるところにより、理事長に提出し、又は保存しなければならない。」と規定している。

しかしながら、月次試算表の確認欄に理事長の確認印がないものが確認されたところ、当該月次試算表については、理事長への回覧を失念したとのことである。

【指摘事項 No.道 1】

(2) 指摘事項(月次試算表および月次報告書の適切な運用)

法人の活動結果を示す月次試算表を適時に作成し、月次報告書として組織のトップである理事長が確認することは、法人運営の根本となる非常に重要な活動であるから、会計規程に従った運用を確実に行うべきである。

月次試算表の作成の4か月のずれは、公社会計規程第80条に反するものである。

また、同様に、月次報告書の理事長への提出が行われていない事実も公社会計規程第81条に反するものである。

法人の活動結果を示す月次試算表を適時に作成し、月次報告書として組織のトップである理事長が確認することは、法人運営の根本となる非常に重要な活動であるから、これらを軽視せず、会計規程に従った運用を確実に行うべきである。

15 内部監査(本社の各事務所に対する監査)について

(1) 問題の所在

ア 公社内における監査体制について、定款では、「監事は、この道路公社の業務を監査する。」としている(同第7条第4項)。監事による監査は毎年5月末に実施がなされ、監査報告書が作成されている。

ただ、当該定款の条項のほかは、特に内部の監査に関する規程は定められていない。

イ 神奈川県道路公社職務権限規程第9条の4においては、公社の各事務所(横須賀・三浦有料道路管理事務所、真鶴道路管理事務所)の所長の専決事項が定められており、同専決事項としては、1件の金額が250万円未満の工事の執行や(現場代理人及び下請業者の承認、工事の着工、完成届け等を含み、支出命令を除く。)(同第11号)、同第11号に定める契約並びに財産の買入れ、物件の借入れ、財産の売払い及び物件の貸付けに係るものを除く1件の金額が100万円未満の予算の執行(支出命令を除く。)(同第12号)、1件の金額が100万円未満の委託業務(神奈川県道路公社土木工事検査要綱(昭和60年神道公達第3号)に規定する委託業務を除く。)(その他の契約に係る監督及び検査に関する事等)が掲げられている。

ウ 本社の各事務所に対する監査状況に関し、公社の説明によれば、上記イのとおり、一定額未満の執行については各事務所長決裁となっている

が、支払いについてはすべて本社の経営管理部長決裁であるため（神奈川県道路公社職務権限規程第9条（13））、経営管理部長において、支払要件が満たされたこと、仕訳、請求額、請求者等の支払に関する書類が適正であったこと等のチェックをしているとのことであった。

また、事業関係では、各事務所が作成する料金徴収などの道路管理業務に係る設計書のチェック、完了検査等を行い、技術関係では、事務所が起案する設計積算の技術審査、工事・委託業務の検査等を行っているとのことであった。

しかしながら、小払い資金、回数券の保管については、今までは書面による報告のみとのことであり、各事務所に対する監視・監督状況に関する報告書等の資料は無いとのことであった。

【意見 No.道 16】

（2） 意見（本社の各事務所に対する内部監査の徹底）

事故防止、適正執行を徹底する観点から、小払い資金、回数券の保管について、本社による監査を定期的に行うなど、内部監査として、本社の各事務所に対する監査の体制を構築し、また、当該監査の状況に関する報告書等を作成するのが望ましい。

上記（1）イのとおり、各事務所の所長の専決事項が定められているとしても、同事項に係る業務が適切に執行されているか、本社においても監査するのが望ましい。

公社としても、小払い資金、回数券の保管については、平成28年度から事故防止、適正執行を徹底する観点から本社による監査を定期的に行うとのことであるが、かかる点も含め、本社の各事務所に対する監査の体制を構築し、また、監査の状況に関する報告書等を作成するのが望ましい。

16 文書の管理について

（1） 問題の所在

ア 神奈川県道路公社文書等管理規程（以下「文書管理規程」という）第4条第4項は、「課長及び所長は、文書等の整理を促進し、その適正な保管及び保存をするため、ファイル基準表（第1号様式）を作成し、最新の状態に保たなければならない。」と規定している。

また、文書管理規程第9条第2項は、「課長及び所長は、文書等について、別表の保存期間の区分欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の文書

等の類型の欄に掲げる類型に基づき、保存期間を設定しなければならない。」と規定している。

イ この点、包括外部監査人が、平成 27 年度に公社に備置されていたファイル基準表の提供を求めたところ、本社・各事務所分を併せて、合計 53 頁に及ぶ資料の提供を受けた。

ただ、その後、ファイル基準表を基に、各種資料の提供を求めたところ、同ファイル基準表上に項目が記載されているが、「該当無し」ということで実際には同項目に対応する文書等が存在しないものがあった。

他方で、「資料は、ファイル基準表にはありませんが、本社で保管しております。」という文書等もあり、ファイル基準表の記載に不正確な点が見られた。

ウ 公社からの説明によると、ファイル基準表は、毎年 9 月から 11 月に各所属課で更新しており、1 年に 1 回の更新が基本だが、年によっては更新ができていない年があるとのことであった。

【意見 No. 道 17】

(2) 意見 (ファイル基準表の適切な更新)

文書等の適正な保管及び保存をするために、常にファイル基準表が最新の状態に保たれるよう措置を講じられたい。
--

上記 (1) のとおり、平成 27 年度においては公社のファイル基準表の記載に不正確な点が見られた。

この点、包括外部監査人において提出を求めた文書そのものについては、公社より速やかに開示されており、文書自体の管理は一応はなされているものであるが、適時・適切にファイル基準表が作成されていなければ、文書等の適正な保管及び保存に支障をきたすおそれが高いことは言うまでもない。

今後、文書管理規程に従い、また、ファイル基準表の更新時期についてルール・基準を作成のうえ、ファイル基準表が常に最新の状態に保たれるよう措置を講じられたい。

17 固定資産及び備品の管理について

(1) 問題の所在

ア 公社の備品及び固定資産の管理については、公社会計規程第 68 条において、「物品出納員は、物品及び固定資産を受け入れたときは、つねに良好な状態で出納保管しなければならない。」とされている。

- イ 備品及び固定資産に関する現状の管理方法について確認をしたところ、固定資産（公社会計規程実施細則第 29 条によれば、「固定資産」は、取得原価が 10 万円以上のもので、かつ、耐用年数が 1 年以上のものでされている。）は、購入廃棄の際に台帳に追加・削除しているのみで、定期的な現物照合は実施しておらず、少額の備品については、台帳等による管理は行っていないとのことであった。

特に、公社が管理する道路（逗葉新道）沿いに倉庫が設置されており、同倉庫内には、塩化カルシウム、矢印板、安全コーン、草刈り機その他工具等が備えられていたが、どの倉庫に、どの程度（数量）備えられているかについての台帳等はなく、正確な数等の把握はしていないとのことであった。

【意見 No. 道 18】

(2) 意見（固定資産の帳簿と現物の照合）

固定資産については、購入廃棄など資産に動きがあった時点のみではなく、帳簿に計上されている資産の存在性を確認するためにも、最低限年に一度は帳簿と現物の照合を行うことが望ましい。
また、その旨規定に織り込むことも検討されたい。

- ア 固定資産については、購入廃棄など資産に動きがあった時点のみではなく、帳簿に計上されている資産の存在性を確認するためにも、最低限年に一度は帳簿と現物の照合を行うことが望ましい。
イ また、その旨規定に織り込むことも検討されたい。

【意見 No. 道 19】

(3) 意見（備品一覧表の作成及び備品の現物照合）

備品についても、備品一覧表を作成のうえ、年に一回の現物照合などをマニュアル化するなどして、県の備品管理と同水準での管理をするよう検討されたい。

- ア 公社は、県の 100% 出資団体であり、公社の備品は実質的には県の財産ともいえるべきものであるから、固定資産のみならず備品についても年に一回の現物照合をマニュアル化するなどして、県の備品管理と同水準での管理をすることが望ましい。
また、現物照合の担当者が変更された場合における引継を容易かつ確実にを行うためには、誰が見ても管理責任者や存在場所が一義的に把握で

きる内容の備品一覧表とする必要性は高い。

固定資産のみならず備品についても年に一回の現物照合をマニュアル化するなどして、県の備品管理と同水準での管理をするよう検討されたい。

- イ なお、公社からの説明によると、一部事務所においては、平成 20 年度までは少額備品の管理を実施していたとのことであった。また、平成 28 年度において、今回の包括外部監査人の指摘に伴い、公社では速やかに台帳を作成するに至っているとのことであるが、今後も備品及び固定資産の管理を徹底されたい。

18 PCB について

(1) 問題の所在

- ア 公社は、高濃度 PCB 廃棄物（進相コンデンサ、蛍光灯安定器）と低濃度 PCB 廃棄物（微量 PCB 混入電気機器（トランス））を、公社が管理している有料道路沿いに設置されている倉庫にて、保管している。

公社で保管している PCB の量は、低濃度 PCB が 480 k g、高濃度 PCB が 1400.78 k g であり、古いものでは昭和 49 年頃から保管しているものもあるとのことである。

- イ ポリ塩化ビフェニル（PCB）は、絶縁性（電気を通しにくい）、不燃性（燃えにくい）などに優れた特性を有することから、トランス、コンデンサといった電気機器をはじめ幅広い用途に使用されていた。しかし、PCB は、脂肪に溶けやすいという性質から、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、様々な症状を引き起こすことが報告されており、一般に PCB による中毒症状として、目やに、爪や口腔粘膜の色素沈着などから始まり、ついで、座瘡様皮疹（塩素ニキビ）、爪の変形、まぶたや関節のはれなどが報告されており、その毒性が社会問題化したことから、昭和 47 年に PCB の製造は止められている。

また、PCB 廃棄物については、届出、適正保管及び定められた期限（低濃度 PCB 廃棄物の処理期限は平成 39 年 3 月 31 日）までに、処理・処分を行わなければならないものとされている。

- ウ PCB の処分費用について公社が見積り・計算を実施したところ、高濃度のものは 4220 万円、低濃度のものは 150 万円ほどとのことであった。

【意見 No.道 20】

(2) 意見(PCBの早期処分の実施)

PCBは毒性が報告されているものであり、環境汚染が懸念されることから、可能な限り、早期に処分することが望ましい。

PCBは毒性が報告されているものであり、環境汚染が懸念されることから、可能な限り、早期に処分することが望ましい。

公社としては、処分手続きを進めているとのことであるが、特に、低濃度PCBについては、環境大臣が認定する無害化処理認定施設及び都道府県知事等が許可する施設で処理を行っており、処分に時間を要するものではないため、より一層早期処分に向けた努力を検討されたい。

【意見 No.道 21】

(3) 意見(PCB処分費用の引当金としての計上)

PCBの処分に要する費用については、将来確実に発生する費用であり、金額を合理的に見積もることが可能であり、引当金の要件を満たすものであるから、将来見込まれる費用を引当金として計上することが望ましい。

ア 会計基準注解によれば、将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当該会計年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積もることができる場合には、当該会計年度の負担に属する金額を当該会計年度の費用として引当金に繰り入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部に計上又は資産の部に控除項目として記載することになる。

イ この点、PCBの処分に要する費用については、将来確実に発生する費用で、金額を合理的に見積もることが可能であり、引当金の要件を満たすものであるから、将来見込まれる費用を引当金として計上することが望ましい。

第5章 公益財団法人神奈川産業振興センター

第1 法人の概要

1 概要

(1) 目的、所管課及び略称

ア 目的

中小企業者等の経営基盤の強化や新規創業及び新分野進出促進に関する事業を総合的に実施することにより、神奈川県産業の振興に寄与すること（公益財団法人神奈川産業振興センター定款第3条）。

イ 所管課

産業労働局 中小企業部 中小企業支援課

ウ 略称

K I P（Kanagawa Industrial Promotion Center）

(2) 所在地

横浜市中区尾上町5丁目80番地

(3) 基本財産と県の出資

ア 基本財産 3億円

（県の100%出資）

イ 出資の経緯

図表3-5-1 出資の経緯

（単位：千円）

年月	出資金総額	県出資金額	県出資割合	備考
昭和28年8月	107	-	0%	民間からの107千円の寄付
昭和56年4月	5,107	-	0%	神奈川県中小企業従業員会館譲渡に伴う5,000千円の寄付受入
平成6年5月	7,514	-	0%	万葉荘基金剰余金2,407千円の繰入
平成10年4月	300,000	300,000	100%	107千円を神奈川中小企業センター基金、7,407千円を万葉荘基金へ基金化し、県から基本財産として300,000千円を受入

(4) 開設年月及び沿革

昭和28年8月

（財）神奈川県中小企業会館設立

昭和30年3月

現在の所在地に会館を建設し、業務開始

昭和 56 年 6 月	展示場・見本市の専門施設である「神奈川県産業会館」の管理・運営を県から引き継ぐ
平成 6 年 11 月	名称を「(財)神奈川中小企業センター」に変更
平成 9 年 4 月	中小企業者等への融資制度を支援する「神奈川県融資制度支援事業」を開始
平成 10 年 4 月	(財)神奈川県中小企業支援財団から「設備貸与事業及び下請振興事業等」を、神奈川県から「かながわ企業化支援センター事業」を引き継ぐ
平成 10 年 10 月	国から「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法」に基づく「指定支援機関」の指定を受ける
平成 11 年 4 月	県から「新事業創出促進法」に基づく「中核的支援機関」の認定を受ける
平成 12 年 5 月	県から「中小企業基本法」・「中小企業支援法」に基づく「都道府県支援センター」の指定を受ける
平成 13 年 4 月	県及び横浜・神奈川総合情報センターから経営相談、診断助言、情報提供並びに調査研究等の各種事業を引き継ぎ、中小企業支援窓口を一元化
平成 15 年 9 月	国から「産業活力再生特別措置法」に基づく「都道府県中小企業再生支援協議会」として認定を受け、中小企業再生支援業務を開始
平成 17 年 4 月	県から「中小企業新事業活動促進法」に基づく「中核的支援機関」の認定を受ける
平成 20 年 4 月	(社)神奈川県産業貿易振興協会と統合し、名称を「(財)神奈川産業振興センター」に変更
平成 23 年 6 月	公益認定を受け、名称を「公益財団法人神奈川産業振興センター」に変更

平成 24 年 12 月

中小企業庁から「中小企業経営力強化支援法」に基づく「経営革新等支援機関」の認定を受ける

(5) 県との財政的な関係

ア 出資金 3 億円
(県の 100% 出資)

イ 補助金

平成 25 年度から平成 27 年度までにおける県から K I P に対する補助金は下記図表 3 - 5 - 2 のとおり。

図表 3 - 5 - 2 平成 25 ~ 27 年度県補助金一覧 (単位: 千円)

事業名	平成25年度	平成26年度	平成27年度
神奈川産業振興センター事業費	382,543	382,534	389,090
国際ビジネス支援事業費	61,816	64,682	78,291
小規模企業者等貸付事業費	28,685	25,987	22,293
小規模企業者等貸付事業費	10,236	8,252	8,235
小規模企業者等貸付事業費	283	-	-
小規模企業者等貸付事業費	-	-	26,402
産業集積促進事業費	110,951	94,236	75,938
産業立地促進事業費	21,107	17,080	10,244
中小企業制度融資事業費	772,140	757,248	642,366
合計	1,387,765	1,350,021	1,252,860

ウ 負担金

平成 27 年度における県から K I P に対して支払われた負担金は下記図表 3 - 5 - 3 のとおり。

図表 3 - 5 - 3 平成 27 年度県負担金一覧

負担金名(事業名)	県負担金額
神奈川県中小企業センター施設設備改修費	760,871 円
中小企業経営・技術総合支援推進費の一部	2,125,854 円
合計	2,886,725 円

エ 貸付金

平成27年度における県からKIPに対する貸付金は下記図表3-5-4のとおり。

図表3-5-4 平成27年度県貸付金一覧 (単位：百万円)

貸付事業名	平成26年度末残高	平成27年度			
		新規借入	元本返済	利息支払	元本残高
小規模企業者等設備貸与事業	599	-	131	-	468
小規模企業者等設備貸付事業	3,630	135	552	-	3,213
小規模企業者等設備貸与事業(新貸与)	-	731	-	0	731
合計	4,230	866	683	0	4,412

オ 損失補償

平成27年度において、KIPと県は、小規模企業者等設備貸与事業及び神奈川県融資制度支援事業について損失の補償契約を締結しており、その限度額は下記図表3-5-5のとおり。なお、いずれの補償契約についても県による補償の実績はない。

図表3-5-5 平成27年度県損失補償一覧 (単位：千円)

対象事業	補償限度額の決定方法	保証(補償)期間	限度額
小規模企業者等設備貸与事業 (平成26年度以前)	当該事業額の45% (リース事業は50%) 相当額	H19.4.1~H28.3.31	240
		H20.4.1~H29.3.31	240
		H21.4.1~H30.3.31	240
		H22.4.1~H31.3.31	144
		H23.4.1~H32.3.31	240
		H24.4.1~H33.3.31	240
		H25.4.1~H34.3.31	240
		H26.4.1~H35.3.31	134
小計			1,718
小規模企業者等設備貸与事業 (平成27年度以降)	当該事業額の10%相当額	H27.4.1~H38.3.31	100
小計			100
神奈川県融資制度支援事業	当該事業の当座貸越契約に基づいた借入金相当額	H27.4.1~H28.3.31	99,585
合計			101,404

横浜銀行他 27 行からの借入金総額

カ 委託

平成 27 年度における県から K I P への委託事業及び契約金額は下記図表 3 - 5 - 6 のとおり。

図表 3 - 5 - 6 平成 27 年度県委託事業一覧 (単位: 千円)

事業名	契約金額
GPO (グローバルビジネス・パートナーシップ・オフィス) 運営事業	500
神奈川県プロフェッショナル人材拠拠拠点運営事業	9,688
小規模企業者等改組導入診断事業	843
成長産業育成支援事業	2,000
合計	13,031

(6) 事業内容

平成 27 年度における K I P の事業内容は以下のとおり。

ア 公益目的事業

- (ア) 経営相談・助言事業
- (イ) 情報収集・分析・提供事業
- (ウ) 経営安定・経営改善支援事業
- (エ) 新規創業・新分野進出支援事業
- (オ) 人材育成事業
- (カ) その他公益目的事業

イ 収益事業等

- (ア) 神奈川中小企業センタービル運営事業
- (イ) 工業技術見本市等イベント開催事業
- (ウ) 受託事業
- (エ) 事業基盤整備事業
- (オ) 会員組織運営事業

(7) 組織体制

ア K I P の役員

平成 28 年 4 月 1 日現在での役員構成は、理事長 1 名、専務理事 1 名、常務理事 1 名、理事 4 名、監事 2 名である。

任期は、理事については、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、

最終のものに関する評議員会の終結の時まで（定款第 35 条第 1 項）監事については選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する評議員会の終結の時まで（定款第 35 条第 2 項）とされている。

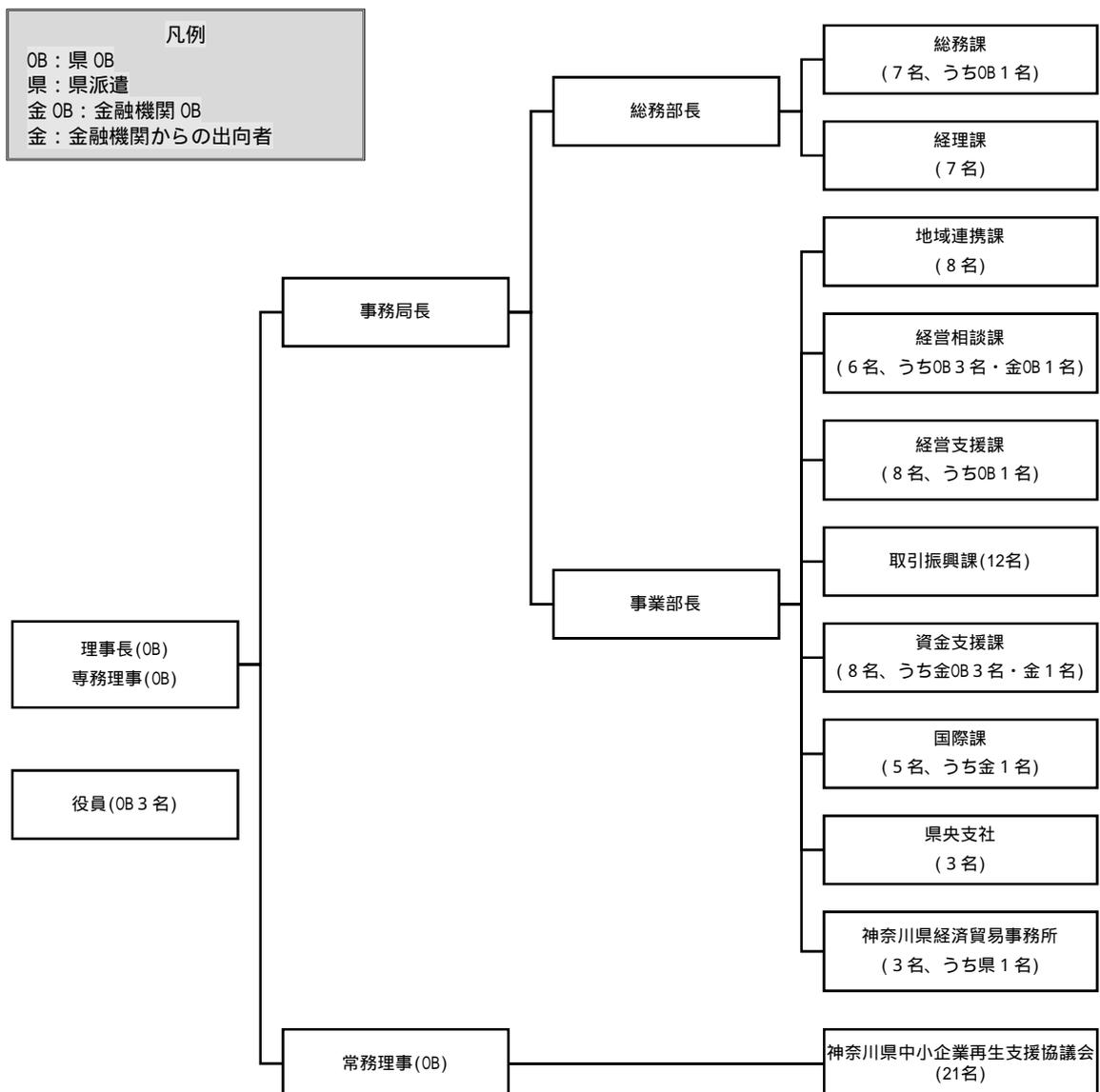
また、理事及び監事は評議員会の決議によって、各々選任する（定款第 30 条第 2 項）とされている。

イ K I P の職員

平成 28 年 2 月 24 日現在での職員内訳は下記図表 3 - 5 - 7 のとおり。

図表 3 - 5 - 7 職員内訳

財団職員	県派遣	県OB	金融機関等OB	金融機関	委嘱	契約職員	臨時職員	日々雇用職員	合計
49人	1人	5人	4人	2人	16人	5人	4人	6人	92人



2 近年のK I Pの実績等

(1) 収支の推移

平成25年度から平成28年度(平成28年度については予算ベース)までの、K I Pの収支状況の推移は下記図表3-5-8のとおり。

図表3-5-8 収支の推移

(単位：百万円)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
事業活動収支の部	65	515	399	10	
事業活動収入	130,018	125,155	105,240	102,666	
基本財産運用収入	6	6	5	5	
特定資産運用収入	32	25	16	18	
事業収入	1,342	1,323	1,302	1,460	1
補助金等収入	1,756	1,837	1,611	1,868	2
負担金収入	22	25	28	39	
事業活動預託金戻入収入	63,411	60,918	51,081	49,629	3
事業活動借入金収入	63,411	60,918	51,081	49,629	3
その他	34	98	112	18	
事業活動支出	129,952	125,670	104,841	102,656	
事業費支出	2,668	3,075	1,574	1,927	
管理費支出	368	378	397	449	
設備貸与資産取得支出	57	333	683	1,000	
事業活動預託金取得支出	63,411	60,918	51,081	49,629	3
事業活動借入金返済支出	63,411	60,918	51,081	49,629	3
その他	36	45	21	22	
投資活動収支の部	50	52	222	249	
投資活動収入	742	713	647	704	
投資活動支出	692	661	870	953	
財務活動収支の部	24	410	72	331	
財務活動収入	1,059	1,371	866	1,000	4
財務活動支出	1,034	961	793	669	4

1：事業収入は以下により構成されている。

- ・ 専門家派遣収入
- ・ 企業負担金
- ・ 割賦販売債権収入
- ・ リース料収入

- ・ 小規模設備資金貸付償還金収入
- ・ センター経営事業収入

2：補助金等収入のうち、県からの補助金の内訳は、前記図表3 - 5 - 2「平成 25～27 年度県補助金一覧」を参照。

3：民間の金融機関から毎期首に借入れを行うとともに、全額を預託金として民間の金融機関に預け入れている。期末に預託金を戻し入れるとともに、借入金の元本及び利息を各金融機関に返済しており、事業活動預託金戻入収入・事業活動借入金収入・事業活動預託金取得支出・事業活動借入金返済支出はいずれも同額となる。

4：全額、貸与・貸付事業に係る借入金の借入れ及び返済に関するものである。

(2) 財政状況の推移

平成 25 年度から平成 27 年度までの、K I P の財政状況の推移は下記図表 3 - 5 - 9 のとおり。

図表 3 - 5 - 9 財政状況の推移

(単位：百万円)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	備考
資産	9,638	9,981	10,106	
流動資産	1,913	2,011	2,676	
現金預金	804	632	778	
割賦設備	326	499	1,007	1
リース投資資産	262	250	221	1
設備資金貸付金	550	576	627	2
その他	117	168	195	
貸倒引当金	148	116	153	
固定資産	7,725	7,970	7,430	
基本財産	311	304	300	
特定資産	2,317	2,182	2,325	
借入金返済準備金	586	534	760	
貸倒引当資産	423	378	314	
その他	1,307	1,269	1,250	
その他固定資産	5,096	5,483	4,804	
建物	4,063	4,081	4,081	
建物付属設備	1,494	1,515	1,538	
その他有形固定資産	146	111	114	
減価償却累計額	2,865	2,945	3,024	

(単位：百万円)		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	備考
	設備資金貸付金	1,908	2,428	1,776	2
	破産更生債権	591	536	460	
	その他	268	292	315	
	貸倒引当金	511	537	459	
負債		5,009	5,423	5,463	
流動負債		1,156	999	975	
	神奈川県借入金	663	652	667	
	金融機関借入金	259	109	100	
	その他	234	238	207	
固定負債		3,852	4,423	4,487	
	神奈川県借入金	3,057	3,578	3,745	
	金融機関借入金	335	387	286	
	その他	459	458	455	
正味財産		4,628	4,558	4,643	
	指定正味財産	1,037	996	991	
	一般正味財産	3,591	3,561	3,652	

1：設備貸与事業において、設備を割賦販売またはリースにより提供した際に生じる債権であり、平成 27 年度における申込及び決定状況は下記図表 3 - 5 - 10 のとおりである。

図表 3 - 5 - 10 平成 27 年度 設備貸与実施状況

区分	申込状況		決定状況	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
割賦	35	822,276	31	695,117
リース	3	35,928	3	35,922
合計	38	858,204	34	731,039

2：平成 26 年度まで実施されていた設備資金貸付事業に係る債権である。

3 近年の取組

平成 26 年 3 月に策定した中期経営計画では、重点的な取組として、「創業支援」、「海外展開事業」、「事業承継支援」を挙げ、県内中小企業の経営支援と県内産業の活性化を目指すと同時に、工業見本市や商談会など従来の主要事業である既存事業の充実強化を図ることを検討している。

第2 監査の実施

- 1 K I Pに対する本年度の包括外部監査の概要
 - (1) 平成28年5月24日 神奈川中小企業センタービル（以下「センタービル」という）にて初回概要ヒアリング
平成28年7月13日 センタービルにて第1回現地調査（現金照合）
平成28年8月5日 センタービルにて第2回現地調査
平成28年9月1日 センタービルにて第3回現地調査
平成28年11月7日 監査人事務所にて追加ヒアリング
 - (2) 以上の現地監査等に加え、書面による質問・回答の形式や電話による聞き取りを行った。
- 2 監査で確認した資料
監査で確認した資料は、次のとおりである。なお、確認した資料すべてをここに挙げることは紙面の都合上困難であることから代表的なものを例示列挙している。
 - (1) 関係法令、規程等
公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律、独立行政法人中小企業基盤整備機構法、倫理規程、コンプライアンス規程、例規規程、情報公開規程、情報公開規程施行細則、特定個人情報・雇用管理情報管理規程、文書等管理規程、文書管理規程施行細則、印章規程等
 - (2) 団体の目的・組織・事業計画等に関するもの
定款、組織及び職制に関する規程、職務権限規程、委員会規程、会員規程、役職員配置図、中期経営計画、事業計画書、事業報告書、理事会議事録、評議員会議事録、定期監査・決算審査説明書等
 - (3) 出資・補助金・その他の財政的援助に関するもの
補助金の交付等に関する規則、県からの各補助金の交付要綱・交付申請書・交付決定通知書・実施状況報告書・事業別収支計算書等、負担金に関する調、貸付金に関する調、県からの各借入れの契約書・返済状況一覧等、損失補償に関する調、県との間の各委託事業の契約書・委託事業実績報告書、請書、仕様書等
 - (4) 予算・会計に関するもの
財務規程、財務規程細則、資産運用規程、貸倒引当金についての資料、収支予算書、決算諸表、未収金一覧等
 - (5) 資産・施設等の管理に関するもの
センタービル管理規程、センタービル管理細則、（県との間の）建物賃

貸借契約書・土地賃貸借契約書、(テナントとの間の)建物賃貸借契約書、各種ファンドに関する資料、固定資産台帳、備品一覧表、修繕実施一覧、長期修繕計画、インキュベートルーム等の入退去者リスト、インキュベート施設への入居にかかわる実施要綱等

(6) 人事・労務、人件費に関するもの

役員の報酬等に関する規程、役員の在任年齢に関する規程、職員給与規程、職員の初任給、昇格、昇給等に関する細則、職員給与の管理職手当に関する細則、職員退職手当支給規程、職員旅費規程、職員就業規程、職員復職支援制限勤務制度に関する職員就業規程細則、職員育児休業等に関する規程、給与台帳等

(7) 委託に関するもの

機種等選定会議要綱、機種等選定会議に関する資料、委託契約書、その他入札関連資料等

(8) 債権管理に関するもの

貸付債権管理要綱、貸与先及び残高一覧、設備資金貸付・設備貸与事業運用マニュアル、延滞債権管理要綱、延滞債権管理(回収)に関する事務取扱いについて、設備貸与申込書、割賦契約書、小規模企業者等設備貸与審査委員会審査結果、延滞債権管理台帳、小規模企業者等設備貸与事業の業務方法に関する実施要綱、貸与対象写真貼付表、事業振興部貸付事務管理要綱等

第3 監査の結果

1 設備貸与事業について

(1) 問題の所在

ア K I Pは、資金調達力が比較的弱い創業者及び小規模企業者等(以下「小規模企業者等」という)の創業及び経営基盤の強化に必要な設備導入の促進を図ることを目的とした事業(以下「設備貸与事業」という)を実施している。

この設備貸与事業は、もともと「中小企業近代化資金等助成法」の下で、(財)神奈川県中小企業支援財団が実施していたものを平成10年4月にK I Pが引き継いだものである。

その後、平成12年度から平成26年度までは「小規模企業者等設備導入資金助成法」の下で設備貸与事業が実施されていたが、同法の廃止に伴い、平成27年度以降においては国と(独)中小企業基盤整備機構が代替制度として創設した設備貸与事業を実施してきたものである。

この設備貸与事業は、設備導入を検討している小規模企業者等（以下「利用者」という）が導入を希望する設備を、K I Pが利用者に代わってメーカー又は販売代理店から購入した上で、利用者に対して割賦販売あるいはリースを行う事業であり、上述のような変遷を経ながら、昭和50年から既に40年以上継続されている。

イ この設備貸与事業は、先にも述べたとおり、資金調達力が比較的弱い小規模企業者等に向けた制度であることから、回収不能となるリスクも低いものではない。

K I Pから提供された貸倒引当金を算出に関する資料について、包括外部監査人にて分析したところ、近年のK I Pの設備貸与事業における貸倒れの見込率は割賦、リースのそれぞれについて、下記図表3 - 5 - 11、3 - 5 - 12のように推移しているようである。なお、下記図表3 - 5 - 11、3 - 5 - 12の債権残高は各年度末の債権残高を示しており、延滞債権額等は、実際に貸倒れとなった額だけではなく、各年度末の債権残高から回収完了まで（平成21年度以降は回収未了）に生じた約定額の1割未満の額で返済している企業、約定終了後も完済まで10年以上かかる企業、倒産・廃業・法的処分又はそれに準ずる状況の企業のいずれかに分類された債権の累計額を示している。

図表3 - 5 - 11 貸倒引当金の算定に当たっての参考資料（割賦）

年度	債権残高（千円）	延滞債権額等（千円）	貸倒見込率
平成18年度	606,511	46,239	7.62%
平成19年度	639,220	69,852	10.93%
平成20年度	504,400	96,350	19.10%
平成21年度	507,382	46,584	9.18%
平成22年度	530,065	46,584	8.78%
平成23年度	441,348	20,376	4.61%
平成24年度	441,220	20,373	4.61%
7か年平均			9.26%

図表 3 - 5 - 12 貸倒引当金の算定に当たっての参考資料（リース）

年度	債権残高（千円）	延滞債権額等（千円）	貸倒見込率
平成 18 年度	587,925	7,329	1.25%
平成 19 年度	588,774	11,905	2.02%
平成 20 年度	484,380	13,014	2.69%
平成 21 年度	411,775	18,202	4.42%
平成 22 年度	399,268	68,945	17.26%
平成 23 年度	417,950	54,961	13.15%
平成 24 年度	336,710	18,472	5.48%
7 か年平均			6.61%

ウ 設備貸与事業においては、専門家による設備導入の事前相談を行った上で、利用者が導入したい設備を確定させ、かかる設備についての見積書 1 通を利用者にて用意することとされており、特段、相見積りをとることは要求されていない。

エ この点、平成 27 年度に申込みがなされた設備貸与案件を見ると、いくつかの案件において同種の設備が対象となっているものがあったものの、見積書に記載される金額については、案件ごとに異なるものであった。

例えば平成 27 年度には K 社製の「PH45A - 15」という型式のコンクリートポンプ車の設備貸与について 4 つの、同じく K 社製の「PH50B - 17」という型式のコンクリートポンプ車について 2 つの申込みがなされているところ、その販売業者及び見積価格はそれぞれ下記図表 3 - 5 - 13、3 - 5 - 14 のとおりであった。

図表 3 - 5 - 13 「PH45A - 15」について（単位：千円）

利用者	申込日	販売業者	見積金額
A 社	H27.4.6	夕社（販売代理店）	18,900
B 社	H27.5.18	ナ社（販売代理店）	16,200
C 社	H27.7.2	ト社（販売代理店）	16,600
D 社	H28.2.15	ト社（販売代理店）	17,280

図表 3 - 5 - 14 「PH50B - 17」について（単位：千円）

利用者	申込日	販売業者	見積金額
E 社	H27.4.6	ト社（販売代理店）	18,090
F 社	H27.6.1	ナ社（販売代理店）	19,440

- オ 利用者ごとに細かいオプション内容が異なるため、一概に金額を比較できるものではないものの、このようにメーカーであるK社からの直接購入ではなく、販売代理店からの購入のケースがほとんどであることからすれば、相見積りをとることにより、より安価に設備を導入できる可能性はある。
- カ この点、利用者に、特定の販売代理店を利用したいという強い意向がある場合などはともかくとして、そうでない場合には、より安価に設備を導入できることは申込者にとってメリットがあるとともに、K I P自身も貸倒れの際の損失額を減らすことで多少のリスク回避が図れるものである。

【意見 No. 産 1】

(2) 意見（設備貸与事業における販売代理店の情報提供）

設備貸与事業において導入する設備をK I Pにて購入する際には、過去の実績から安価に購入できる見込みのある複数の販売代理店の情報を利用者に提供するなどして、より適正な価格で設備を購入できる機会を提供することを検討されたい。

- ア K I Pにおいて長年、設備貸与事業を実施してきているのであるから、設備の価格情報や代理店情報を蓄積・分析し、それを有効活用することが望ましい。
- イ この点、K I Pにおいても、利用者にとって安価かつ適切な価格となるように、利用者に対して、購入予定設備に係る販売代理店との値引き交渉等の有無を口頭で確認したり、設備設置後の最終的な検収作業を行うまでは、値引き交渉が可能である旨を伝えたりしているとのことであった。
- また、販売代理店の選定についても、対象設備の導入経験がない等の理由から、利用者から販売代理店の紹介について要望があった場合に限っては、K I Pから複数の代理店の紹介を行っているとのことであった。
- ウ もちろん、設備導入後のアフターフォローや故障対応といったサービスなどの観点から、設備設置場所が近いなど利便性の高い販売代理店を利用したい、という利用者の意向を重視することを否定するわけではない。

とはいえ、実際に相見積りをとった結果、利用者が利便性よりも金額を重視する可能性もあるのであるから、利用者から販売代理店の紹介について要望がない場合においても、K I Pにおいて、過去の実績から安

価に購入できる見込みのある複数の販売代理店を利用者に情報提供し、より適正な価格で設備を購入できる機会を提供することを検討されたい。

- エ なお、あくまで相見積りの取得先として過去の実績から抽出した販売代理店の情報を提供するにとどめ、最終的には見積価格などを踏まえて申込者の自由意思で販売代理店を選定することとすれば、県の100%出資団体であるK I Pによる特定の販売代理店に対する優遇とはならないものとする。

2 債権管理について

(1) 問題の所在

- ア K I Pが実施する設備貸与事業及び小規模企業者等設備資金貸付事業（以下「資金貸付事業」という）のいずれにおいても、債権管理や債務者の状況の把握が重要であるところ、K I Pでは、平成21年9月30日付金第266号による神奈川県金融課長の通知に基づき、設備貸与事業及び資金貸付事業に係る事務処理について見直しが行われ、「設備資金貸付・設備貸与事業運用マニュアル」（以下「運用マニュアル」という）が改正された。

- イ かかる運用マニュアルの改正は、事業振興部資金支援課における設備事務処理におけるチェック機能の強化及び資金支援課と総務・企画部経理課との内部牽制体制の強化を図ることなどが目的とされている。

- ウ そして、運用マニュアルの末尾には、設備貸与事業と資金貸付事業のそれぞれについて、年度のどの時期にどのような作業を行うべきかをまとめた「年間スケジュール」が添付されている。

この「年間スケジュール」には、毎年度当初（5月頃）に、設備貸与あるいは資金貸付の利用者から決算書を徴求する旨が定められている。

- エ そこで、K I Pにおいて、企業の決算書を「年間スケジュール」に記載されているとおり毎年度徴求しているかを包括外部監査人において質問したところ、すべての利用者から徴求できているわけではない旨の回答がなされた。

- オ K I Pでは、基本的に、約定どおりの返済を行っている利用者からは決算書を徴求するように心がけているものの、K I Pから決算書の提供依頼の連絡をしても決算書を提供してこない利用者が存在するのが実態であるとのことであった。

- カ そもそも、K I Pにおいて設備貸与を実行する際に、その後毎年度の決算書の提出を利用者に義務付けているかを確認したところ、平成27年度にK I Pが新規に設備貸与事業に申込みをしようとする企業に配布し

ていたパンフレットにおいては、「ご利用にあたっての留意事項」として、「設備導入効果や経営状況を把握させていただくために、貸与期間中、毎年決算書類（申告書類一式）をご提出ください。」と明確に記載されていた。

キ しかし、申込みの際に利用者が記入することとなる現状の設備貸与申込書には、「設備貸与契約後も、当センターより要求があった場合には、証憑類、帳簿類を全て開示し、誠意を持って対応できますか。」という質問項目はあるものの、毎年度の決算書の提出を端的に義務付ける規定は存在していなかった。

同様に、割賦契約書やリース契約書の条項においても、「乙（利用者）は、事業の経理状況、経営の状況、機械設備の管理状況等に関して、甲が求めた事項について報告しなければならない。」という包括的な条項は定められているものの、端的に、K I P が提出を求めるまでもなく当然に毎年度の決算書の提出をするよう義務付ける規定は存在していなかった。

ク また、貸付債権の分類方法について、公益財団法人神奈川産業振興センター貸付債権管理要綱（以下「貸付債権管理要綱」という）第3条では「債務超過及び実質債務超過又は著しい業績の悪化等が認められる債権者に係る債権」を要注意先債権に分類することされている。

【意見 No. 産 2】

（ 2 ） 意見（設備貸与実施後の決算書の確実な徴求）

設備貸与事業の申込書や割賦契約書、リース契約書において、包括的な規定ではなく、端的に、設備貸与後において毎年度速やかに決算書を提出することを義務付ける規定を設けるなどして、かかる義務の存在を利用者に強く認識させることなどにより、決算書の徴求をより確実に行っていく措置を検討されたい。

ア 設備貸与あるいは資金貸付を実行した時点において企業が K I P に提出した計画がきちんと達成されているかを確認するためにも、また、企業の履行可能性を適時・適格に把握するためにも、毎年、決算書を適時に徴求することは極めて重要である。

この点、K I P においては、決算書の提出について利用者に対して口頭及び書面で通知するとともに、電話での催促や利用者のもとを訪問するなどして、決算書の徴求に尽力しているものである。

イ それにもかかわらず、決算書の提出を行わない利用者が存在する理由

の一つには、前記のとおり、申込書や割賦契約書、リース契約書において包括的な報告義務を定めるにとどまっており、利用者において毎年度決算書を提出することが義務とされている認識に乏しいことが考えられる。

- ウ 運用マニュアルの記載にもあるとおり、K I Pとしては、設備貸与あるいは資金貸付の利用者から毎年度決算書を徴求することを当然の前提としているのであるから、今後も継続する設備貸与事業については、申込書や割賦契約書、リース契約書において、設備貸与後において毎年度決算後に速やかに決算書を提出することを義務付ける規定を明記するなどして、かかる義務の存在を利用者に強く認識させることにより、決算書の徴求をより確実にやっていく措置を検討されたい。

【意見 No. 産 3】

(3) 意見（貸付債権管理の実効性の確保）

決算書を確実に徴求するなどして、適時に債務者の経営状態を把握することにより、債権管理の実効性を高めるよう努められたい。

- ア 設備貸与の実施前に申込者の審査を行っているにも関わらず、設備貸与事業の貸倒引当金の算定に使用している貸倒見込率（算定の基礎となる延滞債権額等には、実際に貸倒れとなった額だけではなく、約定額の1割未満の額で返済している企業、約定終了後も完済まで10年以上かかる企業、倒産・廃業・法的処分又はそれに準ずる状況の企業のいずれかに分類された債権を含む。）は上記図表3 - 5 - 11、3 - 5 - 12のとおり、割賦について9.26%、リースについて6.61%となっており、これらは決して優れた数値とは言い難い⁴¹。
- イ 債権管理要綱に定められているとおり、著しい業績の悪化が認められる場合には要注意債権に分類する必要があるが、決算書を適時に提供してこない企業が存在するのが実態であるとする、それらの企業については適時に要注意先に分類することができていない可能性も否めず、債権管理の実効性を低めることにもなりかねない。
- ウ 決算書を確実に徴求するなどして、適時に債務者の経営状態を把握することにより、債権管理の実効性を高めるように努められたい。

⁴¹ 「地域金融機関における最近の貸倒引当金算定状況（2015年8月、日本銀行金融機構局）」2頁目によれば、地域金融機関である信用金庫の貸倒引当金比率は10年間平均（2005年度から2014年度まで）で1.8%であった。

3 神奈川経済貿易事務所の事業負担金の管理について

(1) 問題の所在

ア 平成 27 年度において、国際ビジネス支援事業費補助金として県から K I P に対して 7829 万 1323 円の補助金が執行されている。

このうち、神奈川経済貿易事務所（中国の大連に設置されているオフィス。以下「大連経済事務所」という）の運営事業に関しては 2349 万 7991 円の補助金が執行されている。

平成 27 年度における大連経済事務所の職員は、所長（県派遣）副所長（財団職員）及び現地採用職員（契約職員）の 3 名であり、そのうち、所長及び副所長についての海外駐在手当、海外住居手当、勤勉手当、配偶者手当、子女教育手当などの手当関連については、かかる補助金を原資として、K I P から在中職員に対して直接送金がなされている。平成 27 年度における主な手当等の支払状況の概要は下記図表 3 - 5 - 15 のとおり。

図表 3 - 5 - 15 平成 27 年度大連経済事務所海外手当等支給額一覧

受給者	名目	送金額(千円)
前所長	・海外駐在手当・海外住居手当・海外赴任に関する旅費（H27.4）	520
所長	・海外赴任に関する旅費（H27.4） ・海外駐在手当・海外住居手当・配偶者手当・子女教育手当（H27.4～H28.3） ・勤勉手当（H27.6、H27.12）	8,777
副所長	・海外駐在手当・海外住居手当（H27.10～H28.3）	2,427
合計		11,724

なお、上記図表 3 - 5 - 15 における各種手当等とは別に、所長の勤勉手当を除く給与については、県と K I P との間で締結されている「神奈川県職員の派遣に関する取決め」及び「派遣職員が従事する業務等に関する取決め」の定めに基づき、県が執行している。副所長の給与・賞与については K I P が執行している。また、現地採用職員の給与については、後に述べる「海外事業費」から執行されている。

イ また、一部の出展料などについては「国内執行額」として K I P より博覧会主催者などに直接送金しているものの、大連経済事務所の事業費の大半については、K I P から大連経済事務所に「海外事業費」という名目で、年度当初に作成された送金計画に基づき複数回に分けて送金す

る、という方法をとっているようであり、平成 27 年度においては、下記
 図表 3 - 5 - 16 のとおり送金が予定・実行されていた。

図表 3 - 5 - 16 平成 27 年度海外事業費送金一覧 (単位：千円)

名目	送金予定額	送金実行額
海外事業費 4 月分	1,250	1,250
海外事業費 5 月分	1,200	1,200
海外事業費 6 月分	1,000	1,000
海外事業費 7 月分	1,250	1,250
海外事業費 9 月分	2,100	2,100
海外事業費 11 月分	2,100	2,100
海外事業費 1 月分	2,397	-
海外事業費 2 月分	-	650
合計	11,297	9,550

この、大連経済事務所の「海外事業費」の送金先は、みずほ銀行大連
 支店に設けた K I P 名義の口座となっている。

なお、同口座の金銭出納用の印章の保管者は、大連経済事務所の所長
 とのことである。

- ウ 包括外部監査人において、この「海外事業費」の詳細な用途について
 説明を求めたところ、K I P の認識としては、「海外事業費」を大連経済
 事務所に送金した時点で K I P の手から離れ、大連経済事務所の所長の
 執行権限に属し、大連経済事務所で執行するものであり、手許に資料は
 ないとのことであった。また、大連経済事務所については経理システム
 を採用していないので、総勘定元帳のようなものもないが、予算差引簿
 で対応しているとのことであった。

その理由としては「公益財団法人神奈川産業振興センター職務権限規
 程」(以下「職務権限規程」という)第 14 条において、以下のような予
 算執行及び支出命令については大連経済事務所の所長の専決事項が規定
 されているから、というものであった。

職務権限規程

第 14 条

(1) ~ (6) 略

(7) 1 件の金額が 2 万中国元 (約 36 万円) 未満の神奈川経済貿易事務所の予算の執行に関する事

(8) 前項に規定する 1 件の金額が 2 万中国元未満の支出命令に関する事

エ そして、日本側での確認については、上記金額未満のものについてはその都度の執行内容の確認は行っておらず、年度中の予算執行状況の把握のため予算差引簿を、また、経費別の執行状況を把握するために予算差引簿を基礎に経費執行一覧表を作成し、適宜日本側担当者が確認を行っている、とのことであった。

なお、この確認の際には、支出の裏付けとなる証憑については確認しておらず、証憑については、K I P の職員が大連経済事務所に出張する際に確認したケースはあるものの、定期的に証憑を確認するルールなどはないとのことであった。

そこで、平成 27 年度には具体的にいつ、どのような方法で証憑を確認したのかを質問したところ、「適宜差引簿のデータにて執行状況を確認しています。」という回答がなされており、「海外事業費」の用途の適切性については、大連経済事務所の所長に対する信頼のもとに成り立っていると考えられる。

なお、大連経済事務所の事業概要については K I P に対して毎月報告が行われているようであるが、包括外部監査人が確認したところ、平成 27 年度における月報 12 通のうち半数である 6 通については、確認印が押されていなかった。但し、K I P からの聴き取りによればかかる 6 通のうち 4 通についてはメールでの回覧は行われていたとのことであり、K I P 内で回覧が行われていなかったのは 2 通とのことであった。

オ また、平成 27 年度における「海外事業費」は、当初、合計 1129 万 7416 円と予定されていたものの、「国内での支出経費が増額した」との理由から、年度中に「海外事業費」の額が 174 万 7416 円減額されているものである。具体的には、平成 27 年度中に県との調整により、所長の県共済保険料として概算 160 万円相当分について全額 K I P にて負担することとなったため、当初の海外事業費の執行計画を一部変更し、174 万 7416 円を国内事業費に充当したとのことである。

かかる充当のために、大連経済事務所において予定していた中国にお

けるプロモーション活動について、計画の一部変更や経費削減等を行い調整して対応したとのことであった。

【意見 No. 産 4】

(2) 意見(神奈川県経済貿易事務所の支出状況の適時・適切な把握)

適切な補助金額を算出するためにも、K I Pにおいて神奈川県経済貿易事務所の支出状況をより詳細に把握し、不要な支出がないかを確認する体制を構築するよう検討されたい。

- ア そもそも、県からの補助金の用途の一部である大連経済事務所における収支の詳細をK I Pにて随時把握していないこと自体が問題であると考え。
- イ また、平成27年度においては、年度中に「海外事業費」が170万円以上も減額されたことに対して、計画の一部変更や経費削減等により対応できていたとのことであり、不測の事態において計画変更や経費削減を行うこと自体はやむを得ないものであるが、「海外事業費」の用途の適切性が大連経済事務所の所長に対する信頼のもとに成り立っている現状においては、そもそも積算された補助金額が過大であったとすら疑われかねないものとする。
- ウ そこで、今後、適切な補助金額が算出されていることを担保するためにも、K I Pにおいて大連経済事務所の支出状況をより詳細に把握し、不要な支出がないかを確認する体制を構築されたい。

4 神奈川県経済貿易事務所の職員の旅費について

(1) 問題の所在

- ア 平成27年度において、大連経済事務所の職員が中国国内に出張した際に、「現地旅費」という名目で下記図表3-5-17のとおり、日当が支給されていた。

図表3-5-17 平成27年度大連経済事務所日当一覧

月日	件名	支出額	
		中国元	円換算額
4月8日	瀋陽出張日当	1,318	23,724
4月20日	寧波、上海出張日当	1,636	29,448
5月20日	成都出張日当	404	7,272
5月27日	南京出張日当	613	11,034

月日	件名	支出額	
		中国元	円換算額
6月29日	瀋陽出張(6月30日、7月1日)日当	496	8,928
7月7日	青島出張(7月9日、10日)日当	399	7,182
7月7日	瀋陽出張日当(中日高齢者産業交流会参加)	50	900
7月7日	瀋陽等出張(日中経済会議)日当	590	10,620
7月10日	北京出張(7月20日、21日)日当	505	9,090
8月3日	上海出張(8月4日~6日)日当	592	10,656
8月21日	瀋陽出張(8月31日、9月1日)日当	615	11,070
8月24日	上海出張(9月9日、10日)日当	417	7,506
9月21日	瀋陽出張(9月22日、23日)日当	420	7,560
9月24日	台湾出張(9月27日~30日)日当	842	15,156
10月9日	義烏出張(10月12日~15日)日当	832	14,976
10月30日	上海出張(11月1日~4日)日当	840	15,120
11月20日	広州出張(11月21日~23日)日当	613	11,034
12月1日	上海出張日当	618	11,124
12月8日	瀋陽出張日当	826	14,868
12月14日	瀋陽出張日当	526	9,468
12月21日	台湾出張(12月22日~26日)日当	1,067	19,206
1月20日	上海出張(1月21日~23日)日当	668	12,024
1月27日	青島出張(1月28日、29日)日当	540	9,720
2月26日	台湾ミッションアテンド日当	1,103	19,854
2月26日	杭州・蘇州・上海日当	681	12,258
3月7日	天津出張日当	1,133	20,394
3月14日	1日延長分の日当	448	8,064
3月23日	重慶出張日当	1,520	27,360
平成27年度日当合計		20,312	365,616

円換算額は年間平均レート：1元 = 18円(円未満切り上げ)により包括外部監査人にて算出

なお、網掛けのなされている8月21日、8月24日、11月20日、12月1日、12月14日、3月7日の日当については、K I Pから包括外部監査人に提供された「平成27年度大連経済事務所 経費執行一覧」には日当として記載されていなかった。K I Pの説明によれば、誤記とのことである。

イ この点、K I Pの職員がK I Pの用務のため旅行する場合の旅費の支

給に関しては、「公益財団法人神奈川産業振興センター職員旅費規程」(以下「旅費規程」という)に定められている。

この旅費規程第2条において、「旅行」は下記図表3-5-18のとおり4種に区分けされている。

図表3-5-18 旅行の種類

旅行の種類	旅費規程における定義
県内旅行	神奈川県内における旅行及び神奈川県と東京都の区に存する区域(以下「県内区域」という)との間における旅行
県外旅行	県内区域を除いた本邦(本州、北海道、四国、九州、沖縄及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。)内及び本邦と県内区域との間における旅行
外国旅行	本邦と外国(本邦以外の領域(公海を含む。)以下同じ。)との間における旅行
中国国内旅行	大連経済事務所職員の用務のための中国領域内の旅行

ウ そして、「日当」については、旅費規程第17条及び別表第2にのみ規定がなされているところ、これらはいずれも「第3章 外国旅行」における旅費の規定である。

しかし、上記図表3-5-18記載のとおり、旅費規程第2条は「外国旅行」と「中国国内旅行」とを明確に区分けして定義しているのであるから、「外国旅行」における「日当」の発生根拠である規定は、「中国国内旅行」について「日当」が発生する根拠とはならないものと包括外部監査人は考える。

エ この点、平成27年度の「中国国内旅行」については、上記図表3-5-17のとおり日当が支給されていたことから、この日当支給の根拠について旅費規程以外に規定があるのかを確認したところ、旅費規程第17条第1項及び別表2を根拠として支給していた、とのことであった。

オ なお、大連経済事務所の所長自身が出張する場合には、所長自身が旅行命令を出すこととなっている。

【指摘事項 No. 産 1】

(2) 指摘事項(中国国内旅行における日当支給の根拠の整備)

K I Pにおいては、「中国国内旅行」について日当を支給する是非を検討するとともに、支給を継続する場合には、中国国内においてもその出張先ごとに日当の基準を定めるなど、日当支給の根拠としてふさわしい内容に旅費規程を改定することを検討すべきである。

ア 平成 27 年度に大連経済事務所の職員に支給された日当も、海外事業費の一部とされており、その原資は県から支給される国際ビジネス支援事業費補助金である。

県の限りある財源から執行される補助金が、根拠なく K I P 職員の日当に充てられるべきでないことは言うまでもない。

イ この点、現状においては、K I P は「中国国内旅行」についても、旅費規程の「外国旅行」の条項を適用して日当を支給しているようであるが、そもそも旅費規程の条文上、「外国旅行」と「中国国内旅行」は明確に区分けされており、「外国旅行」の場合に日当が支給される旨の文言が、「中国国内旅行」の場合にも適用されると解釈することは強引であると思慮され、「中国国内旅行」についての日当の支給は根拠に乏しいと言わざるを得ない。

ウ そもそも K I P の旅費規程における日当は、交通費や宿泊費、旅行雑費とは別に定められているものであるから、それら以外の出張に伴う諸経費の実費弁償といった意味合いで支給されるものと考えられるところ、K I P の旅費規程において「県内旅行」や「県外旅行」といった日本国内旅行について一切日当が支給されないことに照らせば、もともと中国を拠点としている大連経済事務所の職員による「中国国内旅行」についても日当は支給されないと考えても不合理とはいえない。

もちろん、日本国内旅行と中国国内旅行とでは、諸経費に差異があるであろうが、大連経済事務所の職員については「公益財団法人神奈川産業振興センター職員給与規程」第 24 条に基づき海外駐在手当、海外住居手当、配偶者手当、子女教育手当といった別段の手当てがなされているのであるから、これらの点を踏まえて「中国国内旅行」について別途日当を支給する是非について検討する必要があると考える。

特に、大連経済事務所(大連)から航空機により 1 時間半程度で移動できる北京出張についても日当が支給される現状は、日本国内旅行について一切日当が支給されないことと比べてバランスを失しているというべきである。

エ なお、この点について、県は、国家公務員の旅費に関する法律や県の職員の旅費に関する条例、ジェットロにおける旅費規程などにおいて、外国国内旅行についても日当を支給していることから、K I Pの中国国内旅行について日当を支給することに問題がないと考えているようである。

しかし、国家公務員の旅費に関する法律第2条第1項第5号が規定する「外国旅行」の定義は、そもそも「本邦と外国との間の旅行」のみならず、「外国における旅行」を含んでいるのであり、K I Pの旅費規程とは根本から規定が異なるものである。

さらに言えば、国家公務員の旅費に関する法律においては、「内国旅行」についても一定の場合に日当が発生する旨が規定されており、この点からもK I Pの旅費規程とは全く根本から規定が異なるものである。

オ 以上のとおり、現状のK I Pの旅費規程においては、「中国国内旅行」について日当を支給する根拠に乏しいと言わざるを得ず、所長の出張について所長自身が旅行命令を出すこととなる現状を踏まえると、旅費規程自体を恣意的な解釈がなされないように関係機関の規定を参考にするなど速やかに改善する必要があると考える。

K I Pにおいては、今後、「中国国内旅行」について日当を支給する是非を検討するとともに、支給を継続する場合には、中国国内においてもその出張先ごとに日当の基準を定めるなど、日当支給の根拠としてふさわしい内容に旅費規程を改定することを検討されたい。

【指摘事項 No. 産 2】

(3) 指摘事項(国際ビジネス支援事業費補助金の執行状況の適切な確認)

県においては、国際ビジネス支援事業費補助金が適正に執行されるよう、同補助金の執行状況の確認体制を再検討するべきである。

ア 平成27年度に大連経済事務所の職員に支給された日当の原資は県から支給される国際ビジネス支援事業費補助金であり、県の限りある財源から執行される補助金が、根拠なくK I P職員の日当に充てられるべきでないことは言うまでもない。

イ この点、県は、K I Pが国やジェットロにおける外国国内旅行の取扱いに準じて日当を支給していることから、問題がないと考えていたとのことであるが、上記(2)で述べたとおり、現状のK I Pの旅費規程においては、「中国国内旅行」について日当を支給する根拠に乏しいと言わざるを得ない。

ウ 県においては、県の限りある財源から執行される補助金が明確な根拠

規定等に基づき適正に執行されるようK I Pを指導するとともに、国際ビジネス支援事業費補助金の執行状況の確認体制を再検討すべきである。

5 備品の管理について

(1) 問題の所在

ア K I Pでは、固定資産の管理についてはK I Pの財務規程（以下、単に「財務規程」という）第39条において、事務局長を資産管理者とした上で、固定資産台帳を備え、その管理及び移動等の状況を記録しなければならない、と規定されているものの、備品の管理については、10万円未満の持出可能な備品については備品管理要綱に基づき備品管理簿が作成されている一方で、それ以外の備品の管理について特段の規定がなされていない。

イ 現状の備品の管理方法について確認をしたところ、持出可能な備品も含めて、全ての備品について一覧表（以下「備品一覧表」という）が作成されているものの、備品の現物照合については、二年に一回程度行われているとのことであった。

ウ また、備品一覧表には「管理室課名」、「所属」という項目があり、K I Pの担当者の説明によれば、前者は持出可能なものは管理責任者の所属を、持出不可能なものは総務課をそれぞれ記載し、後者は存在場所を記載することとしているようであるが、「管理室課名」の欄に「11Fミーティングルーム」、「14Fホール」などといった場所を示す記載がなされていたり、「所属」の欄に「販路促進課」、「経理課」などといった室課名を示す記載がなされていたりと、実態にそぐわない記載が散見された。

エ 加えて、K I Pの担当者の回答によれば、備品の存在場所が変更された場合においては、「所属」の欄を変更するのではなく、「備考」欄に記載する方法で管理している、とのことであり、同一の備品について場所を示す記載が複数残存しており、当該備品が現在どこにあるのかを備品一覧表を一見しても把握しづらい状況にあると言わざるを得ない。

オ この点、K I Pにおいて、備品の大半を占める持出不可能な備品の現物照合を実施するのは総務課の3、4名であり、かかる3、4名にとっては現在の備品一覧表で十分対応できているとのことである。

しかし、持出可能な備品については総務課以外の課の課長が現物照合を行うようであるし、また、総務課においても現物照合の担当者が変更された場合における引継を容易かつ確実にを行うためには、誰が見ても管理者や存在場所が一義的に把握できる内容の備品一覧表とする必要性は高い。

カ なお、備品一覧表には「確認」という項目があり、前回現物照合時に確認できた備品について丸印を付ける運用となっているようであるが、この備品一覧表は、同種の備品が一つの欄に集約されて記載されているため、同種の備品のうち一部が現物照合できなかった場合における確認結果を「確認」欄だけでは正確に記載できない状態となっている。

例えば、9台の同種のイスのうち、1台の行方が不明であった場合は、「備考」欄に1台の行方が不明である旨が記載されるものの、残り8台の現物照合をした上で、「確認」欄には丸印が記載されている。

キ また、K I Pにおいては、固定資産についてはオレンジ色のシールを、備品については白色のシールを貼付する方法で管理しているとのことであったが、包括外部監査人にて現地を確認した際に、12階の会議室の机など、一見して備品に該当するようなものについて、管理番号の記載されたシールが貼られていない、あるいは一部が剥がれ落ちているものもあり、備品管理についてのマニュアルがないがゆえに、管理方法が統一されていない印象を受けた。

【意見 No. 産 5】

(2) 意見(備品の管理の徹底)

備品についても年に一回の現物照合などをマニュアル化するなどして、県の備品管理と同水準での管理をするよう検討されたい。
--

K I Pは県の100%出資団体であり、K I Pの備品は実質的には県の財産とも捉え得るものであるから、固定資産のみならず備品についても年に一回の現物照合をマニュアル化するなどして、県の備品管理と同水準での管理をするよう検討されたい。

6 外部委託について1(委託業者保有データベース活用について)

(1) 問題の所在

ア K I Pの外部委託については、財務規程第32条において、随意契約にすることができる場合が列挙されており、金額による制限については、予定価格が250万円未満の工事、その他の請負又は100万円未満の物件の買い入れを行うとき、とされている。

これは、取引価額の大きな取引については、原則としては入札等の方法により競争原理を働かせ、より安価な条件で取引をすることにより、K I Pの支出を削減する趣旨のものである。

この点、K I Pは平成27年度において、ダイレクトメール(以下「D

M」という)の発送業務やメールマガジンの配信業務について、下記図表3-5-19のとおり随意契約を締結していた。

図表3-5-19 平成27年度発送・配信業務随意契約一覧

(単位：千円)

番号	委託先	委託業務内容	委託金額	随意契約とした理由
	A社	DM代行	3,508	委託業者保有データベース活用のため
	B社	DM代行	4,031	委託業者保有データベース活用のため
	C社	DM代行	1,069	委託業者保有データベース活用のため
	D社	DM代行	2,535	委託業者保有データベース活用のため
	B社	メルマガ配信	2,527	委託業者保有データベース活用のため
合計			13,670	

イ 上記図表3-5-19の契約は、いずれも「委託業者保有データベース活用」のために随意契約となっているようであり、を除く4件はいずれも予定価格が250万円を超える契約となっている。

KIPからの聴き取りによれば、各委託業者は製造業系の情報誌等の発行、イベント、展示会の開催等を通じて独自の顧客データベースを保有しており、それらの顧客層が、KIPが開催する見本市等が想定する来場者層と合致していることから、集客促進のために委託業者保有のデータベースを活用すべく、各委託業者との間で随意契約にせざるを得ないとのことである。

ウ 大規模な展示会などにおいて、より多くの集客を狙って外部のデータを活用すること自体は一般的なことのようにあるが、KIPにおいてはこれまで長年、工業技術見本市等を数多く開催し、多くの参加者の情報を蓄積しているはずであるから、必ずしも委託業者が保有するデータベースに頼る必要はないようにも思われる。

実際に、平成27年度においても、KIPは独自の顧客データベースに登録された企業に対しては、別途DMを発送しており、かかる発送業務については入札方式により外注しているものである。

エ そこで、A社、B社、C社、D社によるDM発送先企業(実際には個人宛も含まれるが、便宜上「企業」とする。以下同じ。)と、KIP独自のデータベースに基づくDM発送先企業とに、重複する企業がないかを確認したところ、「DM発送の委託業務については、当該委託業者が保有しているデータを利用することを前提としており、保有データを譲り受ける旨の契約を締結しておりません。上記の理由により、(委託業者がど

の企業にDMを送ったかの)データについてKIPが提示を受けることはなく、KIPでの(重複の)確認はできません。」との回答がなされた(なお、括弧内の文言は包括外部監査人にて補完したものである。)

オ また、A社、B社、C社、D社によるDM発送先企業の中で、重複する企業があるかどうかについても、KIPは同様の理由により把握していないとのことであった。

但し、KIPからの聴き取りによれば、A社は製造業関連、B社は中小企業経営者関連、C社は光技術・光産業関連、D社は専門家やエンジニア関連といった具合に、得意とするターゲット層が異なる業者に外注することにより、重複を避ける努力をしているとのことであった。

カ なお、平成27年度においては、工業技術見本市のDM発送に際し、A社については3万件、B社については3万件(メルマガ配信については34万7470件)、C社については1万件、D社については2万件のデータを利用していたものである。

一方で、KIP自身が保有していたデータベースをもとに発送したのは6万3000件とのことであった。

【意見 No. 産6】

(2) 意見(委託業者保有データベースの適切な活用)

KIPは、DM発送業務を委託するに際して、委託業者が保有するデータベースを購入する場合におけるコストも検討するなどして、今一度、真に当該委託業者しか保有していないデータベースを活用するケースといえるのか否かを慎重に検討するとともに、できる限り重複発送を回避する方法を検討することが望まれる。

ア 随意契約による委託では、競争原理が働かず、適正な価格での委託が困難となるおそれがあることから、可能な限り入札の方法により委託をすることが望ましいことは言うまでもない。

この点、各委託業者が独自に保有するデータベースを活用して新規顧客の集客をすること自体の有用性を否定するものでもないし、真に当該委託業者しか保有していないデータベースを活用するのであれば、その契約方法として随意契約を選択することもやむを得ないと考える。

イ しかし、各委託業者が実際にどこの企業にDMを送ったのかをKIPにおいて確認できない現状においては、委託業者間での発送先の重複を回避できないばかりか、各委託業者による発送先企業が真にKIP独自のデータベースに登録されていない企業なのか否かについても把握で

きず、そもそも各委託業者保有のデータベースを活用することが、「新規顧客の集客」に結びついているかどうか確認できない状態にある。

ウ 各委託業者から同じ企業、同じ担当者宛に複数のDMが重複して発送されているようであれば、かかる重複分は無駄というべきであるし、K I P独自のデータベースに登録された企業・担当者と重複している場合には、そもそも発送業務のみを入札により委託すれば事足りるものである。

エ 例えば、K I Pにおいて、各委託業者からDMを発送する予定の企業情報を事前に提供を受けるなどして、できる限りK I P独自のデータベースと重複しない企業への発送業務のみを随意契約により委託することや、各委託業者が当該年度に発送した先の企業情報を随時K I P独自のデータベースに追加していくこととすれば、無駄な重複を回避したり、随意契約による発送先件数を減らしたり、ひいては委託料を下げることも可能なのではないかと考える。

オ なお、包括外部監査人からの上記エの提案を踏まえ、K I Pは平成 28 年度に、各委託業者に対して保有データの開示の可否を確認したところ、「商売上の基本財産である」、「個人情報保護の観点からも開示はできない」などと保有データの開示について否定的な回答がなされたとのことであり、上記エで述べたような方法をとることで更なるコストが生じる可能性は否めない。

しかし、上記図表 3 - 5 - 19 の ~ の随意契約の合計額は 1367 万円にも上っており、この中に委託業者間での重複発送や、K I P独自のデータベースとの重複発送がどの程度含まれているかも確認できない現状は、できる限り改善する必要があると考える。

カ そこで、K I Pは、DM発送業務を委託するに際して、委託業者が保有するデータベースを購入する場合におけるコストも検討するなどして、今一度、真に当該委託業者しか保有していないデータベースを活用するケースといえるのか否かを慎重に検討するとともに、できる限り重複発送を回避する方法を検討することが望まれる。

7 外部委託について 2 (プロポーザル方式について)

(1) 問題の所在

ア K I Pにおいては、公益財団法人神奈川産業振興センター機種等選定会議要綱(以下「選定会議要綱」という)に基づき、工事、その他の請負、物件の買入れ、印刷物の発注、又は賃借に係る機種選定及び入札参加者等の選定を適正に行うために、公益財団法人神奈川産業振興センタ

一機種等選定会議（以下「選定会議」という）が設置されている。

そして、建物総合管理業務の委託については、平成 25 年度、平成 27 年度のいずれについても、それぞれプロポーザル方式を用いることが選定会議で決定され、委託業者が選定されているものである。

イ 大まかな流れとしては、選定会議において選定した複数の企業に対して、「神奈川中小企業センタービル総合管理業務委託に係る企画提案実施要領」、「神奈川中小企業センタービル総合管理業務委託仕様書」、「意思確認書」、「神奈川中小企業センタービル総合管理業務に関する質問書」を発送し、「意思確認書」の返送により参加意思を確認するとともに、参加意思を示した企業に企画提案をさせた上で、可否の評価をする、というものである。

なお、可否の評価方法は、「管理体制」、「緊急時対応」、「有資格者」、「環境配慮」、「その他」の 5 項目について 75 点、提案金額について 25 点が割り振られており、100 点満点のうち 70 点以上を合格としている。

また、合格した企業のうち、最も点数の高かった企業を優先交渉権者として選定し、併せて次点交渉権者も選定することとしており、優先交渉権者と契約を行わない場合には、次点交渉権者に確認の上契約することとなっている。

ウ 平成 25 年度におけるプロポーザル参加者選定基準及び選定会議により選定された企業は下記図表 3 - 5 - 20 のとおりである。

図表 3 - 5 - 20 平成 25 年度に選定された企業一覧

企業名	参加の有無	提案金額（税抜）
A 社	参加	5120 万 9400 円
B 社（受注）	参加	5042 万 4000 円
C 社	辞退	辞退のため提案なし。
D 社	辞退	辞退のため提案なし。
E 社	辞退	辞退のため提案なし。
F 社	辞退	辞退のため提案なし。
G 社	辞退	辞退のため提案なし。
H 社	辞退	辞退のため提案なし。
<p>プロポーザル参加者選定基準</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 神奈川県入札資格者名簿 A ランクのうち、総合建物管理を第 1 希望として登録しているもの 2 横浜市内に事業所があるもの 3 資本金が 1 億円以上 10 億円以下のもの 		

また、平成 27 年度におけるプロポーザル参加者選定基準及び選定会議により選定された企業は下記図表 3 - 5 - 21 のとおりである。

図表 3 - 5 - 21 平成 27 年度に選定された企業一覧

企業名	参加の有無	提案金額（税抜）
B 社（受注）	参加	5210 万円
I 社	辞退	辞退のため提案なし。
H 社	辞退	辞退のため提案なし。
J 社	辞退	辞退のため提案なし。
K 社	辞退	辞退のため提案なし。
<p>プロポーザル参加者選定基準</p> <p>県の入札資格者名簿に営業種目が「総合建物管理の委託」であるもの 268 社の中から次の手順で選定</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 機種等選定会議要綱第 9 条第 1 項第 1 号・第 2 号適用で、横浜市中区・西区・南区・磯子区に本店、支店又は営業所を有する業者を選定 2 1 の中からランクが A ランクの業者を選定 3 2 の中から総合建物管理が 1 番得意としている希望順位 1 の業者を選定 4 3 の中から ISO14001 を取得している業者を選定 		

エ 上記図表 3 - 5 - 20、3 - 5 - 21 を見ると、いずれの年度においても辞退者が目立つ状況にある。さらに言えば、平成 27 年度においては、5 社を選定したものの 4 社が辞退しており、プロポーザルを行ったのは 1 社のみであった。

また、平成 25 年度にプロポーザルに参加した A 社は、選定基準が変更されたためか、平成 27 年度には選定すらされていない。

オ この点、現状のプロポーザル方式においては、合否判定基準で 70 点未満が不合格となるどころ、1 社のみ参加の場合には見積金額の部分だけで確実に 25 点（1 位 5 点の 5 倍）が計上されてしまっており、合否基準が実質的に機能していない状態にあると言わざるを得ない。

実際に、平成 27 年度においては、唯一の参加者である B 社が、見積金額以外の項目で取得した点数は 57 点となっており、仮に参加者が複数いて、かつ、B 社の見積金額が 4 位以下（すなわち金額における加点が 10 点以下）であったならば、不合格となった点数しか取得していない。

カ 加えて、プロポーザルに参加する企業に対しては、事前に提案上限額が記載された「神奈川中小企業センタービル総合管理業務委託に係る企画提案実施要領」が発送されている（提案上限額は平成 25 年度においては 5140 万円、平成 27 年度においては 5670 万円）ところ、今後のプロポーザルにおいても引き続き参加者が 1 社だけの状態が固定化されていったならば、いずれはかかる 1 社が提案上限額ぎりぎりに値段設定するようになり、コスト削減に繋がらないおそれもある。

また、提案上限額についても、平成 25 年度に比べて平成 27 年度においては、「土日の統括管理責任者レベルの人員体制の補強」を理由に 500 万円以上増額しているところ、かかる増額の妥当性についても、競争原理を働かせた上で判断することが望ましかったと言える。

なお、平成 25 年度、平成 27 年度のいずれについても辞退者が相次いでいる理由については、KIP としても把握していないとのことであった。

【意見 No. 産 7】

(2) 意見（プロポーザル方式における参加者の確保）

プロポーザル方式による業者選定をする際には、参加者が 1 名となる事態を回避するために、そもそもの参加者数を増やす、参加者が辞退した場合に改めて参加者を募るだけの時間的な余裕を設けるなどの措置を講じることが望まれる。

プロポーザル方式において、参加者が1名となってしまえば、競争原理が働かないことに加え、合否基準が骨抜きになっていると言わざるを得ず、選定会議要綱第8条において「入札参加者等の選定業者数は、原則として5者以上指名するものとする。」という規程の趣旨を没却している。

もちろん、選定した企業が辞退すること自体は、KIPとしても対応しようのないことであり、平成27年度におけるプロポーザルで結果的に参加者が1名となってしまったことはやむを得ないものとする。

しかし、今後、このような状況が継続することを防ぐためにも、プロポーザル方式による業者選定をする際には、そもそもの参加者数を増やせず、参加者が辞退した場合に改めて参加者を募るだけの時間的な余裕を設けるなどの措置を講じることが望まれる。

8 外部委託について3（財務規程細則の正確な適用）

（1）問題の所在

ア 財務規程第32条第2項は、「随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、原則として2人以上から見積を徴さなければならない。」と規定している。

この点、平成27年度において実施された修繕工事は、いずれも250万円未満のものであり、入札は不要であるところ、そのうち比較的高額となっていた下記図表3-5-22の3件について、いずれも相見積りの取得が省略されたまま随意契約が締結されていた。

図表3-5-22 平成27年度修繕工事(100万円以上)一覧

番号	委託先	委託業務内容	委託金額 (千円)	見積を徴さない理由
	A社	密閉膨張タンクダイ アフラム他取替工事	2,376	急施を要し他の者から見積を徴す いとまのないとき（財務規程細則 第33条第1項第1号イ）
	B社	旋回装置及び昇降用 駆動装置部品取替工 事	1,350	専属契約等で他の者から見積を徴 す必要が認められないとき（財務 規程細則第33条第1項第1号カ）
	B社	駐車場設備出入口扉 駆動装置取替工事	1,944	専属契約等で他の者から見積を徴 す必要が認められないとき（財務 規程細則第33条第1項第1号カ）

イ このうち、及び の工事については、いずれも「専属契約等で他の者から見積を徴す必要が認められないとき」に該当するとして、相見積りが取得されていない。

ここにいう「専属契約等」の開示を求めたところ、K I Pから提供されたのは、B社の関連会社であるB重工パーキング社と、センタービルの総合管理を行っている会社との二者間で締結されている「駐車場設備保守契約書」であった。

ウ 包括外部監査人にて確認をしたところ、この「駐車場設備保守契約書」はそもそもK I Pが当事者ではない、すなわちK I Pが義務を負う類の契約ではないことに加え、その契約条項を見ても、取替工事に際してB社に委託しなければならない旨の規定などは存在しなかった。

エ それにもかかわらず、K I Pが と の工事について、相見積りの取得を省略している理由についてK I Pに確認したところ、センタービルに設置されている立体駐車場が、B社の関連会社であるB重工社製のものであり、取替工事に必要となる部品もB重工社が製作・供給する専用部品であることから、相見積りを徴取していないとのことであった。

【意見 No. 産 8】

(2) 意見（財務規程細則の正確な適用）

K I Pは、今後のセンタービルの駐車場設備の取替工事において、相見積りを省略させる根拠についてより正確に適用するよう努めるとともに、必要となる部品に代替性がないものなのかにつき慎重に検討した上で、相見積り取得の要否を検討されたい。

ア 駐車場設備の取替工事に必要となる部品が、果たしてB重工社製のもの以外で代替することができないのかについては、包括外部監査人において裏付けを取ることはできなかったが、真実、代替品が存在しないのであれば、相見積りを徴収しない根拠としては、「一人又は一会社の専有する物品を購入するとき」(細則第33条(1)ア)又は「見積の提出を依頼しても他に提出者のないとき」(細則第33条(1)ウ)となるものと思慮される。

イ 少なくとも、現状において根拠として挙げられている「専属契約等で他の者から見積を徴す必要が認められないとき」(細則第33条(1)カ)については、そもそもの契約がK I Pを当事者とするものでないことに加え、その内容も専属契約と呼べるものではないことを踏まえると、及び の工事において相見積りを徴しない根拠となり得ないものと考え

る。

- ウ K I Pにおいては、競争原理を働かせて適正な価格での委託を可能にするためにも、相見積りを省略させる根拠についてより正確に適用するよう努めるとともに、今後のセンタービルの駐車場設備の取替工事においては、必要となる部品に代替性がないものなのかにつき慎重に検討した上で、相見積り取得の要否を検討されたい。

9 文書の管理について

(1) 問題の所在

- ア 「公益財団法人神奈川産業振興センター文書等管理規程（以下「文書管理規程」という）」第4条第4項において、「課長は、文書等の整理を促進し、その適正な保管及び保存をするため、ファイル基準表(第1号様式)を作成し、最新の状態に保たなければならない。」と規定されている。

また、文書管理規程第9条第2項は、「課長は、文書等について、別表の保存期間の区分欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の文書等の種類の欄に掲げる類型に基づき、保存期間を設定しなければならない。」と規定している。

この別表には例えば、「職員の給与及び旅費に関するもの」、「財産の処分に関するもので重要なもの及び財産の管理に関するもの」、「収支予算書、会計帳簿、計算書類及び証拠書類に関するもので重要なもの」などが列記されており、これらの文書については当然にファイル基準表により整理されていなければならないこととなっている。

- イ この点、平成27年度にK I Pに備置されていたファイル基準表の提供を求めたところ、K I Pから包括外部監査人に提供されたファイル基準表は以下のとおりであった。

平成26年度 ファイル基準表 (取引振興課)				平成26年度 ファイル基準表 (取引振興課)							
第1 ファイル	第2 ファイル	個別フォルダー	説明	保存 期間	備 考	第1 ファイル	第2 ファイル	個別フォルダー	説明	保存 期間	備 考
		給与支払簿		10年	大			他職歴からの依頼文・後任依頼		3年	中
		固定資産簿		10年	大			労務取引委員会		5年	中
		業務遂行状況報告書		10年	小			新得意業に関すること		5年	中
		補助金関係		10年	小			調剤指導人(附)イ		5年	中
		取引適正化・苦情申し立て		10年	小			システム関係検査報告書		5年	中
		新設企業関係事業①		10年	中			事業案内表(附)イ		5年	中
		新設企業関係事業②		10年	中			記者取材報告書		5年	中
		新設企業関係事業③		10年	中			委託関係専門員報告書4月～3月		5年	大
		新設企業関係事業④		10年	中			案件		3年	中
		新設企業関係事業⑤		10年	中			部・課内調整文書		3年	中
		神奈川県技術革新工法振興委員会①		10年	中			課内会議録等		3年	中
		神奈川県技術革新工法振興委員会②		10年	中						
		神奈川県技術革新工法振興委員会③		10年	中						
		九州市合同商談会①		10年	中						
		九州市合同商談会②		10年	中						
		オーダーメイド型商談会		10年	中						
		商談会等関係事業フォーローアップ推進		10年	小						
		交際情報システム化事業関係		10年	小						
		ビジネスチャンス関係研究協議		10年	小						
		ビジネスチャンス関係研究協議①		10年	小						
		ビジネスチャンス関係研究協議②		10年	小						
		製造所等企業IR情報について		10年	小						
		取引マッピング事業報告書		5年	小						
		企業調査報告書		5年	小						
		受・発注企業登録について(ア)		5年	小						
		受・発注企業登録について(イ)①		5年	小						
		受・発注企業登録について(イ)②		5年	小						
		下請取引関係おっせん事業関係①		5年	小						
		下請取引関係おっせん事業関係②		5年	小						
		新規企業訪問報告書①		5年	小						
		新規企業訪問報告書②		5年	小						
		新規開拓企業訪問①		5年	中						
		新規開拓企業訪問②		5年	中						
		新規企業訪問調査報告		5年	小						
		関東ブロック下請開拓連絡会議		5年	中						
		受注企業実態調査・受注登録企業実況調査		5年	中						
		受注企業実態調査		5年	中						
		国・市町村からの資料・依頼文		3年	中						
		全国訪問体資料・依頼文		3年	中						

【意見 No. 産 9】

(2) 意見 (最新のファイル基準表の備置)

文書等の適正な保管及び保存をするために、常にファイル基準表が最新の状態に保たれるよう措置を講じられたい。

ア 上記のとおり、平成27年度にK I Pに備置されていたファイル基準表の提供を求めたところ、K I Pから包括外部監査人に提供されたファイル基準表はA4サイズで2枚程度のものであった。

この点、包括外部監査人において、例えば「給与台帳」、「固定資産台帳」、「総勘定元帳」などについて、提供されたファイル基準表のどの項目に整理されているかを質問したところ、いずれについても平成27年度に備置されていたファイル基準表には該当する項目がない、との回答であった。

K I Pにおいては、電子ファイルがベースとなるファイルに関してはファイル基準表への記載を省略していたとのことであったが、そのような省略を認める規定は文書管理規程には見当たらない。

イ もちろん、「給与台帳」、「固定資産台帳」、「総勘定元帳」などの文書そのものについては包括外部監査人の求めに応じて速やかに開示されており、文書自体の管理は一応はなされているものであるが、適時・適切にファイル基準表が作成されていなければ、文書等の適正な保管及び保存

に支障をきたすおそれが高いことは言うまでもない。

- ウ なお、追加ヒアリングの結果、実際にはK I Pにはより詳細なファイル基準表が存在したものの、平成 27 年度においては更新されていなかったとのことであり、平成 28 年度において、K I Pでは文書管理規程に沿ったファイル基準表の更新に取り掛かっているとのことである。

今後も文書管理規程に従い、ファイル基準表が常に最新の状態に保たれるよう措置を講じられたい。

10 発注開拓専門員の旅費について

(1) 問題の所在

- ア K I Pは、平成 27 年度において取引推進事業として、中小企業・小規模事業者への企業訪問などを行い、販路拡大や取引推進につながる個別あっせんを推進するとともに、受発注システムのデータベースへの登録勧奨を行った。

具体的には、中小企業・小規模事業者の安定的な受注量の確保及び取引の拡大を図るため、職員と発注開拓専門員が、大手・中堅メーカーの発注部門や研究開発部門を訪問し、発注案件の獲得、商談会への参加要請、外注方針等の情報収集、未登録企業への登録勧奨等（以下「発注開拓企業訪問」という）を下記図表 3 - 5 - 23 のとおり実施している。

図表 3 - 5 - 23 平成 27 年度発注開拓企業訪問結果

担当者	訪問企業数	登録企業数	発注案件数	あっせん 紹介数	商談会 招致企業
職員	422	-	60	-	-
発注開拓専門員	614	79	213	228	24
合計	1,036	79	273	228	24

- イ このように、発注開拓企業訪問は、K I Pの職員のみならず、K I Pが委嘱した発注開拓専門員が、大手メーカー等を訪問し、新たな発注案件の掘り起こし等を行うことで、下請中小企業者の安定的な受注量を確保することを目的とする事業であり、平成 27 年度には合計 273 件もの発注案件に結びついている。

- ウ そして、発注開拓専門員が、大手メーカー等を訪問した場合には、K I Pは発注開拓専門員から報告書の提出を受け、訪問結果を確認した後、発注開拓専門員に謝金及び旅費を支払うこととなっている（発注開拓専門員による発注開拓企業訪問実施要綱第 9 条）。

この謝金及び旅費については、発注開拓専門員による発注開拓企業訪問実施要領に定められており、謝金については1日あたり1万5429円、旅費については、別表「発注開拓専門員旅費計算表」に基づき支給されることとなっているところ、かかる別表を抜粋したのが下記図表3-5-24である。

図表3-5-24 発注開拓専門員旅費計算表

1. 訪問先別旅費一覧	
訪問先	日額
神奈川県全域	1,700円
東京都全域	1,800円
埼玉県全域	3,400円
千葉県A地域	2,000円
千葉県B地域	2,700円
千葉県C地域	4,700円
静岡県(新幹線不利用地域)	4,000円
静岡県(新幹線利用、新横浜駅乗車 新富士駅下車)	12,000円
静岡県(新幹線利用、新横浜駅乗車 静岡駅下車)	12,800円
静岡県(新幹線利用、新横浜駅乗車 掛川駅下車)	16,700円
静岡県(新幹線利用、新横浜駅乗車 浜松駅下車)	17,200円
静岡県(新幹線利用、小田原駅乗車 掛川駅下車)	12,800円
静岡県(新幹線利用、小田原駅乗車 浜松駅下車)	13,900円

・千葉県A地域 市川市、浦安市、船橋市

・千葉県B地域 野田市、流山市、柏市、習志野市、船橋市、八千代市、鎌ヶ谷市、千葉市、白井市、安孫子市、四街道市、沼南町

・千葉県C地域 A、B以外の地域

2. 特記事項

1) 自宅～最寄駅をバス利用の専門員は、上記金額にバス代の実費を加算する。

2) 2つの地域に訪問した場合は足して2で割る。
例) 神奈川と東京の企業訪問の場合は $(1,700 + 1,800) \div 2 = 1,750$ 円

3) K I Pでの内勤の場合は、自宅～K I Pまでの実費を支給する。

エ 上記図表 3 - 5 - 24 のとおり、発注開拓専門員の旅費について、実際に要した交通費にかかわらず、「発注開拓専門員旅費計算表」に記載される日額が支給されることとなっている。

なお、「発注開拓専門員旅費計算表」において、船橋市が千葉県 A 地域と千葉県 B 地域のいずれについても記載があり、どちらに該当するのかが判然としない状態にあるところ、K I P からの聴き取りによれば船橋市は千葉県 A 地域に該当するものであり、千葉県 B 地域の記載は誤記であるとのことであった。

【意見 No. 産 10】

(2) 意見 (発注開拓専門員の旅費の適切な精算)

発注開拓専門員が遠方の企業へ訪問したり、同一日に複数の企業へ訪問することを促すためにも、交通費の実費精算をするよう検討されたい。

ア 県内の下請中小企業者の安定的な受注を掘り起こすためには、県内にとどまらず県外等遠方の大手メーカー等への訪問が有意義であることは言うまでもなく、かつ、発注開拓専門員が同一日に複数企業の訪問をして訪問企業数全体を伸ばせば、より発注案件に繋がる可能性が高まるものである。

イ しかし、現状の旅費規程においては、発注開拓専門員が実際に支出した交通費にかかわらず日額で定められた旅費のみが支給されることとなっており、訪問先が遠方になればなるほど、実際の交通費が日額の旅費を上回る可能性が高い。

そして、実際の交通費が日額の旅費を上回った場合における差額については発注開拓専門員の自己負担となってしまう。

ウ また、現状の旅費規程では、仮に発注開拓専門員が、同一日に新幹線を利用して新富士駅周辺の企業に訪問に行くとともに、県内の企業にも訪問に行った場合における旅費日額は $(1万2000円 + 1700円) \div 2 = 6850円$ となってしまう、新富士駅周辺の企業のみ訪問に行った場合 $(1万2000円)$ よりも 5150 円も旅費が低額になってしまうという不具合が懸念される。

エ 以上のとおり、現状の旅費規程は、発注開拓専門員が、遠方の企業へ訪問に行くことや、同一日に複数の企業へ訪問に行くことへの足枷となっているものであり、改善が必要と言わざるを得ない。

オ なお、なぜ現状のような日額固定の旅費規程となっているのかにつき聴き取りを行ったところ、かつては発注開拓専門員の人数が多く、交通費

の実費精算となると精算作業にもかなりの手間を要することから、画一的に日額で支給することとなった、とのことであった。

この点、平成 27 年度においては、発注開拓専門員も 3 名と少数になっているのであるから、より効率的に発注開拓専門員が企業訪問に赴くことができるよう、今後は、交通費の実費精算をするよう検討されたい。

11 貸室の賃料について

(1) 問題の所在

ア K I P は、神奈川中小企業センタービル（以下「センタービル」という）の貸室の賃貸業務を行っているところ、「公益財団法人神奈川産業振興センタービル管理規程」（以下「ビル管理規程」という）第 3 条及び同別表 1 において、センタービルの貸室における 1 坪当たりの賃貸料が下記図表 3 - 5 - 25 のとおり定められているものである。

図表 3 - 5 - 25 ビル管理規程所定のセンタービルの賃貸料

階別	賃貸料（1ヶ月1坪当たり）	保証金（1坪当たり）
地階	15,000 円	賃料月額額の 15 ヶ月相当額
1 階	20,000 円	
2 階～12 階	14,000 円	

ただし、賃貸料及び保証金については、入館時の経済情勢その他総合的に勘案して理事長が決定する。

イ また、K I P では、国や県から受託した事業に関して、センタービルの貸室を利用する際に、賃貸人としての K I P と賃借人としての K I P との間で賃貸借契約を締結しているところ、平成 27 年度においては、下記図表 3 - 5 - 26 のとおりの契約が締結されていた。

図表 3 - 5 - 26 平成 27 年度受託事業にかかる貸室利用一覧

階別	契約坪単価	減額率	事業内容
7 階	14,000 円	0 %	プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業
11 階	14,000 円	0 %	創業促進補助金事業
11 階	8,400 円	40%	神奈川県中小企業再生支援協議会事業
12 階	7,700 円	45%	神奈川県中小企業再生支援協議会事業
12 階	7,335 円	47.6%	神奈川県中小企業再生支援協議会事業

「プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業」は県からの受託事業で

あり、「創業促進補助金事業」及び「神奈川県中小企業再生支援協議会事業」は国からの受託事業であり、いずれも貸室業務を行う賃貸人としてのK I Pと、受託者である賃借人としてのK I Pとの間で賃貸借契約が締結されているにもかかわらず、上記図表3 - 5 - 26 のとおり、坪単価を大幅に減額しているケースもあれば、一切減額していないケースもある。

これらの受託事業に関する賃料は、当然、当該事業の委託料の算定の基礎となるものである。

ウ 上記5件のケース以外においても、ビル管理規程所定の坪単価から減額した内容で締結されている契約が存在している。

なお、もちろん、ビル管理規程において「賃貸料及び保証金については、入館時の経済情勢その他総合的に勘案して理事長が決定する。」と規定されているとおり、稼働率の状況や、周辺の坪単価などを考慮し減額をすること自体に問題があるわけではないことを念のため付言する。

【意見 No. 産 11】

(2) 意見（県委託事業におけるセンタービル貸室賃料の減額）

県は、K I Pへの委託事業においてセンタービルの利用が想定される場合には、委託料を算出するに当たって、賃料の減額については委託料の減額の余地がないかを検討されたい。

ア 国からの受託事業においてセンタービルの貸室を利用する際における賃料の多くが大幅に減額されている一方で、県からの受託事業においてセンタービルの貸室を利用する際にビル管理規程所定の賃料が減額されないまま設定されている現状はバランスを欠いている印象を与えるものである。

イ また、県の出資団体や県から補助金を受けている団体がセンタービルの貸室に入居する際に賃料が減額されているケースも見受けられ、県からの受託事業においても賃料を減額する余地はあるものとする。

ウ この点、県の説明によれば、平成27年度に県がK I Pに委託した「プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業」については、神奈川県財務規則に則って事前公募の方法を行ったことから、契約の締結を希望する他の事業者に対して不利な条件をかけることとならないように、予定価格の積算において貸室賃借料を減額しなかった、とのことであったが、先にも述べたとおり、ビル管理規程所定の坪単価から減額した内容で締結されている契約が存在していることを踏まえると、県としては、この点

も十分に検討する必要があるものとする。

- エ 受託事業にかかる委託料も県の貴重な財源から支出されるものであるから、県は、K I P への委託事業においてセンタービルの利用が想定される場合には、委託料を算出するに当たって、賃料の減額については委託料の減額の余地がないかを検討されたい。

第6章 財政的援助団体等全般について

第1 財政的援助に関するデータ収集とその公表

1 概要

- (1) 県では、行政運営の透明化を図り、コスト意識を持った計画的な行政運営を進めるため、平成25年度から「会計の見える化」をはじめとする「見える化」に取り組んでおり、現在、「会計」「県公共施設」「県民利用施設」の三つに関する各種データを収集し、これを「見える化」として県のホームページなどを通じ県民に公表している。

なお、「会計の見える化」では、各所属の人件費を含む支出や収入の状況、職員の配置状況、業務の実施状況などを記載した「業務運営進行表」を四半期ごとに公表している。

他方、財政的援助等に関しては、特に補助金については、県単独補助金に限ってはああるものの、単年度における補助金ごとの補助金名称、補助金交付先、当初予算額及び補助率について、平成28年度より公表を開始しているものの、個々の補助金の交付実績額や県全体の補助金交付実績額及びその近年の推移などといったデータは公表していない。また、補助金以外のその他の財政的援助に関しては特段データを公表していないようである。

- (2) この点、平成27年5月県監査委員特定事務監査結果報告書「補助金の交付に係る事務手続について」によると、財政的援助団体等に対する平成25年度の補助金の交付実績額は、約1272億円（監査事務局が予備調査で把握した484補助事業の交付実績額を集計したもの）とのことである。

この財政的援助団体等に対する補助金交付実績額は、平成25年度における県歳出額の約1兆8504億円の約7%であり、県の厳しい財政状況の中で、その金額や県歳出額に占める割合は、決して軽視できないものであると言え、また、県民にとっても高い関心のあるところである。

2 監査の結果

(1) 問題の所在

- ア 「財政的援助団体等に関する財務事務の執行について」を監査テーマとした今回の包括外部監査において、包括外部監査人は、財政的援助団体等に対する財政的援助等の現況を把握すべく、県に対し、平成25年度～平成27年度の補助事業数、補助金交付実績額及び補助金交付団体数に

つき、文書にて照会したところ、補助事業数については回答があったものの、補助金交付実績額、補助金交付団体数は不明との回答であった。

イ また、同様に、平成 25 年度～平成 27 年度の負担金負担事業数、負担金負担実績額及び負担金負担団体数についても、文書にて照会したところ、負担金負担事業数については回答があったものの、負担金負担実績額、負担金負担団体数は不明との回答であった。

ウ さらに、平成 25 年度～平成 27 年度の債務保証事業数、債務保証実績額、債務保証団体数、求償権行使 / 放棄事業数、求償権行使 / 放棄実績額、求償権行使 / 放棄団体数、及び、貸付事業数、貸付実績額及び貸付団体数についても、文書にて照会をしたところ、債務保証事業数と負担金負担事業数については回答があったものの、その余のデータは不明との回答であった。

エ 県の説明によれば、県全体における、補助金、負担金、債務保証及び貸付等の財政的援助に関する実績額、団体数等のデータを全庁的に収集して経年的にこれらのデータを把握することはしていないとのことである。

【意見 No. 総 1】

(2) 意見 (県単独補助金の交付額等の経年的なデータ収集と公表)

県は、少なくとも、県単独補助金について、補助金ごとの当初予算額や補助率の推移等のデータを、平成 28 年以降も経年的に収集して把握し、これを補助金等の見直しに関する県の取組の一つの効果測定のために材料とし、また、これを県民に公表して補助金の透明性を確保することが望まれる。

なお、可能であれば、公表するデータについては当初予算額ではなく補助金交付実績額とすることが望ましい。

ア 本報告書の第 2 編第 2 章の第 1 「補助金・負担金の削減に向けた県の取組」で記述したとおり、県は、平成 24 年 10 月、県緊急財政対策を取りまとめ、これに基づき、補助金・負担金の見直しを推し進め、平成 26 年 2 月にはその取組結果を公表し、同取組結果では、今後、緊急財政対策で掲げた「県単独補助金」見直しのロードマップ等の実現などの中長期的課題は「行政改革推進本部」に引き継ぎ、不断の行政改革の中で着実な取組を進めていく、としている。

不断の行政改革の中で、その見直し実現の効果を測定するためにも、少なくとも県単独補助金ごとの交付額・補助率とその近年の推移等のデ

ータの経年的な把握は今後も必要である。

県単独補助金をはじめとした財政的援助の見直しは、随時、不断の行政改革の中で、継続的に遂行されていかなければならず、県は、その見直しの取組の結果をデータとして経年的に収集・把握していくことが望まれる。

イ また、県の厳しい財政状況の中で、財政的援助の交付額とその内訳、近年の推移等は、県民の高い関心のあるところであるから、少なくとも県単独補助金に関するこれらのデータを「県単独補助金の見える化」として、毎年度、県民に公表していくことは、県が実施している「見える化」の趣旨にも適うものである。なお、包括外部監査人は、すべての財政的援助に関してこれらのデータを集積・公表することを求めるものではなく、また、現状集積していない過去の交付額の調査を求めるものでもなく、平成 28 年度より公表を開始している「県単独補助金」に関してのこれらのデータの経年的な集積・公表を求めるものに過ぎず、これを県が実施することで現状以上に県が過度の負担を強いられるものでもない。

ウ そこで、県は、少なくとも、県単独補助金について、補助金ごとの当初予算額・補助率の近年の推移等のデータを、平成 28 年度以降も経年的に収集して把握し、これを補助金等の見直しに関する県の取組の一つの効果測定材料とし、また、これを県民に公表して県単独補助金の透明性を確保することが望まれる。

エ なお、最終的に確定した補助金交付額の把握と公表という意味では、可能であれば、公表するデータについては当初予算額ではなく補助金交付実績額とすることが望ましい。

第 2 財政的援助団体等における資産の管理

1 概要

今回の包括外部監査では、県作成の「平成 27 年財政的援助団体等監査対象・実施団体一覧」の財政的援助団体等 67 団体の中から、四つの団体をサンプル的に任意選択し、包括外部監査人が掲げた監査の視点を中心に可能な限り網羅的に監査を実施しているが、監査の視点の一つである「財政的援助団体等における資産・施設等の管理の適正性等」に関連して、その四つの団体のうち、次の三つの団体につき、下記図表 3 - 6 - 1 のとおりの問題点が確認され、また、それに対して包括外部監査人は同図表のとおり意見を述べている。

図表 3 - 6 - 1 監査対象 3 団体における資産管理に関する問題点等

本報告書	団体名	資産管理に関する問題点	意見
第 3 編 第 2 章	株式会社湘南国際村 協会 (県 40% 出資団体)	協会所有の備品について、 コンピューター上のデータ ベースとしての備品台帳は あるものの、紙ベースのも のはなく、現品照合の結果 はどこにも記録されていな かった。	協会の所有する備品の適切な管理の ため、定期的な現品照合の結果を記録 しておくことが望ましい(意見 No. 湘 11)。
第 3 編 第 4 章	神奈川県道路公社 (県 100% 出資団体)	車両以外の料金入金機など のリース資産につき、管理 台帳が作成されていない。	リースにより使用している資産につ いても、公社が維持管理すべき資産で あるから、管理規程を策定のうえ管理 台帳を作成し、他の資産と同様に台帳 と実物の定期的な照合を行うことが 望ましい(意見 No. 道 14)。
		固定資産につき、購入廃棄 など資産に動きがあった時 点のみ帳簿と現物の照合を 行っており、定期的な現物 照合は実施していない。	固定資産については、購入廃棄など資 産に動きがあった時点のみではなく、 帳簿に計上されている資産の実在性 を確認するためにも、最低限年に一度 は帳簿と現物の照合を行うことが望 ましい。また、その旨規定に織り込む ことも検討されたい(意見 No. 道 18)。
		少額の備品については台帳 等による管理は行なわれて おらず、また、年 1 回の現 物照合が行われていない。	備品についても、備品一覧表を作成の うえ、年に一回の現物照合などをマニ ュアル化するなどして、県の備品管理 と同水準での管理をするよう検討さ れたい(意見 No. 道 19)。
第 3 編 第 5 章	公益財団法人神奈川 産業振興センター (県 100% 出資団体)	備品につき、年 1 回の現物 照合が行われていない。	備品についても年に一回の現物照合 などをマニュアル化するなどして、県 の備品管理と同水準での管理をする よう検討されたい(意見 No. 産 5)。

2 監査の結果

(1) 問題の所在

ア 財政的援助団体等に関する同団体自体の資産の管理については、例え
ば「補助金の交付等に関する規則(昭和 45 年神奈川県規則第 41 号)」等

に違反するものでない限り、一次的には同団体の自主的な判断に委ねられるものであると思慮され、県出資団体における同団体自体の固定資産及び備品等の資産の管理についても、これと同様、一次的には同団体の自主的な判断に委ねられるものであると思慮される。

しかしながら、県が出資している以上は、資産管理に問題点があれば、適切な資産管理を行うよう促すことが望まれる。

- イ この点、神奈川県における県 100%出資団体は、今回の包括外部監査で監査対象とした公益財団法人神奈川産業振興センター及び神奈川県道路公社の 2 団体のほか、公益財団法人神奈川芸術文化財団及び公益財団法人地球環境戦略研究機関の 2 団体の、合計 4 団体であるところ、監査対象とした前者 2 団体における資産管理に関する問題点及びこれに対する包括外部監査人の意見は、上記図表 3 - 6 - 1 のとおりである。他方、今回監査対象としなかった後者 2 団体（但し、公益財団法人神奈川芸術文化財団については指定管理事業者として昨年度（平成 27 年度）監査対象としている。）における資産管理の現況等は不明である。

ちなみに、今回監査対象とした県 40%出資団体である株式会社湘南国際村協会においても、上記図表 3 - 6 - 1 のとおり資産管理について問題点が把握されている。

- ウ なお、「補助金の交付等に関する規則（昭和 45 年神奈川県規則第 41 号）」の第 17 条に「補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない」と規定されているところ、これは、「補助事業者等により取得した財産は、補助金等が物に形を変えたものであり、補助事業者等の所有に属するものであるとはいえず、多分に公益的性格を持つものであるといえる」（補助金の交付等に関する規則の施行について（昭和 45 年財第 15 総務部長通知）の第 17 条）との考えがあるからである。

【意見 No. 総 2】

- (2) 意見（県 100%出資団体における適正な資産管理の促進）

県としては、県 100%出資団体について、資産管理に関する現況を確認の上、問題点があれば、県の基準を参考に示すなど、適切な資産管理を行うよう促すことが望ましい。

特に、県 100%出資団体の資産管理については、県における資産管理と

同水準での資産管理ルールを準用させることが望ましく、県としては、今回監査対象とした二つの県 100%出資団体のほか、これ以外の二つの県 100%出資団体についても、同様の視点から、資産管理に関する現況を確認の上、問題点があれば、県の基準を参考に示すなど、適切な資産管理を行うよう促すことが望ましい。

【意見 No. 総 3】

(3) 意見(その他の財政的援助団体等における適正な資産管理の促進)

県としては、県 100%出資団体以外の出資団体や補助金交付事業においても、可能な限り、資産管理に関する現況を確認の上、問題点があれば、県の基準を参考に示すなど、適切な資産管理を行うよう促すことが望ましい。

また、財政的援助等により取得した財産は、財政的援助等が物に形を変えたものであり、同団体等の所有に属するものであるとはいえ、多分に公益的性格を持つものであるといえるから、当該財政的援助団体等に対する財政的援助等の適正性を確保・担保するためにも、その他の財政的援助団体等における財政的援助に係る資産管理についても、可能な限り、県における資産管理と同水準での資産管理ルールを準用させることが望ましく、県としては、今回監査対象とした団体以外の財政的援助団体等においても、同様の視点から、可能な限り、資産管理に関する現況を確認の上、問題点があれば、県の基準を参考に示すなど、適切な資産管理を行うよう促すことが望ましい。

第 3 財政的援助団体等における文書の管理

1 概要

(1) ファイル基準表における「ファイル基準」とは、文書等を整理するために定めた分類の基準であり、ファイル基準表では、個別のフォルダごとに文書の保存期間等を定めている。そのため、文書が保管されている個別フォルダの名称を確認することにより、当該文書の保存期間や保存方法等を確認することができる。

ファイル基準表は、文書の発生、保管・保存、保存期間満了後の廃棄等という文書のライフサイクルを確認するための重要なツールであり、また、職員が各種文書の情報を活用し、より良いサービスを提供していくためにも、業務の効率化を図るためにも、重要なものである。

- (2) 今回の包括外部監査では、県作成の「平成27年財政的援助団体等監査対象・実施団体一覧」の財政的援助団体等67団体の中から四つの団体をサンプル的に任意選択し、包括外部監査人が掲げた監査の視点を中心に可能な限り網羅的に監査を実施しているが、文書の管理に関連して、その四つの団体のうち、次の三つの団体につき、下記図表3-6-2のとおりの問題点が確認され、また、それに対して包括外部監査人は同図表のとおり意見を述べている。

図表3-6-2 監査対象3団体における文書管理に関する問題点等

本報告書	団体名	文書管理の現況	意見
第3編 第3章	社会福祉法人神奈川県 社会福祉協議会 (補助金等交付団体)	文書等管理規程で義務付けられているファイル基準表がそもそも備え置かれていない。	ファイル基準表を作成し、最新の状態に保たれるよう措置を講じられたい(意見No.社11)。
第3編 第4章	神奈川県道路公社 (県100%出資団体)	ファイル基準表は備え置かれているが記載に不正確な点が見られる。	常にファイル基準表が最新の状態に保たれるよう措置を講じられたい(意見No.道17)。
第3編 第5章	公益財団法人神奈川県 産業振興センター (県100%出資団体)	ファイル基準表は備え置かれているが記載内容が不十分である。	常にファイル基準表が最新の状態に保たれるよう措置を講じられたい(意見No.産9)。

2 監査の結果

(1) 問題の所在

ア 財務事務の執行に関する各種文書をファイル基準表に基づき適正に保管及び保存することは、担当者交替の際の効率的な引継ぎ、各種文書の有無の確認、各種文書の所在場所の確認、文書の散逸の防止などのためにも重要であり、効率的な財務事務の執行にもつながる。

また、ファイル基準表は、各種文書の有無等を把握するための一助となるものであり、第三者によるモニタリングや監査においても、各種文書の有無や保管期間・保管方法等を把握する手掛かりとなるものであり、ファイル基準表の記載内容は、現状に即した正確なものであることが望まれる。

そのため、財政的援助団体等では、一般的に、文書等管理規程が設けられており、文書の適正な保管及び保存のためにファイル基準表を作成し、最新の状態に保たなければならない、とされている。

- イ 上記図表 3 - 6 - 2 のとおり、今回の包括外部監査において監査対象とした四つの財政的援助団体等のうち 3 団体において、ファイル基準表の不備や、その内容の不正確性が確認されている。

【意見 No. 総 4】

(2) 意見 (ファイル基準表の作成とその不備等の改善)

財政的援助団体等における文書管理は、第一次的には当該団体の問題であるとしても、県は少なくとも、県出資団体や補助金交付団体に対して、ファイル基準表の作成の有無や、その内容の正確性を適宜確認し、不備等がある場合にはその改善を促すことが望まれる。

- ア ファイル基準表は、当該財政的援助団体等が各種の財務事務の執行に関して如何なる文書を作成しこれを保管しているかを知ることのできる手掛かりとなるものであり、その記載内容の正確性を確保することは、第三者によるモニタリングや監査の充実化・効率化にもつながり、また、当該団体自体の業務の効率化にもつながる。

- イ 財政的援助団体等における文書管理は、第一次的には当該団体の問題であるとしても、県は少なくとも、県出資団体や補助金交付団体に対して、当該団体におけるファイル基準表の作成の有無や、その内容の正確性等を適宜確認し、不備等がある場合にはその作成を促し、また、内容に不正確・不十分な点が見受けられる場合にはその改善を促すなど、ファイル基準表が最新の状態に保たれるよう促すことが望まれる。

第 4 財政的援助団体等における委託・請負契約

1 概要

- (1) 今回の包括外部監査では、県作成の「平成 27 年財政的援助団体等監査対象・実施団体一覧」の財政的援助団体等 67 団体の中から四つの団体をサンプル的に任意選択し、包括外部監査人が掲げた監査の視点を中心に可能な限り網羅的に監査を実施しているが、監査の視点の一つである「財政的援助団体等における契約の適正性等」に関連して、その四つの団体すべてにつき、下記図表 3 - 6 - 3 のとおりの委託・請負契約に関する問題点が確認され、また、それに対して包括外部監査人は同図表のとおり意見を述べている。

図表 3 - 6 - 3 監査対象 4 団体の委託・請負契約に関する意見概要

本報告書	団体名	委託・請負契約に関する意見概要	意見 No.
第 3 編 第 2 章	株式会社湘南 国際村協会 (県 40% 出資団 体)	大規模修繕工事の発注においては、適切な発注価格を実現するため、複数の契約候補者を募り、競争的な手続きを経ることが非常に重要である。引き続き、プロポーザルの参加者数を増加させ、価格競争を促す方法を検討されたい。	(意見 No. 湘 2)
第 3 編 第 3 章	社会福祉法人 神奈川県社会 福祉協議会 (補助金等交付団 体)	清掃業務委託及び冷暖房空調設備等保守管理委託については、いずれもビル衛生管理法に基づく清掃関連業務であり、指名業者は共通し、どの業者も総合ビル管理会社として各業務に係る作業は可能であることなどから、事務手続の簡便化及び委託金額の低下の観点から、1つの入札で実施することが望ましい。	(意見 社 8)
		昇降機保守管理委託、自動ドア保守管理委託、冷温水発生器保守整備委託及び機械整備委託について、「設置業者であり、他の業者では部品を取り寄せるなど時間と費用がかかる」といった定型化理由のみでは、単独随意契約の理由としては必ずしも合理性があるとはいえない。委託業者の選定に当たっては、各保守点検業務を履行する能力を有している者が他に存在しないかなどを検証し、原則どおり相見積りを実施するなど、十分な透明性、公平性及び競争性の確保が図られるよう努めることが望ましい。	(意見 社 9)
		事務委託料の適正性を確保すべく、県と県社協は、介護支援専門員証交付業務委託の委託料の単価について、毎年度、契約の際に協議し、積算根拠を再検証することが望まれる。	(意見 No. 社 16)
		長期に亘って継続的に増刷が見込まれる印刷物については、単価契約を前提とした入札や相見積りを実施することが望まれる。また、版下を県社協が保有することを前提として契約をするなど、その後の増刷の際に版下保有を理由とした単独随意契約が継続することのないよう対処することが望まれる。	(意見 No. 社 17)

本報告書	団 体 名	委託・請負契約に関する意見概要	意見 No.
第3編 第4章	神奈川県道路公社 (県 100%出資団体)	<p>公社が管理している 19 か所の駐車場のうち 12 か所の駐車場の管理業務委託先は、競争入札が実施されているものの、多くの入札において 1 者しか参加しておらず、委託先が 1 者に固定されている状況である。契約期間の長期化、各契約の対象駐車場数の減少(分割) 参加資格要件の緩和等、入札者数を増やし、競争入札による競争性が確保されるような措置を検討されたい。特に、入札日から起算して 30 日前までの公告がなされていなかった競争入札手続があるため、入札日までの期間の確保等、競争入札における手続を適切に実施されたい。</p>	(意見 No.道 2)
		<p>競争入札で業者を選定すべきところを安易に随意契約によるべきではない。仮に、随意契約によるとしても、少なくとも、休憩施設の有効利用等について他の業者等とも協議ないしは見積合せを実施するのが望ましい。また、公平性・透明性を確保するという観点から、駐車場と休憩施設に関する管理委託を一括して委託した場合と、分割して委託した場合についての見積合せをすることも検討されたい。</p>	(意見 No.道 3)
		<p>各保守点検業務につき、各設備の製作者であるからという理由で安易に単独随意契約とすることなく、各保守点検業務を履行する能力を有している者が他に存在しないかなど随意契約とする理由を厳密に検証し、適時・適正に見直しをして、競争入札ないし見積合せの活用も検討されたい。</p>	(意見 No.道 4)
		<p>請負契約について、複数の仕様が考えられる場合、より予算の効率的利用を図るため、競争入札を実施するにあたっては、複数の業者から仕様ごとの見積りを取得するなどしたうえで仕様を定めたり、移植ないし新規開発の手法を限定しない仕様にて競争入札を実施するなど、複数の業者に入札等への参加の機会を与えるのが望ましい。</p>	(意見 No.道 5)
		<p>競争入札の参加資格者を、見積公募に応募し見積</p>	(意見 No.道 6)

本報告書	団 体 名	委託・請負契約に関する意見概要	意見 No.
		書を提出した者とした場合でも、見積公募に参加した者が1者であるときは、再度見積公募を実施するなど、可能な限り、入札者が1者のみとならないような措置を検討されたい。	
		競争入札に付して契約を締結するにあたっては、後に条件が変更されることのないよう、可能な限り、事前の調査を果たされたい。	(意見 No.道7)
		他社製の機器を導入した場合等のコストも含めて比較・検討するため、駐車場機器自体の選定についても、入札等を実施することによって、価格競争による価格低減効果を図っていくことを検討されたい。	(意見 No.道8)
第3編 第5章	公益財団法人 神奈川産業振興 センター (県 100%出資団 体)	プロポーザル方式による業者選定をする際には、参加者が1名となる事態を回避するために、そもそも参加者数を増やす、参加者が辞退した場合に改めて参加者を募るだけの時間的な余裕を設けるなどの措置を講じることが望まれる。	(意見 No.産7)
		相見積りを省略させる根拠についてより正確に適用するよう努めるとともに、必要となる部品に代替性がないものなのかにつき慎重に検討した上で、相見積り取得の要否を検討されたい。	(意見 No.産8)

(2) なお、財政的援助団体等に関する委託・請負契約に関する問題点については、包括外部監査人が昨年度(平成27年度)に監査対象とした指定管理事業者である「公益財団法人神奈川芸術文化財団」(なお、当該財団は県100%出資団体の財政的援助団体等である。)においても、複数の意見を述べているところである(平成27年度神奈川県包括外部監査報告書第3編第2部第2章、第3章)。

2 監査の結果

(1) 問題の所在

ア 上記図表3-6-3のとおり、包括外部監査人は、県作成の「平成27年財政的援助団体等監査対象・実施団体一覧」記載の財政的援助団体等67団体の中から監査対象とした4団体のいずれの団体においても、財政的援助団体等における委託・請負契約に関して、意見を述べている。

その意見の内容は様々であるが、その意見の中でも、特に複数の監査対象団体にまたがり共通しているものは、概要、入札、プロポーザルによる業者選定の際には複数の参加者を確保すべきで参加者1者となる事態は避けるべきというものと、随意契約とされているものについては可能な限りその価格の適正性を確認・検討すべきというものである。

イ 委託・請負契約における入札、プロポーザルによる業者選定の際に、参加者が1者のみになってしまっているものについては、十分な競争性が確保されているとは言い難く、経費削減のためより経済的な委託・請負契約を実現するという観点から好ましくないことは言うまでもない。

より経済的な委託・請負契約を実現するため、入札、プロポーザルによる業者選定の際には、入札日まで十分な期間を確保するほか、参加資格条件等の緩和・変更などといった対応により、複数の参加者を募り、競争的な手続きを経ることが望まれる。

ウ また、特に、継続的に随意契約とされている委託・請負契約のうち、見積合せ等による価格の見直し等を定期的を実施することなく随意契約を継続しているものについては、経費削減のためより経済的な委託・請負契約を実現するという観点から好ましくない。

より経済的な委託・請負契約を実現するため、継続的に随意契約としている委託・請負契約については、契約の都度、定期的に見積合せ等により価格の見直し等を検討することが望まれる。

エ この点、今回の包括外部監査で監査対象とした団体は、県作成の「平成27年財政的援助団体等監査対象・実施団体一覧」の財政的援助団体等67団体の中の4団体のみであり、他の財政的援助団体等における委託・請負契約の現況は不明であるが、監査対象とした4団体にまたがって共通した問題点が今回確認されていることからすると、かかる問題点を今回監査対象としなかった他の財政的援助団体等に対して県が積極的に周知することは十分意義があるものと思われる。

【意見 No. 総5】

(2) 意見(財政的援助団体等における委託契約等に関する問題点の周知)

財政的援助団体等における委託・請負契約に関して包括外部監査人が今回把握した問題点等について、県は、今回監査対象にしなかった他の財政的援助団体等に対して特に積極的に情報提供するなど周知することが望まれる。

ア 財政的援助団体等における委託・請負契約の際の業者選定の方法等については、一次的には当該財政的援助団体等の自主的な判断に委ねられ

ているとはいえ、経費削減のためより経済的な委託・請負契約の実現を図ることは、当該財政的援助団体等に対する財政的援助等の交付額等の適正性を担保するためにも重要である。

特に、財政的援助団体等における当該委託・請負契約が補助金等の財政的援助等に基づくような場合には、その委託・請負契約は多分に公益的性格を持っているものであるといえるから、価格の適正性が可能な限り担保されていることが望まれる。

また、財政的援助団体等におけるより経済的な委託・請負契約の促進は、ひいては県による財政的援助等の縮減にもつながる。

- イ 財政的援助団体等におけるより経済的な委託・請負契約の促進は、財政的援助等の削減に通ずるものであるから、県においては、特に、入札、プロポーザルによる業者選定の際には複数の参加者を確保すべきであり、参加者1者となる事態は避けるべきこと、随意契約とされているものについては可能な限りその価格の適正性を確認・検討すべきことを、今一度、財政的援助団体等に対して積極的に促すことが望まれる。

第5 財政的援助団体等における人事・労務

1 概要

- (1) 県作成の「平成27年財政的援助団体等監査対象・実施団体一覧」の財政的援助団体等67団体の中から四つの団体をサンプル的に任意選択し、包括外部監査人が掲げた監査の視点を中心に可能な限り網羅的に監査を実施しているが、監査の視点の一つである「財政的援助団体等における人事・労務・人件費の適正性等」に関連して、その4団体のうち2団体につき、下記図表3-6-4のとおり時間外労働に関する問題点が確認されている。

図表3-6-4 監査対象団体における時間外労働に関する問題点

本報告書	団体名	問題点
第3編第4章	神奈川県道路公社(県100%出資団体)	時間外労働時間が年間360時間を超え、また1か月で100時間を超える職員がいる。
第3編第3章	社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会(補助金等交付団体)	時間外労働時間が年間360時間を超える職員がいる。

- (2) なお、包括外部監査人が昨年度(平成27年度)に監査対象とした指定管理事業者である「公益財団法人神奈川芸術文化財団」(なお、当該財団

は県 100%出資団体の財政的援助団体等である。)では、明らかに労使協定違反になるような恒常的な時間外労働が行われており、労働災害が発生するリスクを抱えた状態にあることが確認されている(平成 27 年度神奈川県包括外部監査報告書 122 頁～124 頁)。

2 監査の結果

(1) 問題の所在

ア 経費削減のため職員数を削減した若しくは増員を控えた結果、職員の長時間の時間外労働が定常化することとなれば、別途残業代の支出が増加するのみならず、仮に人員削減等により人件費が低く抑えられたとしても光熱費などの負担が増加することとなる。

また、過剰な時間外労働は、職員の意欲低下や能率低下を招き、さらには、慢性的に過剰な時間外労働は、職員の心身の故障を招き、貴重な人材を失う結果も招きかねない。

仮に過剰な時間外労働を原因とする労働災害が発生したとなれば、職員やその遺族などからの慰謝料等の損害賠償請求がなされたりする可能性もある。

イ 上述のとおり、今回の監査対象とした 4 団体のうち 2 団体において、職員の時間外労働について問題点が把握されており、また、包括外部監査人が昨年度(平成 27 年度)に監査した財政的援助団体等である公益財団法人神奈川芸術文化財団においても同種の問題点が把握されている。

【意見 No. 総 6】

(2) 意見(財政的援助団体等における過剰な時間外労働の改善)

財政的援助団体等における労務管理等は、第一次的には当該団体等の問題であるとしても、県は、少なくとも県出資団体や、補助金交付事業、県委託事業において、労働災害が発生するリスクのある過剰な時間外労働が恒常的に行われていないか、関係各所属においてその現況を確認し、問題点があればその改善を促すことが望まれる。

ア 財政的援助団体等における職員の労務管理等は、第一次的には当該財政的援助団体等の自主的な判断に委ねられているものと思慮されるが、財政的援助団体等のうち、特に、県出資団体において不適切な時間外労働による労働災害が発生したとなれば県の出資に関わってくるし、また、県が補助金を交付した事業ないし委託した事業において不適切な時間外

労働による労働災害が発生したとなれば、その補助事業や委託事業自体に支障が生じるおそれもある。

また、県が出資した団体や、県が補助金を交付した補助事業、県が委託した事業において、過度な時間外労働を原因とした労働災害が発生したとなれば、法律上若しくは事実上の県の信用問題や責任問題にも発展しかねない。

- イ 第一次的には財政的援助団体等の問題であるとしても、上述のとおり今回及び昨年度監査対象とした合計五つの財政的援助団体等のうち3団体において時間外労働に関する問題点があったことを踏まえ、県は、少なくとも、県出資団体や、補助金交付事業、県委託事業に関して、労働災害が発生するリスクのある時間外労働が恒常的に行われていないか、関係各所属においてその現況を把握し、問題点を把握した場合には、その改善を促すことが望まれる。

第6 財政的援助団体等における補助金と人員配置・人件費把握

1 概要

- (1) 今回の包括外部監査において監査対象とした4団体の中で、複数の補助事業を遂行している(県から複数の補助金を交付されている)団体は、公益財団法人神奈川産業振興センターと社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会の2団体である。

なお、複数の補助事業を遂行している県の財政的援助団体等の数は不明であるものの、例えば、下記図表3-6-5の各団体の補助事業数及び県受託事業数は同図表のとおりである。

図表3-6-5 複数の補助事業を遂行している財政援助団体等

団体名	補助事業数	県受託事業
社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会	9事業	10事業
公益財団法人神奈川産業振興センター	8事業	4事業
公益財団法人神奈川科学技術アカデミー	3事業	8事業
公益財団法人かながわトラストみどり財団	2事業	0事業
一般社団法人神奈川県畜産会	3事業	4事業
社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団	3事業	3事業
公益財団法人かながわ健康財団	6事業	2事業

- (2) 複数の補助事業・県受託事業を遂行している財政的援助団体等において、効率的かつ充実した事業を遂行するためには、特定の補助事業・受託事業に従事する職員にのみ業務量が集中することは可能な限り避けるべきであり、事業ごとに職員を縛らず、複数事業を兼務させるなど、より柔軟な人員の配置とその活用方法を検討することが望まれる。

他方で、補助事業・受託事業ごとの適正な補助金額や委託料を算出するためには、事業ごとに現実に要する人件費の詳細な把握と、その補助金額や委託料への反映が必要不可欠であるから、職員に複数事業を兼務させるなど、より柔軟に人員を配置しまた人員を活用するにあたっては、事業ごとの人件費の詳細な把握方法と、人件費の割り振りの方法を検討することが必要となる。

2 監査の結果

(1) 問題の所在

ア 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会（以下「県社協」という）

県社協の補助事業数は9件であるところ、県社協の各職員は、補助事業ごとに割り当てられており、原則として割り当てられた特定の補助金事業のみに従事することとされている。

また、県社協の各職員の人件費は、基本的に、当該職員が割り当てられた特定の補助事業に係る補助金から支出されている（但し、補助事業間で補助金の繰り出し・繰り入れがある。）。

包括外部監査人がヒアリングした限り、県社協では、9件の補助事業を遂行している中で、9件の複数事業に対する縦割り型の職員の配置と活用が念頭におかれているようであった。

本報告書第3編第3章で述べたとおり、県社協では、合計19件の補助事業・県受託事業を遂行している中で、事業ごとで職員一人あたりの平均年間残業時間に大きな偏りが生じており、19件の複数事業に対する縦割り型の職員の配置と活用が念頭に置かれていることが、その大きな偏りの一つの要因となっているのではないかと推測される。

イ 公益財団法人神奈川県産業振興センター（以下「KIP」という）

KIPの補助事業数は8件であり、内訳に人件費を含む補助事業は3件である。包括外部監査人がヒアリングした限り、この3件の補助事業のうち、1件については県社協と同様に特定の職員が当該補助事業のみに従事するよう固定化されていたが、残りの2件については、ある補助事業に従事しつつ、他の補助事業等にも従事する、という縦割り型ではない柔軟な職員配置とその活用をしているようであった。

その上で、K I P から提出される職員人件費をもとに、県所管課にて、各職員の主たる業務に応じて、補助事業ごと（あるいは同一補助事業内での事業分類ごと）に割り振った上で、補助事業ごと（あるいは同一補助事業内での事業分類ごと）の人件費の金額を確認しているとのことであつた。

以上のような柔軟な職員配置が活用されているためか、K I P においては、職員一人あたりの平均年間残業時間に目立った偏りは見受けられなかつた。

【意見 No. 総 7】

(2) 意見（複数の補助事業における柔軟な人員配置、人件費の適正な把握）

複数の補助事業を遂行する財政的援助団体等において、効率的かつ充実した事業を遂行するためには、特定の補助事業に従事する職員にのみ業務量が集中することは可能な限り避けるべきであり、事業ごとに職員を縛らず、複数事業を兼務させるなど、より柔軟な人員の配置とその活用方法を検討することが望まれる。

ただし、補助事業ごとの適正な補助金額や委託料を算出するためには、事業ごとに現実に要する人件費の詳細な把握と、その補助金額や委託料への反映が必要不可欠であるから、職員に複数事業を兼務させるなど、より柔軟に人員を配置しまた人員を活用するにあたっては、事業ごとの人件費の詳細な把握方法と、人件費の割り振りの方法を検討することが必要である。

ア 県が交付する補助金が補助金交付対象となる事務又は事業に用いられなければならないことは言うまでもない。

とはいえ、複数の補助事業を遂行する財政的援助団体等において、効率的かつ充実した事業を遂行していくためには、特定の補助事業に従事する職員にのみ業務量が集中することは可能な限り避けるべきであり、事業ごとに職員を縛らず、複数事業を兼務させるなど、より柔軟な人員の配置とその活用方法を検討することが望まれる。

そして、県は、このような人員のより柔軟かつ効率的な配置とその活用を念頭にして、複数の補助事業を遂行する財政的援助団体におけるそれぞれの補助金のより最小限な交付額を再検討することが望まれる。

イ もっとも、その場合においても、複数の事業に従事する職員の人件費を複数の事業に適切に割り付けるなどして、事業ごとに要した人件費を算出しなければ、翌年度以降の補助金額の算定を適切に行うことができ

ない。

補助事業ごとの適正な補助金額を算出するためには、事業ごとに現実に要する人件費の詳細な把握と、その補助金額や委託料への反映が必要不可欠であるから、より柔軟に人員を配置した人員を活用するにあたっては、事業ごとの人件費の詳細な把握方法と、人件費の割り振りの方法を検討することが必要である。

県は、人員のより柔軟かつ効率的な配置とその活用のために職員が複数事業を兼務している場合には、事業ごとに現実に要する人件費の詳細な把握に努めることが必要である。

第4編 包括外部監査結果の総括

第1 指摘事項・意見の区別

指摘事項としたものと意見としたものの区別であるが、まず、法令や通達に照らして違法な財務の執行を行っていると考えられるものについては指摘事項とした。また、違法とまでは言えないものの、著しく不当であると考えられるものについても指摘事項とした。他方で、違法若しくは著しく不当とまでは考えないが、是正措置が望まれると考えられるものについては意見とした。

第2 指摘事項・意見の一覧表

包括外部監査人が監査を行った結果、指摘事項としたものは15項目で、意見としたものは68項目である。指摘事項・意見の数とポイントをこの報告書の項目に分けて記載すると、以下のとおりとなる。

1 指摘事項の一覧表

編-章	テーマ	No.	指摘事項のポイント
3-2	株式会社 湘南国際村協会	湘1	湘南国際村センター運営スキームの見直し
		湘2	同センター管理組合の事務局費の不明確性
		湘3	同センター管理組合の湘南国際村センター県 専有部分に関する事務局人件費の不明確性
		湘4	同センター管理組合の湘南国際村センター共 有・共用部分に関する事務局費の負担配分の見 直し
		湘5	複数年に亘る大規模修繕工事の予算計上方法 の不適切性
		湘6	「県公共施設の見える化」における同センター 維持修繕コストの不適切な記載
		湘7	同センター管理組合の消費税等の申告漏れ
		湘8	同センター管理組合の法人税等の申告漏れ
		湘9	同センター管理組合の不適切な監査体制

編-章	テーマ	No.	指摘事項のポイント
		湘 10	普通財産である同センター共有部分の無償貸付けの不適切性
3-3	社会福祉法人 神奈川県社会 福祉協議会	社 1	生活福祉資金の貸付原資としての国庫補助金等特別積立金明細書の不備
		社 2	生活福祉資金貸付金の適正な評価方法と徴収不能引当金の計上不足
3-4	神奈川県 道路公社	道 1	月次試算表および月次報告書の会計規程に違反した不適切な運用
3-5	公益財団法人 神奈川産業振興 センター	産 1	中国国内旅行における日当支給の根拠の整備
		産 2	国際ビジネス支援事業費補助金の執行状況の適切な確認

2 意見の一覧表

編-章	テーマ	No.	意見のポイント
3-2	株式会社 湘南国際村協会	湘 1	湘南国際センター全体に関する情報開示の不十分
		湘 2	同センター大規模修繕工事プロポーザルにおける競争性の確保
		湘 3	同センター管理組合事務局費の会計表示の不当性
		湘 4	同センター管理組合の役員選任決議の不備
		湘 5	同センター管理組合の役員選任決議の不備
		湘 6	バルコニー隔板修繕費の負担方法の見直し
		湘 7	アンテナ設置賃料収入の帰属先の見直し
		湘 8	セグメントごとの損益計算の実施
		湘 9	事務室使用状況の見直し
		湘 10	個人情報の適切な管理の徹底
		湘 11	備品の管理方法の改善
3-3	社会福祉法人 神奈川県社会 福祉協議会	社 1	生活福祉資金貸付制度の周知促進
		社 2	国庫補助金等特別積立金明細書の適切な作成方法
		社 3	生活福祉資金貸付金の督促方法の更なる検討
		社 4	生活福祉資金貸付金の管理システムの脆弱性

編-章	テーマ	No.	意見のポイント
		社 5	生活福祉資金貸付金の貸付事務に関する県社協の市区町村社協に対する指導・監督の徹底
		社 6	硬直化した職員の配置と柔軟な活用
		社 7	積立資産の有価証券の資金運用規程の不備
		社 8	指名競争入札の一本化の検討
		社 9	単独随意契約の理由の検証と業者選定の競争性等の確保
		社 10	かながわ県民センターの分担金の適正な算出方法の検討
		社 11	ファイル基準表の不備
		社 12	福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）に関する県社協の市町村社協に対する指導・監督の徹底
		社 13	委託事業の統合等の一体的な運営の検討
		社 14	生活困窮者自立相談支援事業の周知促進
		社 15	生活困窮者自立相談支援事業についての県による適切な監督
		社 16	介護支援専門員証交付業務委託の委託料の再検証
		社 17	印刷会社選定の際の透明性、公平性及び競争性の確保
		社 18	自主財源の増収のための更なる施策の検討
3-4	神奈川県 道路公社	道 1	建設事業費に対する償還準備金等の不足見込額への対応の検討
		道 2	競争入札の入札参加者の増加による業者選定の競争性の確保
		道 3	休憩施設の有効利用及び競争入札等の実施の検討
		道 4	単独随意契約の理由の再検討と業者選定の競争性の確保
		道 5	請負契約の発注仕様内容の検討
		道 6	見積公募参加者が1者の場合の競争入札方法の検討
		道 7	競争入札に係る事前調査の徹底

編-章	テーマ	No.	意見のポイント
		道 8	駐車場機器選定の妥当性・相当性の再検討
		道 9	利益率の低い駐車場の業績改善及び運営方法の検討
		道 10	有料道路の不正通行に対する措置の検討
		道 11	特定の職員への時間外労働の偏りの改善
		道 12	年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくり
		道 13	評議員会への出席の確保
		道 14	管理規程・管理台帳によるリース資産管理の検討
		道 15	企業会計基準によるリース資産・負債の管理
		道 16	本社の各事務所に対する内部監査の徹底
		道 17	ファイル基準表の適切な更新
		道 18	固定資産の帳簿と現物の照合
		道 19	備品一覧表の作成及び備品の現物照合
		道 20	P C B の早期処分の実施
		道 21	P C B 処分費用の引当金としての計上
3-5	公益財団法人 神奈川産業振興 センター	産 1	設備貸与事業における販売代理店の情報提供
		産 2	設備貸与実施後の決算書の確実な徴求
		産 3	貸付債権管理の実効性の確保
		産 4	神奈川経済貿易事務所の支出状況の適時・適切な把握
		産 5	備品の管理の徹底
		産 6	委託業者保有データベースの適切な活用
		産 7	プロポーザル方式における参加者の確保
		産 8	財務規程細則の正確な適用
		産 9	最新のファイル基準表の備置
		産 10	発注開拓専門員の旅費の適切な精算
		産 11	県委託事業におけるセンタービル貸室賃料の減額の検討
3-6	財政的援助団体 等全般について	総 1	県単独補助金の交付額等の経年的なデータ収集と公表
		総 2	県 100%出資団体における適正な資産管理の促進
		総 3	その他の財政的援助団体等における適正な資

編-章	テーマ	No.	意見のポイント
			産管理の促進
		総 4	ファイル基準表の作成とその不備等の改善
		総 5	財政的援助団体等における委託契約等に関する問題点の周知
		総 6	財政的援助団体等における過剰な時間外労働の改善
		総 7	複数の補助事業における柔軟な人員配置、人件費の適正な把握